

第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (1/4)

分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方
原子炉圧力容器内の温度	1次冷却材温度 (広域-高温側)	0~400℃	3	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各ループごと既に多重化された2個ずつ (高温側1個及び低温側1個)、全3ループの合計6個を設定する。
	1次冷却材温度 (広域-低温側)	0~400℃	3	
原子炉圧力容器内の圧力	1次冷却材圧力 (広域)	0~21.0MPa[gage]	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
原子炉圧力容器内の水位	加圧器水位	0~100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
	原子炉容器水位	0~100%	1	原子炉容器水位を監視可能な既設水位計を1個設定する。
	高压注入流量	0~350m ³ /h	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
原子炉圧力容器への注水量	低压注入流量	0~1,100m ³ /h	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
	B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)	0~1,300m ³ /h (0~10,000 m ³)	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。
	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	0~200m ³ /h (0~10,000m ³)	1	系統流量を監視可能な流量計を新規に1個設置する。
原子炉格納容器内の温度	格納容器内温度	0~220℃	2	格納容器内温度を監視可能な既設温度計を2個設定する。
原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器圧力	0~0.35MPa[gage]	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
	格納容器圧力 (AM用)	0~1.0MPa[gage]	2	原子炉格納容器の限界圧力 (0.566MPa[gage]) を監視可能な既設圧力計を2個設定する。

第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (2/4)

分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方
原子炉格納容器内の水位	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	0～100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。 (計測範囲:T.P. 10. 3～15. 1m)
	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	0～100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。 (計測範囲:T.P. 10. 3～12. 6m)
	格納容器水位	ON-OFF (注1) T.P. <input type="text"/> 以上	1	外部水源注水量限界を把握可能な水位計を新規に1個設置する。
	原子炉下部キャビティ水位	ON-OFF (注1) T.P. <input type="text"/> 以上	1	原子炉格納容器下部への注水による原子炉下部キャビティの蓄水状況を監視するため、1個を新規に設置する。
原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度	0～20vol%	1	重大事故等時に原子炉格納容器破損防止の判断基準である格納容器内水素濃度 (13vol%以下) に余裕を見込んだ範囲を監視可能な水素濃度計を新規に1個設置する。
	原子炉格納容器内水素処理装置温度	0～800℃	5	原子炉格納容器内水素処理装置5個の動作状況を広く監視するため、各原子炉格納容器内水素処理装置に1個ずつ、合計5個を新規に設置する。
	格納容器水素イグナイタ温度	0～800℃	13	格納容器水素イグナイタ13個の動作状況を広く監視するため、各格納容器水素イグナイタに1個ずつ、合計13個を新規に設置する。
	格納容器内高レンジエアモニタ (低レンジ)	$10^5 \sim 10^7 \mu\text{Sv/h}$	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ)	$10^3 \sim 10^8 \text{ mSv/h}$	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
	出力領域中性子束	0～120% ($3.3 \times 10^5 \sim 1.2 \times 10^{10} \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$)	4	原子炉出力を監視可能な既設の出力領域計装全4チャンネルを設定する。
	中間領域中性子束	$10^{-11} \sim 5 \times 10^{-3} \text{ A}$ ($1.3 \times 10^2 \sim 6.6 \times 10^{10} \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$)	2	原子炉の中間領域を監視可能な既設の中間領域計装全2チャンネルを設定する。
	中性子源領域中性子束	$1 \sim 10^6 \text{ cps}$ ($10^{-1} \sim 10^5 \text{ cm}^{-2} \cdot \text{s}^{-1}$)	2	原子炉の線源領域を監視可能な既設の線源領域計装全2チャンネルを設定する。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (3/4)

分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方
最終ヒートシンクの 確保	蒸気発生器水位 (狭域)	0～100%	6	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各ループごと既に多重化された2個ずつ、全3ループの合計6個を設定する。
	蒸気発生器水位 (広域)	0～100%	3	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各ループごと既に多重化された2個ずつ (蒸気発生器水位 (広域) 1個及び補助給水流量 1個)、全3ループの合計6個を設定する。
	補助給水流量	0～130m ³ /h	3	
	主蒸気ライン圧力	0～8.5MPa [gauge]	6	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により各ループごと既に多重化された2個ずつ、全3ループの合計6個を設定する。
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	0～100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
	原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)	0～1.0MPa [gauge]	1	系統圧力を監視可能な圧力計を新規に1個設置 (保管) する。
	格納容器再循環ユニット入口温度 / 出口温度	0～200℃	3	系統温度を監視可能な温度計を新規に3個 (入口用1個、出口用2個) を設置 (保管) する。
	燃料取替用水ピット水位	0～100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
	ほう酸タンク水位	0～100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
	補助給水ピット水位	0～100%	2	安全機能の重要度分類 MS-2 (事故時監視計器) の設計要求により既に多重化された2個を設定する。
アニュラス部の水素濃度	アニュラス水素濃度 (可搬型)	0～20vol%	1	重大事故等時にアニュラス部の水素濃度が変動する可能性のある範囲 (0～1 vol%) を包絡する計測範囲を監視するため、新規に1個設置 (保管) する。

第1表 重要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータの設定個数 (4/4)

分類	名称	計測範囲	個数	設定個数の考え方
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位 (AM用)	T.P. 25. 24~32. 76m	2	系統水位を監視可能な水位計を新規に2個設置する。
	使用済燃料ピット水位 (可搬型)	T.P. 21. 30~32. 76m	2	系統水位を監視可能な水位計を新規に2個設置 (保管) する。
	使用済燃料ピット温度 (AM用)	0 ~ 100℃	2	系統温度を監視可能な温度計を新規に2個設置する。
	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	10nSv/h~1, 000mSv/h	1	使用済燃料ピット周辺の放射線量率を監視可能なモニタを新規に1個設置 (保管) する。
	使用済燃料ピット監視カメラ (注2)	—	1	使用済燃料ピットの状態を監視可能なカメラを新規に1個設置する。使用済燃料ピット監視カメラを冷却するための空冷装置を新たに1個設置 (保管) する。

(注1) : 水位が検出器に到達した場合に ON になる。

(注2) : 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。

原子炉下部キャビティへの流入経路について

LOCA時のRCS破断水および原子炉格納容器に注水されたスプレイ水が原子炉下部キャビティへ流入する経路について、図1および図2に示す。

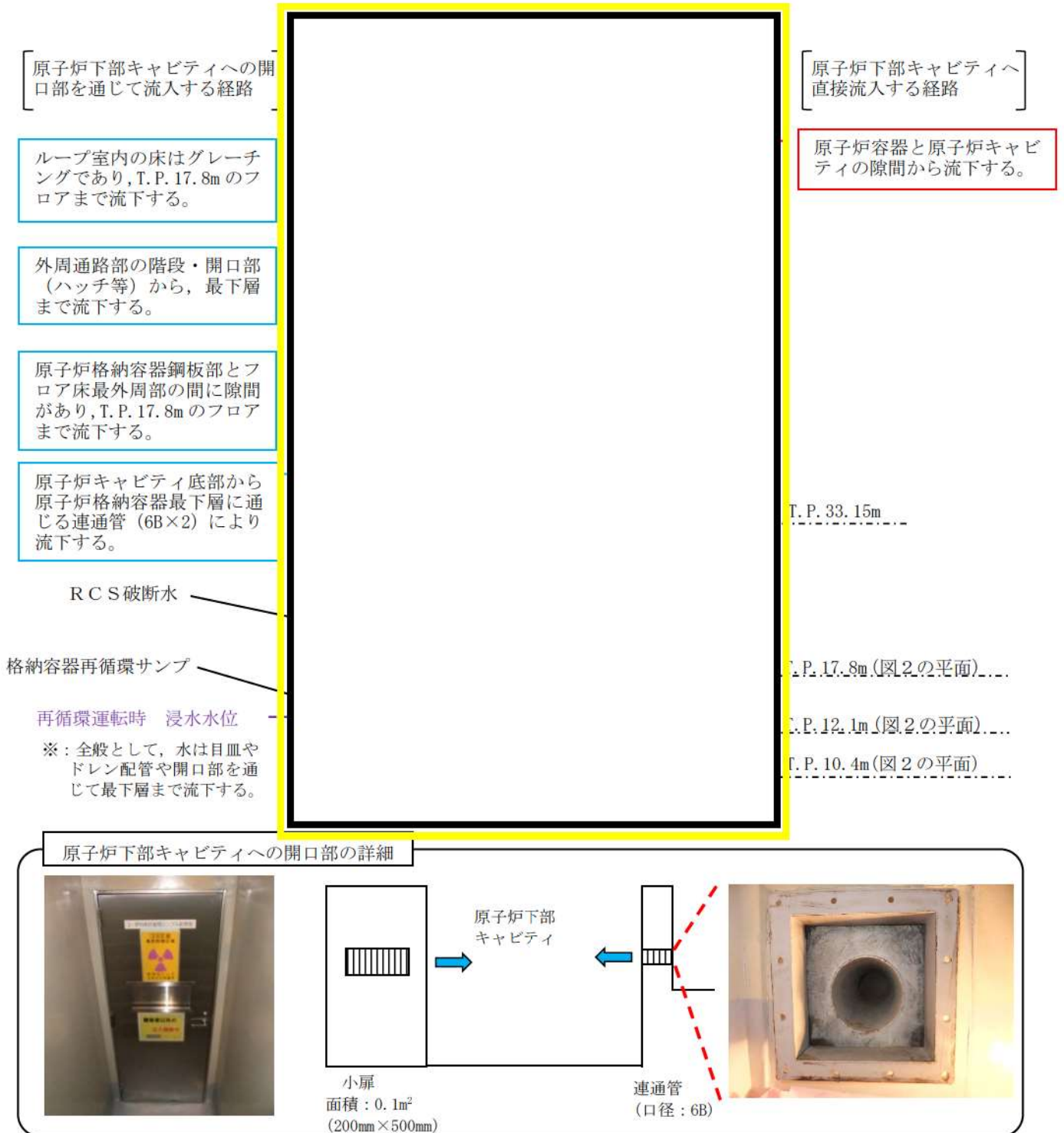


図1 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路（断面図）

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

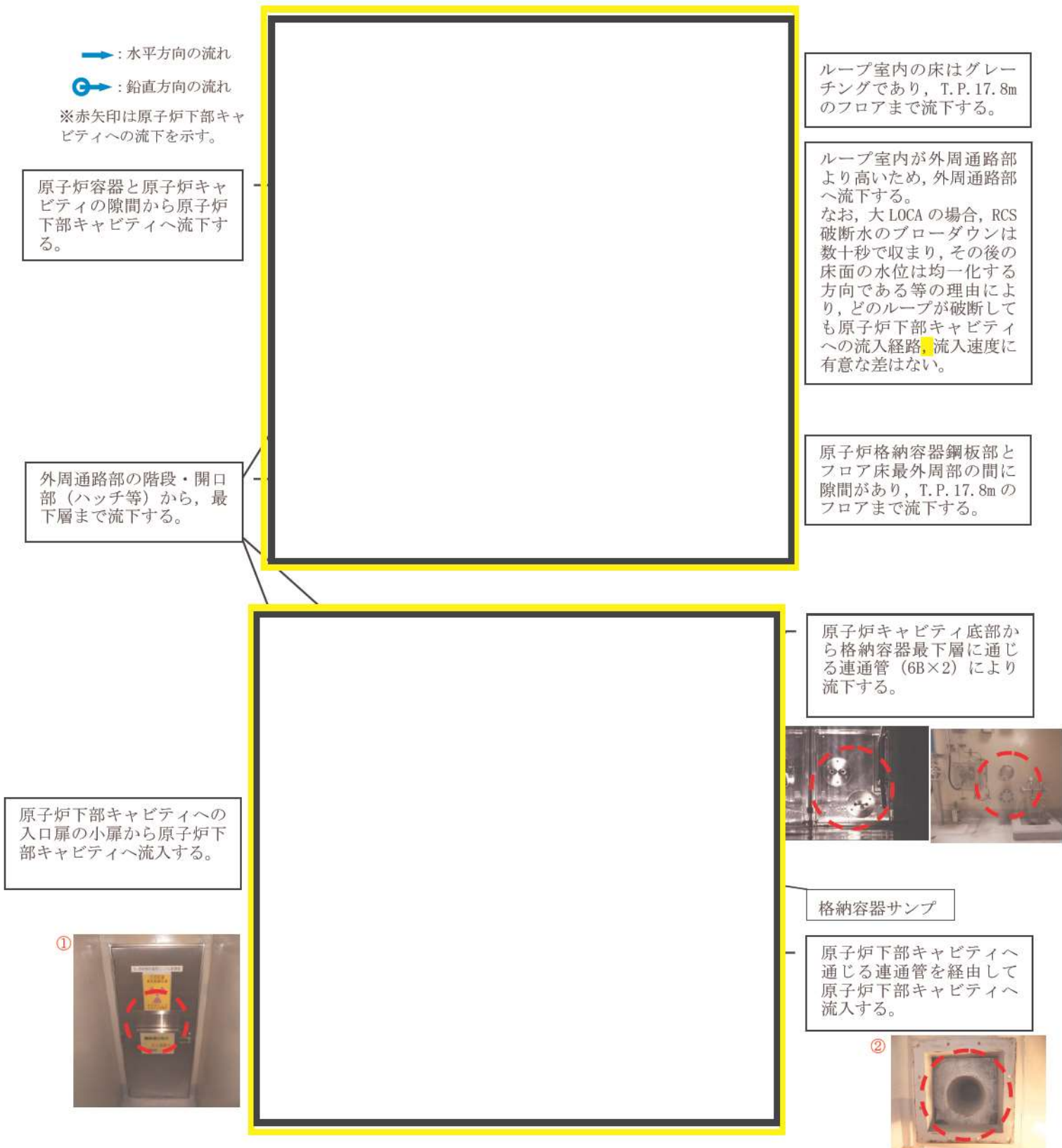
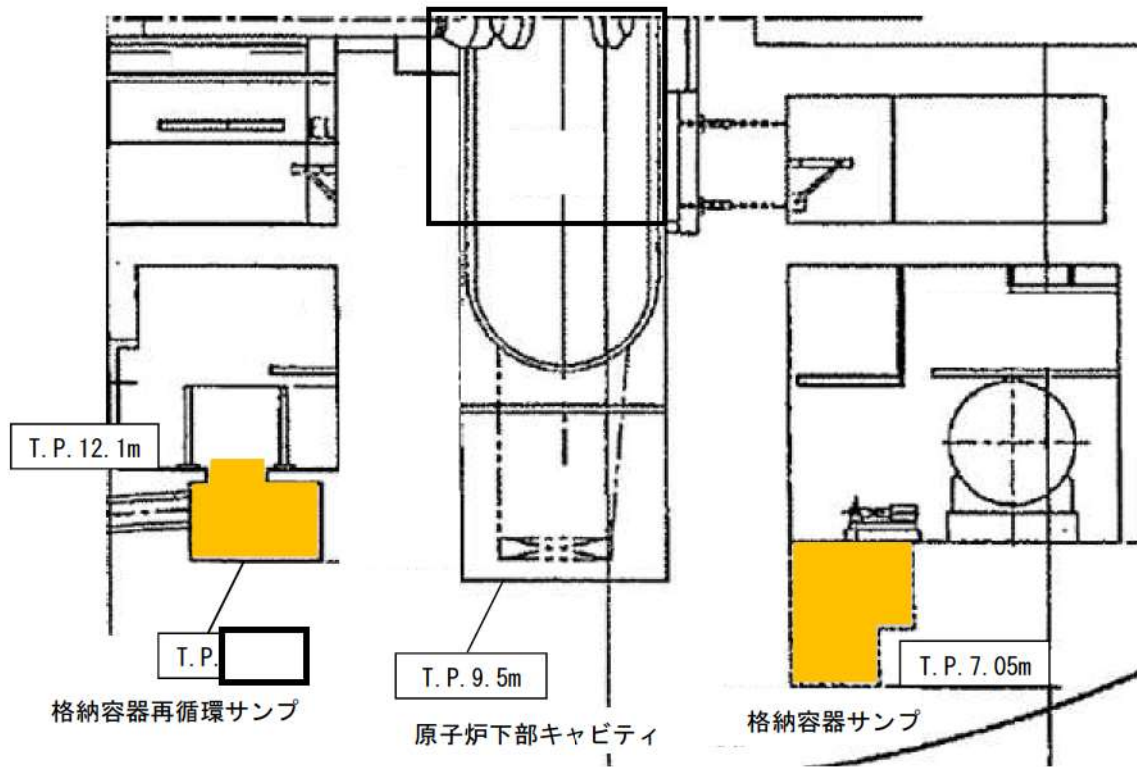


図2 スプレイ水及びRCS破断水の原子炉下部キャビティへの流入経路
 (T.P. 17.8m, T.P. 12.1m/10.4m 平面図)

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



	3号炉
格納容器再循環サンプ容量 (2基合計)	
格納容器サンプ容量	

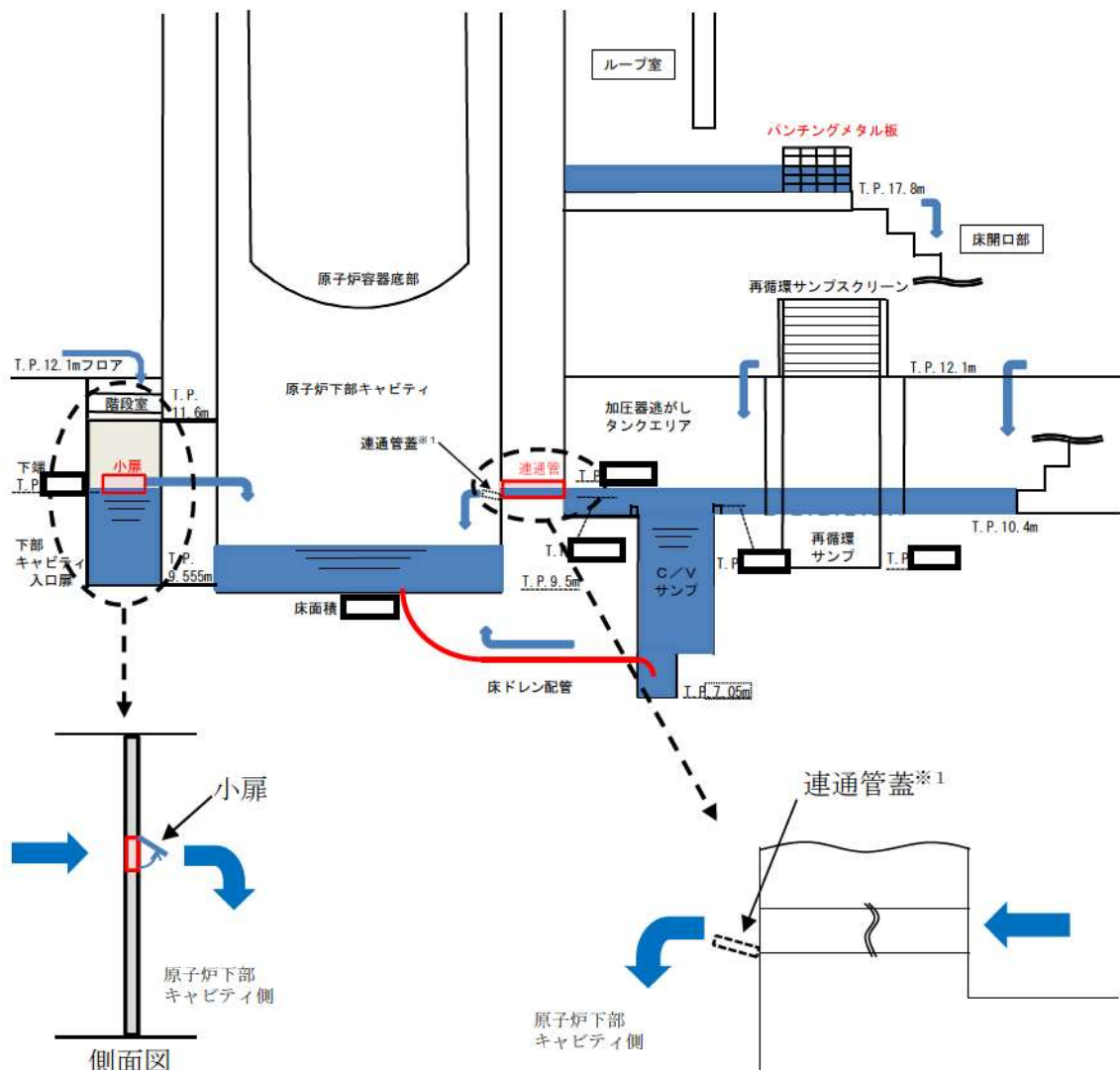
図3 原子炉格納容器内断面図

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所

原子炉格納容器の最下階エリアからは、原子炉下部キャビティに通じる以下の開口部（連通管及び小扉）を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。

原子炉下部キャビティに流入する経路断面概要を図4に、また、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を図5及び図6に示す。



※1 通常運転時において、原子炉下部キャビティと格納容器最下階エリアの空調バランスを考慮し、連通管蓋を設置。

図4 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



図5 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（既設連通管のみから流入の場合）

本関係図の設定条件は以下のとおりである。

(a) 解析コード MAAP によれば、MCCI の発生に対してもっとも影響の大きい「大破断 LOCA + ECCS 注入失敗 + 格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約 1.6 時間後 ※2）に合計 トン^{*2} の溶融炉心、溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に泊 3 号炉に装荷される炉心有効部の全量約 トンと設定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約 m³ とした。解析結果によれば、原子炉容器破損時（約 1.4 時間後）における原子炉下部キャビティ水量は約 m³（水位として約 1.5m）であり、十分な水量が確保されている。

※2 MAAP 解析では、初期炉心熱出力を 2%大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると想定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。

※3 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通管等により適宜注水される。

(b) 大破断 LOCA 時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通管を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、上図においては以下については考慮しないこととした。

- ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入
- ・原子炉容器外周隙間からの流入

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



図6 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（追設小扉のみから流入の場合）

本関係図の設定条件は以下のとおりである。

- (a) 溶融炉心等の物量及び必要な冷却水量の設定については、図5と同じ。
- (b) 追設する小扉の流入性確認のため、上図においては保守的に以下については考慮しないこととした。
 - ・既設の連通管からの流入
 - ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入
 - ・原子炉容器外周隙間からの流入
- (c) 保守的に、大破断 LOCA 時の初期の流入水（RCS 配管破断水（約 ））は、既設の連通管が設置されている加圧器逃がしタンクエリアに流入し、このうち当該エリアの容積に相当する水が滞留水になると仮定した。また加圧器逃がしタンクエリアが満水となった後にオーバーフローし、階段室及び下部キャビティに流入すると仮定した。
- (d) 実際には RCS 配管破断水及びスプレイ水は、加圧器逃がしタンクエリア（既設連通管側）及び階段室（追設小扉側）に同時に流入し、階段室（追設小扉側）にも早期に流入することから、上記は保守的な仮定である。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

(1) 連通管

原子炉下部キャビティへの流入経路として、原子炉下部キャビティへの連通管を設置している。連通管は1箇所のみでMCCI防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、連通管と異なる位置に小扉を設置することで流路の多重性及び多様性を持った設計とする。(図7)

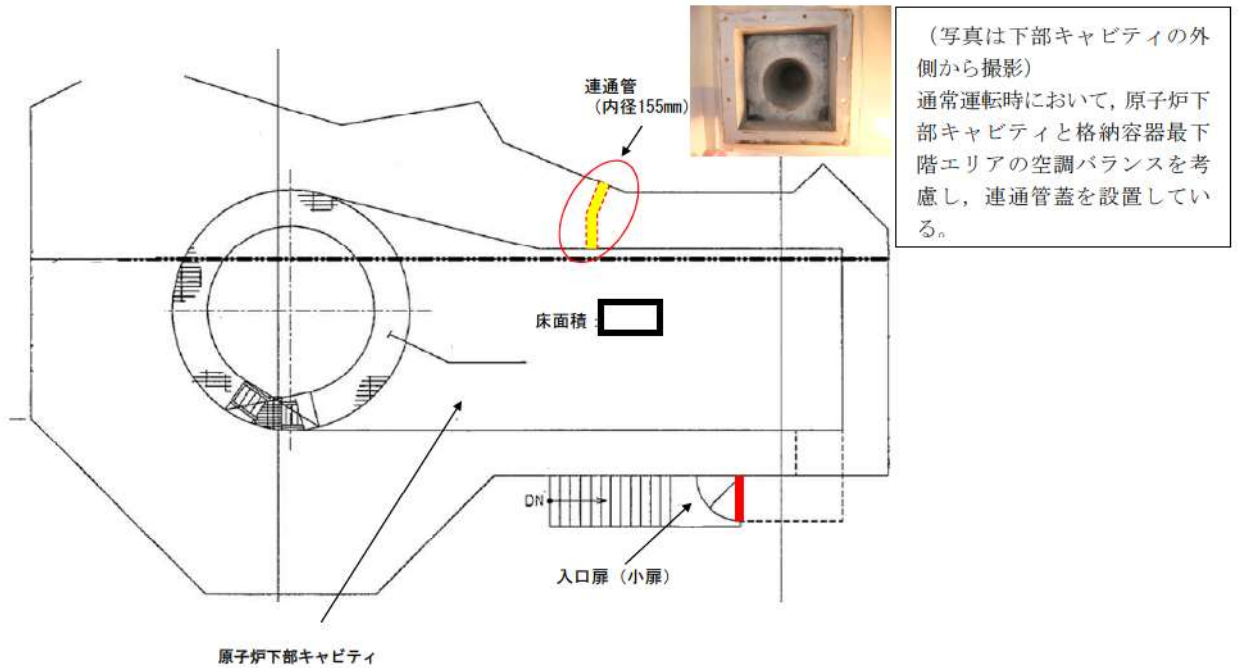


図7 連通管設置状況

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

(2) 小扉

連通管からの流入のみで MCCI 防止のために必要な原子炉下部キャビティ保有水を確保できることを確認しているが、原子炉下部キャビティへの水の流入経路の多重性を確保するため、原子炉下部キャビティの入口扉に開口部（小扉）を設置し、小扉からも原子炉下部キャビティへ格納容器スプレイ水が流入する。（図 8）

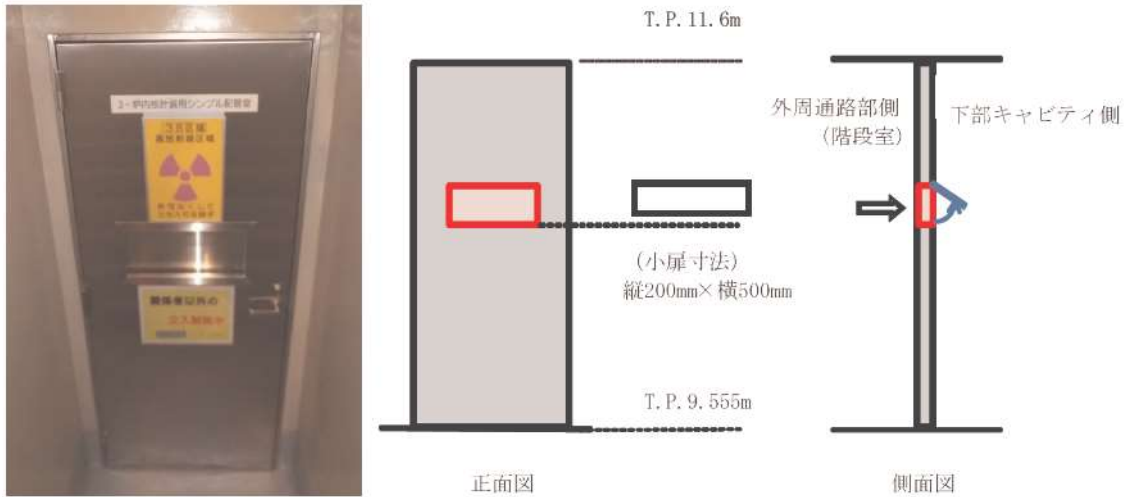


図 8 原子炉下部キャビティ入口扉小扉

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

2. 原子炉下部キャビティへの流入健全性について

(1) 原子炉下部キャビティ内側からの閉塞の可能性について

溶融炉心が原子炉下部キャビティに落下した際、溶融炉心等で連通管及び小扉が内側から閉塞しないことを以下のとおり確認した。

- 解析コード MAAP によれば、「大破断 LOCA+ECCS 注入失敗+格納容器スプレイ失敗」において、下表に示すとおり① 溶融炉心（全量）（約 [] トン）と② 炉内構造物等約 [] トンの合計約 [] トンの溶融炉心等が、LOCA 後 3 時間までに原子炉から落下するとの結果を得ている。
- 上記の結果に解析結果が持つ不確定性を考慮し、保守的に以下を想定して、物量が多くなるよう② 炉内構造物等の重量を約 [] トンとし、合計 [] トン分が原子炉下部キャビティに堆積することを想定する。

- ・実際に溶融が想定される箇所は、下部炉内構造物のうち、溶融炉心が下部プレナムへ落下する際に接触する構造物の表面の一部と、滞留する下部プレナム内にある構造物であり、これらは約 [] トンである。これらが多めに溶け込むことを想定して、下部炉心板以下の全構造物約 [] トンの溶融とする。
- ・原子炉容器については、クリーブ破損により開口部を生じさせる形態となり、原子炉容器そのものは落下しない。（溶融炉心と接するため、微量に溶け込む。）
- ・原子炉容器下部の計装案内管については、原子炉容器との固定部が溶融されることにより、全てがその形状を保持したまま落下すること。
- ・原子炉下部キャビティにあるサポート等が全て溶融することを想定する。これらの総重量は [] トンである。

以上を全て合計した約 [] トンに対して、保守的になるように切りが良い数値として、② 炉内構造物等の重量を約 [] トンと設定した。

[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

	構成物	材料	重量 (解析)	重量 (今回想定)	比重※	体積
①	溶融炉心 (全量)	UO ₂	[]	[]	約 11	約 17m ³
		ZrO ₂			約 6	
②	炉内構造物等	SUS304 等			約 8	
合計						

※：空隙を考慮せず。

以上のように保守的に設定した条件の場合において、原子炉下部キャビティに蓄積される溶融炉心等は約 17m³となる。これら溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積すると仮定した場合、原子炉下部キャビティの水平方向断面積は約 []m²であるので、堆積高さは約 []cmとなる。原子炉下部キャビティへの連通管まで約 []cm 以上あることから、溶融炉心等の堆積高さを多めに見た場合でも原子炉下部キャビティへの連通管及び小扉が内側から閉塞することはない。

[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

(2) 原子炉下部キャビティ外側からの閉塞の可能性について

原子炉下部キャビティへの流入口である連通管と小扉は、原子炉格納容器内に発生する可能性のあるデブリにより閉塞することのない設計とする。

なお、連通管及び小扉を閉塞させる恐れのある異物は以下のとおりである。

- (a) プラント定期事業者検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期事業者検査終了後、取り残された異物
- (b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物

(a) 定期事業者検査時に持ち込まれる異物について

① 定期事業者検査時の作業のため、一時的に使用する異物

- ・テープ
- ・プラスチック、ビニール製品
- ・ロープ
- ・ウェス、布切れ等

② 対応

定期事業者検査期間中は異物が放置されないことを目視により点検するとともに、放置された異物が発見された場合は原子炉起動までに除去する等の適切な措置を講じている。また、定期事業者検査終了後には、異物等が残っていないことを原子炉格納容器内点検にて確認している。

引き続き、適正に異物管理を実施することで、連通管及び小扉の健全性を確保することが可能である。

(b) 設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物について

① 想定する事故シーケンス

連通管及び小扉による原子炉下部キャビティへの流入が想定される状況は、炉心損傷時であるが、炉心損傷に至る事故シーケンスとしては、主として1次冷却材管のLOCA又は過渡事象が起因となる。そのうち発生異物量が最大となる、1次冷却材の大破断LOCAを想定して発生異物への対策を考察する。

② 大破断LOCA時に発生する異物

- ・破損保温材（繊維質）：ロックウール
- ・その他粒子状異物：塗装

・堆積異物（繊維質，粒子）

上記異物のうち，各種保温材については，1次冷却材管の破断点を中心として想定される破損影響範囲において発生することから，ループ室内で発生する。それら以外の粒子状異物及び堆積異物に関してはループ室内外で発生する。

③対応

i. ループ室内で発生する異物への対応

大破断 LOCA 時にループ室内で発生する異物は，大部分が蒸気発生器保温材及び1次冷却材管保温材であり，ループ室内のグレーチングの開口部等を通過した大型保温材や，クロスオーバーレグの大型保温材が，万一連通管（内径 155mm）及び小扉（200mm×500mm）に到達することを防止するために，T.P. 17.8m の外周通路部床面の階段開口部（2箇所）の手摺部に，グレーチングと同程度のメッシュ間隔のパンチングメタル板を設置する。（図9）（この他に機器搬入口の開口部が1箇所あり，既にグレーチングを設置している。）

保温材等の異物は，T.P. 17.8m の外周通路部床面の階段開口部の手摺部のパンチングメタル板に至るまでにループ室各階の床グレーチングにて捕捉される。（図10）また，ループ室床面グレーチングとパンチングメタル板の網目の大きさは同程度であり，ループ室床のグレーチングを通過した保温材等によりパンチングメタル板が閉塞することはない。また，この網目を通る異物については連通管（内径 155mm）及び小扉（200mm×500mm）を閉塞させることは考えにくい。

ii. ループ室外で発生する異物への対応

大破断 LOCA 時にループ室外で発生する異物は，塗装等の粒子状異物及び堆積異物であるが，万一，ループ室床面（T.P. 17.8m）に落下しても，流路が複雑かつ長いこと等により，原子炉下部キャビティまで到達し難い。（図11）更に，連通管及び小扉は原子炉格納容器最下層床面近傍に位置しており，また穴径及びサイズもそれぞれ 155mm，200mm×500mm であることから，ループ室外で発生する塗装等の粒子状異物及び堆積異物が，連通管及び小扉を閉塞させるような大型の異物に該当するとは考えにくい。さらに，連通管（内径 155mm）と小扉（200mm×500mm）をそれぞれ設置することで多重性を持った設計としている。

(c)まとめ




プラント定期事業者検査期間中に、原子炉格納容器内に検査機器等が多く持ち込まれるが、定期事業者検査時及び終了後に異物が放置されていないことを目視により点検している。

設計基準事故、重大事故等に伴い発生する異物は、発生異物量が最大となる1次冷却材管の大破断LOCAを想定している。連通管及び小扉を閉塞させるような大きな塊の保温材は大破断LOCA時にループ室で発生するものの、ループ室床面等のグレーチングで捕捉されるなど原子炉下部キャビティまで到達し難いが、さらにT.P.17.8mの外周通路部床面の階段開口部の手摺部にパンチングメタル板を設ける対策を講じている。さらに、原子炉下部キャビティへの流入経路は連通管（内径155mm）と小扉（200mm×500mm）をそれぞれ設置することで多重性を確保する。

以上のことにより、原子炉下部キャビティへの流入の健全性を確保する。

大型の破損保温材等を捕捉するため、階段開口部周囲を囲むように手摺にパンチングメタルを設置した。(写真A)

T.P.17.8m フロア

-  : 水平方向の水の流れ
-  : 下層階への水の流れ
-  : 床開口部

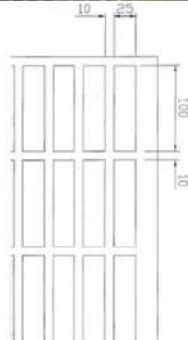
LOCA 発生場所
(ループ室内)

LOCA 時の大型の破損保温材を含んだ水は、ループ室入口を經由し、階段開口部 2 箇所及び機器搬入口 1 箇所を通過して、最下階へ流下する。従ってこの 3 箇所、大型の破損保温材等を捕捉できるよう、対処を図る。



大型の破損保温材等を捕捉するため、階段開口部周囲を囲むように手摺にパンチングメタルを設置した。(写真B)

機器搬入口の開口部には既にグレーチングが設置されており、大型の破損保温材等は捕捉される。




(写真A)

階段開口部に設置したパンチングメタル

(写真B)

階段開口部に設置したパンチングメタル

図9 保温材等のデブリ対策

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

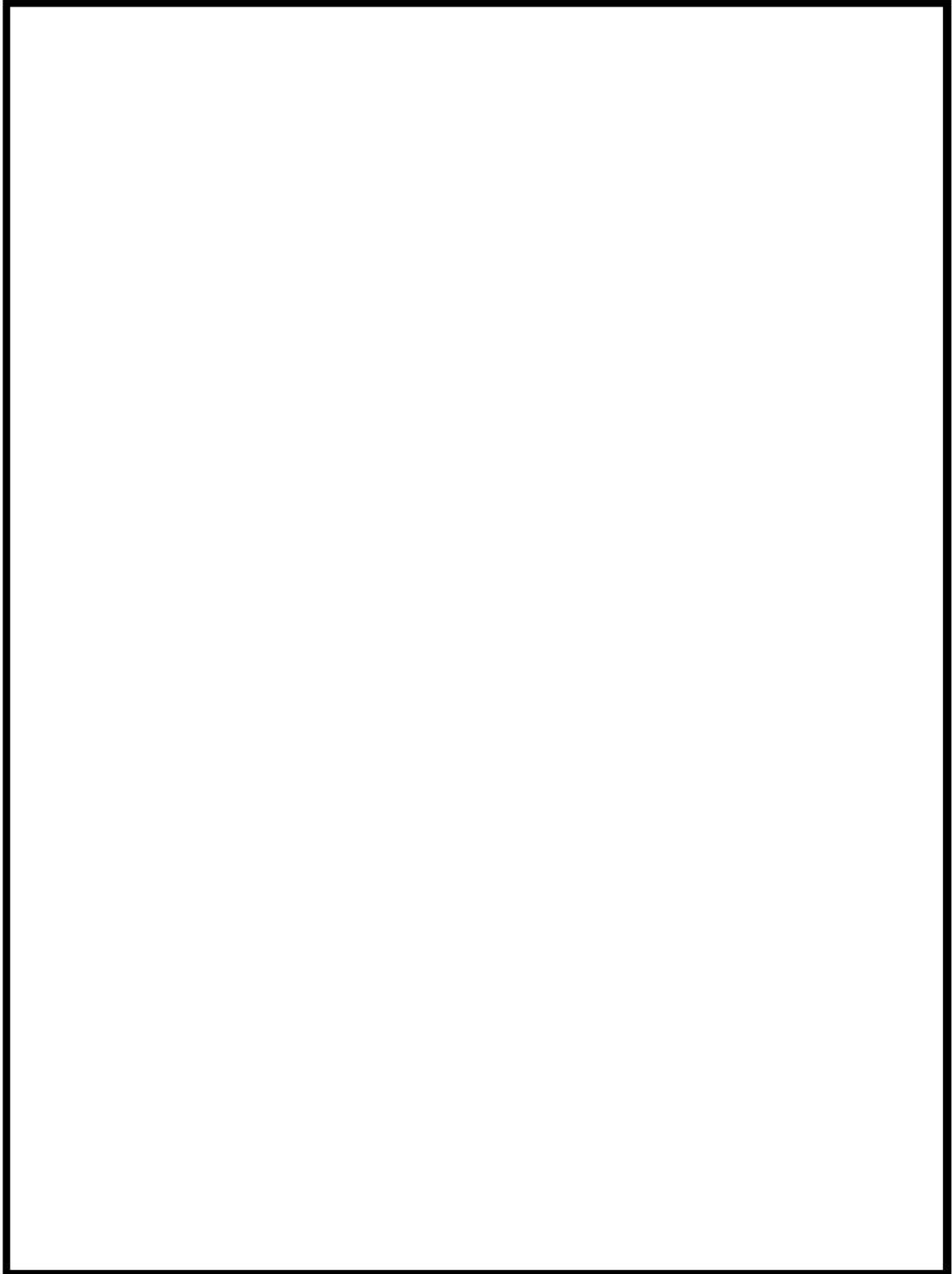



図 10 各機器とグレーチングの位置関係

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

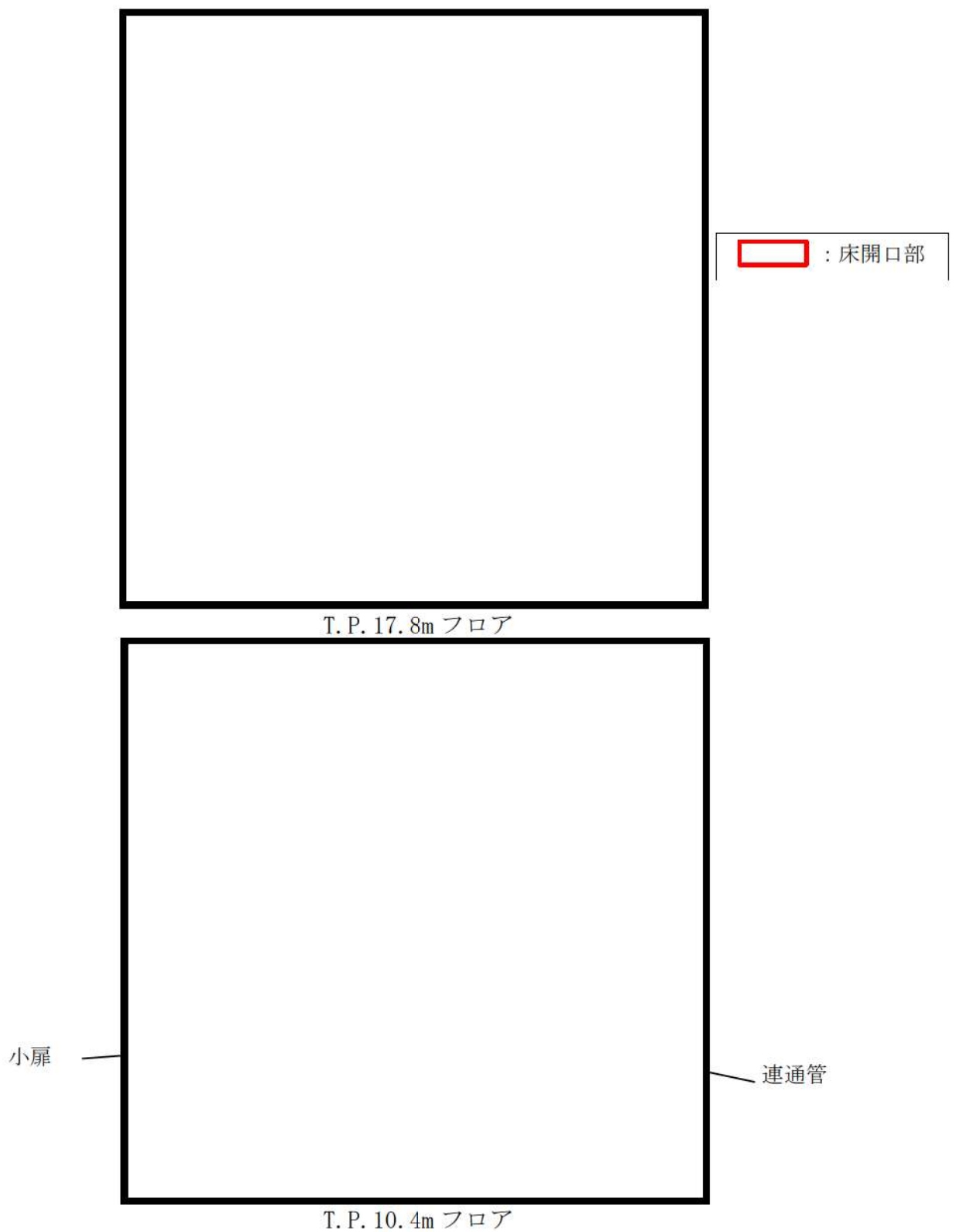


図 11 各ループ室から原子炉下部キャビティまでの流路
(T. P. 17. 8m/10. 4m 平面図)

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

3. まとめ

原子炉下部キャビティへの注水を確実にするために、以下の対策を実施する。(図12)

① 原子炉下部キャビティへの流入経路確保

原子炉下部キャビティ入口扉に小扉を設置。

また、原子炉下部キャビティへの連通管を従来より設置している。

② 保温材等のデブリ対策

T.P. 17.8m の外周通路部床面の階段開口部（2箇所）の手摺部にデブリ捕捉用のパンチングメタル板を設置する。

これらの対策により、以下に示す効果が期待できることから、原子炉下部キャビティへの注水を確実に実施することができる。

○大破断 LOCA により発生する大型の保温材等のデブリは、デブリ捕捉用のパンチングメタル板及びグレーチングにより捕捉することができるため連通管及び小扉の外側にこれらのデブリが到達することはない。また、連通管及び小扉についてはデブリにより閉塞し難い構造であるため、外側から通水経路が閉塞することはない。

○溶融炉心等が平均的に原子炉下部キャビティに堆積することを想定した場合においても、連通管及び小扉の設置高さは堆積高さと比べて高いことから、内側から注水経路が閉塞することはないと有効に機能する。

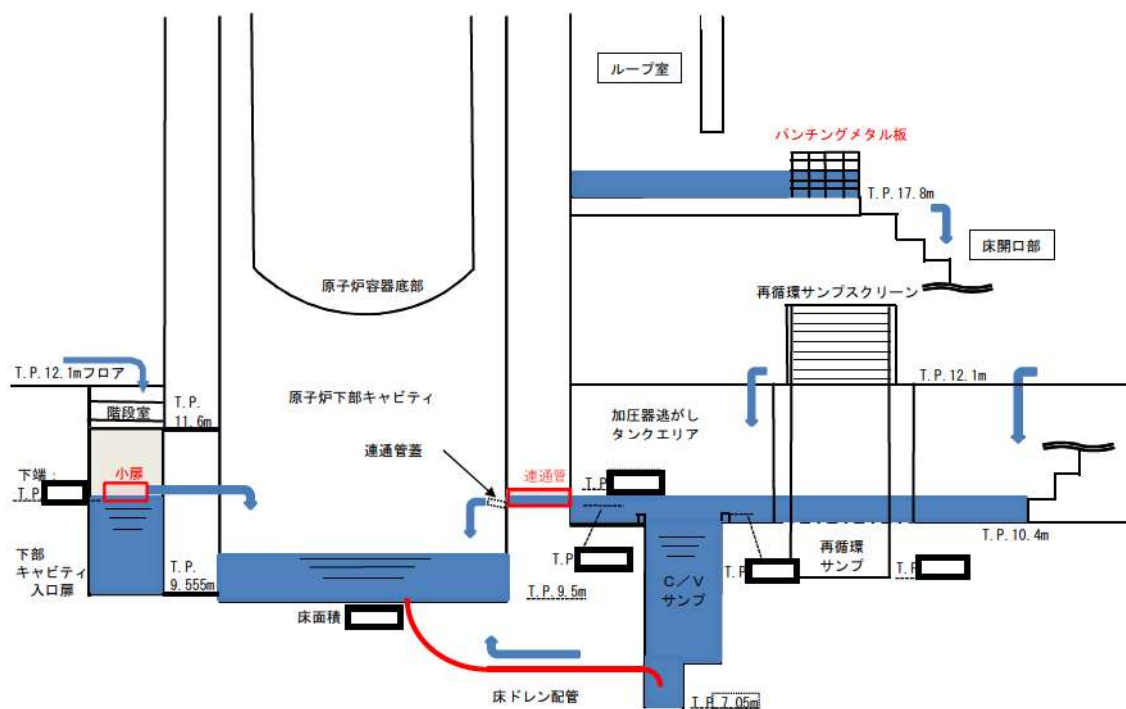


図12 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面図

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

原子炉下部キャビティへの蓄水時間について

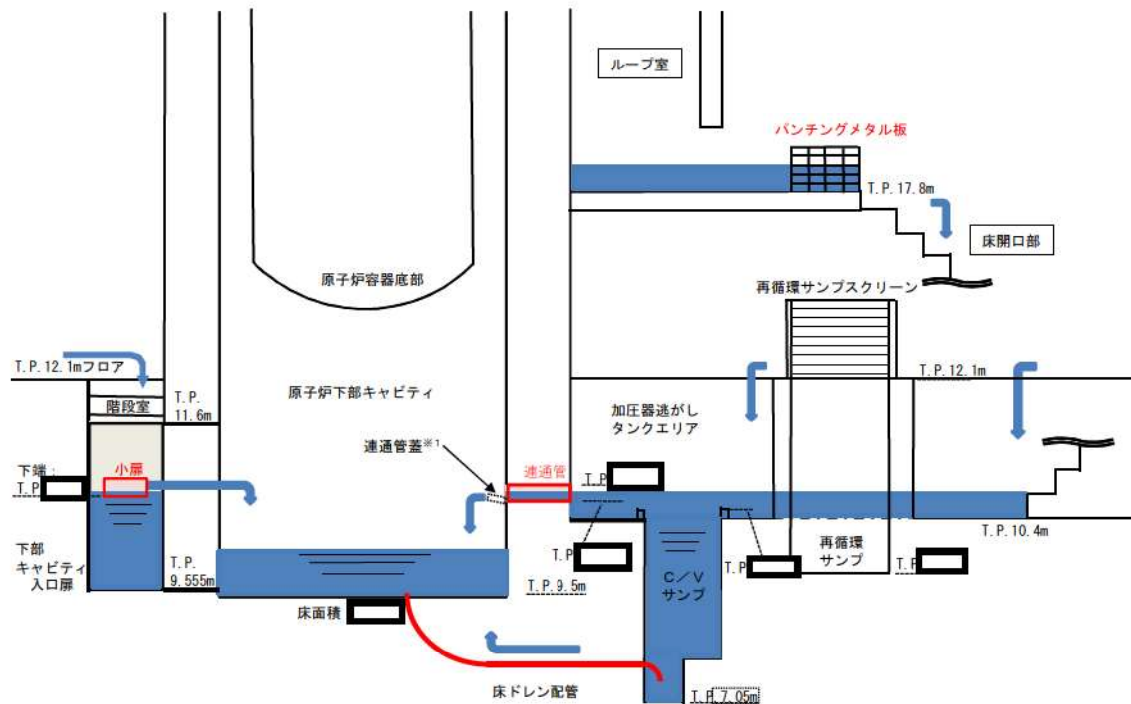
1. 原子炉下部キャビティへの流入箇所

原子炉格納容器の最下階エリアからは、図1に示すとおり原子炉下部キャビティに通じる開口部（連通管及び小扉）を経由して原子炉下部キャビティへ流入する。

図2及び図3に連通管又は小扉から原子炉下部キャビティへ流入する場合の、最下階エリア及び原子炉下部キャビティの水位と原子炉格納容器内への注水量の関係を示す。

原子炉下部キャビティに通じる開口部は2箇所（連通管及び小扉）あり、仮にどちらか一方が閉塞した場合においても、図2及び図3のとおり冷却に必要な冷却水の確保は可能である。

なお、解析コードMAAPによると、図4のとおり熔融炉心等を常温まで冷却するのに必要な水量を上回る冷却水が、原子炉容器破損時（約1.6時間後）までに確保可能である。



※1 通常運転時において、原子炉下部キャビティと格納容器最下階エリアの空調バランスを考慮し、連通管蓋を設置。

図1 原子炉下部キャビティまでの流入経路断面概要図

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

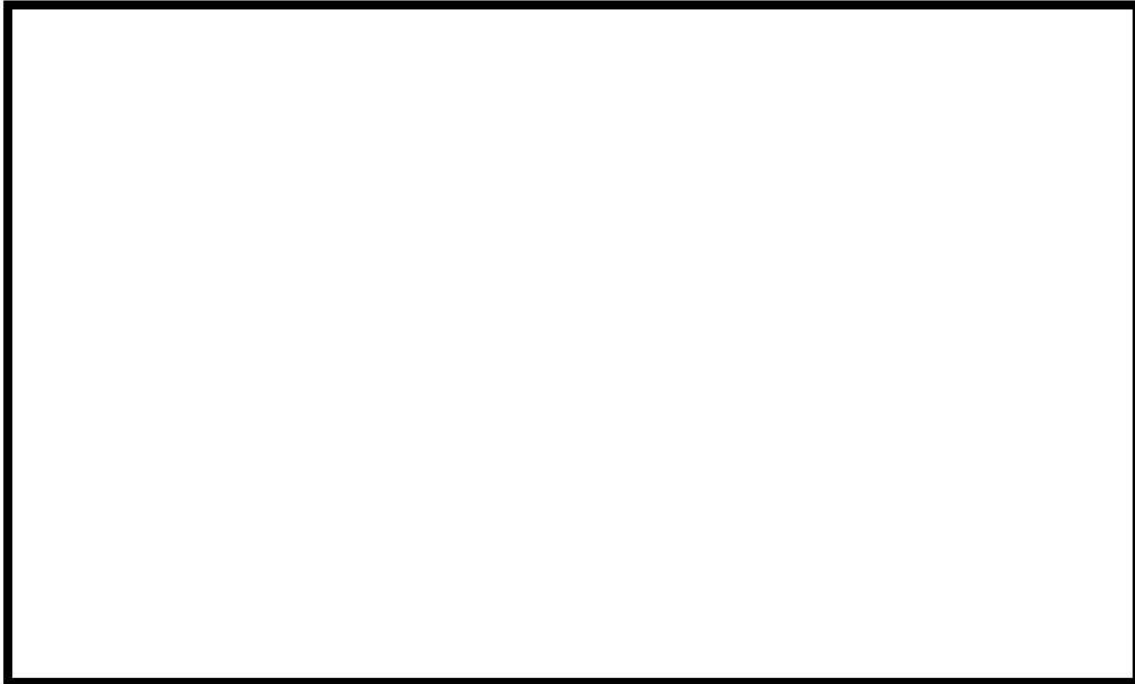


図2 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係（既設連通管のみから流入の場合）

本関係図の設定条件は以下のとおりである。

(a) 解析コード MAAP によれば、MCCI の発生に対してもっとも影響の大きい「大破断 LOCA + ECCS 注入失敗 + 格納容器スプレイ失敗」において、原子炉容器破損時（約 1.6 時間後）に合計 トン^{※2}の溶融炉心、溶融された炉内構造物等が原子炉下部キャビティに落下するとの結果を得ている。この初期に落下する溶融炉心等の物量について、保守的に泊 3 号炉に装荷される炉心有効部の全量約 トンと想定し、これが原子炉下部キャビティに落下した際に蓄水した水により常温まで冷却するのに必要な水量として約 t^{※3}とした。

※2 MAAP 解析では、初期炉心熱出力を 2%大きめに設定しており、また、炉心崩壊熱も大きめの発熱量で推移すると想定している。そのため、原子炉容器破損時間や溶融炉心等落下物量は実態よりも早め・大きめになり、数値は十分保守的である。

※3 初期以降に落下する溶融炉心等の冷却に必要な冷却水については、スプレイ水等により最下階に溜まった水が連通管等により適宜注水される。

(b) 大破断 LOCA 時には短時間に大流量が原子炉格納容器内へ注水されるため、連通管を主経路として原子炉下部キャビティに通水されるため、以下については考慮しない。

- ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入
- ・原子炉容器外周隙間からの流入

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。



図3 原子炉格納容器内への注水量と水位の関係(追設小扉のみから流入の場合)

本関係図の設定条件は以下のとおりである。

- (a) 溶融炉心等の物量及び必要な冷却水量の設定については、図2と同じ。
- (b) 追設する小扉の流入性確認のため、保守的に以下については考慮しない。
 - ・既設の連通管からの流入
 - ・格納容器サンプからのドレン配管逆流による流入
 - ・原子炉容器外周隙間からの流入
- (c) 保守的に、大破断 LOCA 時の初期の流入水（RCS 配管破断水（約 ））は、既設の連通管が設置されている加圧器逃がしタンクエリアに流入し、このうち当該エリアの容積に相当する水が滞留水になると仮定した。また加圧器逃がしタンクエリアが満水となった後にオーバーフローし、階段室及び下部キャビティに流入すると仮定した。
- (d) 実際には RCS 配管破断水及びスプレイ水は、加圧器逃がしタンクエリア（既設連通管側）及び階段室（追設小扉側）に同時に流入し、階段室（追設小扉側）にも早期に流入することから、上記は保守的な仮定である。

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

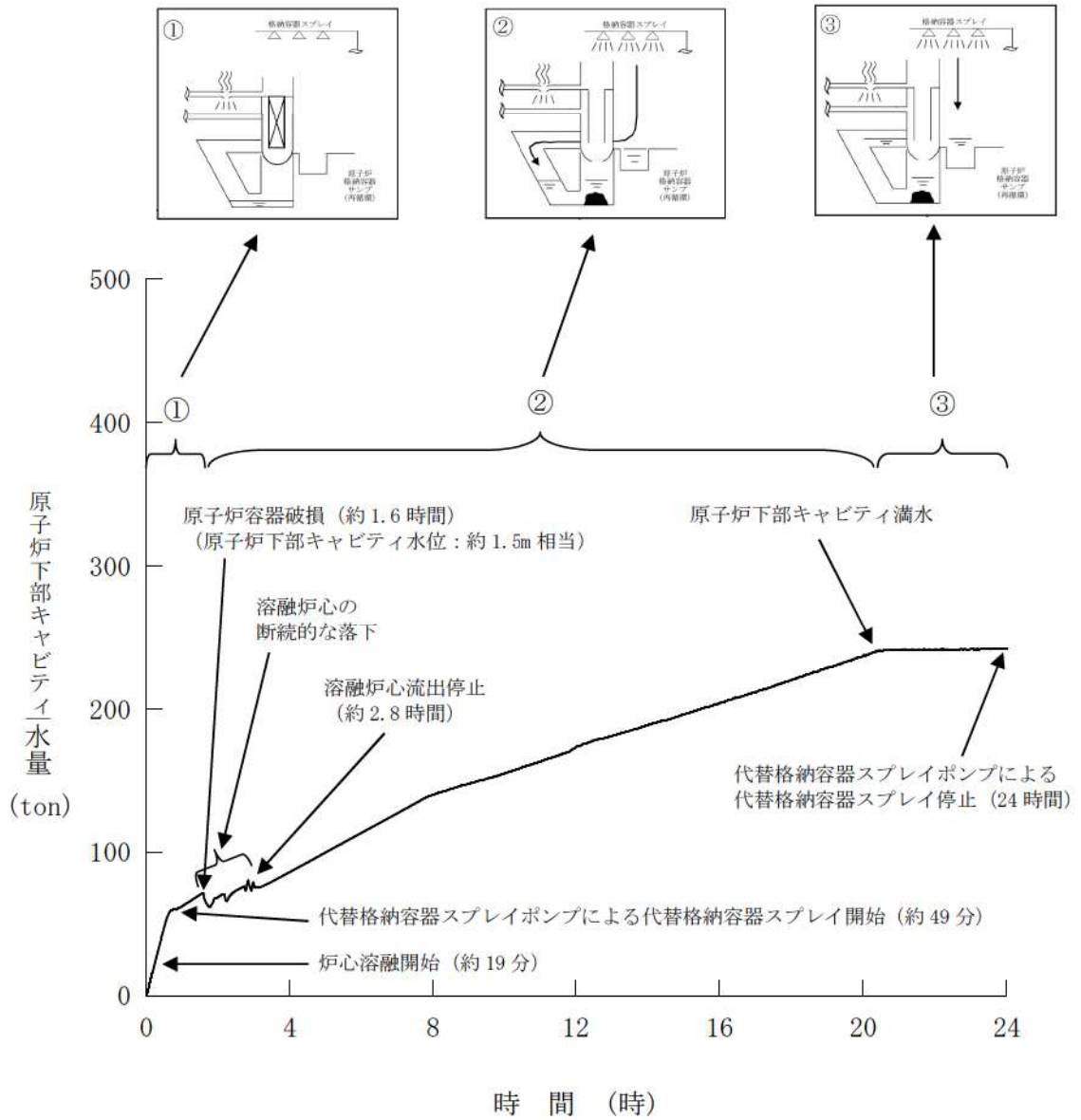


図4 原子炉下部キャビティ水量の推移

原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について

原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について、次ページ以降に示す。

原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について

重大事故等発生時に、原子炉格納容器内の圧力、温度が上昇した場合における、原子炉格納容器内の冷却状況の確認方法について説明する。

1. 現状と課題

重大事故等時における原子炉格納容器内の冷却の確認については、重大事故等時において確認可能な原子炉格納容器内全体雰囲気圧力、温度計により、確認できるようになっている。

しかしながら、よりの確に事故等対応の判断を行うためには、原子炉格納容器冷却が行われていることの確認を多様化することが望ましいことから、原子炉格納容器外に設置された温度計での原子炉格納容器冷却状況確認の可否について検討した。

泊3号炉の原子炉格納容器外温度計の現状は第1表のとおりであり、海水通水時の格納容器再循環ユニットの入口及び出口温度計だけがトレンド監視不可で、他の温度計はトレンド監視が可能である。

第1表 原子炉格納容器外温度計の現状

冷却モード	対象ヒートシンク	説明（原子炉格納容器外での温度監視方法等）
余熱除去系再循環	余熱除去冷却器 (原子炉補機冷却水冷却器)	余熱除去冷却器の入口温度及び出口温度が、トレンド監視可能。 また、原子炉補機冷却水冷却器の入口及び出口温度が、トレンド監視可能。
格納容器スプレイ系再循環	格納容器スプレイ冷却器 (原子炉補機冷却水冷却器)	格納容器スプレイ冷却器の出口温度が、トレンド監視可能。 また、原子炉補機冷却水冷却器の入口温度及び出口温度がトレンド監視可能。
格納容器再循環ユニット冷却（補機冷却水通水）	格納容器再循環ユニット (原子炉補機冷却水冷却器)	格納容器再循環ユニット入口温度及び出口温度（原子炉補機冷却水冷却器の出口及び入口温度）が、トレンド監視可能。
格納容器再循環ユニット冷却（海水）	格納容器再循環ユニット	格納容器再循環ユニット入口温度及び出口温度ともに、トレンド監視不可。

2. 対応内容

重大事故等時において、原子炉格納容器冷却状況確認は、基本的には原子炉格納容器圧力監視で対応可能であるが、それに加え、原子炉格納容器冷却状況確認手段に多様性を持たせるために、冷却不調の場合の追加対応であること及び計測が必要となるまでに時間的な裕度があることを踏まえて、記録機能を備えた可搬型の温度計を配備する。測定にあたっては、格納容器再循環ユニット入口配管及び出口配管にて温度を測定する。

なお、重大事故等時の原子炉補機冷却水による自然対流冷却時に、沸騰防止のために原子炉補機冷却水サージタンクを加圧することから、既設圧力計の代替計器として可搬型の計器にてサージタンクの圧力を計測する。

3. 可搬型温度計測の概要

(1) 温度計測機器の構成

温度ロガー，温度センサー，データコレクタ（データ収集用）

(2) 温度計の仕様

測定範囲：約 200℃まで計測可能

（雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）における原子炉格納容器雰囲気温度の最高値（約 141℃）が計測可能であり，余裕をみても十分測定可能な範囲としている。）

重量：約 100g（1 台当たり）

温度センサー：配管表面に添付

SUS バンド等で配管に巻きつけ（取付け及び取外し可能）

電源：リチウム電池（使用可能時間 約 10 ヶ月）

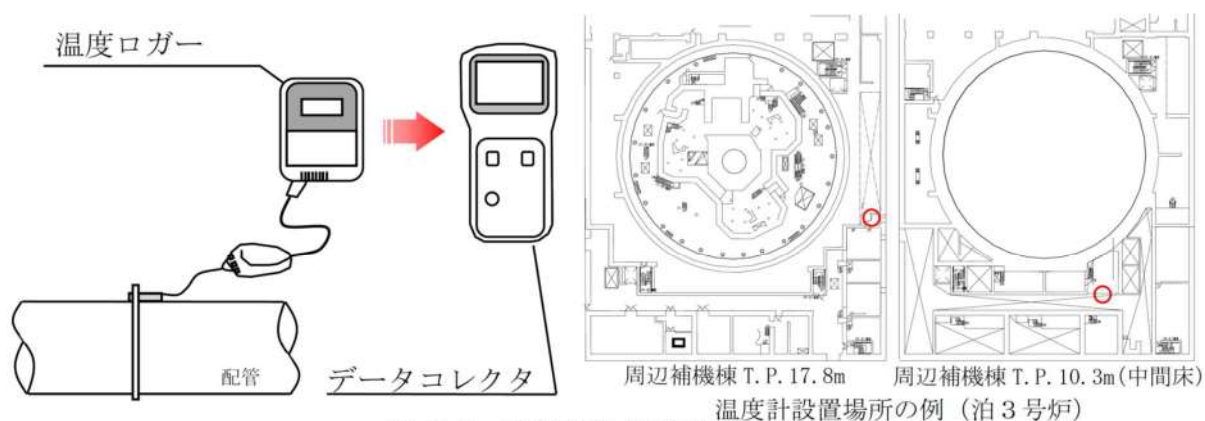
データ保有量：約 10 日分（約 1 分間隔（プラント計算機（PCCS）相当）のデータ測定及び保有が可能）

(3) 温度計測体制

可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）の配備に際しては，手順書を作成するとともに，必要な要員を配置し，教育・訓練等を実施する。

具体的には，当該可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）は可搬型大型送水ポンプ車による格納容器再循環ユニットへの海水の通水の際に使用するため，可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）の設置は運転員にて行うこととし，温度監視は運転員が行うこととし，社内マニュアルに反映する。

(4) 温度計取付け模式図



第1図 温度計取付け模式図

- ・現地に温度センサー及び温度ロガーを設置して温度測定を実施。
- ・データの吸い上げは現場で可能。
- ・データコレクタにより，温度のトレンドが確認可能。

4. 重大事故等時の格納容器再循環ユニット出入口温度差の監視

重大事故等時において、格納容器内自然対流冷却を実施する場合は、原子炉補機冷却水配管に温度センサーを取り付け、被ばく低減のため原子炉格納容器から離れた場所で可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）により温度を監視し、格納容器再循環ユニットの冷却状態を確認する。

格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施した場合の格納容器再循環ユニット冷却水出入口温度差を第2表に示す。また、重大事故等時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線を第2図に示す。この出入口温度差と実際の出入口温度差を比較し、格納容器再循環ユニットの冷却状態を確認する。

第2表 格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却時の出入口温度

格納容器圧力	飽和蒸気温度 (°C)	除熱量 (MW/台)	冷却水流量 (m ³ /h)	出入口温度差 (°C)
0.283MPa[gage]時 (最高使用圧力時)	132	約 5.6	82	約 60
0.566MPa[gage]時 (最高使用圧力2倍)	155	約 6.5	82	約 70



第2図 重大事故等時の格納容器再循環ユニットの除熱性能曲線

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

5. 原子炉補機冷却水サージタンク圧力計測の概要

原子炉補機冷却水サージタンク圧力を確認するため、既設圧力計（原子炉補機冷却水サージタンク圧力（AM 用））と代替計器として可搬型の計器である原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）にて計測する。

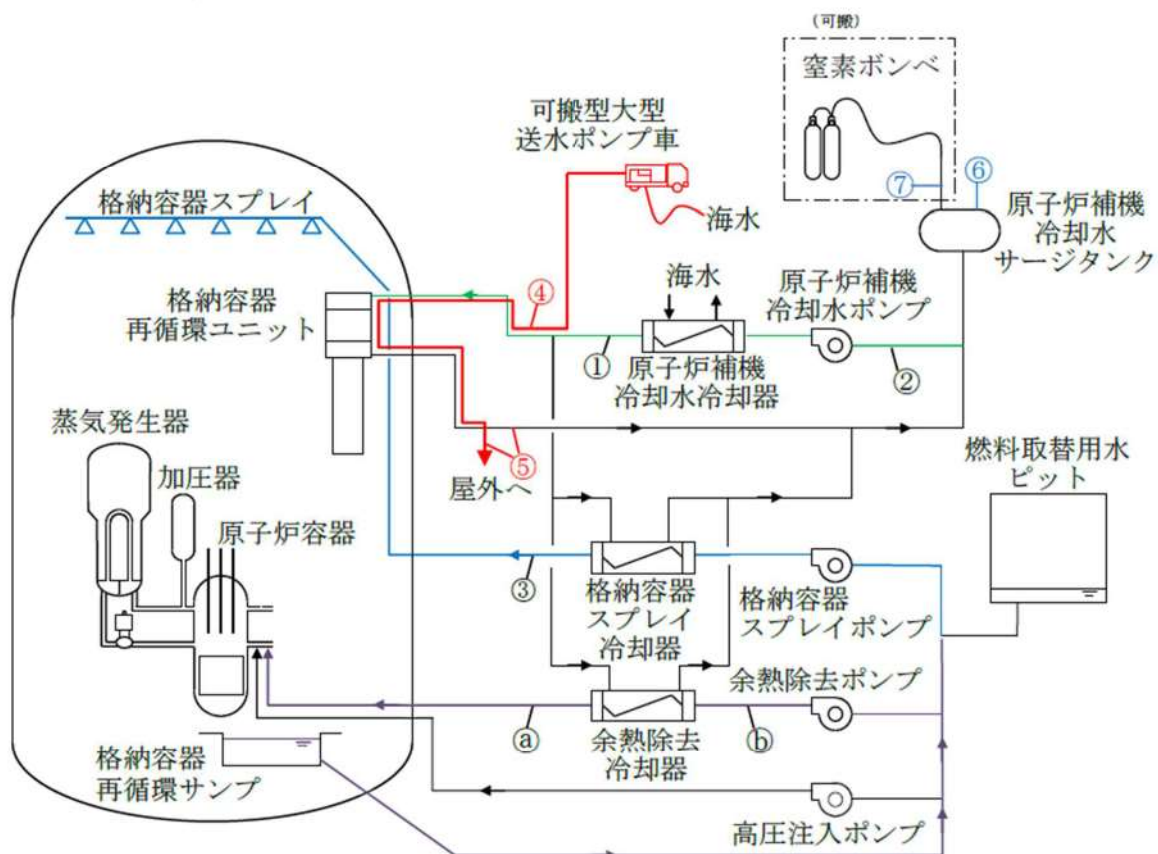
(1) 計器仕様

- ・原子炉補機冷却水サージタンク圧力（AM 用）
仕様（計測範囲）：0～1.0MPa[gage]
- ・原子炉補機冷却水サージタンク圧力（可搬型）
仕様（計測範囲）：0～1.0MPa[gage]
タンク加圧目標：0.28MPa[gage]

《参考図面》

○泊3号炉 温度計測計器

原子炉補機冷却水サージタンク圧力



	温度測定位置	温度確認箇所及び確認方法
①	原子炉補機冷却水冷却器出口補機冷却水	PCCS
②	原子炉補機冷却水戻り母管	PCCS
③	格納容器スプレイ冷却器出口	PCCS
④	格納容器再循環ユニット入口補機冷却水	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）
⑤	格納容器再循環ユニット出口補機冷却水	可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）
①a	余熱除去冷却器出口	PCCS
①b	余熱除去冷却器入口	PCCS

	計器名称	確認方法
⑥	原子炉補機冷却水 サージタンク圧力（AM用）	現場指示計
⑦	原子炉補機冷却水 サージタンク圧力（可搬型）	現場指示計

原子炉压力容器の水位の推定手段について

1. 概要

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第五十八条第1項（計装設備）、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」及び1.15 事故時の計装に関する手順等においては、重大事故等が発生し、計測機器の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けることが要求されている。

このうち、原子炉压力容器の水位として通常監視している加圧器水位の計測が困難になった場合、①原子炉容器水位の指示値より水位を確認、②1次冷却材圧力（広域）と1次冷却材温度（広域－高温側）、サブクール度指示値により、原子炉压力容器内のサブクール状態を監視することで原子炉压力容器の水位を推定することとしている。

また、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等においても、原子炉压力容器の水位を推定する手順等（手順、計測機器及び装備等）を整備することが要求されており、同様の推定を行うこととしている。

2. 原子炉压力容器内の水位監視について

PWR プラントにおいては、原子炉压力容器より上に位置する加圧器により通常運転や事故時の圧力及び1次冷却系の保有水量の制御を行っており、加圧器の水位を計測することで、原子炉压力容器内の水位の状態を監視し、炉心の冷却状態を把握する上で重要となる原子炉压力容器内の保有水量の監視を行っている。

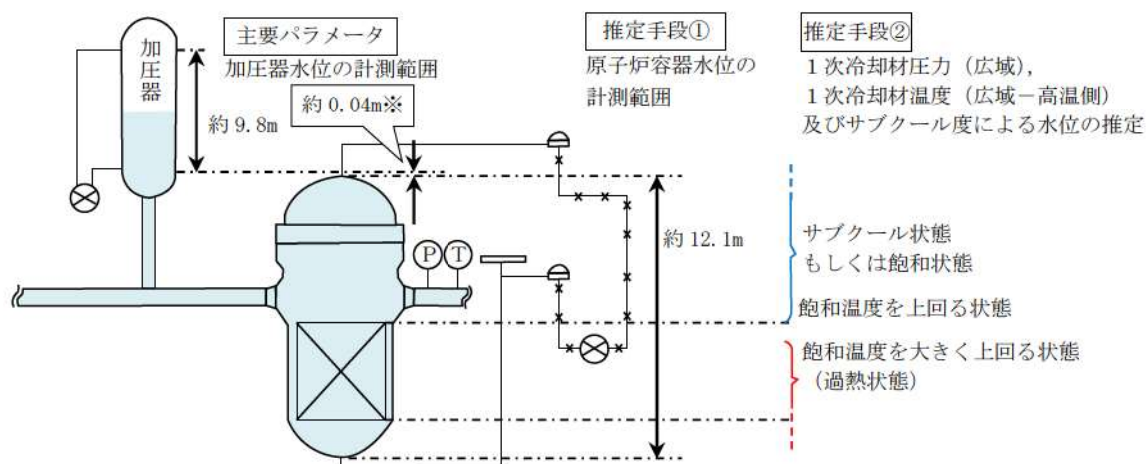
したがって、重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータのうち、原子炉压力容器内の水位については、加圧器水位を主要パラメータとしており、加圧器水位の計測が困難になった場合、以下の推定手段を整備している。

① 原子炉容器水位による原子炉压力容器内の水位計測

② 1次冷却材圧力（広域）、1次冷却材温度（広域－高温側）及びサブクール度の計測値による水位の推定

（原子炉压力容器内のサブクール状態の監視）

項目	原子炉圧力容器内の水位				
	監視パラメータ	対応設備	検出器	個数	計測範囲
主要パラメータ	加圧器水位	重大事故等対処設備	差圧式水位検出器	2	0～100% (加圧器胴上端近傍～胴下端近傍)
推定手段①	原子炉容器水位	重大事故等対処設備	差圧式水位検出器	1	0～100% (原子炉容器頂部～原子炉容器底部)
推定手段②	1次冷却材圧力(広域)	重大事故等対処設備	弾性圧力検出器	2	0～21.0MPa
	1次冷却材温度(広域-高温側)	重大事故等対処設備	測温抵抗体	3	0～400℃
	サブクール度	自主対策設備	弾性圧力検出器 測温抵抗体	1	-200～200℃



【主要パラメータの考え方】

- ・安全機能を有する計測制御装置の設計指針(JEAG-4611)では、PWRの事故時の炉心冷却状態の確認手段として、MS-2の加圧器水位が対象パラメータとなっている。
- ・原子炉容器水位は、重要度分類上MS-3であり、原子炉圧力容器内の水位の主要パラメータとして、MS-2の加圧器水位を選定している。

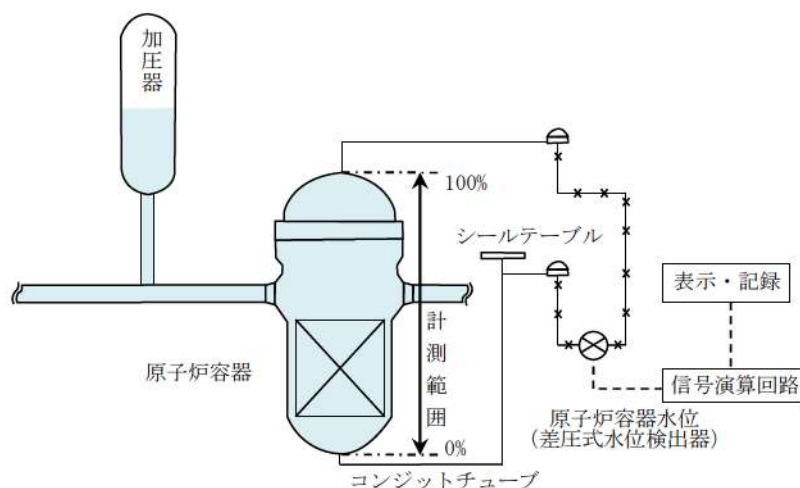
※：加圧器水位と原子炉容器水位の計測範囲において、約0.04mの間は連続した水位監視ができないが、その範囲は各々の計測範囲に比べ小さく、水位変化傾向により、その間に水位があることが推定できることから、原子炉圧力容器内の水位監視に問題はない。

3. 原子炉容器水位計の概要

原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの水位を計測する原子炉容器水位により，原子炉圧力容器内の水位を確認する。

○測定原理

差圧式水位検出器により，原子炉容器下部のコンジットチューブより分岐した受圧部（高圧側）に加わる水頭圧と原子炉容器ベント管より分岐した受圧部（低圧側）に加わる圧力との差を検出することで，水位に比例した信号を検出し，信号演算処理後，表示，記録する。



項目	計器仕様	補足
計測範囲	0～100% (原子炉容器底部～原子炉容器頂部)	原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの水位を確認可能であり，燃料集合体の冠水を確認可能である。
検出器種類	差圧式水位検出器	水位に比例する水頭圧を検出することができる。
個数	1	—
精度		—
検出器の耐環境性	耐環境仕様	重大事故等時の温度，圧力，放射線に耐えることを確認。
耐震性	耐震Sクラス相当	—
電源	非常用電源から給電	—

 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

4. 1次冷却材圧力（広域）、1次冷却材温度（広域－高温側）及びサブクール度による原子炉圧力容器内の水位の推定手段

監視パラメータである1次冷却材圧力（広域）と1次冷却材温度（広域－高温側）により、飽和蒸気－圧力曲線を基に原子炉圧力容器内のサブクール状態、飽和状態又は過熱状態を監視することで、原子炉圧力容器内の水位が、炉心上端以上、炉心上端近傍もしくは炉心上端未満の水位であることを推定する。

1次冷却材温度（広域－高温側）が飽和温度を示し、炉心上端近傍と推定した場合には、温度の推移による状態の傾向を監視することにより、温度が上昇する場合には炉心が露出状態であることを判断でき、温度が安定していれば炉心が冠水状態であることを判断できる。

なお、本パラメータによる原子炉圧力容器内の水位の推定は、炉心損傷で原子炉圧力容器が損傷に至っていない状態であれば、プラント状態に依存することなく適用できるものであり、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な状態を把握できる。

○推定方法

監視計器	使用用途	得られる情報	備考
1次冷却材圧力（広域）	飽和温度の推定	飽和温度（ T_{sat} ）	耐環境仕様
1次冷却材温度（広域－高温側）	冷却材・蒸気の温度監視	温度（ T ）	耐環境仕様
		飽和温度と蒸気温度から得られる過熱度（ ΔT_{sat} ）	
サブクール度	サブクール監視	サブクール状態の監視	通常仕様

(1) 原子炉圧力容器内がサブクール状態もしくは飽和状態

推定方法： $T \leq T_{sat}$ （サブクール状態もしくは飽和状態）

水位：炉心上端以上……………第1，2図の状態（1）に相当

(2) 原子炉圧力容器内が飽和温度を上回る状態

推定方法： $T > T_{sat}$ （温度 T が過熱状態を指示， $\Delta T_{sat}^{(注1)} = 小$ ）

水位：炉心上端近傍……………第1，2図の状態（2）に相当

(3) 原子炉圧力容器内が飽和温度を大きく上回る状態（過熱状態）

推定方法： $T \gg T_{sat}$ （温度 T が飽和温度 T_{sat} を大きく上回っている状態， $\Delta T_{sat} = 大$ ）

水位：炉心上端未満……………第1，2図の状態（3）に相当

○原子炉圧力容器内の水位の推移

【炉心上端以上の水位の場合】

- ・炉心の冠水状態の確認が可能

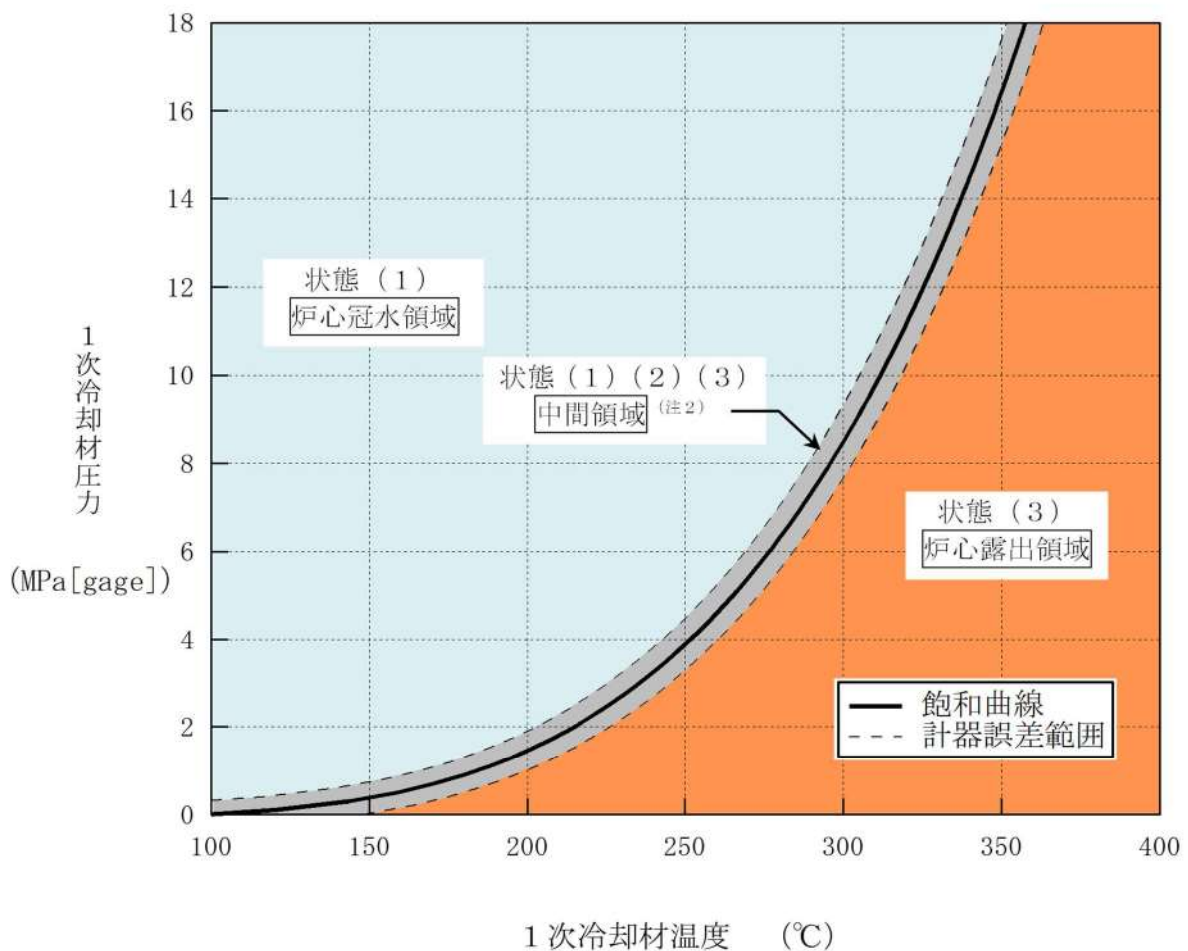
【炉心上端以下の水位の場合】

- ・水位の上昇傾向： ΔT_{sat} が大きい状態から小さい状態へ移行
- ・水位の低下傾向： ΔT_{sat} が小さい状態から大きい状態へ移行

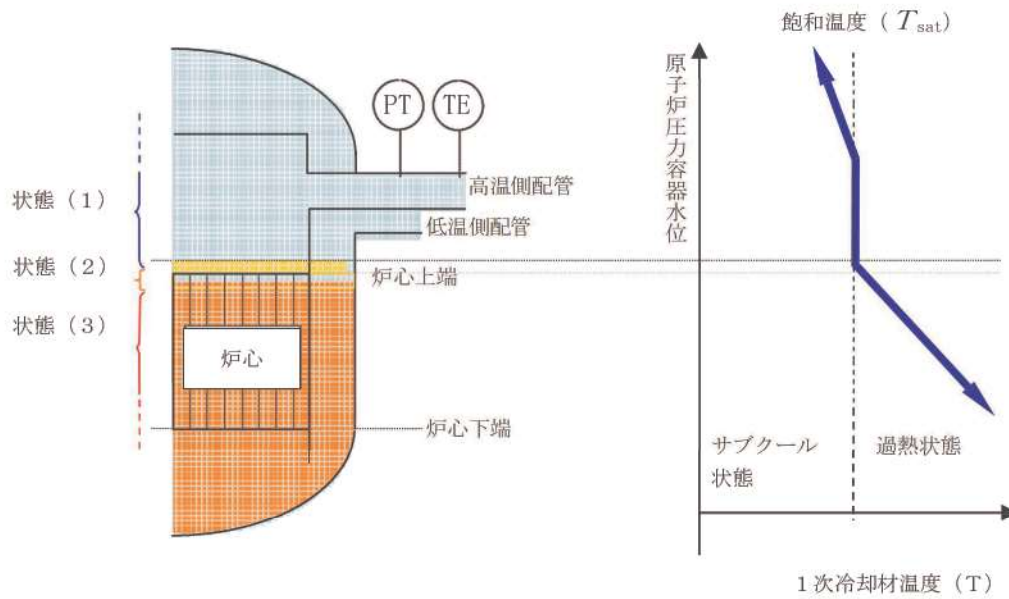
(注1) 過熱度： $\Delta T_{\text{sat}} = T - T_{\text{sat}}$

(注2) 中間領域では炉心上端以上、炉心上端近傍もしくは炉心上端部未満の水位である。温度の推移を監視することで、以下を推定することが可能である。

- ・温度安定：炉心上端以上の水位がある。⇒ 状態(1)
- ・温度急上昇：炉心上端近傍もしくは炉心上端部未満 ⇒ 状態(2), (3)



第1図 飽和蒸気-圧力曲線を基にした水位の推定



第2図 原子炉压力容器の水位と水位変化の概念図

【推定における不確かさの影響】

各監視パラメータには不確かさがあり、本推定においても不確かさを考慮する必要がある。例えば、炉心が冠水していない場合において、「過熱状態」にも係らず「飽和温度」と推定した場合においても、温度の推移による状態の傾向監視により、温度が上昇する場合は炉心が露出状態であることを判断でき、温度が安定していれば炉心が冠水状態であることを判断できる。したがって、不確かさを考慮しても、原子炉压力容器内の水位を推定することが可能である。

以上

58-13 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ

第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (1/7)

重要監視 パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹)	
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)
原子炉圧力容器 内の温度	1次冷却材温度 (広域- 高温側) (0~400℃)	测温抵 抗 体	・多重性を有する重要計器の他ループ ・1次冷却材温度 (広域-低温側) (0~400℃)	1次冷却系最高使用温度(343℃)及び炉心 損傷の判断基準である 350℃を超える温度 を監視可能。
	1次冷却材温度 (広域- 低温側) (0~400℃)	测温抵 抗 体	・多重性を有する重要計器の他ループ ・1次冷却材温度 (広域-高温側) (0~400℃)	
原子炉圧力容器 内の圧力	1次冷却材圧力 (広域) (0~21.0MPa)	弾性圧 力検出 器 (※ ³)	・多重性を有する重要計器の他ループ ・1次冷却材温度 (広域-高温側) (0~400℃) (※ ⁴)	1次冷却系最高使用圧力(17.16MPa)の1.2 倍(事故時の判断基準)である 20.59MPa を 監視可能。
原子炉圧力容器 内の水位	加圧器水位 (0~100%)	差圧式 水位検 出 器 (※ ⁵)	・多重性を有する重要計器の他チャンネ ル ・原子炉容器水位 (0~100%)	重大事故等時において、原子炉容器上部に 位置する加圧器上部胴上端近傍から下部胴 下端近傍までの水位を監視可能。
	原子炉容器水位 (0~100%)	差圧式 水位検 出 器 (※ ⁶)	・加圧器水位 (0~100%)	重大事故等時において、加圧器の下部に位 置し、加圧器の計測範囲とラップしないが、 原子炉容器底部から原子炉容器頂部までの 原子炉容器内の水位を監視可能。

(※¹) : 複数ある重要代替計器等の代表を記載。

(※²) : 計測範囲を超えない場合は、その理由を記載。

(※³) : 隔液ダイヤフラムにかかる1次冷却材圧力を計測。

(※⁴) : 1次冷却材が飽和状態にあると仮定し、原子炉容器内の圧力を推定。

(※⁵) : 隔液ダイヤフラムにかかる加圧器圧力(凝縮槽からの水頭圧含む。)と加圧器下部の差圧を計測。

(※⁶) : 隔液ダイヤフラムにかかる原子炉圧力と原子炉容器下部の差圧を計測。

(凡例)

- ・特に記載がなければ、本表での圧力はゲージ圧を示す。
- ・重要計器に故障の疑いがある場合の複数ある推定手段については、優先順位に従って箇条書きに記載する。

第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (2/7)

重要監視 パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器等(代表) (※ ¹)	
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)
原子炉圧力容器 への注水量	高圧注入流量 (0~350m ³ /h)	差圧式 流量検 出器 (※ ⁷)	・燃料取替用水ピット水位(0~ 100%) (※ ⁸)	重大事故等時において、高圧注入ポンプの 流量(280m ³ /h)を監視可能。
	低圧注入流量 (0~1,100m ³ /h)	差圧式 流量検 出器 (※ ⁷)	・燃料取替用水ピット水位(0~ 100%) (※ ⁸)	重大事故等時において、余熱除去ポンプの 流量(1,090m ³ /h)を監視可能。
	B-格納容器スプレィ冷 却器出口積算流量(AM 用) (0~1,300m ³ /h (積算:0~10,000m ³))	差圧式 流量検 出器 (※ ⁷)	・燃料取替用水ピット水位(0~ 100%) (※ ⁸)	重大事故等時において、格納容器スプレィ ポンプの流量()m ³ /hを監視可能。
	代替格納容器スプレィポ ンプ出口積算流量 (0~200m ³ /h (積算:0~10,000m ³))	差圧式 流量検 出器 (※ ⁷)	・燃料取替用水ピット水位(0~ 100%)及び補助給水ピット水位(0~ 100%) (※ ⁹)	重大事故等時において、代替格納容器スプレィ ポンプの流量(140m ³ /h)を監視可能。

(※⁷): 隔液ダイヤフラムにかかる絞り機構前後の差圧を計測。

(※⁸): 燃料取替用水ピット水位の変化量及び注水時間により注水量を推定。

(※⁹): 燃料取替用水ピット及び補助給水ピット水位の変化量及び注水時間により注水量を推定。

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (3/7)

重要監視 パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹)	
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)
原子炉格納容器 への注水量	B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) (0~1,300m ³ /h (積算: 0~10,000m ³))	差圧式 流量検 出器 (※ ⁷)	・燃料取替用水ピット水位 (0~100%) (※ ⁸)	重大事故等時において、格納容器スプレイポンプの流量 [] m ³ /h を監視可能。
	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 (0~200m ³ /h (積算: 0~10,000m ³))	差圧式 流量検 出器 (※ ⁷)	・燃料取替用水ピット水位 (0~100%) 及び補助給水ピット水位 (0~100%) (※ ⁹)	重大事故等時において、代替格納容器スプレイポンプの流量 (140m ³ /h) を監視可能。
	高圧注入流量 (0~350 m ³ /h)	差圧式 流量検 出器 (※ ⁷)	・燃料取替用水ピット水位 (0~100%) (※ ⁸)	重大事故等時において、高圧注入ポンプの流量 (280m ³ /h) を監視可能。
	低圧注入流量 (0~1,100 m ³ /h)	差圧式 流量検 出器 (※ ⁷)	・燃料取替用水ピット水位 (0~100%) (※ ⁸)	重大事故等時において、余熱除去ポンプの流量 (1,090m ³ /h) を監視可能。
原子炉格納容器 内の温度	格納容器内温度 (0~220℃)	测温抵 抗体	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・原子炉格納容器圧力 (0~0.35MPa) (※ ¹⁰)	重大事故等時において、原子炉格納容器の限界温度 (200℃) を監視可能。

(※¹⁰) : 原子炉格納容器内が飽和状態と仮定し、原子炉格納容器内の温度又は圧力を推定。

[] 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (4/7)

重要監視 パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹)	
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)
原子炉格納容器 内の圧力	原子炉格納容器圧力 (0~0.35MPa)	弾性圧力 検出器 (※ ¹¹)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器圧力 (AM用) (0~1.0MPa)	設計基準事故時において、格納容器最高使用圧力 (0.283MPa) を監視可能。
	格納容器圧力 (AM用) (0~1.0MPa)	弾性圧力 検出器 (※ ¹¹)	・原子炉格納容器圧力 (0~0.35MPa) ・格納容器内温度 (0~220℃) (※ ¹⁰)	重大事故等時において、原子炉格納容器の限界圧力 (2Pd: 0.566MPa) を監視可能。
原子炉格納容器 内の水位	格納容器再循環サンプ水位 (広域) (0~100%)	差圧式 水位検 出器 (※ ¹²)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器再循環サンプ水位 (狭域) (0~100%)	重大事故等時において、再循環可能水位 (71%) を監視可能。
	格納容器再循環サンプ水位 (狭域) (0~100%)	差圧式 水位検 出器 (※ ¹²)	・格納容器再循環サンプ水位 (広域) (0~100%)	重大事故等時において、再循環サンプ上端 (約100%) を監視可能。狭域水位の100% は、広域水位の約48%に相当。
原子炉格納容器 内の水位	原子炉下部キャビティ水位 (ON-OFF)	電極式 水位検 出器	・格納容器再循環サンプ水位 (広域) (0~100%) ・燃料取替用水ピット水位 (0~100%)、補助給水ピット水位 (0~100%)、B-格納容器スプレー冷却器出口積算流量 (AM用) (0~1,300m ³ /h (積算: 0~10,000m ³)) 及び代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量 (0~200m ³ /h (積算: 0~10,000 m ³)) (※ ¹³)	重大事故等時において、原子炉下部キャビティに熔融炉心の冷却に必要な水量があることを監視可能。
	格納容器水位 (ON-OFF)	電極式 水位検 出器	・燃料取替用水ピット水位 (0~100%)、補助給水ピット水位 (0~100%)、B-格納容器スプレー冷却器出口積算流量 (AM用) (0~1,300m ³ /h (積算: 0~10,000m ³)) 及び代替格納容器スプレーポンプ出口積算流量 (0~200m ³ /h (積算: 0~10,000 m ³)) (※ ¹³)	重大事故等時において、格納容器内への注入量の制限レベルに達したことを監視可能。
原子炉格納容器 内の水素濃度	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (0~20vol%)	熱伝導 式検出 器	・重要計器の予備 ・原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 (0~800℃) 及び格納容器水素イグナイタ温度監視装置 (0~800℃) (※ ¹⁴)	重大事故等時において、変動範囲 (0~13vol%) を監視可能。
アニュラス部の 水素濃度	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット (0~20vol%)	熱伝導 式検出 器	・重要計器の予備	重大事故等時において、変動範囲 (0~1vol%) を監視可能。
原子炉格納容器 内の放射線量率	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) (10 ³ ~10 ⁸ mSv/h)	電離箱	・多重性を有する重要計器の他チャンネル	炉心損傷判断の値である10 ⁵ mSv/hを超える放射線量率を監視可能。
	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) (10 ² ~10 ⁷ μSv/h)	電離箱	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ) (10 ³ ~10 ⁸ mSv/h)	

(※¹¹) : 隔液ダイヤフラムにかかる原子炉格納容器圧力を計測。

(※¹²) : 隔液ダイヤフラムにかかる原子炉格納容器内の圧力と格納容器再循環サンプ下部の差圧を計測。

(※¹³) : 各ピットの水位変化及び各積算流量により原子炉格納容器内の水位を推定する。

(※¹⁴) : 格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタの作動特性の関係から、作動状況を確認することにより、格納容器内の水素濃度が大規模な水素燃焼を生じない領域であるか否かを推定する。

第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (5/7)

重要監視 パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹)		
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)	
未臨界 の維持 又は監 視	中性子 束 出力領域中性子束 (0~120% ($3.3 \times 10^5 \sim 1.2 \times 10^{10} \text{cm}^2 \cdot \text{s}^{-1}$))	γ 線非 補償型 電離箱	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・中間領域中性子束 ($10^{-11} \sim 5 \times 10^{-3} \text{A}$ ($1.3 \times 10^2 \sim 6.6 \times 10^{10} \text{cm}^2 \cdot \text{s}^{-1}$))	設計基準事故時、事象初期は中性子束が急激に上昇し、一時的に計測範囲を超えるが、負のドップラ反応度帰還効果により抑制され急峻に低下するため、現状の計測範囲でも、同計測範囲により事故対応が可能。また、重大事故等時においても同計測範囲により事故対応が可能。	
	中間領域中性子束 ($10^{-11} \sim 5 \times 10^{-3} \text{A}$ ($1.3 \times 10^2 \sim 6.6 \times 10^{10} \text{cm}^2 \cdot \text{s}^{-1}$))	γ 線補 償型電 離箱	・多重性を有する重要計器の多チャンネル ・出力領域中性子束 (0~120% ($3.3 \times 10^5 \sim 1.2 \times 10^{10} \text{cm}^2 \cdot \text{s}^{-1}$)) ・中性子源領域中性子束 ($1 \sim 10^6 \text{cps}$ ($10^{-1} \sim 10^5 \text{cm}^2 \cdot \text{s}^{-1}$))	通常運転時の変動範囲 $10^{-11} \sim 約 10^{-3} \text{A}$ に対し、 $10^{-11} \sim 5 \times 10^{-3} \text{A}$ を監視可能。	
	中性子源領域中性子束 ($1 \sim 10^6 \text{cps}$ ($10^{-1} \sim 10^5 \text{cm}^2 \cdot \text{s}^{-1}$))	比例計 数管	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・中間領域中性子束 ($10^{-11} \sim 5 \times 10^{-3} \text{A}$ ($1.3 \times 10^2 \sim 6.6 \times 10^{10} \text{cm}^2 \cdot \text{s}^{-1}$))	通常運転時の変動範囲 $1 \sim 10^6 \text{cps}$ に対し、 $1 \sim 10^6 \text{cps}$ を監視可能。	
最終ヒ ートシ ンクの 確保	格納容 器内自 然対流 冷却系 の圧 力、水 位及び 温度	原子炉格納容器圧力 (0~0.35MPa)	弾性圧 力検出 器	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器圧力 (AM用) (0~1.0MPa)	設計基準事故時において、格納容器最高使用圧力 (0.283MPa) を監視可能。
	原子炉補機冷却水サージ タンク水位 (0~100%)	差圧式 水位検 出器 (※ ¹⁵)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・可搬型温度計測装置 (格納容器再循環 ユニット入口温度/出口温度) (0~ 200℃) (※ ¹⁶)	重大事故等時において、変動範囲 0~ 100% を監視可能。	
	可搬型温度計測装置 (格 納容器再循環ユニット入 口温度/出口温度) (0~200℃)	测温抵 抗体	・重要計器の予備 ・格納容器内温度 (0~220℃) 及び原子 炉格納容器圧力 (0~0.35MPa) (※ ¹⁷)	重大事故等時において、格納容器最高温度 (141℃) を超える温度を監視可能。	
蒸気発 生器2 次側冷 却系の 圧力、 水位及 び流量	主蒸気ライン圧力 (0~8.5MPa)	弾性圧 力検出 器 (※ ¹⁸)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル 又は他ループ ・1次冷却材温度 (広域-低温側) (0 ~400℃) (※ ¹⁹)	重大事故等時において、2次冷却系最高使 用圧力 (7.48MPa) を監視可能。	
	蒸気発生器水位 (狭域) (0~100%)	差圧式 水位検 出器 (※ ²⁰)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・蒸気発生器水位 (広域) (0~100%)	重大事故等時において、湿分分離器下端か ら伝熱管上端まで監視可能。	
	蒸気発生器水位 (広域) (0~100%)	差圧式 水位検 出器 (※ ²⁰)	・蒸気発生器水位 (狭域) (0~100%)	重大事故等時において、湿分分離器下端か ら管板付近まで監視可能。	
	補助給水流量 (0~130m ³ /h)	差圧式 流量検 出器 (※ ⁷)	・補助給水ピット水位 (0~100%) (※ ²¹)	重大事故等時において、補助給水流量 (50m ³ /h) を監視可能。	

(※¹⁵) : 隔液ダイヤフラムにかかるタンク内の圧力 (気相部) とタンク下部の差圧を計測。

(※¹⁶) : 原子炉格納容器の除熱のための原子炉補機冷却水系が健全かつ最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。

(※¹⁷) : 格納容器内温度及び原子炉格納容器圧力の低下により、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。

(※¹⁸) : 隔液ダイヤフラムにかかる主蒸気ライン圧力を計測。

(※¹⁹) : 1次冷却系が満水状態で蒸気発生器2次側が飽和状態であれば、飽和温度/圧力の関係から主蒸気圧力を推定し、最終ヒートシンクが確保されていることを推定する。

(※²⁰) : 隔液ダイヤフラムにかかる蒸気発生器圧力 (凝縮槽からの水頭圧含む。) と蒸気発生器下部の差圧を計測。

(※²¹) : 補助給水ピット水位の変化により注水量を推定。

第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (6/7)

重要監視 パラメータ	重要計器 (計測範囲)	検出器 の種類	重要代替計器等 (代表) (※ ¹)		
			重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)	
格納容 器バイ パスの 監視	蒸気発 生器の 水位	蒸気発生器水位 (狭域) (0~100%)	差圧式 水位検 出器 (※ ²⁰)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・蒸気発生器水位 (広域) (0~100%)	重大事故等時において、湿分分離器下端から伝熱管上端まで監視可能。
	原子炉 格納容 器内の 系統圧 力	主蒸気ライン圧力 (0~8.5MPa)	弾性圧 力検出 器 (※ ¹⁸)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・蒸気発生器水位 (広域) (0~100%) 及び補助給水流量 (0~130m ³ /h) (※ ²²)	重大事故等時において、2次冷却系最高使用圧力 (7.48MPa) を監視可能。
		1次冷却材圧力 (広域) (0~21.0MPa)	弾性圧 力検出 器 (※ ³)	・多重性を有する重要計器の他ループ ・蒸気発生器水位 (狭域) (0~100%)、主蒸気ライン圧力 (0~8.5MPa) 及び格納容器再循環サンプ水位 (広域) (0~100%) (※ ²³)	1次冷却系最高使用圧力 (17.16MPa) の 1.2 倍 (事故時の判断基準) である 20.59MPa を監視可能。
水源の 確保	水源の 水位	燃料取替用水ピット水位 (0~100%)	差圧式 水位検 出器 (※ ²⁴)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・格納容器再循環サンプ水位 (広域) (0~100%)	重大事故等時において、変動範囲 0~100% を監視可能。
		補助給水ピット水位 (0~100%)	差圧式 水位検 出器 (※ ²⁴)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・補助給水流量 (0~130m ³ /h) 及び代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 (0~200m ³ /h (積算: 0~10,000 m ³)) (※ ²⁵)	重大事故等時において、変動範囲 0~100% を監視可能。
	ほう酸タンク水位 (0~100%)	差圧式 水位検 出器 (※ ¹⁵)	・多重性を有する重要計器の他チャンネル ・出力領域中性子束 (0~120% (3.3×10 ⁵ ~1.2×10 ¹⁰ cm ⁻² ・s ⁻¹)) ・中間領域中性子束 (10 ⁻¹¹ ~5×10 ⁻³ A (1.3×10 ² ~6.6×10 ¹⁰ cm ⁻² ・s ⁻¹)) ・中性子源領域中性子束 (1~10 ⁶ cps (10 ⁻¹ ~10 ⁵ cm ⁻² ・s ⁻¹))	重大事故等時において、変動範囲 0~100% を監視可能。	

(※²²) : 蒸気発生器水位 (広域) の上昇及び補助給水流量の減少を傾向監視することにより、蒸気発生器伝熱管破損を推定する。

(※²³) : 蒸気発生器伝熱管破損がないこと及び格納容器再循環サンプ水位 (広域) の上昇がないことでインターフェイスシステム LOCA を推定する。

(※²⁴) : 隔液ダイヤフラムにかかるピットの水頭圧と大気圧の差圧を計測。

(※²⁵) : 補助給水ピットを水源とする注水量の合計により水源の有無或使用量を推定する。

第1表 重大事故等対処設備により計測する重要監視パラメータ (7/7)

重要監視パラメータ		重要計器 (計測範囲)	検出器の種類	重要代替計器等(代表) (※ ¹)	
				重要計器に故障の疑いがある場合	重要計器の計測範囲を超えた場合 (※ ²)
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピットの水位	使用済燃料ピット水位 (AM用) (T.P. 25.24m~32.76m)	電波式水位検出器	・使用済燃料ピット水位 (可搬型) (T.P. 21.30~32.76m)	重大事故等において、変動する可能性のある使用済燃料ピット上端近傍から燃料貯蔵ラック上端近傍の範囲で使用済燃料ピットの水位を監視可能。
		使用済燃料ピット水位 (可搬型) (T.P. 21.30~32.76m)	フロー式水位検出器	・重要計器の予備 ・使用済燃料ピット水位 (AM用) (T.P. 25.24m~32.76m)	重大事故等時において、変動する可能性のある使用済燃料ピット上端近傍から底部近傍の範囲で使用済燃料ピットの水位を監視可能。
	使用済燃料ピットの温度	使用済燃料ピット温度 (AM用) (0~100℃)	测温抵抗体	・使用済燃料ピット水位 (AM用) (T.P. 25.24m~32.76m) 及び使用済燃料ピット監視カメラ (※ ²⁶)	重大事故等において、変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料ピットの温度を監視可能。
	使用済燃料ピットの放射線量率	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ (10nSv/h~1,000mSv/h)	半導体検出器, NaI (Tl) シンチレーション検出器	・重要計器の予備 ・使用済燃料ピット水位 (AM用) (T.P. 25.24m~32.76m) 及び使用済燃料ピット監視カメラ (※ ²⁷)	重大事故等において、変動する可能性のある範囲 (2.6μSv/h~1,000mSv/h) にわたり放射線量率を監視可能。(※ ²⁸)
	使用済燃料ピットの状態	使用済燃料ピット監視カメラ	赤外線サーモカメラ	・使用済燃料ピット水位 (AM用) (T.P. 25.24m~32.76m) ・使用済燃料ピット水位 (可搬型) (T.P. 21.30~32.76m) ・使用済燃料ピット温度 (AM用) (0~100℃) ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ (10nSv/h~1,000mSv/h)	—

(※²⁶) : 使用済燃料ピット水位の傾向監視により冷却状況を推定するとともに、監視カメラにより使用済燃料ピットの状態を確認する。

(※²⁷) : 使用済燃料ピット水位/放射線量率の関係を利用して、相関図より必要な水遮蔽が確保されていることを推定する。

(※²⁸) : 放射線量率の1,000mSv/hは、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置箇所における放射線量率の最大値 (約1×10⁸μSv/h) を鉛遮蔽によって減衰させた後の値。

58-14

「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」
の第 58 条に基づく主要な重大事故等対処設備一覧表

(第 58 条) 計装設備 (1/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設 可搬型
原子炉圧力 容器内の温 度	(1次冷却材温度 (広域-高温側))	1次冷却材温度 (広域-高温側)	主要パラメータの他ループ 1次冷却材温度 (広域-低温側)	常設
	(1次冷却材温度 (広域-低温側))	1次冷却材温度 (広域-低温側)	主要パラメータの他ループ 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設
原子炉圧力 容器内の圧 力	(1次冷却材圧力 (広域))	1次冷却材圧力 (広域)	主要パラメータの他ループ 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	常設
原子炉圧力 容器内の水 位	加圧器水位*3	加圧器水位	主要パラメータの他チャンネル 原子炉容器水位 1次冷却材圧力 (広域) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設
	(原子炉容器水位)	原子炉容器水位	加圧器水位 1次冷却材圧力 (広域) 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側)	常設

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「-」とする。

*2 : () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。

*3 : 常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料 1 に示す。

(第 58 条) 計装設備 (2/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型
原子炉圧力容器への注水量	(高压注入流量)	高压注入流量	燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設
	(低压注入流量)	低压注入流量	燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設
	—	B-格納容器スプレイ 冷却器出口 積算流量 (AM 用)	燃料取替用水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設
	—	代替格納容器スプレイ ポンプ出口 積算流量	燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 加圧器水位 原子炉容器水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「—」とする。

*2 : () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。

(第 58 条) 計装設備 (3/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型
原子炉格納容器への注水量	—	B-格納容器スプレイ 冷却器出口 積算流量 (AM 用)	燃料取替用水ピット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設
	—	代替格納容器スプレイ ポンプ出口 積算流量	燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設
	(高圧注入流量)	高圧注入流量	燃料取替用水ピット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設
	(低圧注入流量)	低圧注入流量	燃料取替用水ピット水位 格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設
原子炉格納容器内の温度	(格納容器内温度)	格納容器内温度	主要パラメータの他チャンネル 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力 (AM 用)	常設
原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器圧力*3	原子炉格納容器圧力	主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM 用) 格納容器内温度	常設
	—	格納容器圧力 (AM 用)	原子炉格納容器圧力 格納容器内温度	常設

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「—」とする。

*2 : () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。

*3 : 常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料 1 に示す。

(第 58 条) 計装設備 (4/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設 可搬型
原子炉格納容器内の水位	(格納容器再循環サンプ水位 (広域))	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環サンプ水位 (狭域) 原子炉下部キャビティ水位 格納容器水位 燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量(AM用) 代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	常設
	(格納容器再循環サンプ水位 (狭域))	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	常設
	—	原子炉下部キャビティ水位	格納容器再循環サンプ水位 (広域) 燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量(AM用) 代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	常設
	—	格納容器水位	燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量(AM用) 代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	常設
原子炉格納容器内の水素濃度	—	可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット	主要パラメータの予備 原子炉格納容器内水素処理装置温度 格納容器水素イグナイト温度	可搬型
アニュラス部の水素濃度	—	可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット	主要パラメータの予備	可搬型

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「—」とする。

*2 : () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。

(第 58 条) 計装設備 (5/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型
原子炉格納容器内の放射線量率	(格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ))	格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	主要パラメータの他チャンネル格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	常設
	(格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ))	格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	主要パラメータの他チャンネル格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	常設
未臨界の維持又は監視	(出力領域中性子束)	出力領域中性子束	主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 1次冷却材温度 (広域-高温側) 1次冷却材温度 (広域-低温側) ほう酸タンク水位	常設
	(中間領域中性子束)	中間領域中性子束	主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中性子源領域中性子束 ほう酸タンク水位	常設
	(中性子源領域中性子束)	中性子源領域中性子束	主要パラメータの他チャンネル 中間領域中性子束 ほう酸タンク水位	常設

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「-」とする。

*2 : () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。

(第 58 条) 計装設備 (6/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設 可搬型
最終ヒートシンクの確保	(原子炉格納容器圧力)	原子炉格納容器圧力	主要パラメータの他チャンネル 格納容器圧力 (AM 用) 格納容器内温度	常設
	(原子炉補機冷却水サージタンク水位)	原子炉補機冷却水サージタンク水位	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環ユニット 入口温度/出口温度	常設
	原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (AM 用)	—	原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (可搬型)	可搬型
	—	可搬型温度計測装置 (格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)	主要パラメータの予備 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力	可搬型
	主蒸気ライン圧力*3	主蒸気ライン圧力	主要パラメータの他チャンネル 又は他ループ 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設
	蒸気発生器水位 (狭域)*3	蒸気発生器水位 (狭域)	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位 (広域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設
	(蒸気発生器水位 (広域))	蒸気発生器水位 (広域)	蒸気発生器水位 (狭域) 1次冷却材温度 (広域-低温側) 1次冷却材温度 (広域-高温側)	常設
	(補助給水流量)	補助給水流量	補助給水ピット水位 蒸気発生器水位 (広域) 蒸気発生器水位 (狭域)	常設

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「—」とする。

*2 : () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。

*3 : 常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料 1 に示す。

(第 58 条) 計装設備 (7/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備(既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設可搬型
格納容器バイパスの監視	(蒸気発生器水位(狭域))	蒸気発生器水位(狭域)	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位(広域) 主蒸気ライン圧力 補助給水流量	常設
	主蒸気ライン圧力*3	主蒸気ライン圧力	主要パラメータの他チャンネル 蒸気発生器水位(広域) 補助給水流量	常設
	(1次冷却材圧力(広域))	1次冷却材圧力(広域)	主要パラメータの他ループ 蒸気発生器水位(狭域) 主蒸気ライン圧力 格納容器再循環サンプル水位(広域) 1次冷却材温度(広域-高温側) 1次冷却材温度(広域-低温側)	常設

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「-」とする。

*2 : () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。

*3 : 常用計器としての計装設備。個数と設置場所を添付資料 1 に示す。

(第 58 条) 計装設備 (8/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設 可搬型
水源の確保	(燃料取替用水ピット水位)	燃料取替用水ピット水位	主要パラメータの他チャンネル 格納容器再循環サンプ水位 (広域) B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量(AM用) 高压注入流量 低压注入流量 代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	常設
	(補助給水ピット水位)	補助給水ピット水位	主要パラメータの他チャンネル 補助給水流量 代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	常設
	(ほう酸タンク水位)	ほう酸タンク水位	主要パラメータの他チャンネル 出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束	常設

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「-」とする。

*2 : () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。

(第 58 条) 計装設備 (9/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	主要設備の計測が困難となった場合の重要代替監視パラメータ	常設 可搬型
使用済燃料ピットの監視	使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピット水位 (AM用)	使用済燃料ピット水位 (可搬型) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ 使用済燃料ピット監視カメラ	常設
	使用済燃料ピット水位	使用済燃料ピット水位 (可搬型)	主要パラメータの予備 使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ 使用済燃料ピット監視カメラ	可搬型
	使用済燃料ピット温度	使用済燃料ピット温度 (AM用)	使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット監視カメラ	常設
	使用済燃料ピット エリアモニタ	使用済燃料ピット 可搬型エリアモニタ	主要パラメータの予備 使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット監視カメラ	可搬型
	—	使用済燃料ピット監視 カメラ (使用済燃料ピット 監視カメラ空冷 装置*3を含む。)	使用済燃料ピット水位 (AM用) 使用済燃料ピット水位 (可搬型) 使用済燃料ピット温度 (AM用) 使用済燃料ピット可搬型エリア モニタ	常設 (可搬型)

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については、その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「—」とする。

*2 : () 付の設備は、重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり、共通要因による機能喪失を想定していない。

*3 : 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置は可搬型重大事故等対処設備。

(第 58 条) 計装設備 (10/10)

機能	機能喪失を想定する主要な設計基準事故対処設備等*1, *2	機能を代替する主要な重大事故等対処設備 (既設+新設)	常設 可搬型
発電所の通信連絡	—	データ伝送設備 (発電所内)	常設
温度, 圧力, 水位, 注水量の計測・監視	各計器	可搬型計測器	可搬型
その他*3	(6-A, B 母線電圧)	6-A, B 母線電圧	常設
	(A, B-直流コントロール センタ母線電圧)	A, B-直流コントロールセンタ 母線電圧	常設
	A-高圧注入ポンプ及び 油冷却器補機冷却水流量	A-高圧注入ポンプ及び油冷却器 補機冷却水流量 (AM用)	常設
	A-高圧注入ポンプ電動機 補機冷却水流量	A-高圧注入ポンプ電動機補機 冷却水流量 (AM用)	常設
	原子炉補機冷却水冷却器 補機冷却海水流量	原子炉補機冷却水冷却器補機 冷却海水流量 (AM用)	常設
	原子炉補機冷却水供給母管流量	原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用)	常設

注記 *1 : 重大事故防止設備以外の重大事故等対処設備が有する機能については, その代替機能を有する設計基準事故対処設備等がないため「—」とする。

*2 : () 付の設備は, 重大事故等時に設計基準対象施設としての機能を期待する設計基準対象施設であり, 共通要因による機能喪失を想定していない。

*3 : 重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる補助パラメータ。

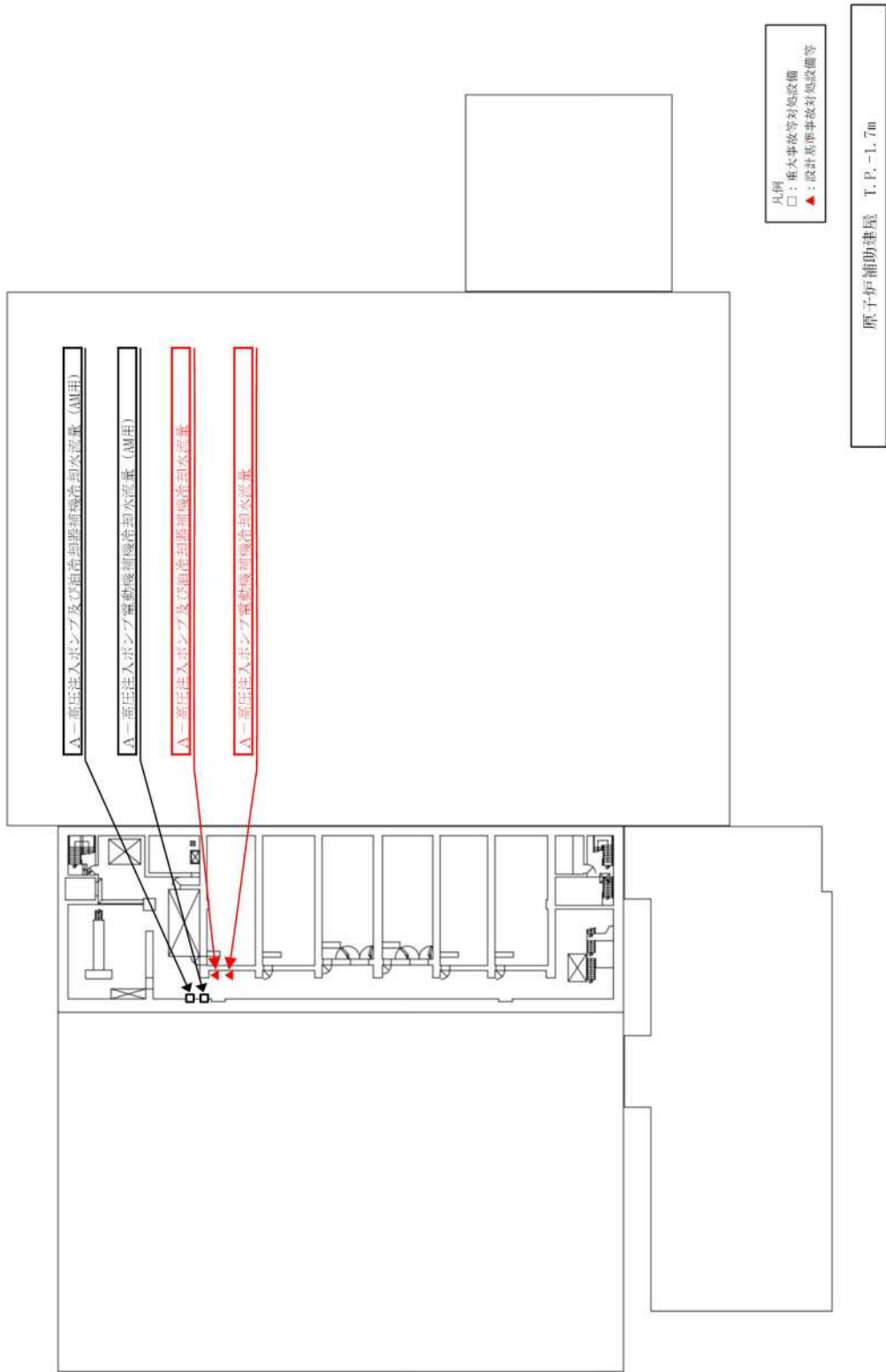
設計基準対象施設及び常用計器としての計装設備の個数と設置場所について

設計基準対象施設及び常用計器としての計装設備の個数と設置場所を第 1 表及び第 1 図に示す。

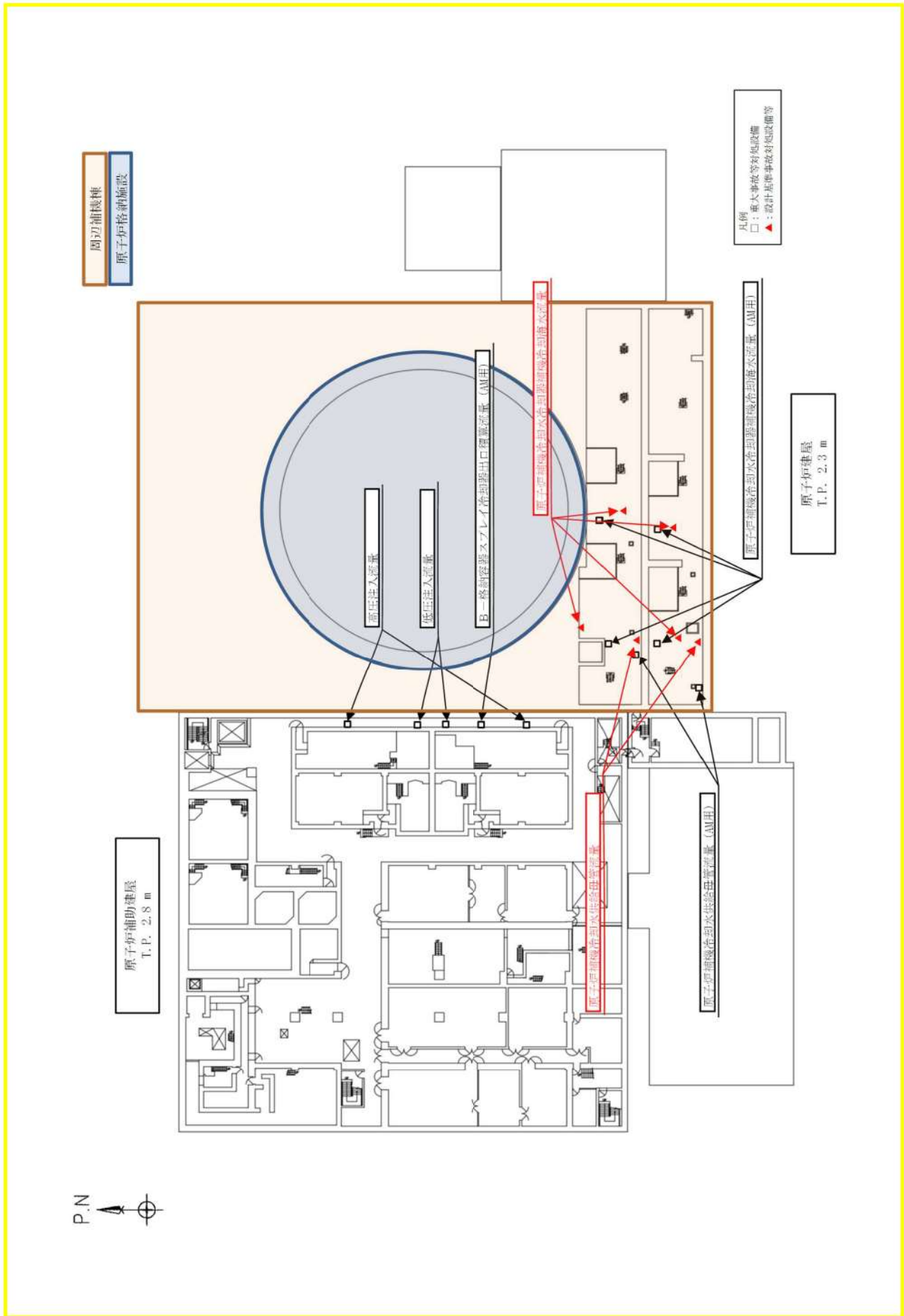
第 1 表 設計基準対象施設及び常用計器としての計装設備の個数と設置場所

計装設備	個数	設置場所
A－高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量	1	原子炉補助建屋 T. P. -1. 7m 【第 1 図 (1/9)】
A－高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量	1	原子炉補助建屋 T. P. -1. 7m 【第 1 図 (1/9)】
原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量	4	周辺補機棟 T. P. 2. 3m 【第 1 図 (2/9)】
原子炉補機冷却水供給母管流量	2	周辺補機棟 T. P. 2. 3m 【第 1 図 (2/9)】
加圧器水位	2	原子炉格納容器内 【第 1 図 (5/9)】
主蒸気ライン圧力	6	周辺補機棟 T. P. 33. 1m 【第 1 図 (7/9)】
原子炉格納容器圧力	2	周辺補機棟 T. P. 17. 8m 【第 1 図 (5/9)】
蒸気発生器水位 (狭域)	6	原子炉格納容器内 【第 1 図 (6/9)】
原子炉補機冷却水サージタンク圧力 (AM 用)	1	周辺補機棟 T. P. 43. 6m 【第 1 図 (9/9)】
使用済燃料ピット水位	2	燃料取扱棟 【第 1 図 (7/9)】
使用済燃料ピット温度	2	燃料取扱棟 【第 1 図 (7/9)】
使用済燃料ピットエリアモニタ	1	燃料取扱棟 【第 1 図 (7/9)】

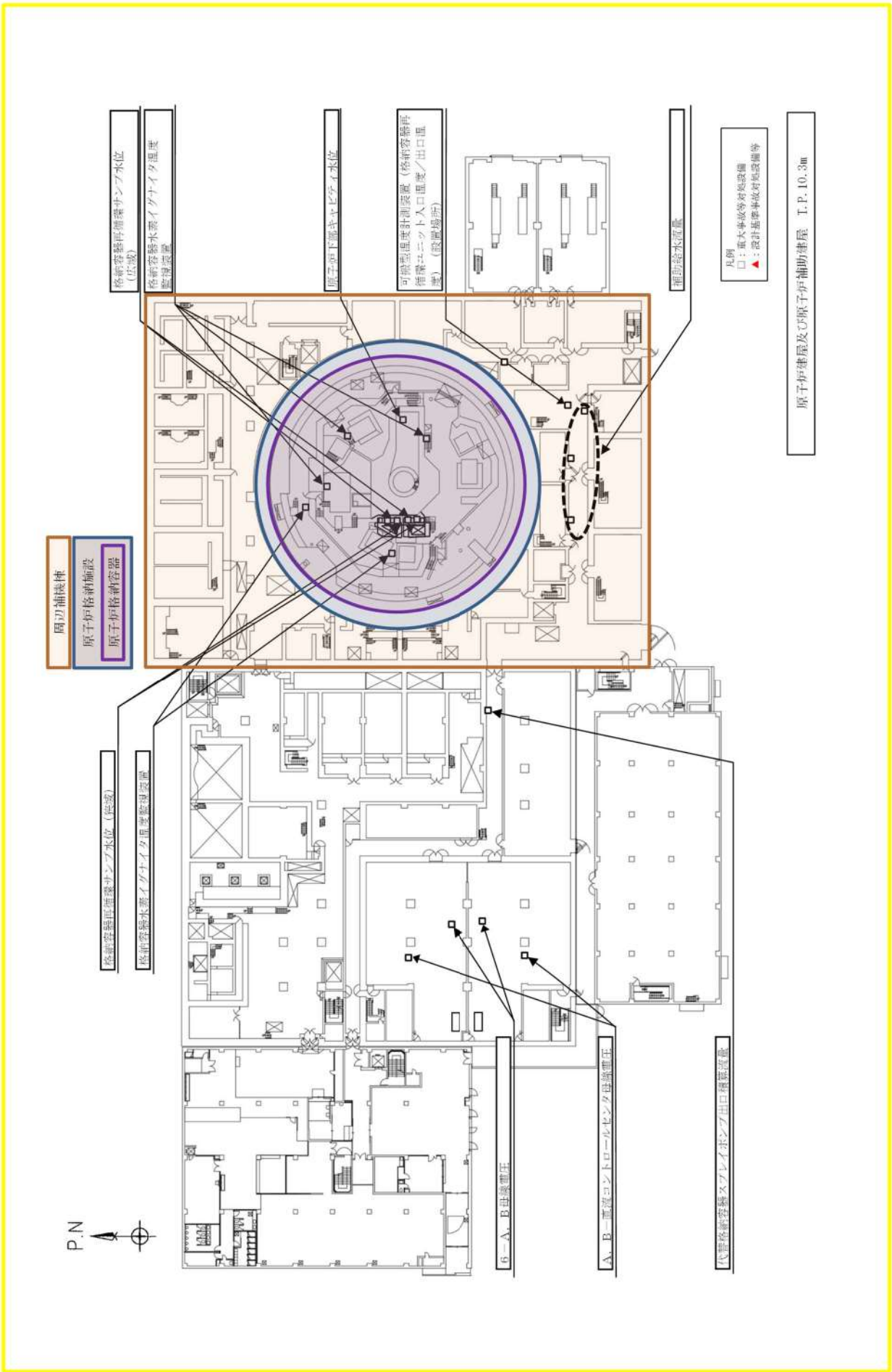
P.N

第1図 配置図 (1/9)



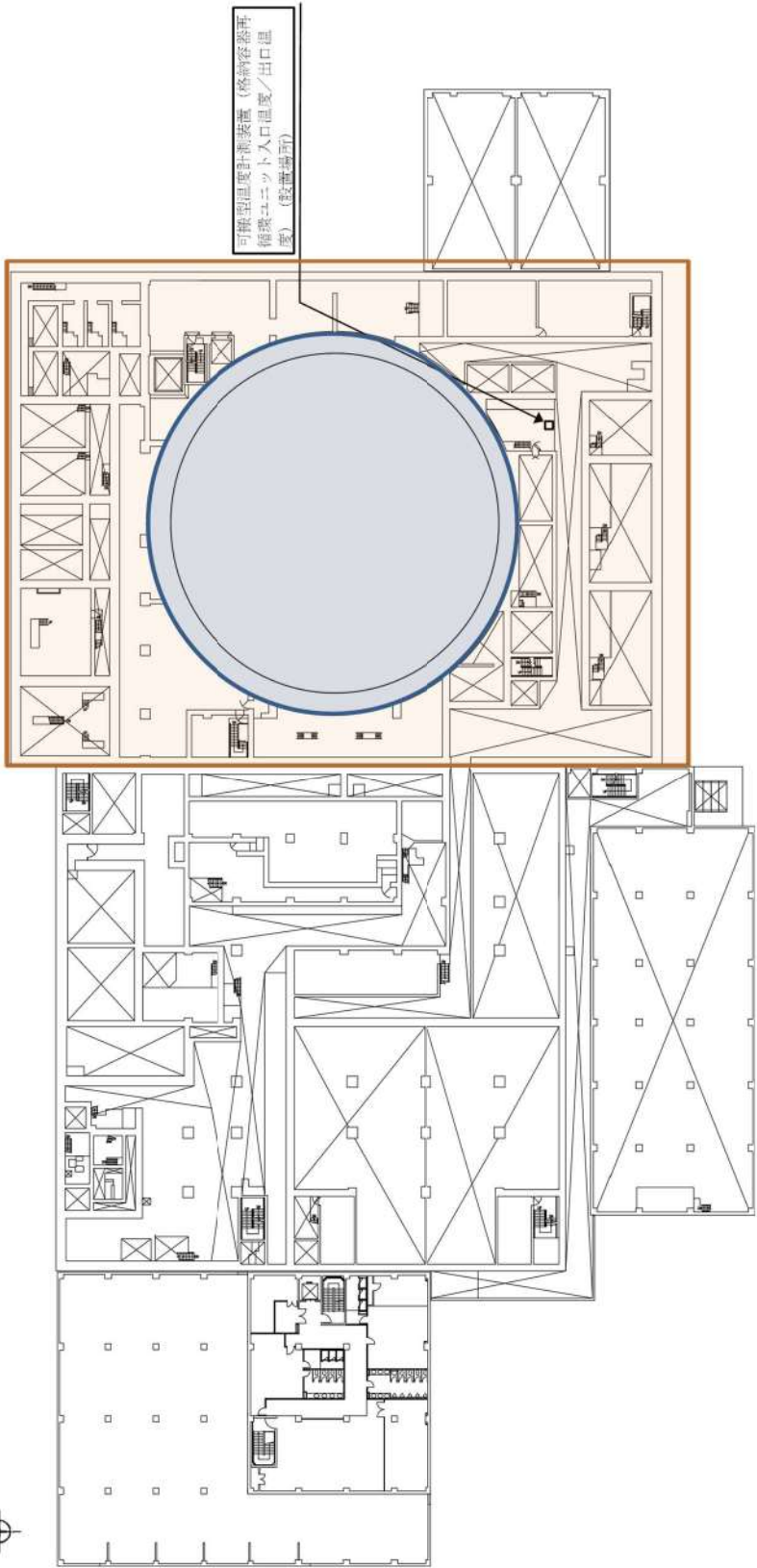
第1図 配置図 (2/9)



第1図 配置図 (3/9)

P.N

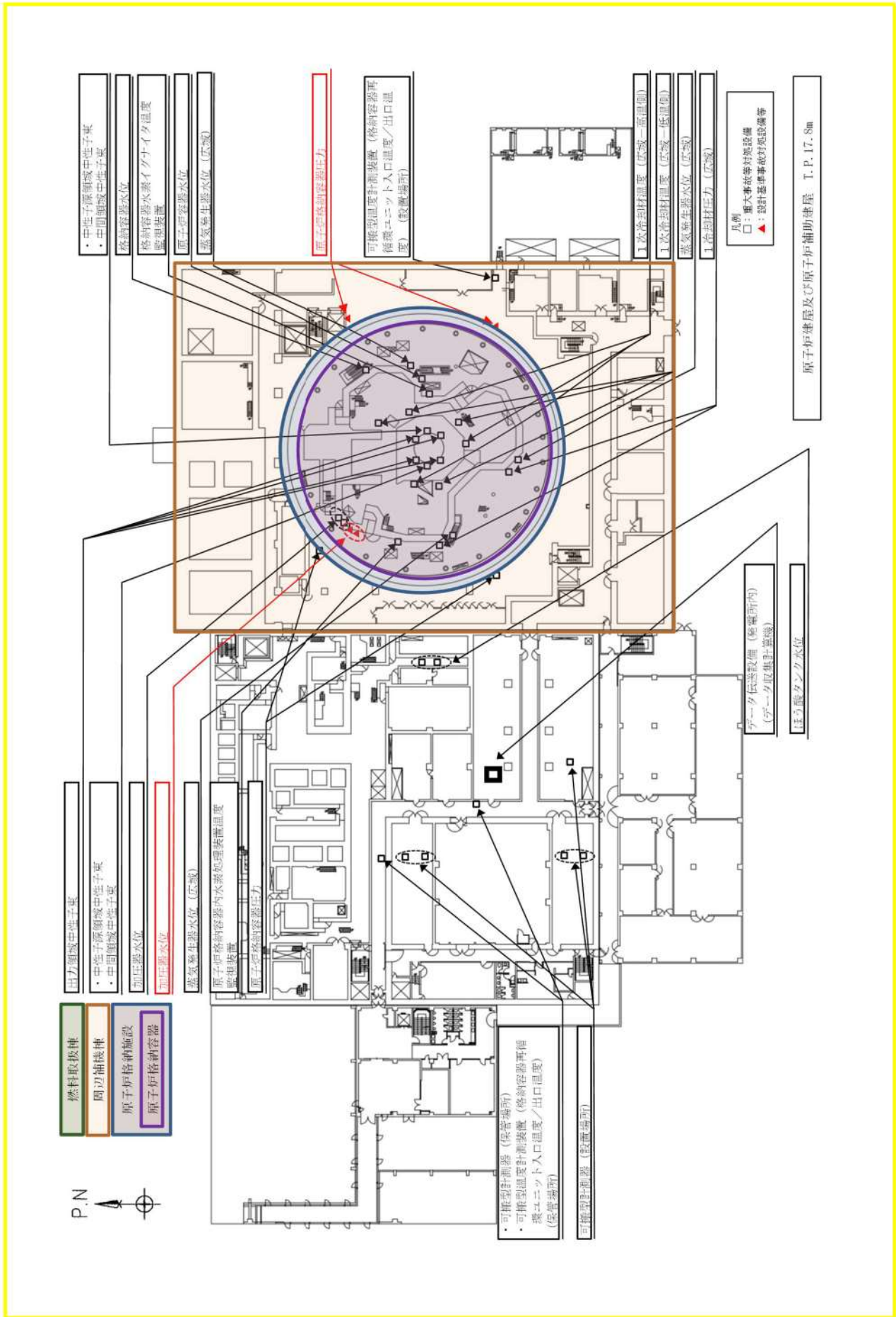
周辺補機棟
原子炉格納施設



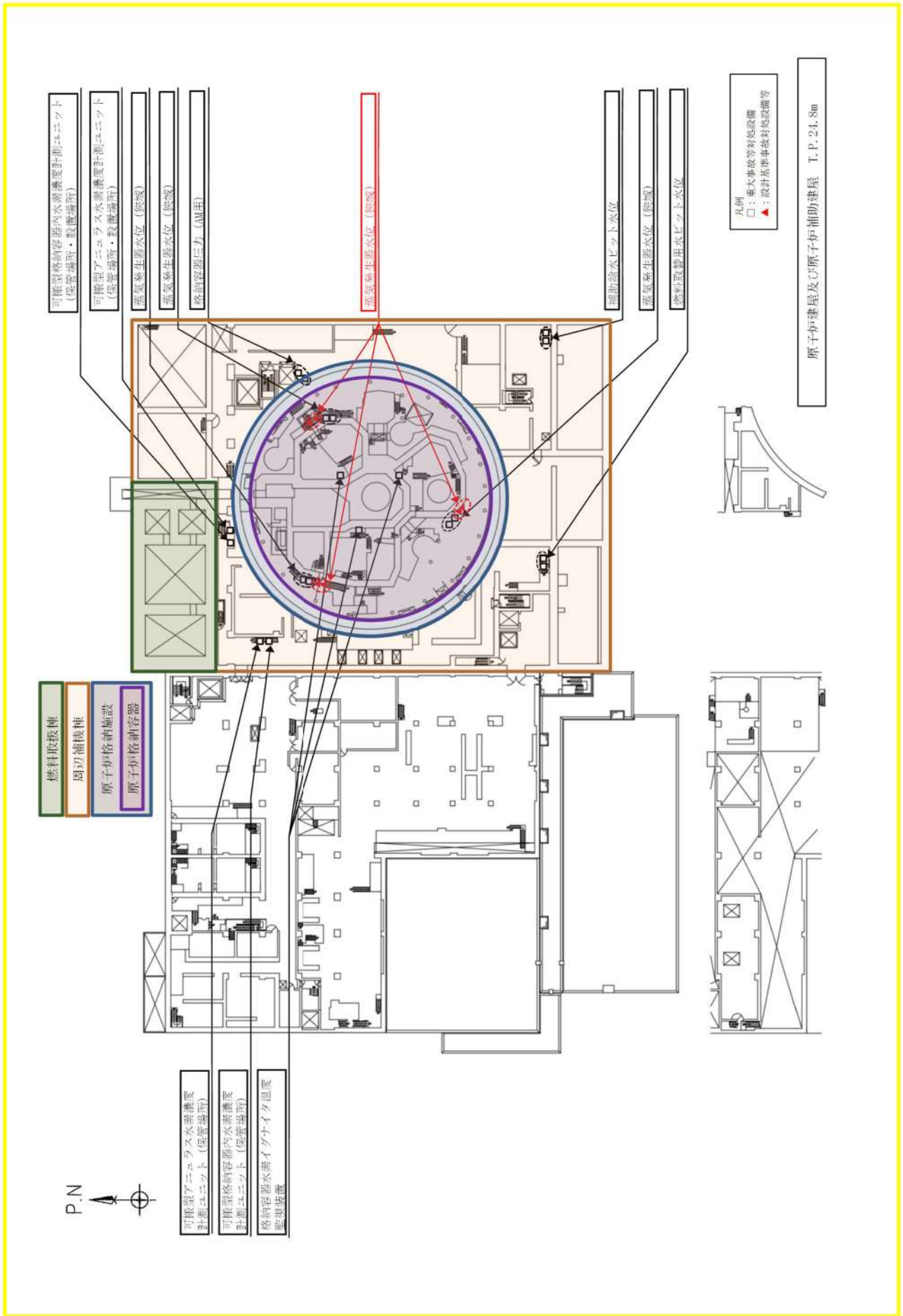
凡例
□：重大事故等対応設備
▲：設計基準非事故対応設備等

原子炉建屋及び原子炉補助建屋 T.P.10.3m（中間床）

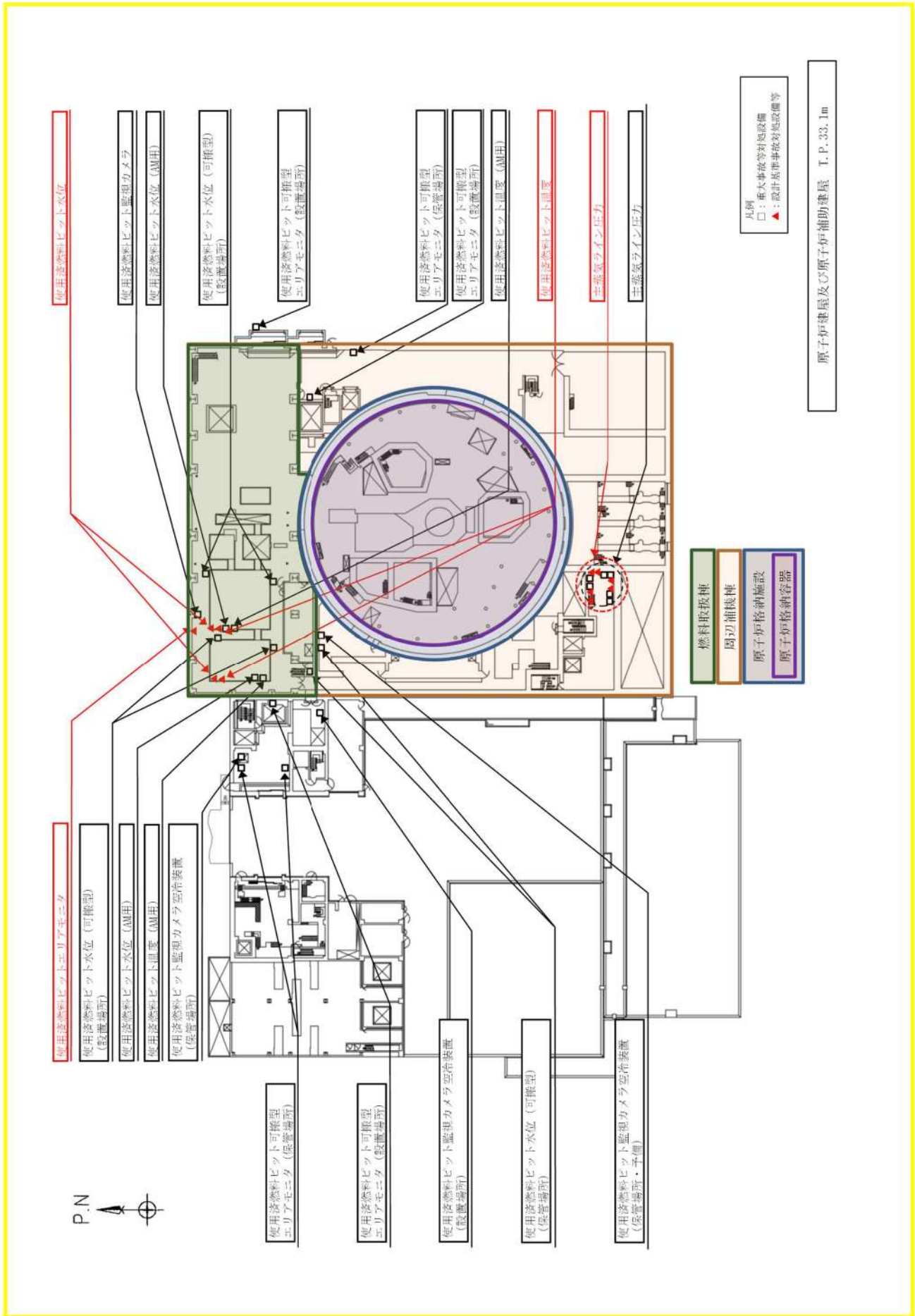
第1図 配置図（4/9）



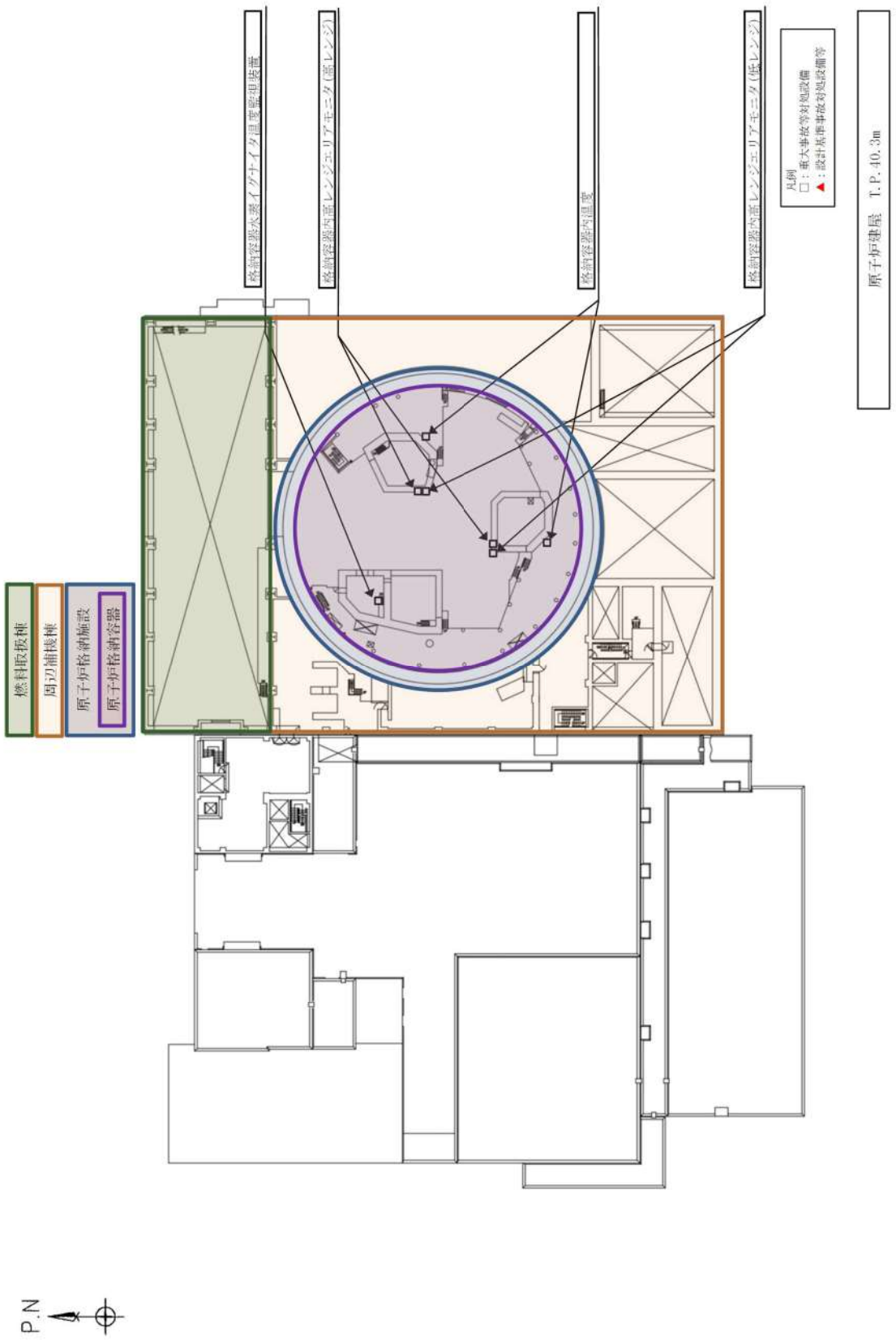
第1図 配置図 (5/9)



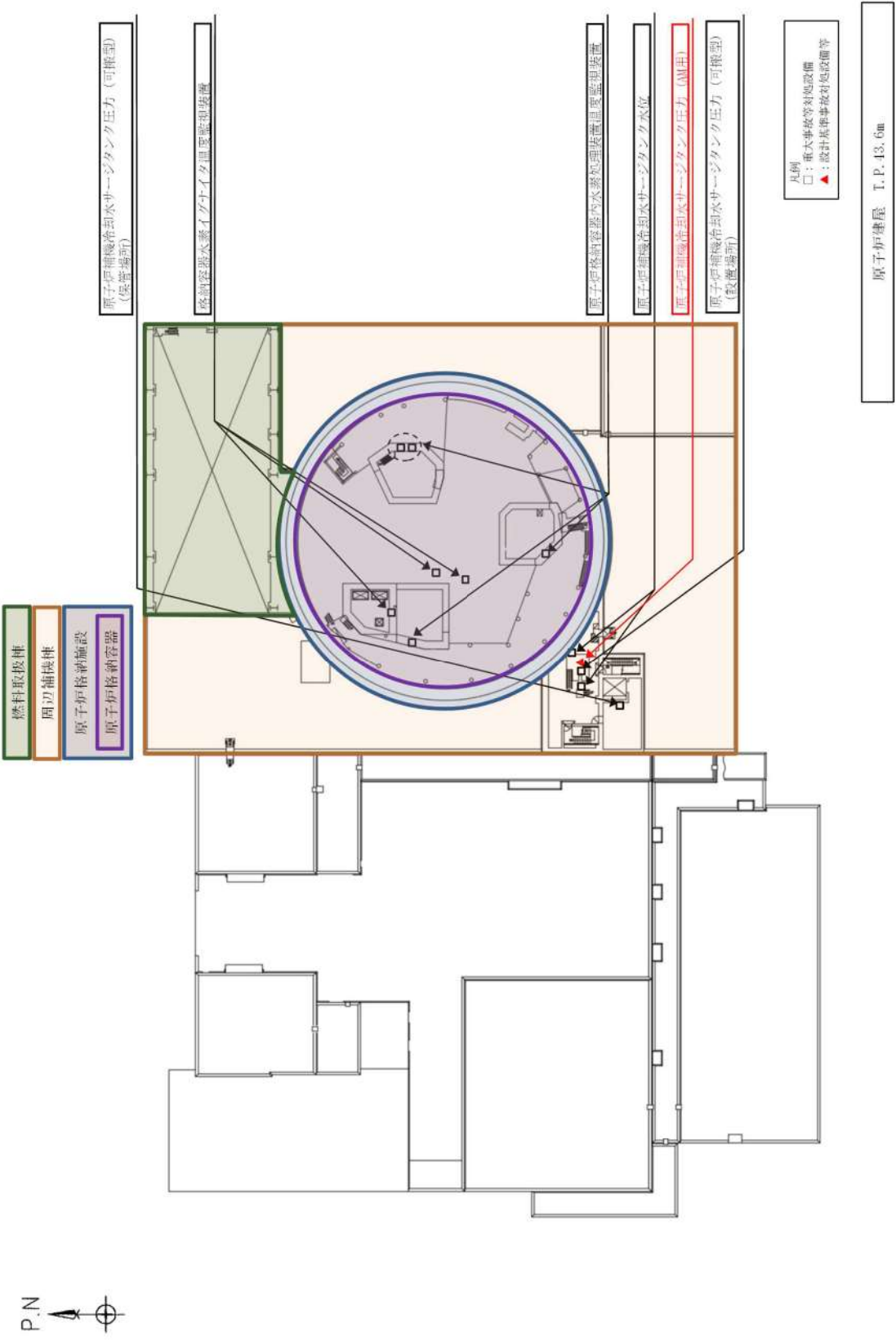
第1図 配置図 (6/9)



第1図 配置図 (7/9)



第1図 配置図 (8/9)



第1図 配置図 (9/9)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA59H r.11.0
提出年月日	令和5年6月30日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料

59条

令和5年6月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

目次

59 条

59-1 SA 設備基準適合性一覧表

59-2 配置図

59-3 試験・検査説明資料

59-4 系統図

59-5 容量設定根拠

59-6 原子炉制御室等（被ばく評価除く）について

59-7 原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について

59-8 単線結線図

5 9 - 1 S A設備 基準適合性一覽表

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中央制御室遮へい	類型化区分	関連資料			
第43条	第1項	第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	
			海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	
			電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-		
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	遮蔽(主要部分の断面寸法の確認が可能)(外観の確認が可能)	K	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料		
	第4号	切り替え性	【居住性の確保】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(DB施設と同じ用途で使用)	Bb	[補足説明資料]59-2配置図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】DBと同系統構成(原子炉補助建屋と一体のコンクリート構造物)	A d	[補足説明資料]59-2配置図	
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
その他(飛散物)			対象外	/	-		
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-			
第2項	第1号	常設SAの容量	対象外	/	-		
		共用の禁止	(共用しない)	-	-		
	第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】防止設備/共通要因の考慮対象設備なし緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/	-		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中央制御室給気ファン	類型化区分	関連資料		
第43条	第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-	
			海水	対象外(海水を通水しない)	/	
			電磁波	(機能が損なわれない)	-	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	第2号	操作性	【居住性の確保】 現場操作 (工具確保:一般的な工具) (弁操作:空気作動ダンパは、人力で開操作も可能) 中央制御室操作 (運転モード切替、ファン起動)	A⑤ A⑥ B	[技術的能力]添付資料1.16.6	
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料	
	第4号	切り替え性	【居住性の確保】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[補足説明資料]59-4系統図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[補足説明資料]59-4系統図
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
その他(飛散物)			対象外	/		
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-		
第2項	第1号	常設SAの容量	【居住性の確保】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
		共用の禁止	(共用しない)	-	-	
	第3号	共通要因故障防止	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中央制御室循環ファン	類型化区分	関連資料		
第43条	第1項	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-	
			海水	対象外(海水を通水しない)	/	
			電磁波	(機能が損なわれない)	-	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	第2号	操作性	【居住性の確保】 現場操作 (工具確保:一般的な工具) (弁操作:空気作動ダンパは、人力で開操作も可能) 中央制御室操作 (運転モード切替、ファン起動)	A⑤ A⑥ B	[技術的能力]添付資料1.16.6	
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料	
	第4号	切り替え性	【居住性の確保】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[補足説明資料]59-4系統図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[補足説明資料]59-4系統図
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
その他(飛散物)			対象外	/		
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-		
第2項	第1号	常設SAの容量	【居住性の確保】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-	
		共用の禁止	(共用しない)	-	-	
	第3号	共通要因故障防止	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中央制御室非常用循環ファン	類型化区分	関連資料			
第43条	第1項	第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他 (原子炉補助建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-	-	
			海水	対象外(海水を通水しない)	/	-	
			電磁波	(機能が損なわれない)	-	-	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	-	
	第2号	操作性	【居住性の確保】 現場操作 (工具確保:一般的な工具) (弁操作:空気作動ダンパは、人力で開操作も可能) 中央制御室操作 (運転モード切替、ファン起動)	A⑤ A⑥ B	[技術的能力]添付資料1.16.6		
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	ファン (機能・性能の確認が可能) (分解が可能)	A	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料		
	第4号	切り替え性	【居住性の確保】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[補足説明資料]59-4系統図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[補足説明資料]59-4系統図	
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	
その他(飛散物)			対象外	/	-		
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室で可能)	B	-			
第2項	第1号	常設SAの容量	【居住性の確保】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-		
		共用の禁止	(共用しない)	-	-		
	第3号	共通要因故障防止	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-		
		サポート系要因	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	C	-		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中央制御室非常用循環フィルタユニット	類型化区分	関連資料		
第43条	第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他 (原子炉補助建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-	
			海水	対象外(海水を通水しない)	/	
			電磁波	(機能が損なわれない)	-	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
		第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-
		第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	空調ユニット (機能・性能の確認が可能) (内部の確認が可能-点検口設置) (差圧確認が可能)	E	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料
		第4号	切り替え性	【居住性の確保】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[補足説明資料]59-4系統図
		第5号	悪影響防止	【居住性の確保】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[補足説明資料]59-4系統図
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
	その他(飛散物)		対象外	/		
	第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-	
	第2項	第1号	常設SAの容量	【居住性の確保】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-
		第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-
		第3号	共通要因故障防止	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
	サポート系要因		対象外(サポート系なし)	/		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		中央制御室給気ユニット	類型化区分	関連資料			
第43条	第1項	第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉補助建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-		
			海水	対象外(海水を通水しない)	/		
			電磁波	(機能が損なわれない)	-		
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-		
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	流路(機能・性能の確認が可能) (内部の確認が可能-点検口設置) (差圧確認が可能)	F	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料		
	第4号	切り替え性	【居住性の確保】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	[補足説明資料]59-4系統図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[補足説明資料]59-4系統図	
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-		
その他(飛散物)			対象外	/			
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-			
第2項	第1号	常設SAの容量	【居住性の確保】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	-		
		共用の禁止	(共用しない)	-	-		
	第3号	共通要因故障防止	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-		
		サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/			

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		アニュラス空気浄化ファン (SBO時はB側のみ使用)	類型化区分	関連資料		
第1項	第1号	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図	
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-		
		海水	対象外(海水を通水しない)	/		
		電磁波	(機能が損なわれない)	-		
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	第2号	操作性	【放射性物質の濃度低減】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	-	
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	ファン (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (分解が可能)	A	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料	
	第4号	切り替え性	【放射性物質の濃度低減】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (電源健全時: DB施設と同じ系統構成で使用) (電源喪失時: 切替せず使用)	B b	[補足説明資料]59-4系統図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【放射性物質の濃度低減 (待機健全時)】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【放射性物質の濃度低減 (SBO又はDC喪失時)】 弁等で系統構成 (弁操作等によって、設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a A d	[補足説明資料]59-4系統図
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
その他(飛散物)			対象外	/		
第6号	設置場所	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	-		
第2項	第1号	常設SAの容量	【放射性物質の濃度低減】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計) (CV内冷却、減圧、水素濃度低減とあいまって、R/B等の損傷を防止する容量)	A	-	
	第2号	共用の禁止	(共用しない)	-	-	
	第3号	共通要因故障防止	【放射性物質の濃度低減】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	
サポート系要因		対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (「イ-ゼ」発電機に対して多様性を持った代替非常用発電機から給電)	C			

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第59条 運転員が原子炉制御室内にとどまるための設備		アニュラス空気浄化フィルタユニット (SB0時はB側のみ使用)	類型化区分	関連資料			
第43条	第1項	第1号	環境条件における健全性	環境温度・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-		
			海水	対象外(海水を通水しない)	/		
			電磁波	(機能が損なわれない)	-		
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	第2号	操作性	対象外(操作不要)	/	-		
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	空調ユニット(機能・性能及び漏えいの確認が可能)(内部の確認が可能-点検口設置)(差圧確認が可能)	E	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料		
	第4号	切り替え性	【放射性物質の濃度低減】DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用(電源健全時: DB施設と同じ系統構成で使用)(電源喪失時: 切替せず使用)	B b	[補足説明資料]59-4系統図		
	第5号	悪影響防止	系統設計	【放射性物質の濃度低減(待機健全時)】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成) 【放射性物質の濃度低減(SB0又はDC喪失時)】弁等で系統構成(弁操作等によって、設計基準対象施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成)	A a A d	[補足説明資料]59-4系統図	
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-		
その他(飛散物)			対象外	/			
第6号	設置場所	対象外(操作不要)	/	-			
第2項	第1号	常設SAの容量	【放射性物質の濃度低減】DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)(CV内冷却、減圧、水素濃度低減とあいまって、R/B等の損傷を防止する容量)	A	-		
		共用の禁止	(共用しない)	-	-		
	第3号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【放射性物質の濃度低減】緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	
サポート系要因	サポート系なし	対象外(サポート系なし)	/	-			

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		排気筒	類型化区分	関連資料		
第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	屋外	C	[補足説明資料]59-2配置図	
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-		
		海水	対象外(海水を通水しない)	/		
		電磁波	(機能が損なわれない)	-		
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-		
	第2号	操作性	対象外 (操作不要)	/	-	
	第3号(検査性、系統構成・外部入力)	試験・検査	その他 (外観の確認が可能)	N	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料	
	第4号	切り替え性	【放射性物質の濃度低減】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	B b	[補足説明資料]59-4系統図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【放射性物質の濃度低減】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	[補足説明資料]59-4系統図
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
その他(飛散物)			対象外	/		
第6号	設置場所	対象外 (操作不要)	/	-		
第2項	第1号	常設SAの容量	対象外(流路)	/	-	
		共用の禁止	(共用しない)	-	-	
	第3号	共通要因故障防止	【放射性物質の濃度低減】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-	
	サポート系要因	対象外(サポート系なし)	/			

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		酸素濃度・二酸化炭素濃度計	類型化区分	関連資料		
第43条	第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他 (中央制御室及び原子炉補助建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-	
			海水	対象外(海水を通水しない)	/	
			電磁波	(機能が損なわれない)	-	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	第2号	操作性	現場操作 (運搬設置:人が携行して移動可能) (操作スイッチ操作:付属の操作スイッチにより確実に操作できる)	A④ A⑦	-	
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	計測制御設備 (模擬入力による機能・性能の確認(特性の確認)が可能) (校正が可能)	J	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料	
	第4号	切り替え性	DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ用途で使用)	Bb	-	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【居住性の確保】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
その他(飛散物)			対象外	/		
第6号	設置場所	現場操作 (操作は中央制御室で可能)	A a	[補足説明資料]59-2配置図		
第3項	第1号	可搬SAの容量	【居住性の確保】 その他 (中央制御室の居住環境の基準値の範囲を測定できるもの) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計3個)	C	[補足説明資料]59-6 原子炉制御室等(被ばく評価除く)について 2.2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計について	
	第2号	可搬SAの接続性	対象外 (接続なし)	/	-	
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[補足説明資料]59-2配置図	
	第5号	保管場所	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし/屋内 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[補足説明資料]59-2配置図	
	第6号	アクセスルート	対象外 (アクセス不要)	/	[技術的能力]添付資料1.0.2	
	第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【居住性の確保】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
サポート系要因			対象外(サポート系なし)	/	-	

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		可搬型照明 (SA)	類型化区分	関連資料	
第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他 (中央制御室及び原子炉補助建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
		荷重	(有効に機能を発揮する)	-	
		海水	対象外(海水を通水しない)	/	
		電磁波	(機能が損なわれない)	-	
		他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	第2号	操作性	現場操作 (運搬設置：人が携行して移動可能) (操作スイッチ操作：付属の操作スイッチにより確実に操作できる) (接続作業：電源ケーブルの接続はジャック接続とし、接続規格を統一することで確実に接続できる)	A⑥ A⑦ A⑧	[技術的能力]添付資料1.16.7
	第3号	試験・検査 (検査性、系統構成・外部入力)	その他 (機能・性能の確認が可能)	I	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料
	第4号	切り替え性	DB施設としての機能を有さない (切替せず使用)	B a 2	-
	第5号	系統設計	【居住性の確保、汚染持ち込み防止】 他設備から独立 (他の設備から独立して使用可能)	A c	-
		配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
その他(飛散物)		対象外	/		
第6号	設置場所	現場操作 (操作は中央制御室並びに身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画で可能)	A a	[補足説明資料]59-2配置図	
第3項	第1号	可搬SAの容量	【居住性の確保、汚染持ち込み防止】 その他 (重大事故等時に中央制御室の制御盤での操作に必要な照度) (重大事故等時に身体サーベイ及び作業服の着替え等に必要な照度) (保有数は5個、故障時及び保守点検時のバックアップとして2個の合計7個)	C	[補足説明資料]59-6 原子炉制御室等(被ばく評価除く)について 2.5 重大事故等時の電源設備について
	第2号	可搬SAの接続性	専用の接続	D	-
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[補足説明資料]59-2配置図
	第5号	保管場所	【居住性の確保、汚染持ち込み防止】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 緩和設備/同一目的のSA設備なし (中央制御室及び原子炉補助建屋内)	A b	[補足説明資料]59-2配置図
	第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[技術的能力]添付資料1.0.2
	第7号	共通要因故障防止	【居住性の確保、汚染持ち込み防止】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 緩和設備/同一目的のSA設備なし	A a	[補足説明資料]59-2配置図
サポート系要因		対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に対して多様性を持った代替電源から給電)	D		

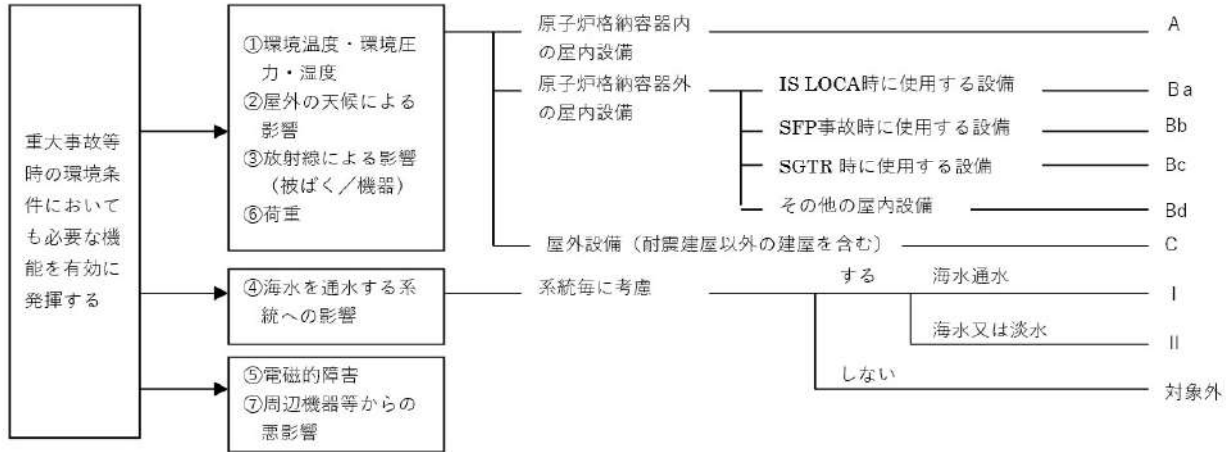
・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

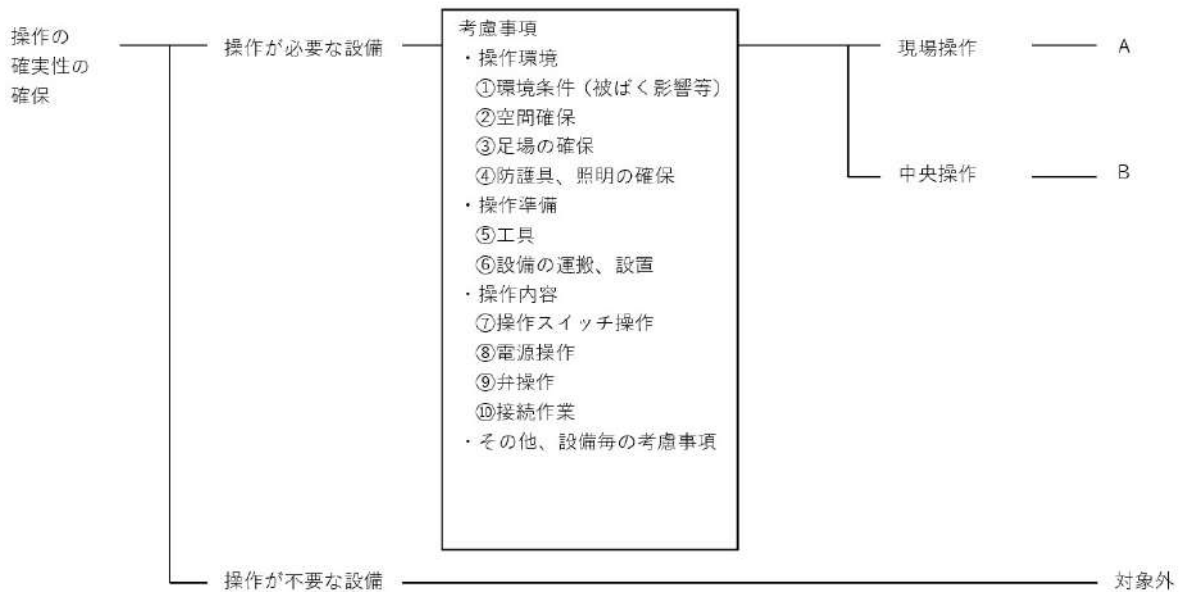
第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備		アニユラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ	類型化区分	関連資料		
第43条	第1項	第1号	環境条件・湿度・圧力/屋外の天候/放射線	C/V以外の屋内-その他(原子炉建屋)	B d	[補足説明資料]59-2配置図
			荷重	(有効に機能を発揮する)	-	
			海水	対象外(海水を通水しない)	/	
			電磁波	(機能が損なわれない)	-	
			他設備からの影響	(周辺機器等からの悪影響により機能を失うおそれがない)	-	
	第2号	操作性	【放射性物質の濃度低減】 現場操作 (工具確保;一般的な工具) (弁操作:弁操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業;簡便な接続規格による接続)	A⑤ A⑥ A⑩	[技術的能力]添付資料1.16.12	
	第3号	試験・検査(検査性、系統構成・外部入力)	容器 (機能・性能及び漏えいの確認が可能) (規定圧力及び外観の確認が可能)	C	[補足説明資料]59-3試験・検査説明資料	
	第4号	切り替え性	【放射性物質の濃度低減】 DB施設としての機能を有さない (弁を設置)	B a 1	[補足説明資料]59-4系統図	
	第5号	悪影響防止	系統設計	【放射性物質の濃度低減】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b	[補足説明資料]59-2配置図 [補足説明資料]59-4系統図
			配置設計	地震、溢水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛により固定)	-	
その他(飛散物)			対象外	/		
第6号	設置場所	現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A a	[補足説明資料]59-2配置図		
第3項	第1号	可搬SAの容量	【放射性物質の濃度低減】 負荷に直接接続 (弁全開に必要な容量に対して十分な容量) (保有数は1個、故障時及び保守点検時のバックアップとして1個の合計2個)	B	[補足説明資料]59-5容量設定根拠	
	第2号	可搬SAの接続性	簡便な接続規格	C	[補足説明資料]59-2配置図	
	第3号	異なる複数の接続箇所の確保	対象外	/	-	
	第4号	設置場所	SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を選定)	B	[補足説明資料]59-2配置図	
	第5号	保管場所	【放射性物質の濃度低減】 緩和設備/同一目的のSA設備なし/屋内	A a	[補足説明資料]59-2配置図	
	第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[技術的能力]添付資料1.0.2	
	第7号	共通要因故障防止	環境条件、自然現象、外部人為事象、溢水、火災	【放射性物質の濃度低減】 緩和設備/同一目的のSA設備なし	/	-
サポート系要因			対象外(サポート系なし)	/		

・記号は「共-2 類型化区分及び適合内容」における類型化区分を示す。
 ・「-」は全ての設備に適用する共通の設計方針であることを示し、個別条文の適合方針としては記載せず、43条適合方針としてのみ記載する。
 ・「/」は当該設備が対象外であることを示し、記載すべき設計方針がないことを表す。

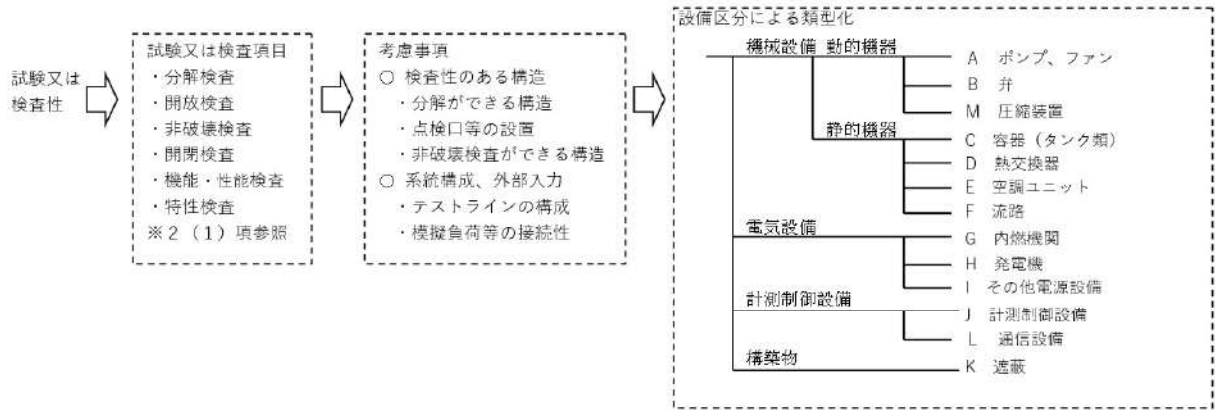
■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号
重大事故等時の環境条件における健全性について



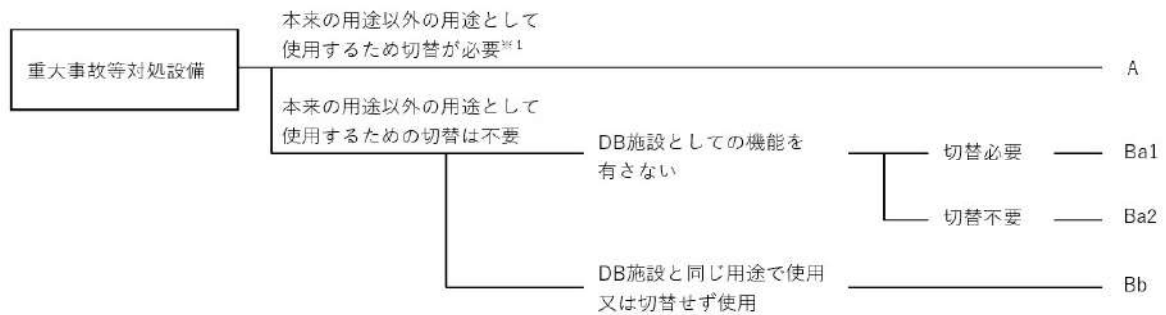
■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号
操作の確実性について



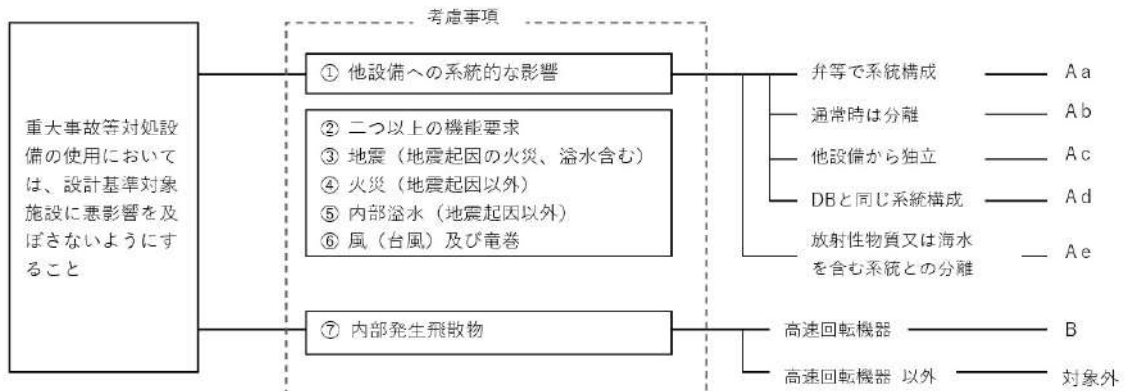
■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号
試験又は検査性について



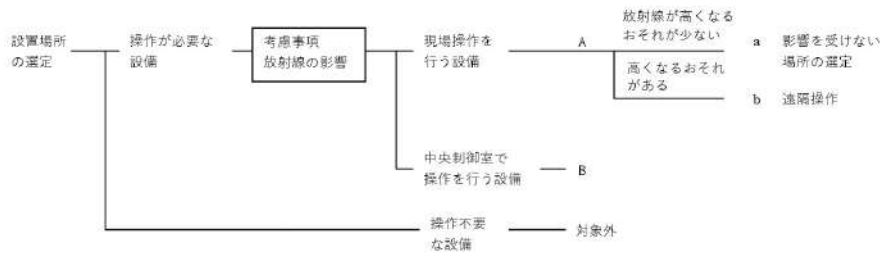
■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号
切り替え性について



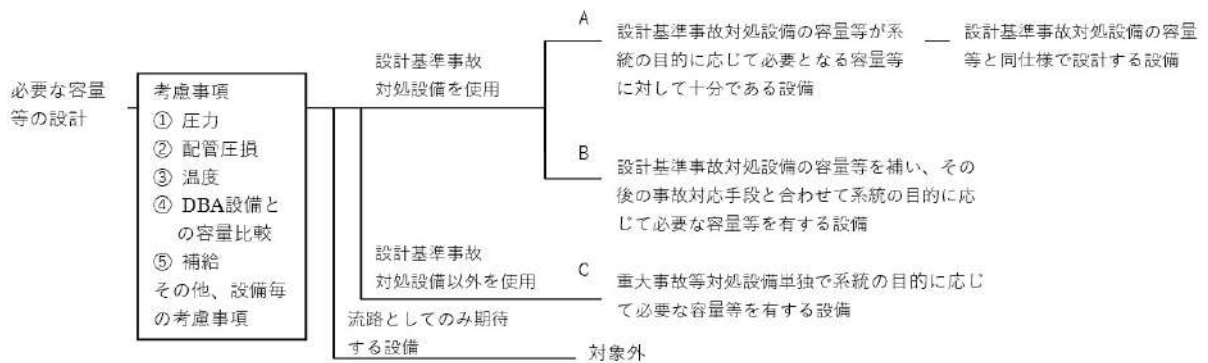
■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号
重大事故等対処設備の悪影響防止について



■ 設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
常設重大事故等対処設備の容量等について



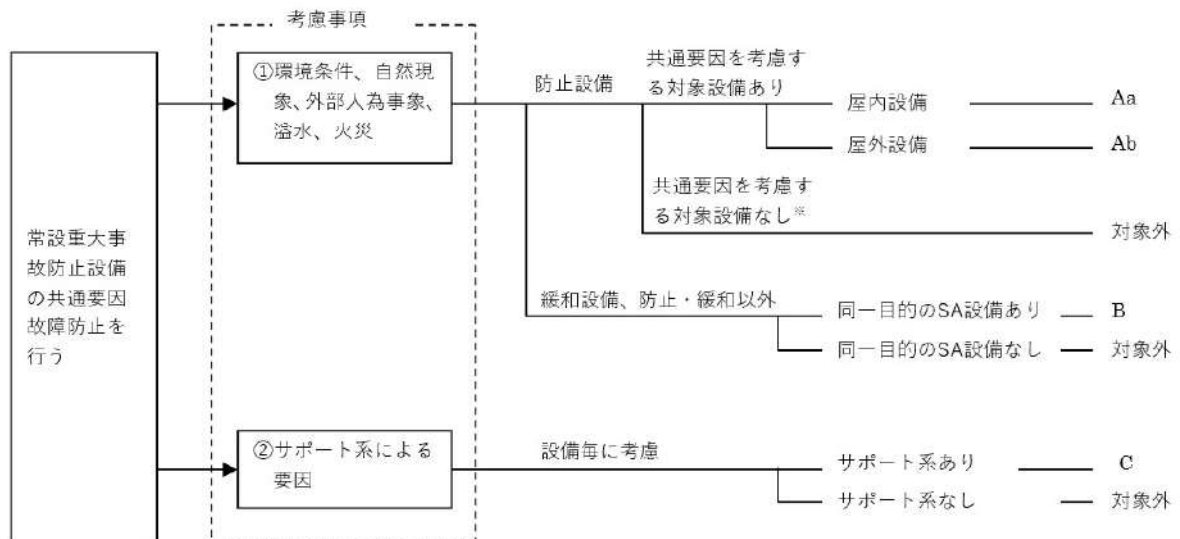
■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
常設重大事故等対処設備の容量等について



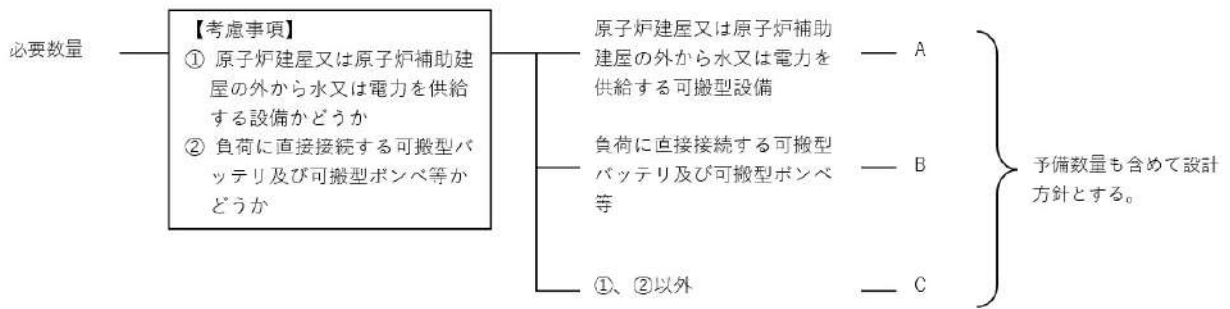
■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	

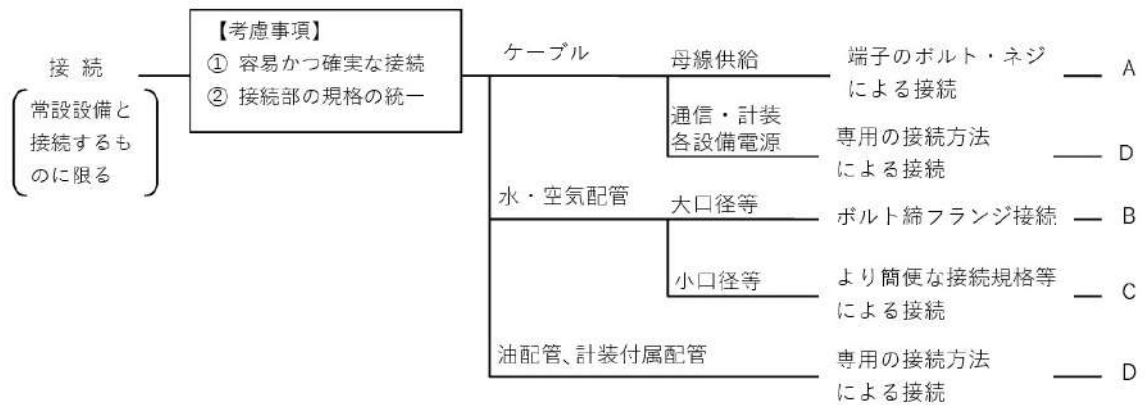
■ 設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
常設重大事故防止設備の共通要因故障について



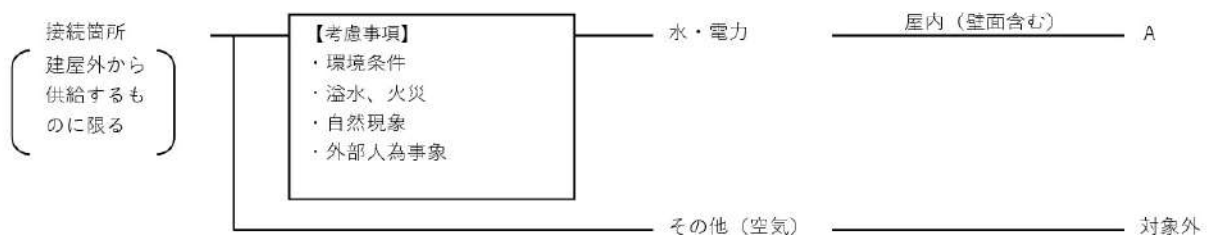
■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号
可搬型重大事故等対処設備の容量等について



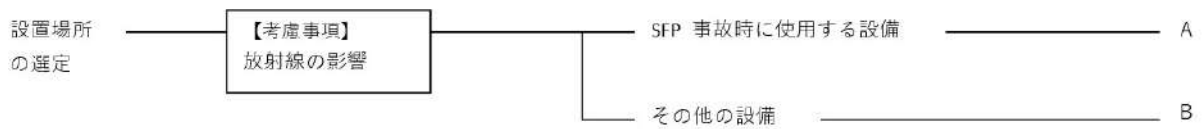
■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号
可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について



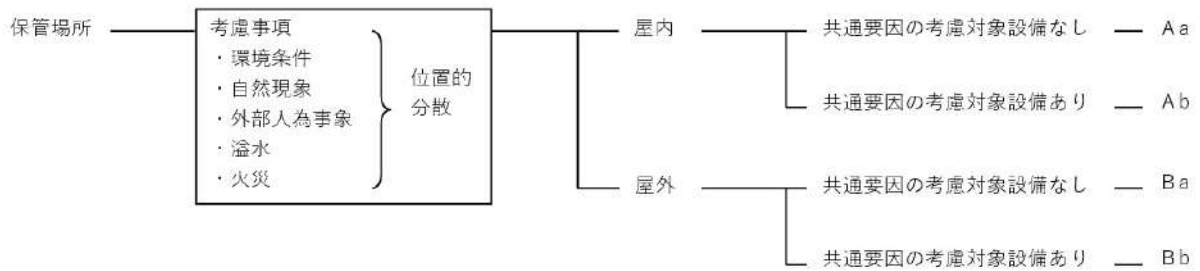
■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号
異なる複数の接続箇所の確保について



■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号
可搬型重大事故等対処設備の設置場所について



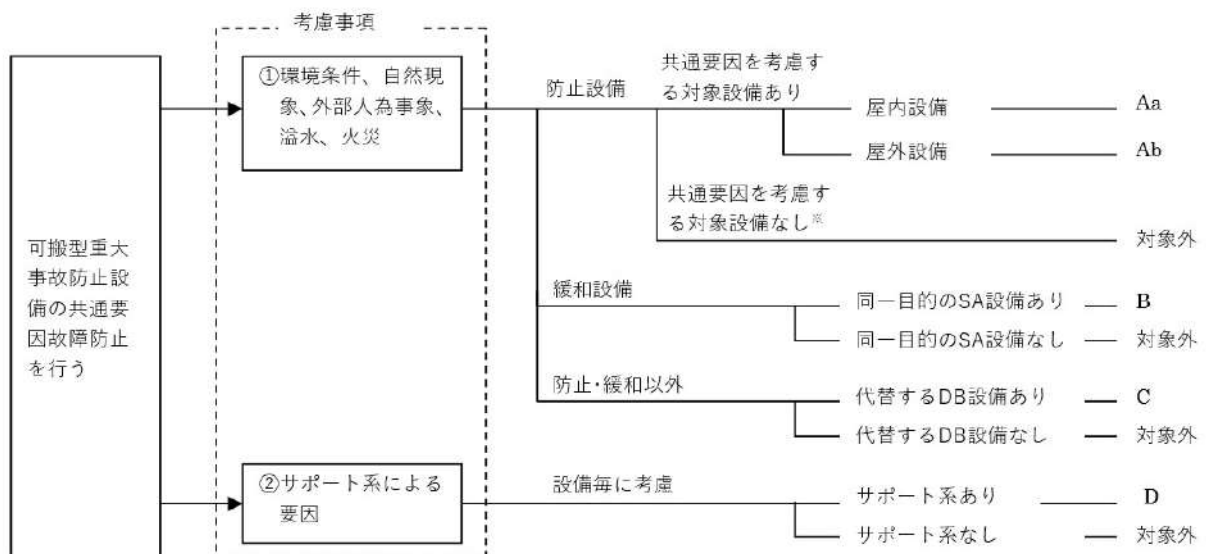
■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号
保管場所について



■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号
アクセスルートについて





■ 設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号
重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について



5 9 - 2 配置図

凡例

 : 設計基準対象施設

 : 重大事故等対処設備

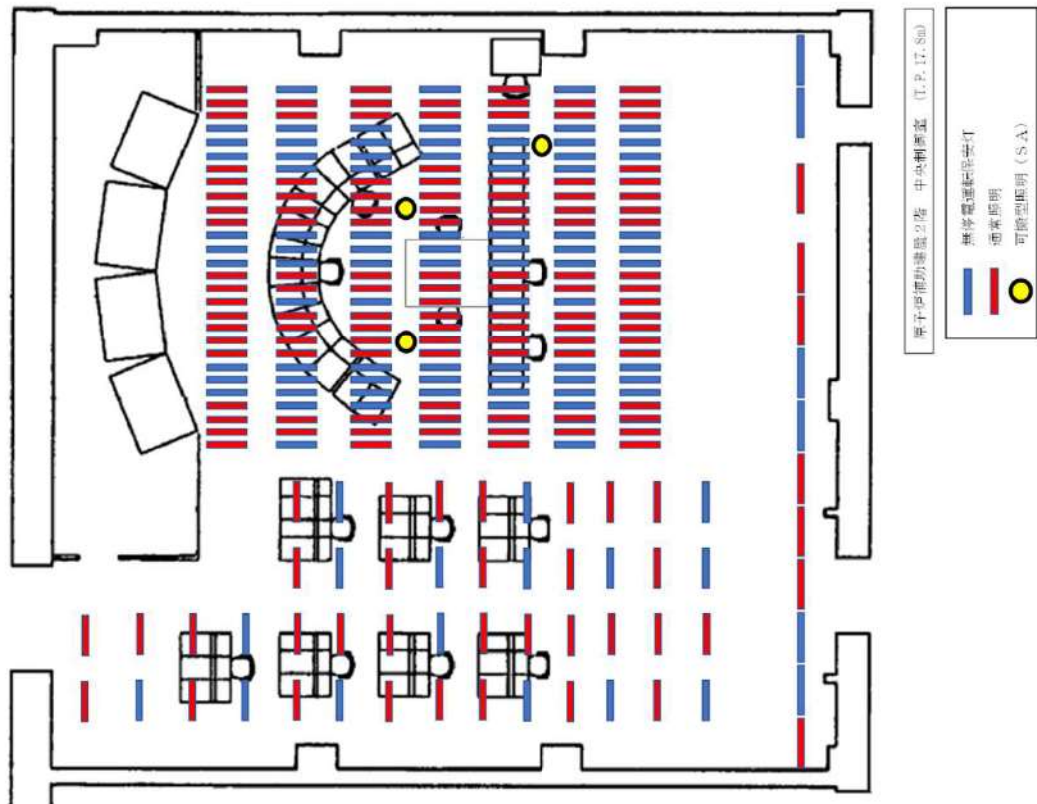


図59-2-1 中央制御室 可搬型照明 (SA) 配置図 (使用時)

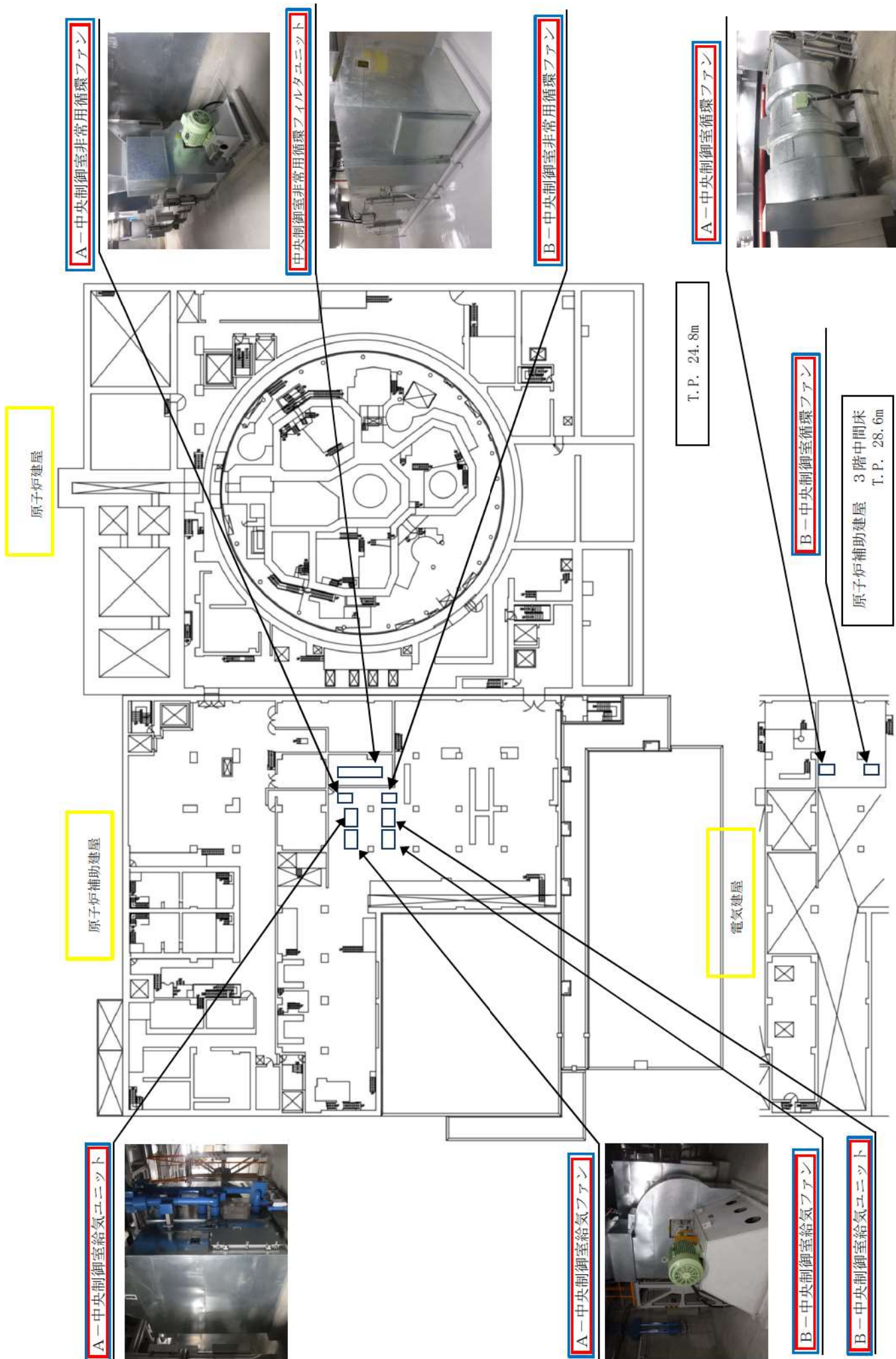
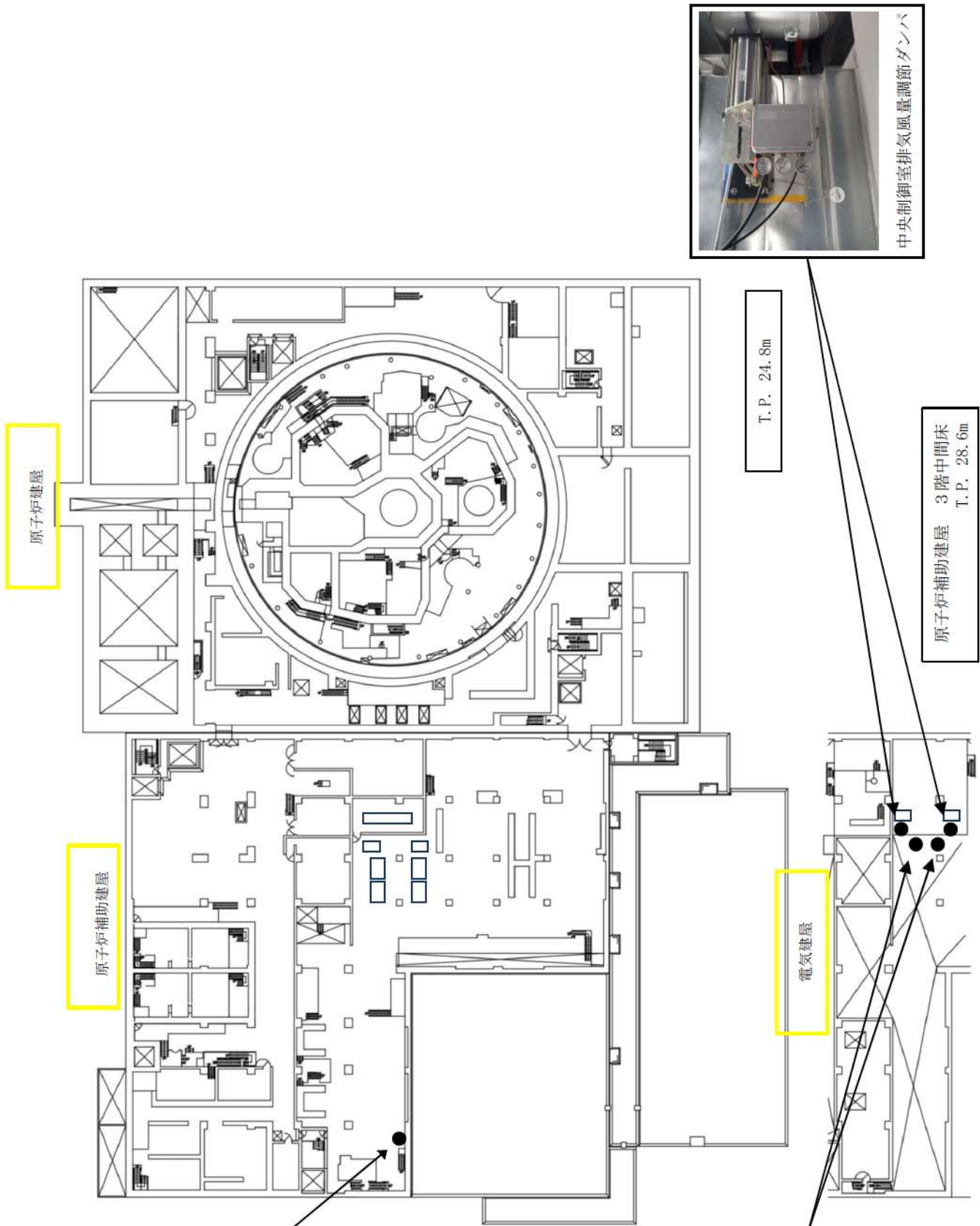


図59-2-2 中央制御室空調装置 配置図

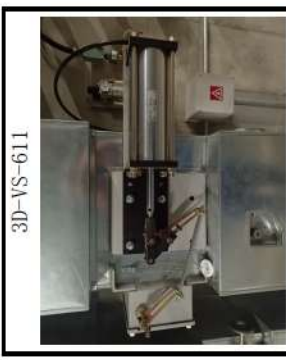


中央制御室排気風量調節ダンパ

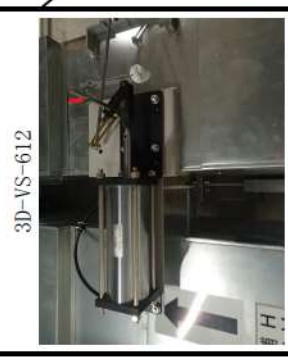
原子炉補助建屋 3階中間床
T.P. 28.6m

T.P. 24.8m

電気建屋



3D-VS-611



3D-VS-612

中央制御室排気隔離ダンパ



中央制御室外気取入ダンパ

図59-2-3 中央制御室空調装置 外気遮断に用いるダンパ 配置図

酸素濃度・二酸化炭素濃度計
【操作性（現場操作可能）】

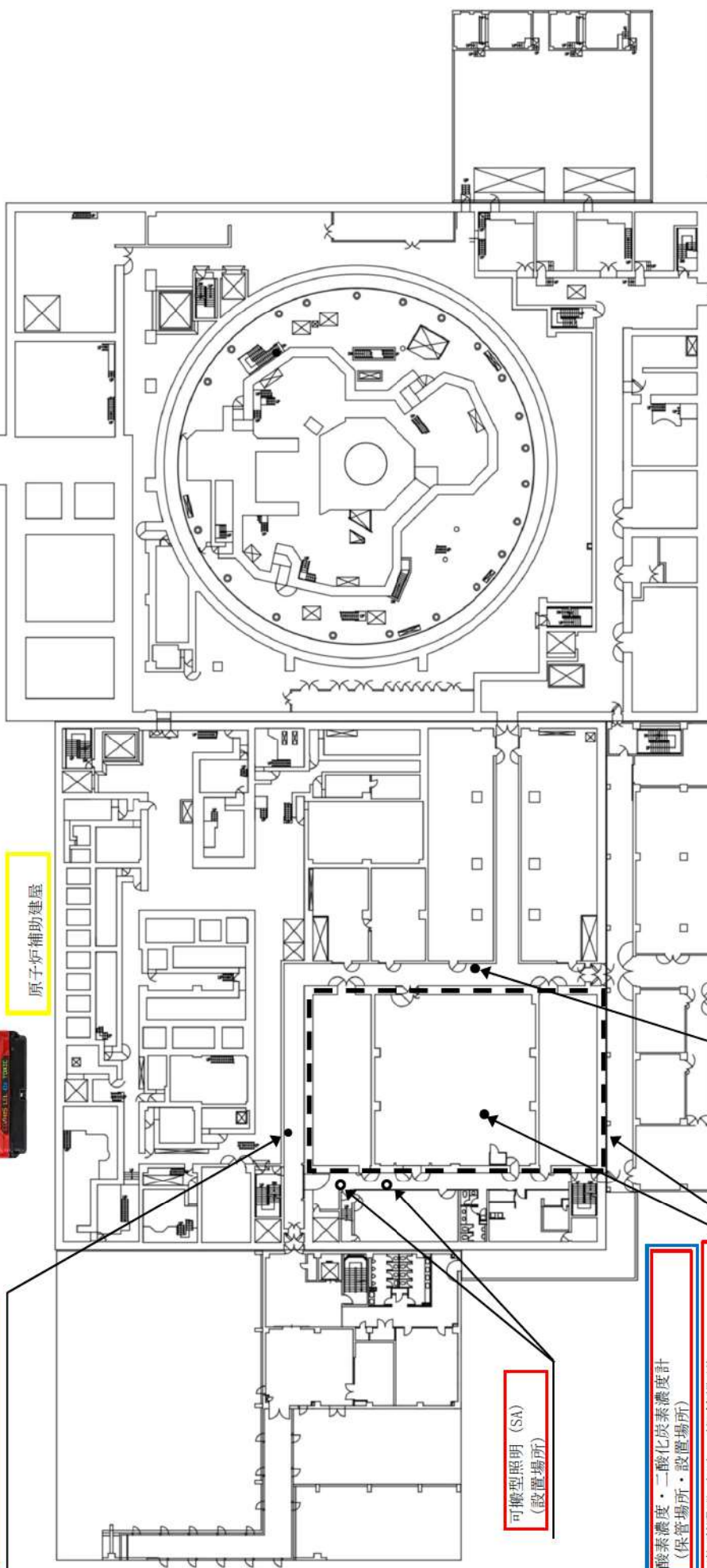


酸素濃度・二酸化炭素濃度計
(保管場所)

可搬型照明 (SA) (保管場所)

原子炉建屋

原子炉補助建屋



T. P. 17.8m

可搬型照明 (SA) 【接続性（コンセントタイプ）】



可搬型照明 (SA)
(設置場所)

酸素濃度・二酸化炭素濃度計
(保管場所・設置場所)

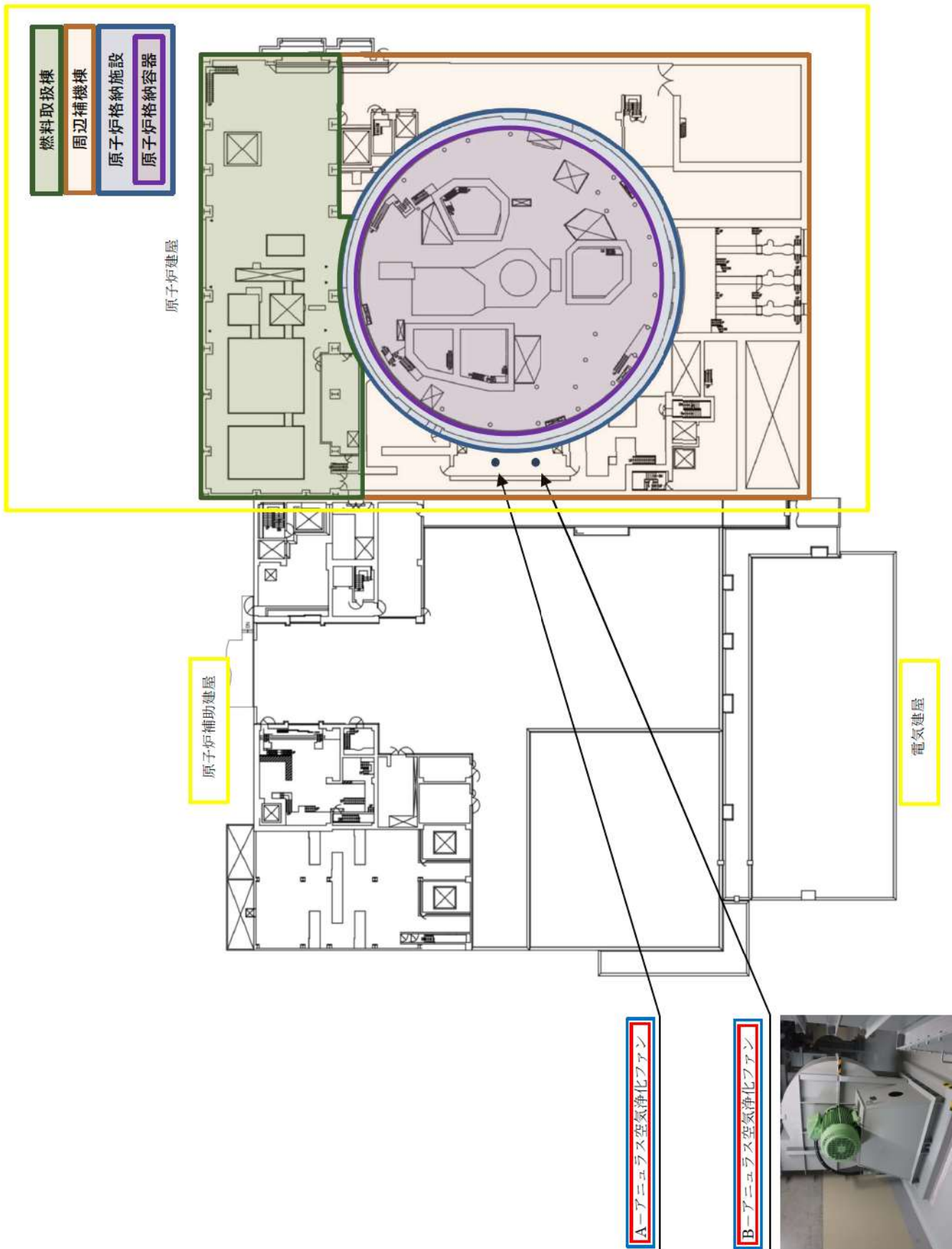
可搬型照明 (SA) (保管場所)

中央制御室へい(破線部)

可搬型照明 (SA)
(保管場所)

電気建屋

図59-2-4 中央制御室 中央制御室遮へい, 酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び可搬型照明 (SA) 配置図



T.P. 33.1m

図59-2-5 アニュラス空気浄化ファン 配置図

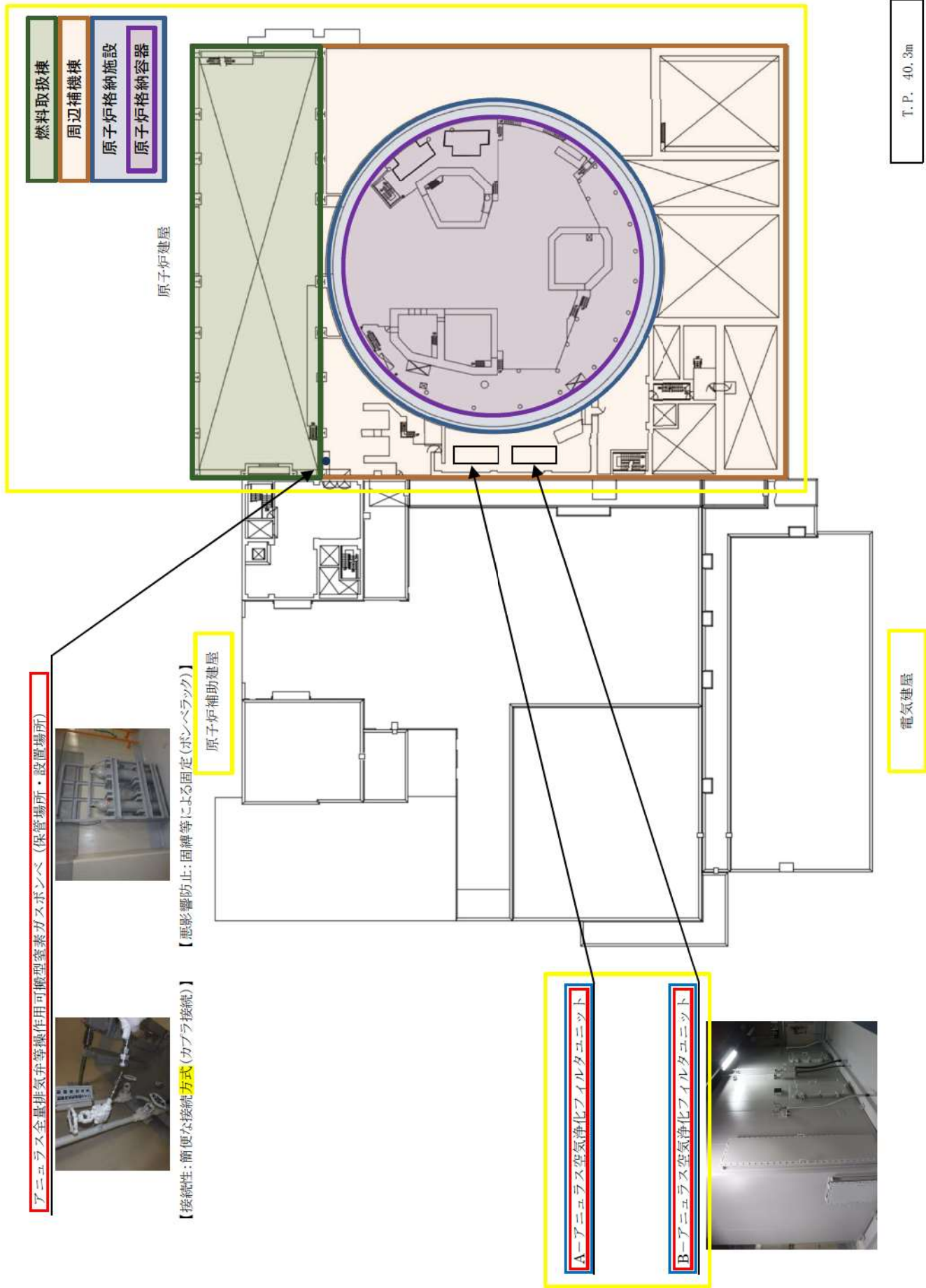


図59-2-6 中央制御室 アニュラス空気浄化設備 配置図

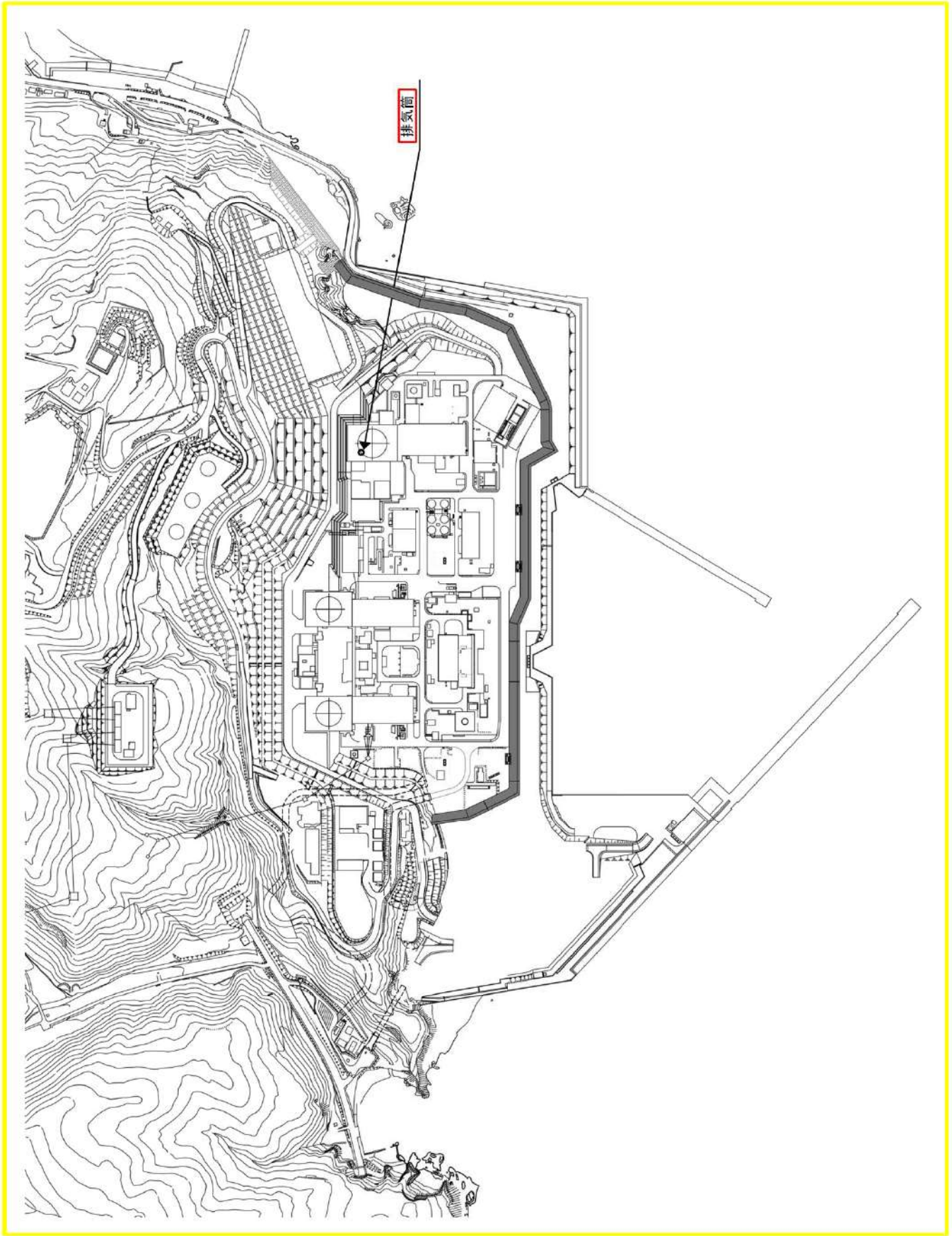


图59-2-7 排氣筒 配置图

5 9 - 3 試驗・検査説明資料

○可搬型照明 (SA) の試験及び検査について

可搬型照明 (SA) は、原子炉の運転中及び停止中に表 59-3-1 に示す試験及び検査が可能な設計とする。

表 59-3-1 可搬型照明 (SA) の試験及び検査

状態	項目	試験・検査項目
運転中又は 停止中	外観検査	外観の確認
	機能・性能確認	点灯確認

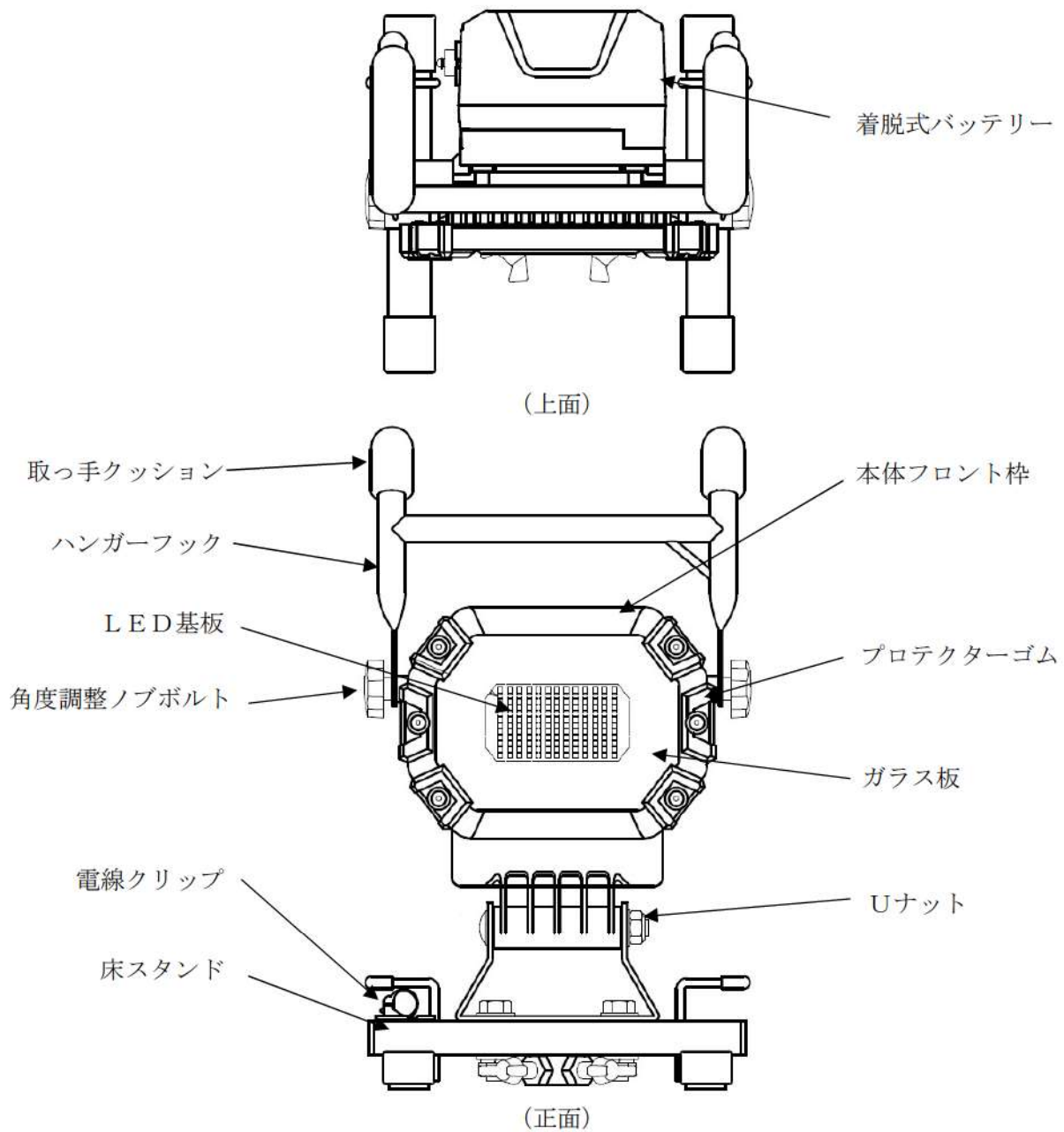
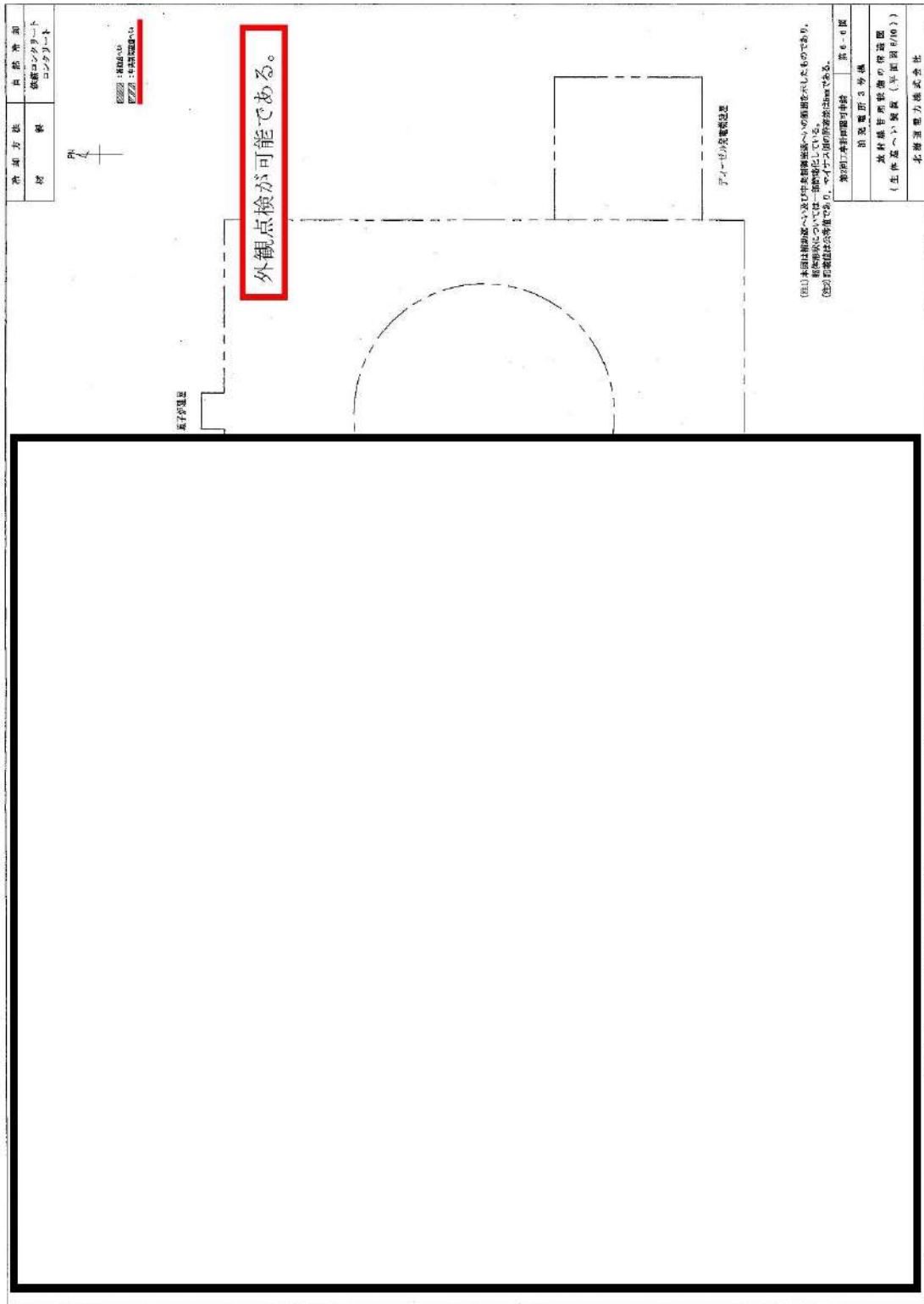


図 59-3-1 可搬型照明 (SA) の概略図

旭発電所3号機 点検計画

検測又は点検名	実施数(標準名)	母金の重要度	点検及び検測の項目	検測方式又は頻度	検査6	備考 (0項目は該当する設備の新設名)	
新潟県新潟県田原市印の跡原発電所 【補助ボイラー】 その他発電用原動機印の跡原発電所 【補助ボイラー】	3A-炉内	低	開裂点検	5Y ※1	330 補助ボイラー-開裂検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載	
	3B-炉内	低	開裂点検	5Y ※1	330 補助ボイラー-開裂検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載	
	3A-補助ボイラー-重油バーナ(主バーナ)	低	分解点検	5Y ※1		・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載	
	3B-補助ボイラー-重油バーナ(主バーナ)	低	分解点検	5Y ※1		・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載	
	3A-補助ボイラー-重油バーナ(補助バーナ)	低	分解点検	5Y ※1		・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載	
	3B-補助ボイラー-重油バーナ(補助バーナ)	低	分解点検	5Y ※1		・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載	
	3AP/A		低	外観点検	1.0Y ※2	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載 ・※2は、本表最下欄に記載
	3A-補助ボイラー-排気通風機		低	分解点検	1.0Y ※2		・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載 ・※2は、本表最下欄に記載
	3AP/B		低	外観点検	1.0Y ※2	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載 ・※2は、本表最下欄に記載
	3B-補助ボイラー-排気通風機		低	分解点検	1.0Y ※2		・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載 ・※2は、本表最下欄に記載
	補助ボイラー		低	燃焼・性能試験(他空燃比調整)	5Y ※1	331 補助ボイラー-性能検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	補助ボイラー及びその附属設備		低	燃焼・性能試験(負荷試験)	5Y ※1	331 補助ボイラー-性能検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	補助ボイラー-系統		低	外観点検	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3A-補助ボイラー-給水流量制御弁【大弁】		低	分解点検	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3B-補助ボイラー-給水流量制御弁【小弁】		低	分解点検	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3A-補助ボイラー-給水流量制御弁【大弁】		低	分解点検	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3B-補助ボイラー-給水流量制御弁【小弁】		低	分解点検	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3A-補助ボイラー-給水ポンプ駆動機		低	燃焼・性能試験	1.0Y ※2	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載 ・※2は、本表最下欄に記載
	3B-補助ボイラー-給水ポンプ駆動機		低	燃焼・性能試験	1.0Y ※2	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載 ・※2は、本表最下欄に記載
	3C-補助ボイラー-給水ポンプ駆動機		低	燃焼・性能試験	1.0Y ※2	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載 ・※2は、本表最下欄に記載
	3A-ドラム圧力(伝感器)		低	特性試験	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3B-ドラム圧力(伝感器)		低	特性試験	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3A-ドラム水位(伝感器)		低	特性試験	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3B-ドラム水位(伝感器)		低	特性試験	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3A-ドラム圧力(指示計)		低	特性試験	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3B-ドラム圧力(指示計)		低	特性試験	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3A-ドラム水位(指示計)		低	特性試験	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	3B-ドラム水位(指示計)		低	特性試験	5Y ※1	332 補助ボイラー-取付検査	・プラント運転中 ・※1は、本表最下欄に記載
	原動機		高	外観点検	1Y		プラント運転中または定期停止中
	土壌汚染設備	原水口配管	高	外観点検	1Y	中央制御室へい	プラント運転中または定期停止中
		取水口配管	高	外観点検	1C		



[印] [印] [印]

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

○ 中央制御室空調装置の試験及び検査について

中央制御室空調装置の試験及び検査は、表 59-3-2 のとおりである。

表 59-3-2 中央制御室空調装置の試験及び検査

発電用原子炉の 状態	項目	内容
運転中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認
	外観確認	各機器 ^{*1} の表面状態の確認
停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えい有無の確認 フィルタ差圧の確認
	分解検査	各機器 ^{*1} 各部の状態を目視等で確認
	外観確認	各機器 ^{*1} の表面状態の確認

(*1) 各機器とは以下の通り：

中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニット。ただし、中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室給気ユニットは分解検査として開放点検時の目視による確認を実施。

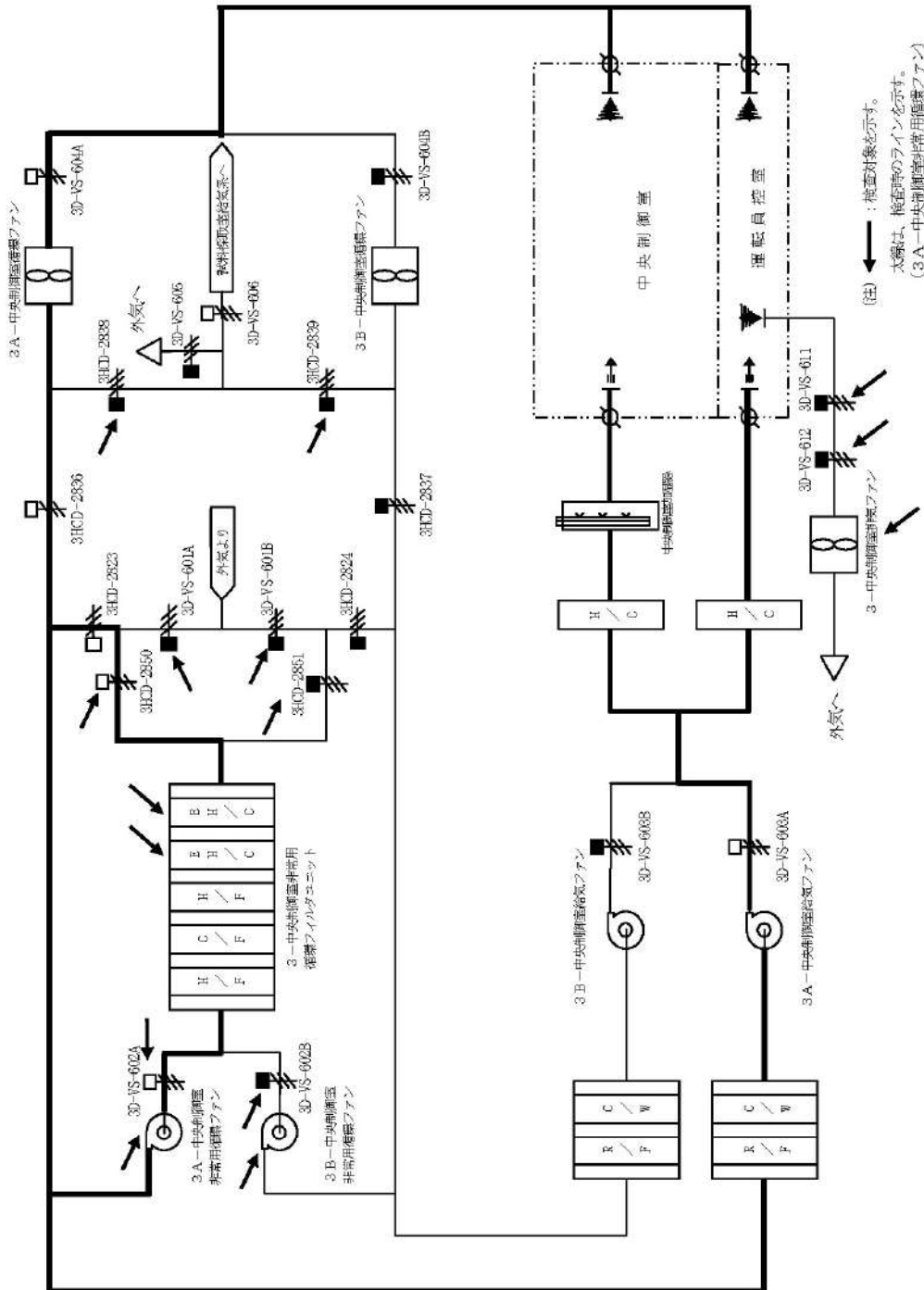
新潟県庁3号機 点検計画

機器又は名称	装置名(略称名)	保安中 要度	点検及び試験の項目	所要方式 又は 期間	検査名	備考 (DMは運用中を稼働時以外)
保守管理課 【電気設備】	SYSF1A 3 A -格納容器換気ファン	低	燃焼・性能試験 分解点検	7.8M 7.8M	77.1 次系換気空調設備検査	飛行定検または定検停止中
	SYSF1B 3 A -格納容器換気ファン用電動機	低	燃焼・性能試験 分解点検	7.8M 7.8M	77.1 次系換気空調設備検査	飛行定検または定検停止中
	SYSF1E 3 B -格納容器換気ファン	低	燃焼・性能試験 分解点検	7.8M 7.8M	77.1 次系換気空調設備検査	飛行定検または定検停止中
	SYSF1F 3 B -格納容器換気ファン用電動機	低	燃焼・性能試験 分解点検	7.8M 7.8M	77.1 次系換気空調設備検査	飛行定検または定検停止中
	SYS20A 3 A -中央制御室換気ファン	高	燃焼・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1 次系換気空調設備検査	
	SYS20A/N 3 A -中央制御室換気ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1 次系換気空調設備検査	
	SYS20B 3 B -中央制御室換気ファン	高	燃焼・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1 次系換気空調設備検査	
	SYS20B/N 3 B -中央制御室換気ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1 次系換気空調設備検査	
	SYS21A 3 A -中央制御室換気ファン	高	燃焼・性能試験 燃焼点検(グリスタ検)	5.2M 1.3M	77.1 次系換気空調設備検査	(稼働診断：2M (運転運転時))
	SYS21A/N 3 A -中央制御室換気ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1 次系換気空調設備検査	(稼働診断：2M (運転運転時))
	SYS21B 3 B -中央制御室換気ファン	高	燃焼・性能試験 燃焼点検(グリスタ検)	5.2M 1.3M	77.1 次系換気空調設備検査	(稼働診断：2M (運転運転時))
	SYS21B/N 3 B -中央制御室換気ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1 次系換気空調設備検査	(稼働診断：2M (運転運転時))
	SYS22A 3 A -中央制御室非常用換気ファン	高	燃焼・性能試験 分解点検	1C 5.2M	40 中央制御室非常用換気系統設備検査	
	SYS22A/N 3 A -中央制御室非常用換気ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分解点検	1C 5.2M	40 中央制御室非常用換気系統設備検査	(稼働診断：3M (定常稼働時))
	SYS22B 3 B -中央制御室非常用換気ファン	高	燃焼・性能試験 分解点検	1C 5.2M	40 中央制御室非常用換気系統設備検査	
	SYS22B/N 3 B -中央制御室非常用換気ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分解点検	1C 5.2M	40 中央制御室非常用換気系統設備検査	(稼働診断：3M (定常稼働時))

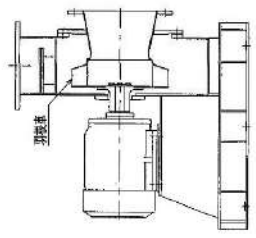
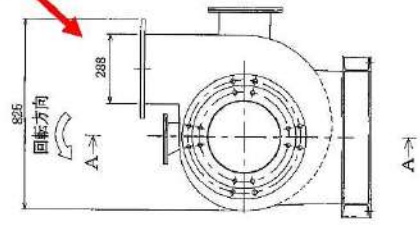
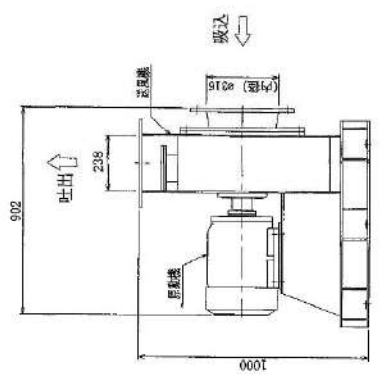
北海道電力株式会社 泊発電所
3号機 第2保全サイクル
定期事業者検査要領書

設 備 名：放射線管理設備
検 査 名：中央制御室非常用循環系機能検査
要領書番号：HT 3-40

中央制御室非常用循環系統図



カバーを取り外すことで、
分解点検が可能である。



断面A-A

主要目数		型式
種類	-	通心式
容量	φ/min/個	80以上
枚数	-	1
原価	-	三相誘導電動機
出力	kW/個	5.5以上
電機	-	1

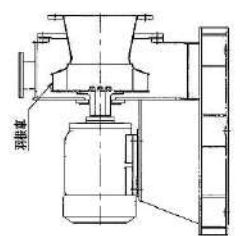
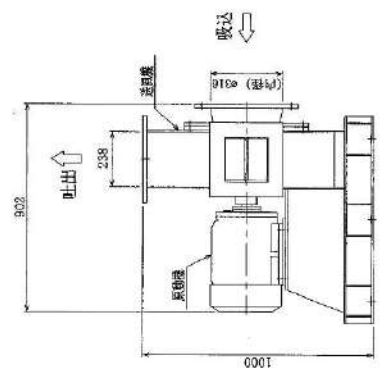
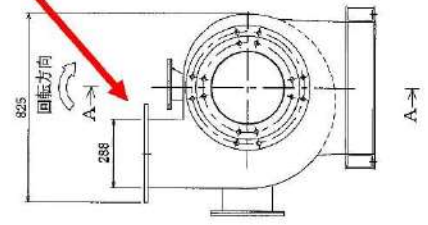
第7回工事設計確認申請 第 9-24-1 回
 消 発 電 源 3 号 機
 放射線管理設備の構造図
 (A-中央部保安非常用高圧ファン)
 北海道電力株式会社

Rev. (1)

添付図面 9-24-1 (1E)

HTN-3 第7回工事

カバーを取り外すことで、
分解点検が可能である。



主 要 目 表			
送風機	型	通心式	
	風量	88以上	
	電圧	1	
	原動機	三相誘導電動機	
	出力	5.6以上	
	回転数	1	

第7回工事計画認可申請 第 9-24-2 図
 泊 祭 電 所 9 号 機
 放射線管理設備の構造図
 (B-中央防護室非常用循環ファン)
 北 海 道 電 力 株 式 会 社

添付図面 9-24-2 (1E) Rev. (1)

HTN-3 第7回工事

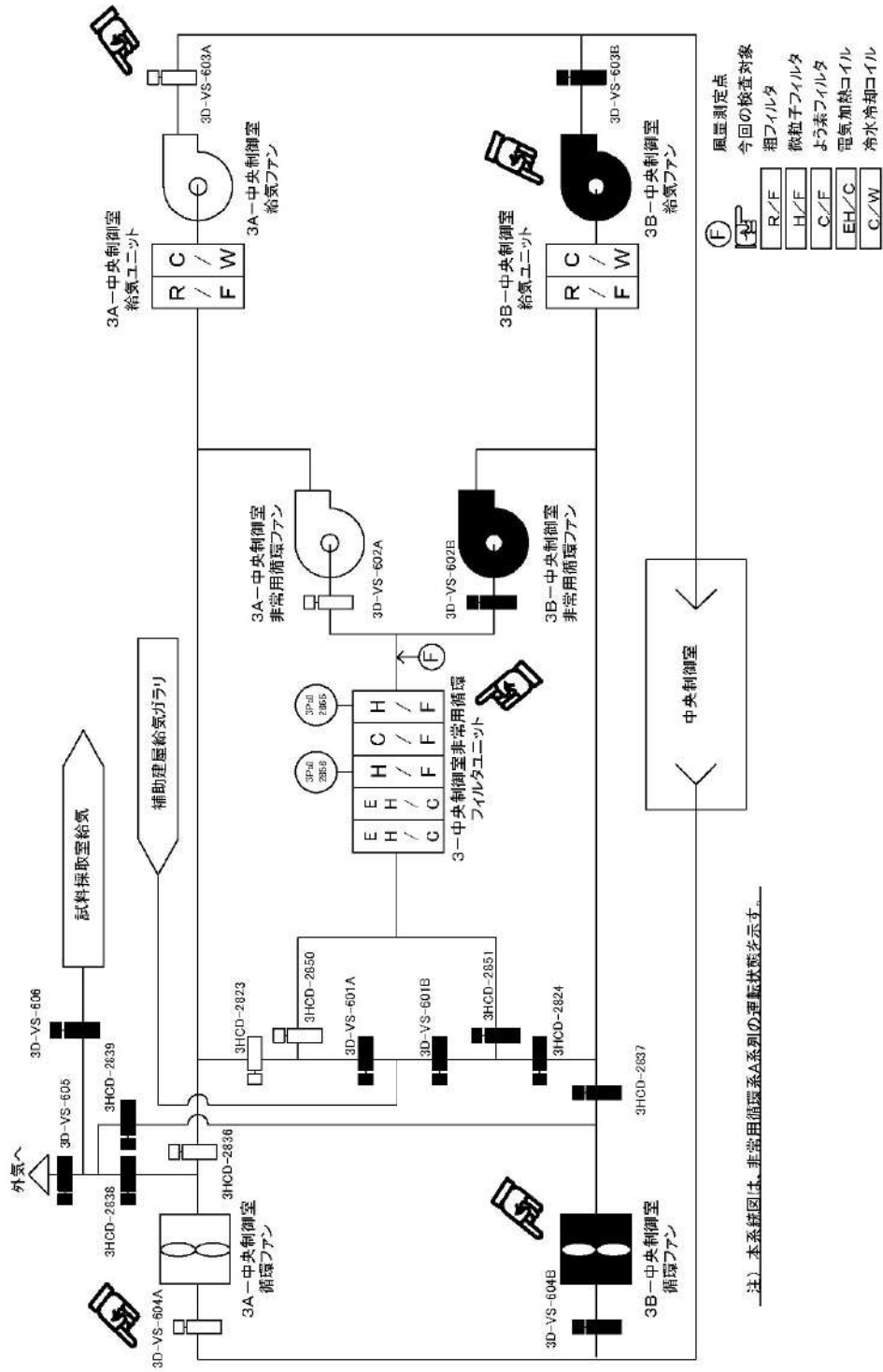
旭産業計5号機 点検計画

機種又は系統名	集電線(附帯名)	品名の 重要度	点検及び修繕の項目	検査方式 又は 頻度	検査名	備 考 (0月には通行可設備部既済)
機種又は系統名 設計管理型記 〔機号設置〕	SYS21A 3A-船納倉排気ファン用電動機	低	燃焼・柱状状検	7.8M	77.1次系換気空調設備検査	先行点検または点検停止中
			分解点検	7.8M		
	SYS21A/M 3A-船納倉排気ファン用電動機	低	燃焼・柱状状検	7.8M	77.1次系換気空調設備検査	先行点検または点検停止中
			分解点検	7.8M		
	SYS21E 3E-船納倉排気ファン用電動機	低	燃焼・柱状状検	7.8M	77.1次系換気空調設備検査	先行点検または点検停止中
			分解点検	7.8M		
	SYS20A 3A-中央新御堂排気ファン用電動機	高	燃焼・柱状状検	5.2M	77.1次系換気空調設備検査	
			分解点検	5.2M		
	SYS20A/M 3A-中央新御堂排気ファン用電動機	高	燃焼・柱状状検	5.2M	77.1次系換気空調設備検査	
			分解点検	5.2M		
	SYS20B 3E-中央新御堂排気ファン用電動機	高	燃焼・柱状状検	5.2M	77.1次系換気空調設備検査	
			分解点検	5.2M		
	SYS20B/M 3E-中央新御堂排気ファン用電動機	高	燃焼・柱状状検	5.2M	77.1次系換気空調設備検査	
			分解点検	5.2M		
	SYS21A 3A-中央新御堂排気ファン用電動機	高	外観点検(プリンス交換)	1.3M	77.1次系換気空調設備検査	(駆動診断: 2M (運轉運転時))
			燃焼・柱状状検	5.2M		
	SYS21A/M 3A-中央新御堂排気ファン用電動機	高	外観点検(プリンス交換)	1.3M	77.1次系換気空調設備検査	(駆動診断: 2M (運轉運転時))
			燃焼・柱状状検	5.2M		
	SYS21B 3E-中央新御堂排気ファン用電動機	高	外観点検(プリンス交換)	1.3M	77.1次系換気空調設備検査	(駆動診断: 2M (運轉運転時))
			燃焼・柱状状検	5.2M		
	SYS21B/M 3E-中央新御堂排気ファン用電動機	高	外観点検(プリンス交換)	1.3M	77.1次系換気空調設備検査	(駆動診断: 2M (運轉運転時))
			燃焼・柱状状検	5.2M		
	SYS22A 3A-中央新御堂非常用排気ファン	高	燃焼・柱状状検	1.0	40.中央新御堂非常用排気空調設備検査	
			分解点検	5.2M		
SYS22A/M 3A-中央新御堂非常用排気ファン用電動機	高	燃焼・柱状状検	1.0	40.中央新御堂非常用排気空調設備検査	(駆動診断: 3M (運轉運転時))	
		分解点検	5.2M			
SYS22B 3E-中央新御堂非常用排気ファン	高	燃焼・柱状状検	1.0	40.中央新御堂非常用排気空調設備検査		
		分解点検	5.2M			
SYS22B/M 3E-中央新御堂非常用排気ファン用電動機	高	燃焼・柱状状検	1.0	40.中央新御堂非常用排気空調設備検査	(駆動診断: 3M (運轉運転時))	
		分解点検	5.2M			

北海道電力株式会社 泊発電所
3号機 第2保全サイクル
定期事業者検査要領書

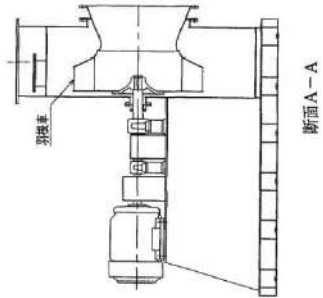
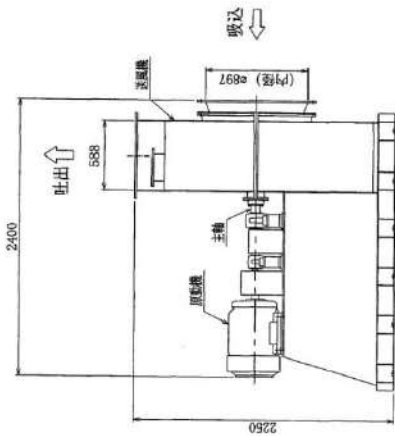
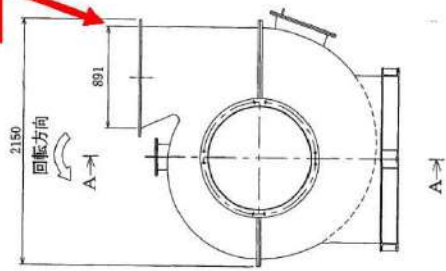
設 備 名 : 放射線管理設備
検 査 名 : 1次系換気空調設備検査
要領書番号 : HT 3 - 7 7

中央制御室空調、中央制御室非常用循環系統図



〔注〕本系統図は、非常用循環系A系列の運転状態を示す。

カバーを取り外すことで、
分解点検が可能である。



種類	数量	単位	型式
送風機	-	m ³ /min/個	遠心式
機種	-	-	500以上
原動機	2	-	2
駆出力	-	kW/個	三相誘導電動機
機種	-	-	20以上
駆出力	2	-	2

第7回工事計画認可申請 第9-22図
 泊発電力3号機
 放射線管理設備の構造図
 (中央制御室送気ファン)
 北海道電力株式会社

Rev. (1)

添付図面 9-22 (1E)

HTN-3 第7回工事

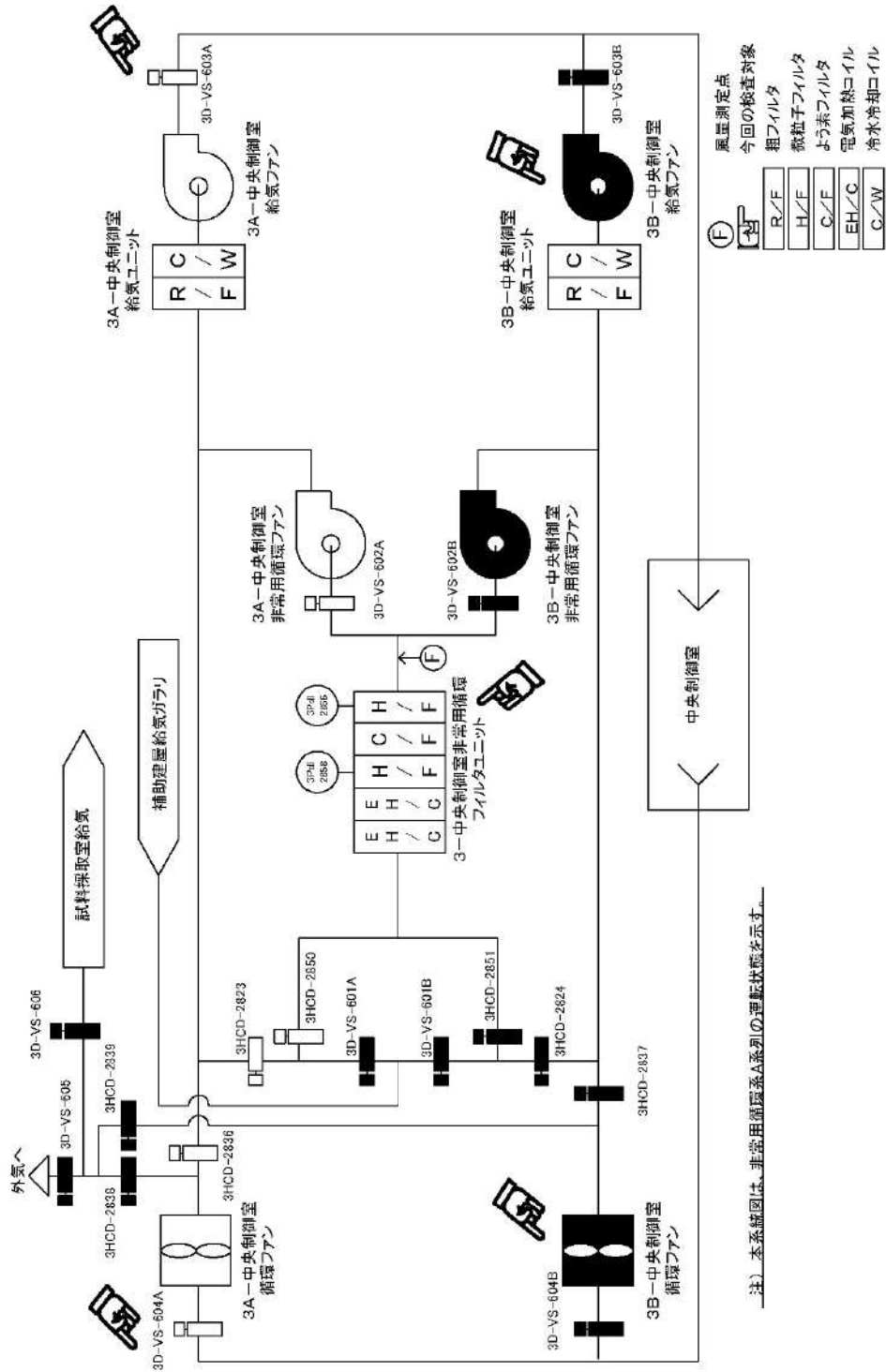
相模川5号機 点検計画

機器又は探検点	家族名(英語名)	保全の重要度	点検及び点検の項目	作業方式又は要領	検査系	備考 (0円は運用中の設備材料時)
機油又は探検点 【検査対象】	3WSF21A 3A-格別制御装置ファン	低	機油・性能試験 分解点検	7.8M	77.1次系換気空調設備検査	先行点検または点検中止
	3WSF21A/M 3A-格別制御装置ファン用電動機	低	機油・性能試験 分解点検	7.8M	77.1次系換気空調設備検査	先行点検または点検中止
	3WSF21B 3B-格別制御装置ファン	低	機油・性能試験 分解点検	7.8M	77.1次系換気空調設備検査	先行点検または点検中止
	3WSF21B/M 3B-格別制御装置ファン用電動機	低	機油・性能試験 分解点検	7.8M	77.1次系換気空調設備検査	先行点検または点検中止
	3WSF22A 3A-中央制御装置ファン	高	機油・性能試験 分解点検	7.8M	77.1次系換気空調設備検査	先行点検または点検中止
	3WSF22A/M 3A-中央制御装置ファン用電動機	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF22B 3B-中央制御装置ファン	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF22B/M 3B-中央制御装置ファン用電動機	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF22C 3C-中央制御装置ファン	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF22C/M 3C-中央制御装置ファン用電動機	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF23A 3A-中央制御装置非常用制御ファン	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF23A/M 3A-中央制御装置非常用制御ファン用電動機	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF23B 3B-中央制御装置非常用制御ファン	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF23B/M 3B-中央制御装置非常用制御ファン用電動機	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF24A 3A-中央制御装置非常用制御ファン	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF24A/M 3A-中央制御装置非常用制御ファン用電動機	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF24B 3B-中央制御装置非常用制御ファン	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	
	3WSF24B/M 3B-中央制御装置非常用制御ファン用電動機	高	機油・性能試験 分解点検	6.2M	77.1次系換気空調設備検査	

北海道電力株式会社 泊発電所
3号機 第2保全サイクル
定期事業者検査要領書

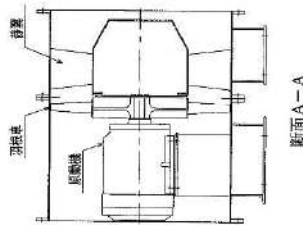
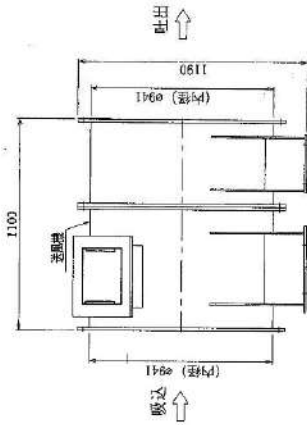
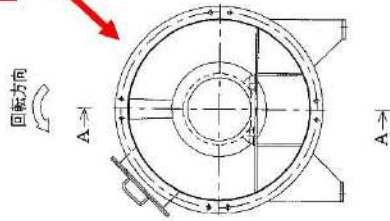
設 備 名 : 放射線管理設備
検 査 名 : 1次系換気空調設備検査
要領書番号 : HT 3 - 7 7

中央制御室空調、中央制御室非常用循環系系統図



〔注〕本系統図は、非常用循環系A系列の運転状態を示す。

カバーを取り外すことで、
分解点検が可能である。



主 要 目 表	
種 類	軸流式
容 量	m³/min/個 500以上
風 速	2
機 理	三相誘導電動機
動 力	HP/個 15以上
出 力	2

第7回工事計画認可申請	第9-23 図
泊 梁 葦 所 3 号 機	
放射線管理設備の構造図 (中央制御室換気ファン)	
北 海 道 電 力 株 式 会 社	

機器又は系統名	実装数(機器名)	全体の 重要度	点検及び試験の項目	検査方式 又は 測定	検査名	備 考 (○)計画中 (△)計画済み (×)計画外
機器又は系統 【検査設備】	3WS11A 2A-高圧送電用変圧器ユニット	低	異常点検 機能・性能試験	10.4M		先行定検または定検中止中
	3WS11B 2B-高圧送電用変圧器ユニット	低	異常点検 機能・性能試験	10.4M		先行定検または定検中止中
	3WS12 3-絶縁送電用変圧器ユニット	低	異常点検(チャコーワフィルタ交換) 機能・性能試験	1.3M		先行定検または定検中止中
	3WS17A 3A-アーク消滅装置ユニット	高	異常点検(チャコーワフィルタ交換) 機能・性能試験	1.3M		
	3WS17B 3B-アーク消滅装置ユニット	高	異常点検(チャコーワフィルタ交換) 機能・性能試験	1.3M		
	3WS18 3-中央制御用非常用電源ユニット	高	異常点検(チャコーワフィルタ交換) 機能・性能試験	1.3M		
	30-VS-101A 3A-アーク消滅装置	高	機能・性能試験 分解点検	1.17M		
	30-VS-101B 3B-アーク消滅装置	高	機能・性能試験 分解点検	1.17M		
	30-VS-102A 3A-アーク消滅装置	高	機能・性能試験 分解点検	1.17M		
	30-VS-102B 3B-アーク消滅装置	高	機能・性能試験 分解点検	1.17M		
	30-VS-103A 3A-アーク消滅装置	高	機能・性能試験 分解点検	1.17M		
	30-VS-103B 3B-アーク消滅装置	高	機能・性能試験 分解点検	1.17M		
	30-VS-651 3-燃料格納装置ユニット入口ダンパ	高	機能・性能試験 分解点検	1.17M		
	30-VS-652A 3A-燃料格納装置ユニット入口ダンパ	高	機能・性能試験 分解点検	1.17M		
	30-VS-652B 3B-燃料格納装置ユニット入口ダンパ	高	機能・性能試験 分解点検	1.17M		
	30VD-2605 3-燃料格納装置用電源制御ダンパ	高	機能・性能試験 分解点検	7.8M		先行定検

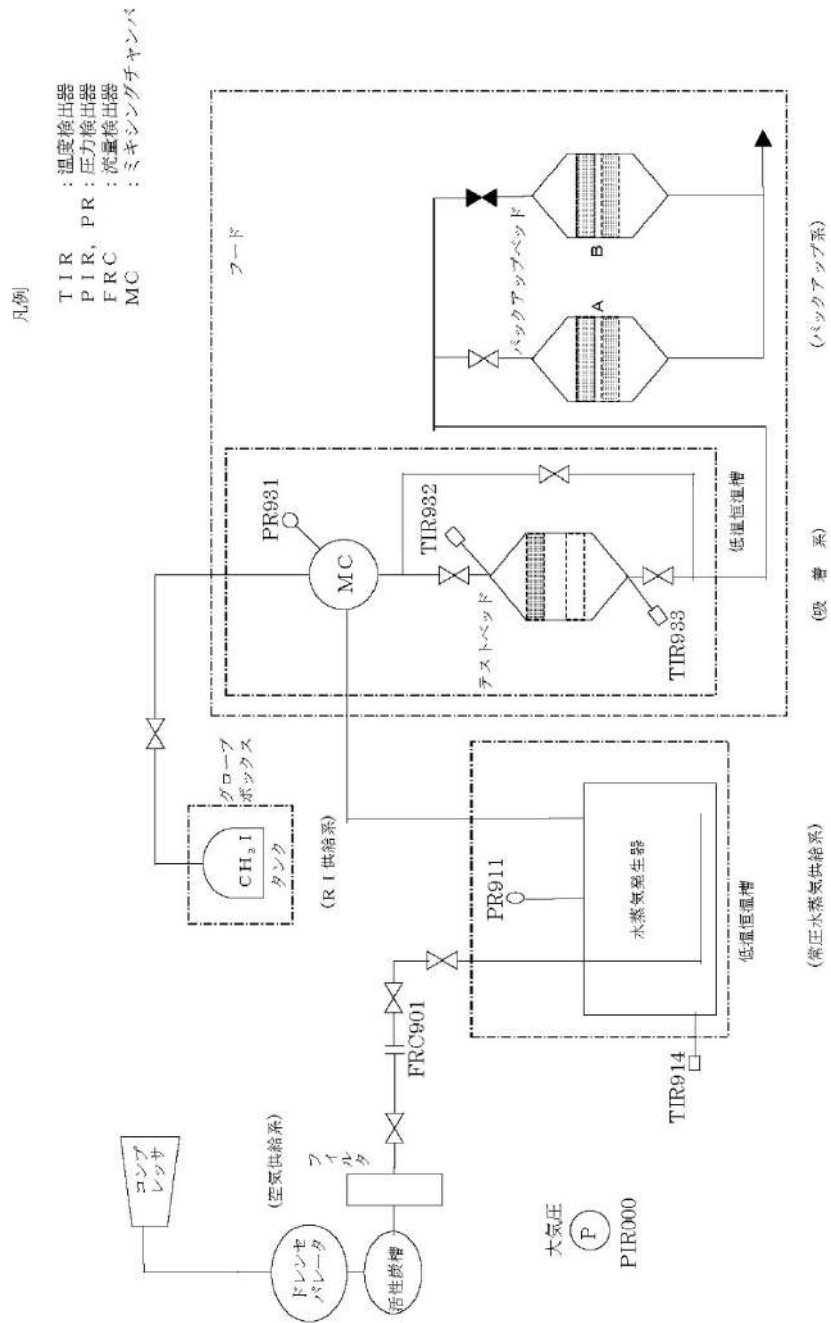
北海道電力株式会社 泊発電所
3号機 第2保全サイクル
定期事業者検査要領書

設 備 名：放射線管理設備

検 査 名：中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査

要領書番号：HT 3-4 1

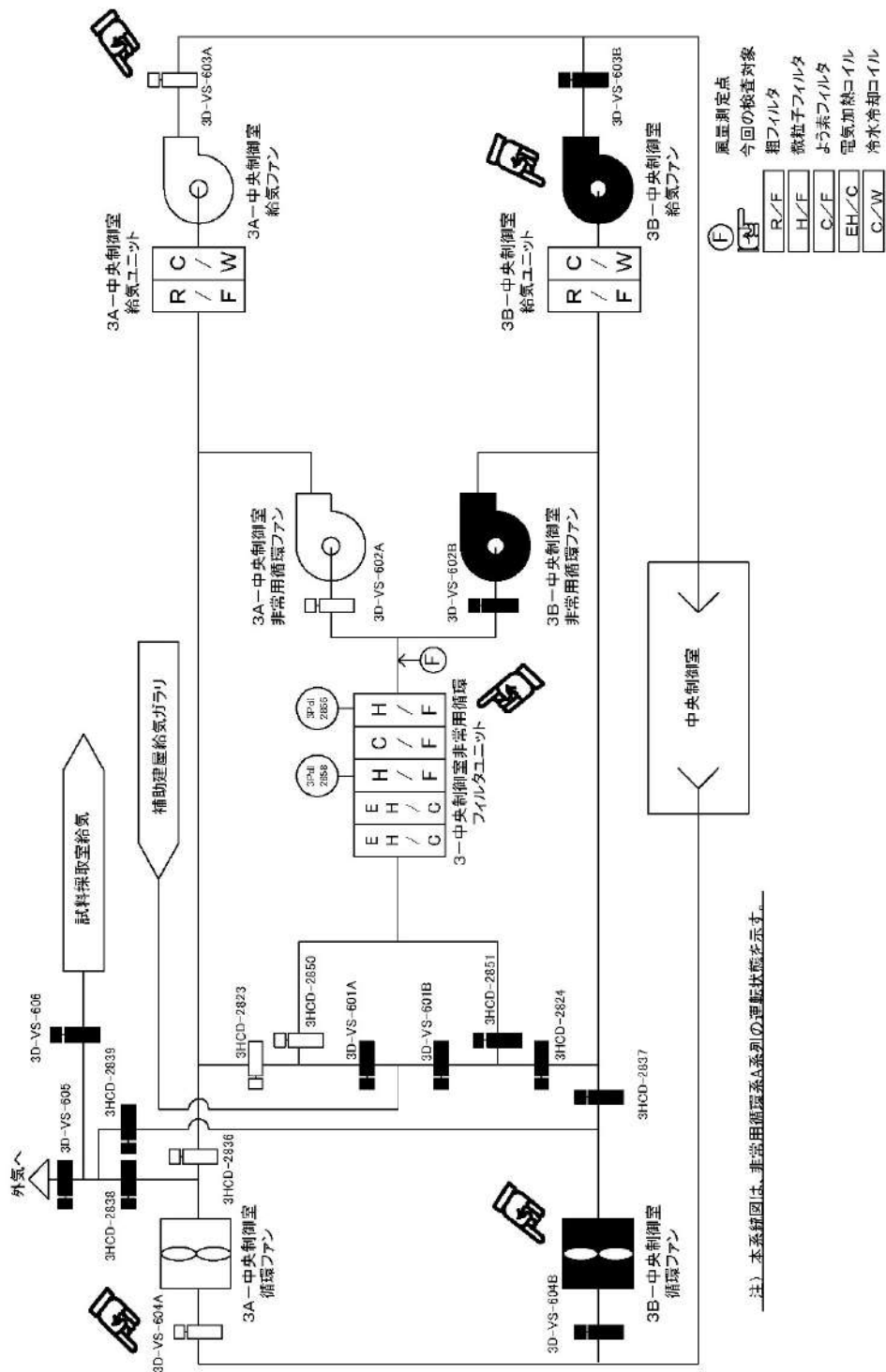
よう素除去効率検査装置系統図



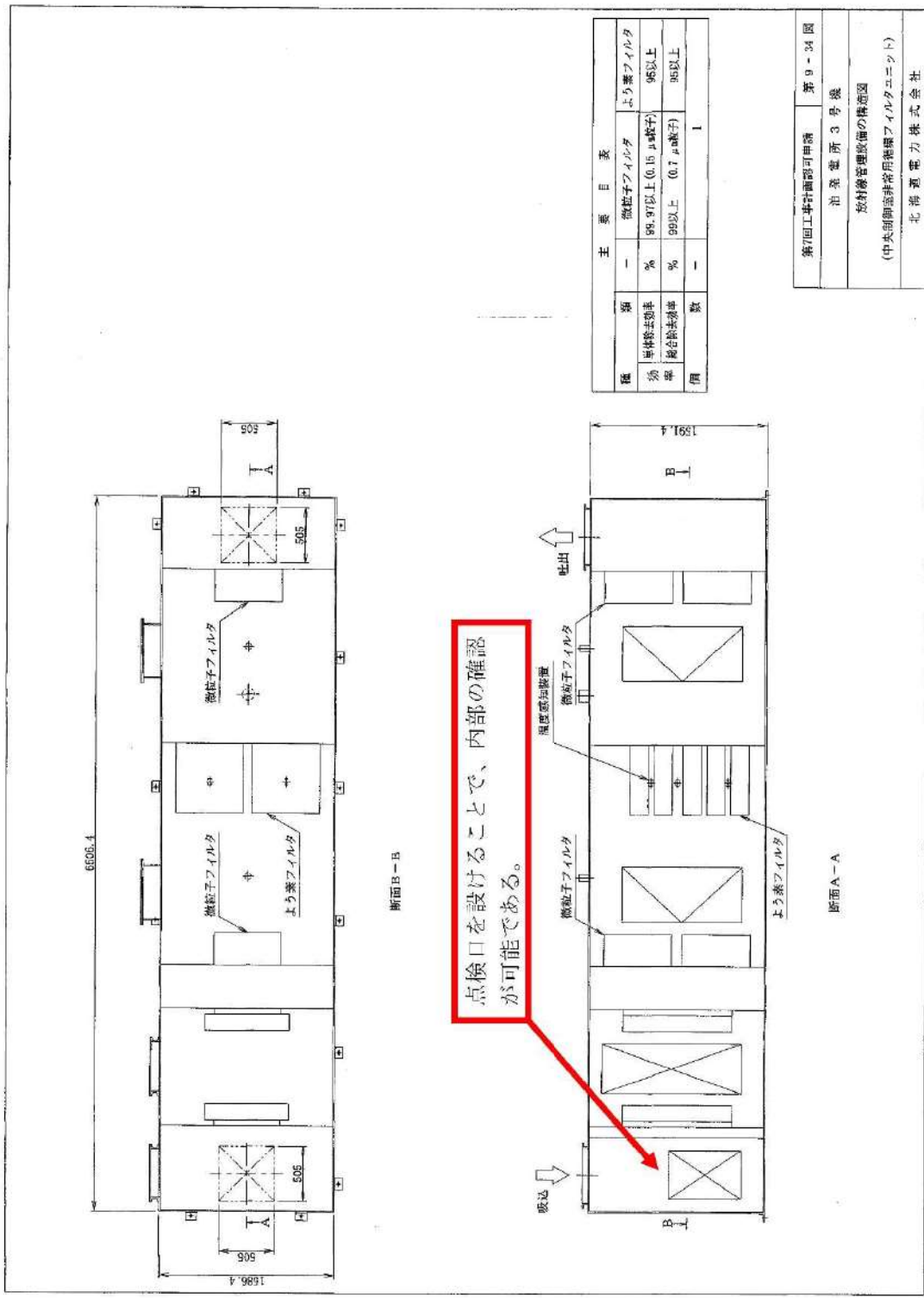
北海道電力株式会社 泊発電所
3号機 第2保全サイクル
定期事業者検査要領書

設 備 名 : 放射線管理設備
検 査 名 : 1次系換気空調設備検査
要領書番号 : HT 3 - 7 7

中央制御室空調、中央制御室非常用循環系系統図



注) 本系統図は、非常用循環系A系列の運転状態を示す。



主要目録

種別	数量	仕様	単位
微粒子フィルタ	95以上	99.97以上 (0.15 μm粒子)	枚
よう素フィルタ	95以上	99以上 (0.7 μm粒子)	枚

第7回工事計画認可申請 第9-34図
 池原電所3号機
 放射線管理設備の構造図
 (中央部脚座非常用排換フィルタユニット)
 北 荷 置 電 力 株 式 会 社

Rev. (2)

図付図面 9-34 (1B)

HTN-3 第7回工事

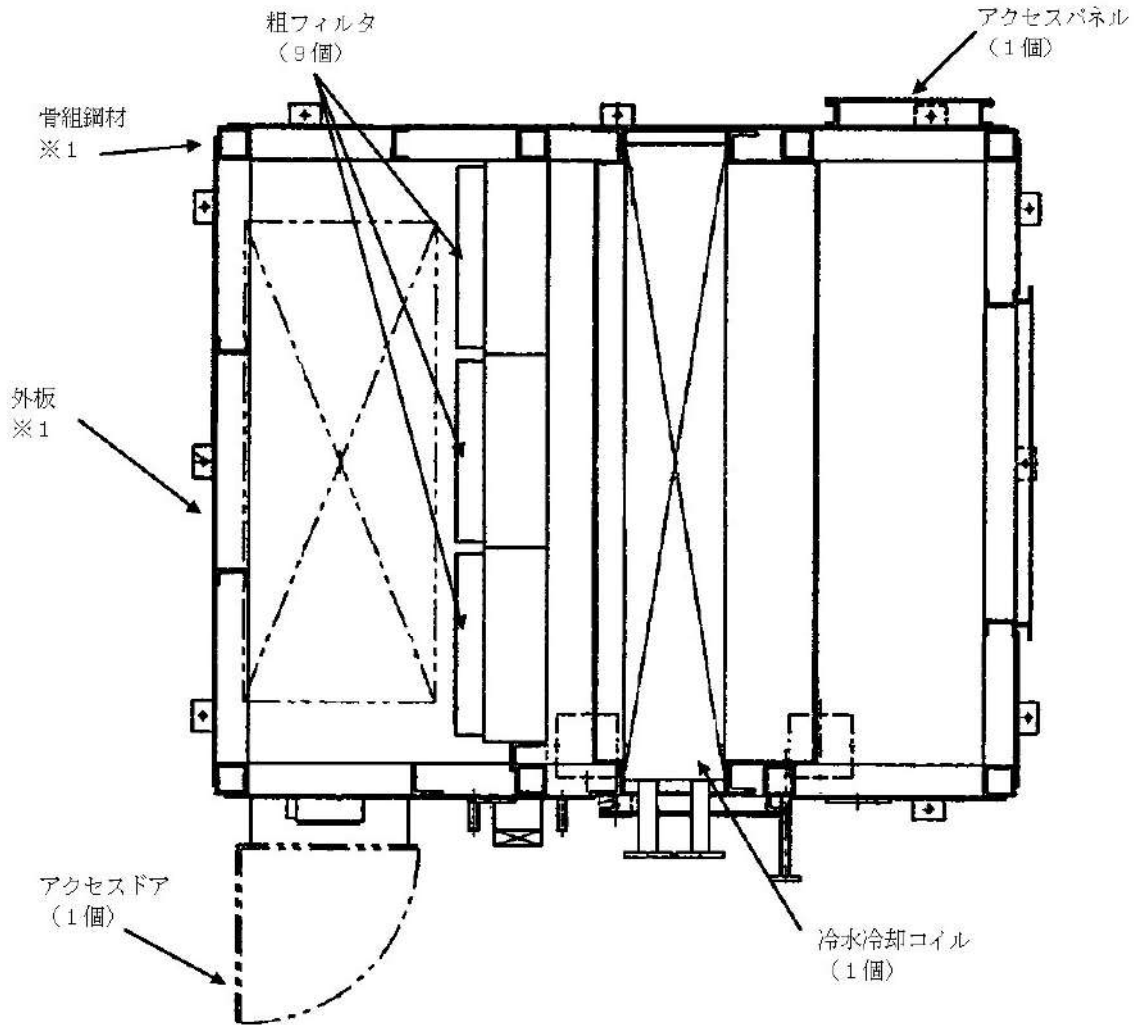
泊船更新3号機 点検計画

機器又は系統名	実施数(機台数)	保安の要度	点検及び試験の項目	検査方式又は検査種別	検査名	備考 (0内は適用する設備を括弧で示す)
機群管理用監視 【保安設備】	3A-中央制御室外気取入風量調整ダンパ	高	検点・性能試験 分解点検	7.8M 7.8M	77.1 気密検査空調設備検査	
	3B-中央制御室外気取入風量調整ダンパ	高	検点・性能試験 分解点検	7.8M 7.8M	77.1 気密検査空調設備検査	
	3A-中央制御室循環風量調整ダンパ	高	検点・性能試験 分解点検	7.8M 7.8M	77.1 気密検査空調設備検査	
	3B-中央制御室循環風量調整ダンパ	高	検点・性能試験 分解点検	7.8M 7.8M	77.1 気密検査空調設備検査	
	3A-中央制御室供給外気取入風量調整ダンパ	高	検点・性能試験 分解点検	1C 7.8M	40 中央制御室非常用循環系機器検査	
	3B-中央制御室供給外気取入風量調整ダンパ	高	検点・性能試験 分解点検	1C 7.8M	40 中央制御室非常用循環系機器検査	
	3A-アニュラス風量調整ダンパ	高	検点・性能試験 分解点検	1C 7.8M	38 アニュラス循環系機器検査	
	3B-アニュラス風量調整ダンパ	高	検点・性能試験 分解点検	1C 7.8M	38 アニュラス循環系機器検査	
	3-空調用冷水C調整がし弁	高	検点・性能試験 弁調整	7.8M 7.8M	85.1 気密安全弁検査	
	3-空調用冷水調整タンク過剰し弁	高	検点・性能試験 弁調整	7.8M 7.8M	85.1 気密安全弁検査	
	3-空調用冷水調整タンクバキュームリリーフ弁	高	検点・性能試験 弁調整	6.6M 10.4M	87.1 気密真空制御弁検査	先行点検または点検停止中
	3A-中央制御室空調設備検査ユニット	高	検点・性能試験	10.4M	93.1 気密検査空調設備検査(機室空調系)	
	3B-中央制御室空調設備検査ユニット	高	検点・性能試験	10.4M	93.1 気密検査空調設備検査(機室空調系)	
	3A-制御室空調設備検査ユニット	高	検点・性能試験	10.4M	93.1 気密検査空調設備検査(機室空調系)	先行点検または点検停止中
	3B-制御室空調設備検査ユニット	高	検点・性能試験	10.4M	93.1 気密検査空調設備検査(機室空調系)	先行点検または点検停止中
	3A-中央制御室非常用循環ファン用電源ケーブル	高	検点・性能試験	1C	40 中央制御室非常用循環系機器検査	
	3B-中央制御室非常用循環ファン用電源ケーブル	高	検点・性能試験	7.8M	40 中央制御室非常用循環系機器検査	

北海道電力株式会社 泊発電所
3号機 第2保全サイクル
定期事業者検査要領書

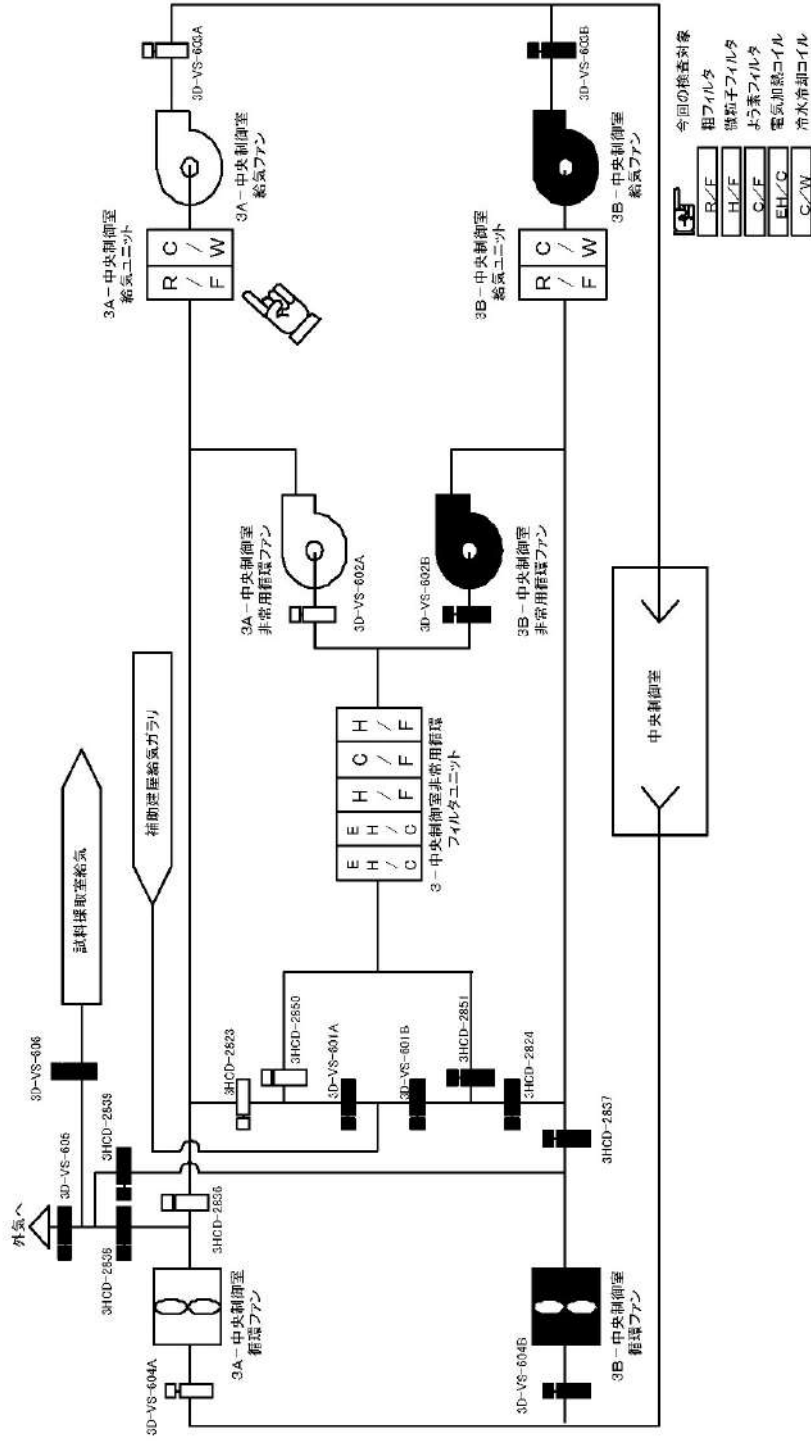
設 備 名: 放射線管理設備
検 査 名: 1次系換気空調設備検査
(換気空調系の分解等)
要領書番号: HT3-93

中央制御室給気ユニット構造図



※1 骨組・補強鋼材および外板を称して「ユニットケーシング」とする。

中央制御室空調、中央制御室非常用循環系統図



○酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査について

酸素濃度・二酸化炭素濃度計は発電用原子炉の運転中又は停止中においても校正ガスによる性能検査が可能な設計とする。

酸素濃度・二酸化炭素濃度計外観図を以下に示す。



酸素濃度・二酸化炭素濃度計の外観図

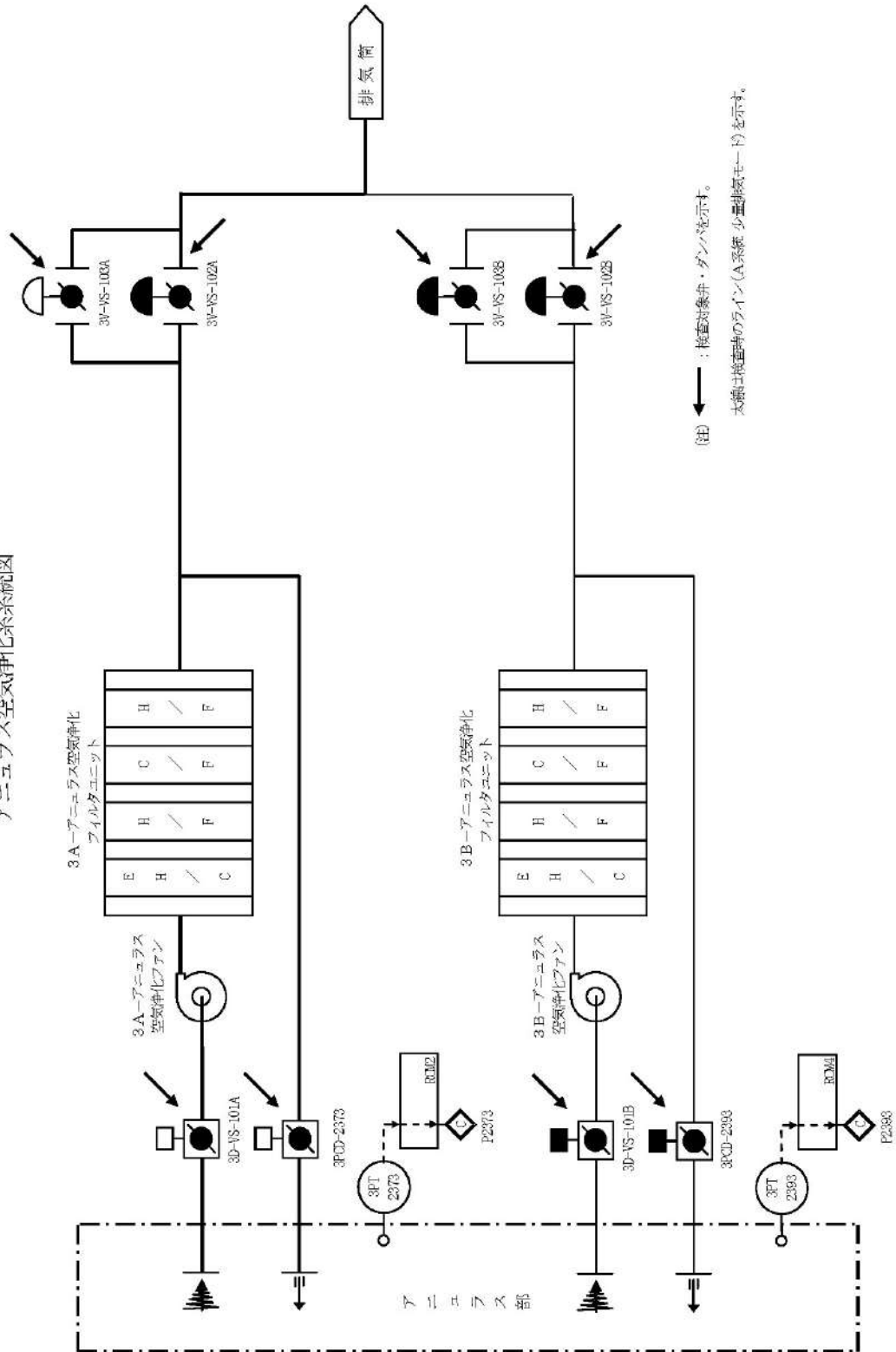
出発電所3号機 点検計画

機器又は部品の名称	家族名(機器名)	保全の重要度	点検及び試験の項目	保全方式又は程度	検査名	備考 (○印は運用中と設備点検時)	
機油管理施設 【機油取替】	3RSP30M 3 B-格別空器再循環ファン用電動機	高	稼働・性能試験 潤滑油交換 分解点検	3.9M 1.3M 3.9M	77.1次系機油空器取替検査		
	3RSP30C 3 C-格別空器再循環ファン	高	稼働・性能試験 分解点検	3.9M 3.9M	77.1次系機油空器取替検査		
	3RSP32M 3 C-格別空器再循環ファン用電動機	高	稼働・性能試験 潤滑油交換 分解点検	3.9M 1.3M 3.9M	77.1次系機油空器取替検査		
	3RSP30 3 D-格別空器再循環ファン	高	稼働・性能試験 分解点検	3.9M 3.9M	77.1次系機油空器取替検査		
	3RSP30M 3 D-格別空器再循環ファン用電動機	高	稼働・性能試験 潤滑油交換 分解点検	3.9M 1.3M 3.9M	77.1次系機油空器取替検査		
	3RSP34A 3 A-格別空器空気浄化ファン	低	稼働・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1次系機油空器取替検査		
	3RSP34M 3 A-格別空器空気浄化ファン用電動機	低	稼働・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1次系機油空器取替検査		
	3RSP34B 3 B-格別空器空気浄化ファン	低	稼働・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1次系機油空器取替検査		
	3RSP34M 3 B-格別空器空気浄化ファン用電動機	低	稼働・性能試験 分解点検	5.2M 5.2M	77.1次系機油空器取替検査		
	3RSP34A 3 A-エアニューラス空気浄化ファン	高	稼働・性能試験 分解点検	1 C 5.2M	39.アニューラス循環排気系機能検査	(稼働時：3 M (定常稼働時))	
	3RSP34M 3 A-エアニューラス空気浄化ファン用電動機	高	稼働・性能試験 分解点検	1 C 5.2M	39.アニューラス循環排気系機能検査	(稼働時：3 M (定常稼働時))	
	3RSP34B 3 B-エアニューラス空気浄化ファン	高	稼働・性能試験 分解点検	1 C 5.2M	38.アニューラス循環排気系機能検査	(稼働時：3 M (定常稼働時))	
	3RSP34M 3 B-エアニューラス空気浄化ファン用電動機	高	稼働・性能試験 分解点検	1 C 5.2M	39.アニューラス循環排気系機能検査	(稼働時：3 M (定常稼働時))	
	3RST10A 3 A-種別蓄熱換気フィルタユニット	高	潤滑点検	1.0.4M		先行点検または点検停止中	
	3RST10B 3 B-種別蓄熱換気フィルタユニット	高	稼働・性能試験 潤滑点検	1.0.4M 1.0.4M	77.1次系機油空器取替検査	先行点検または点検停止中	

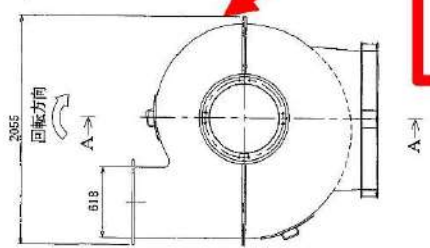
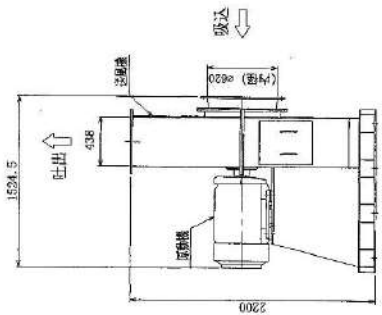
北海道電力株式会社 泊発電所
3号機 第2保全サイクル
定期事業者検査要領書

設 備 名：放射線管理設備
検 査 名：アニュラス循環排気系機能検査
要領書番号：HT3-38

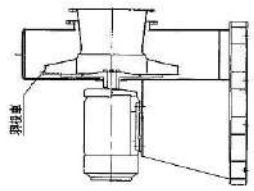
アニュラス空気浄化系統図



(注) : 検査対象弁・ダクトを示す。
太線は検査時のライン(A系統・少量排気モード)を示す。



ケーシングをを外すことで、
分解点検が可能である。



断面A-A

主要目録	
送風機	1
風量	300以上
風速	1
風圧	三相誘導電動機
出力	37以上
機種	1

図面は3A-アニュラス空気浄化ファンであるが、
3B-アニュラス空気浄化ファンも同様の構造である。

第7回工事計画部申請	第 9-25-1 図
泊 桑 廠 所 3 号 機	
放射線管理設備の増設図	
(A-アニュラス空気浄化ファン)	
北海道電力株式会社	

追放電圧3号機 点検計画

機番又は系統名	実効数 (積習名)	保安の要程度	点検及び試験の項目	保安方式又は措置	検査名	備考 (()内は適用する取組番号を併記)
機番又は系統名 [保安設備]	3WS10A 3 A-格納箱排気フィルタユニット	低	運転点検 検閲・性能試験	10.4M	77.1次系換気空調設備検査	実行定検または定検停止中
	3WS10B 3 B-格納箱排気フィルタユニット	低	運転点検 検閲・性能試験	10.4M	77.1次系換気空調設備検査	実行定検または定検停止中
	3WS10Z 3-格納箱超絶電浄化フィルタユニット	低	運転点検 (チャコープフィルタ交換) 検閲・性能試験	1.3M	77.1次系換気空調設備検査	実行定検または定検停止中
	3WS17A 3 A-アニュラス空気浄化フィルタユニット	高	運転点検 (チャコープフィルタ交換) 検閲・性能試験	1.3M	59.アニュラス排気排気フィルタ性能検査 77.1次系換気空調設備検査	
	3WS17B 3 B-アニュラス空気浄化フィルタユニット	高	運転点検 (チャコープフィルタ交換) 検閲・性能試験	1.3M	39.アニュラス排気排気フィルタ性能検査 77.1次系換気空調設備検査	
	3WS18 3-中央制御室非常用排気フィルタユニット	高	運転点検 (チャコープフィルタ交換) 検閲・性能試験	1.3M	41.中央制御室非常用排気フィルタ性能検査 77.1次系換気空調設備検査	
	30-WS-101A 3 A-アニュラス排気ダクト	高	検閲・性能試験 分解点検	1.0 1.17M	38.アニュラス排気排気系漏れ検査	
	30-WS-101B 3 B-アニュラス排気ダクト	高	検閲・性能試験 分解点検	1.0 1.17M	38.アニュラス排気排気系漏れ検査	
	30-WS-102A 3 A-アニュラス全量排気弁	高	検閲・性能試験 分解点検	1.0 1.17M	38.アニュラス排気排気系漏れ検査	
	30-WS-102B 3 B-アニュラス全量排気弁	高	検閲・性能試験 分解点検	1.0 1.17M	38.アニュラス排気排気系漏れ検査	
	30-WS-103A 3 A-アニュラス少量排気弁	高	検閲・性能試験 分解点検	1.0 1.17M	38.アニュラス排気排気系漏れ検査	
	30-WS-103B 3 B-アニュラス少量排気弁	高	検閲・性能試験 分解点検	1.0 1.17M	38.アニュラス排気排気系漏れ検査	
	30-WS-651 3-幹線排気換気ユニット入口ダクト	高	検閲・性能試験 分解点検	1.17M	77.1次系換気空調設備検査	
	30-WS-652A 3 A-幹線排気換気ファン出口ダクト	高	検閲・性能試験 分解点検	1.17M	77.1次系換気空調設備検査	
	30-WS-652B 3 B-幹線排気換気ファン出口ダクト	高	検閲・性能試験 分解点検	1.17M	77.1次系換気空調設備検査	
	30-WS-653 3-幹線排気換気換気ダクト	高	検閲・性能試験 分解点検	1.17M	77.1次系換気空調設備検査	
	30C0-0005 3-幹線排気換気換気扇制御ダクト	高	検閲・性能試験 分解点検	7.8M 7.9M	77.1次系換気空調設備検査	実行定検 実行定検

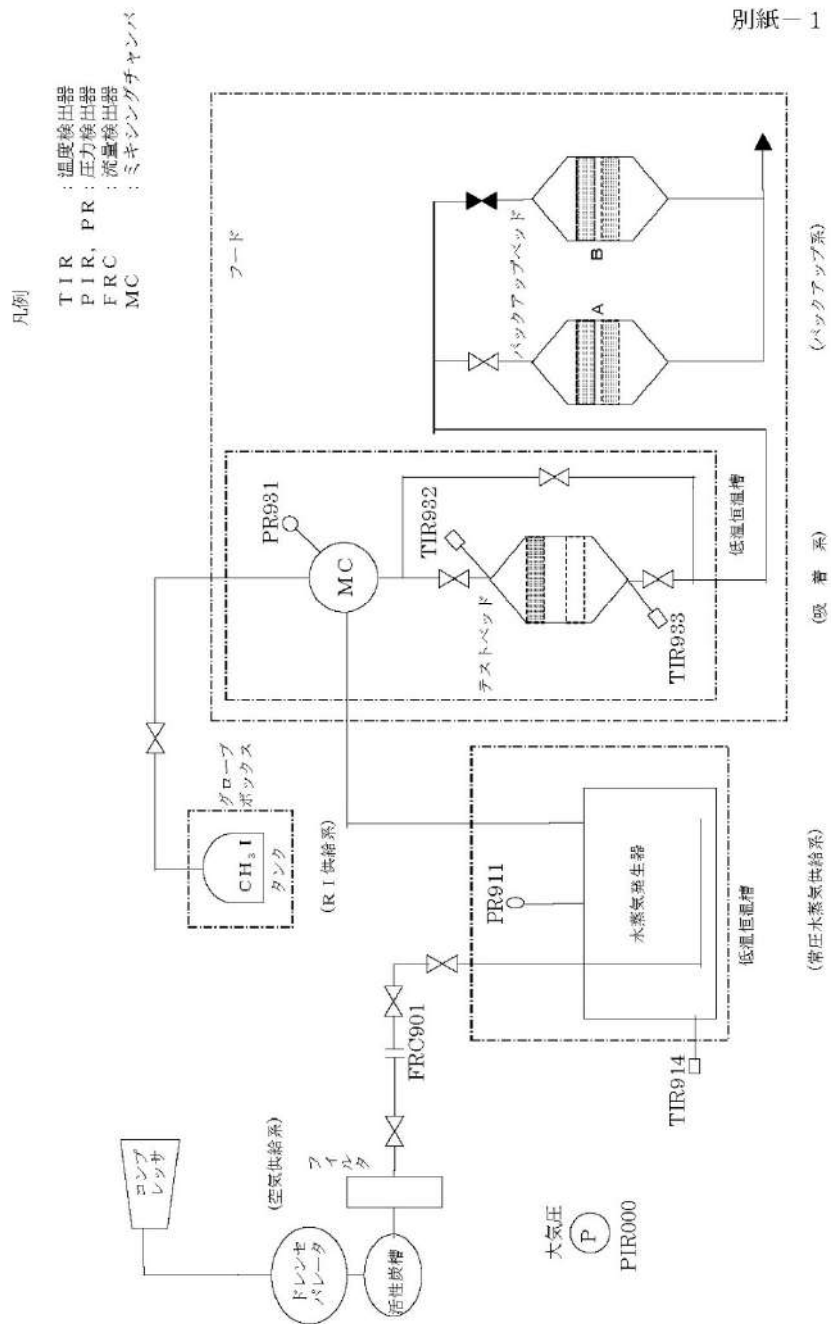
北海道電力株式会社 泊発電所
3号機 第2保全サイクル
定期事業者検査要領書

設 備 名 : 放射線管理設備

検 査 名 : アニユラス循環排気系フィルタ性能検査

要領書番号 : HT3-39

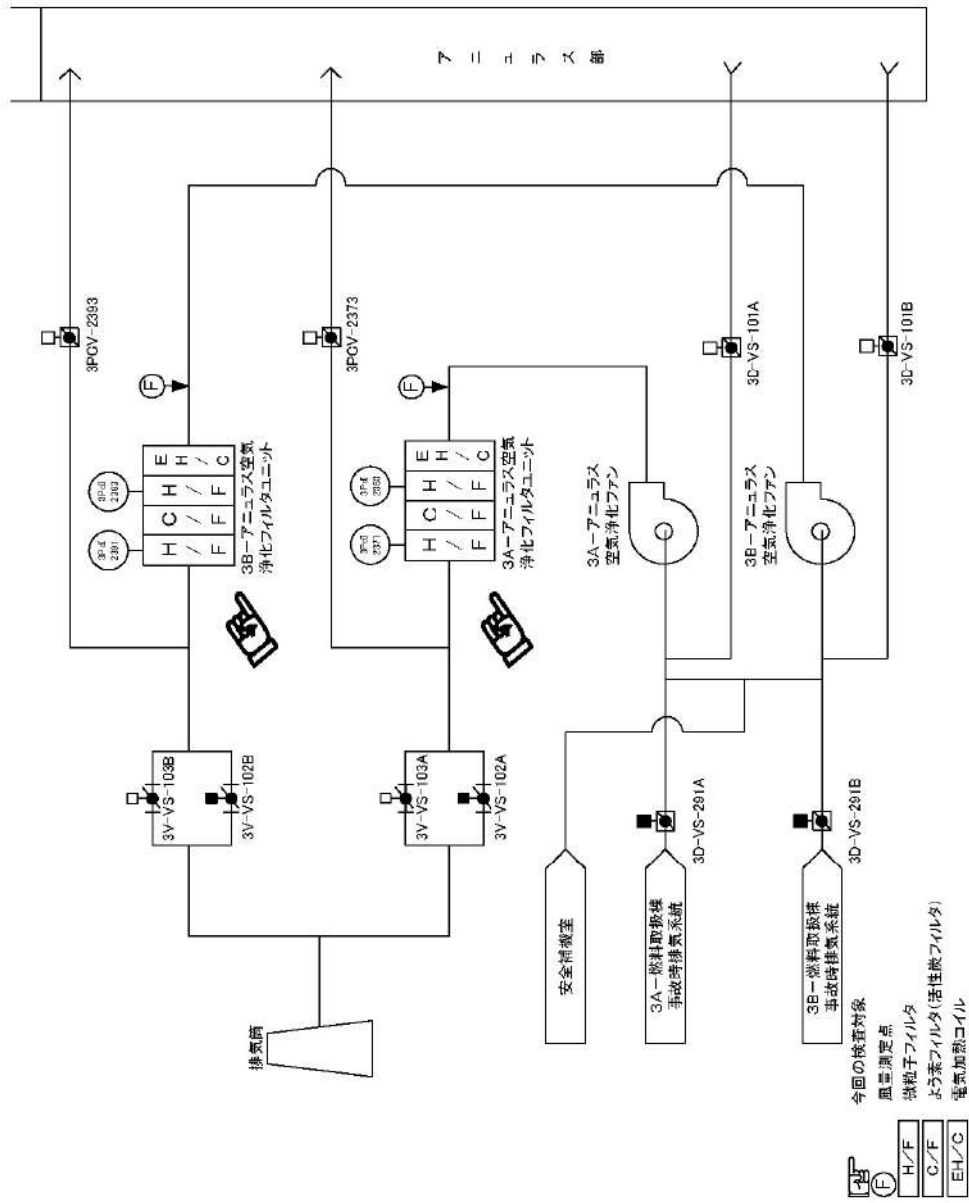
よう素除去効率検査装置系統図



北海道電力株式会社 泊発電所
3号機 第2保全サイクル
定期事業者検査要領書

設備名：放射線管理設備
検査名：1次系換気空調設備検査
要領書番号：HT3-77

アニュラス空気浄化系統図

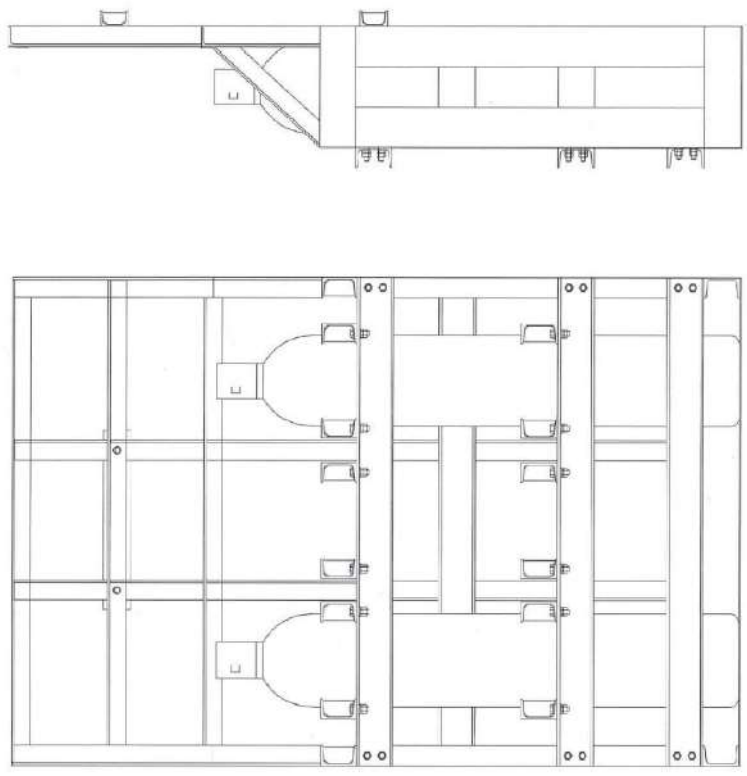


外観点検が可能である。

主要目表

名称	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ	
種類	—	継目なし高圧ガス容器
容量 ^(注1)	ℓ/個	1.4以上(46.7 ^(注2))
最高使用圧力 ^(注1)	MPa	14.7
最高使用温度 ^(注1)	℃	40
外径	mm	292 ^(注3)
高さ	mm	1,365 ^(注2)
胴部厚さ	mm	5.0以上(6.0 ^(注3))
底部厚さ	mm	10.0以上(10.0 ^(注3))
材料	—	150HB-S (SMA43S 同等材)
個数	—	1 (予備1)

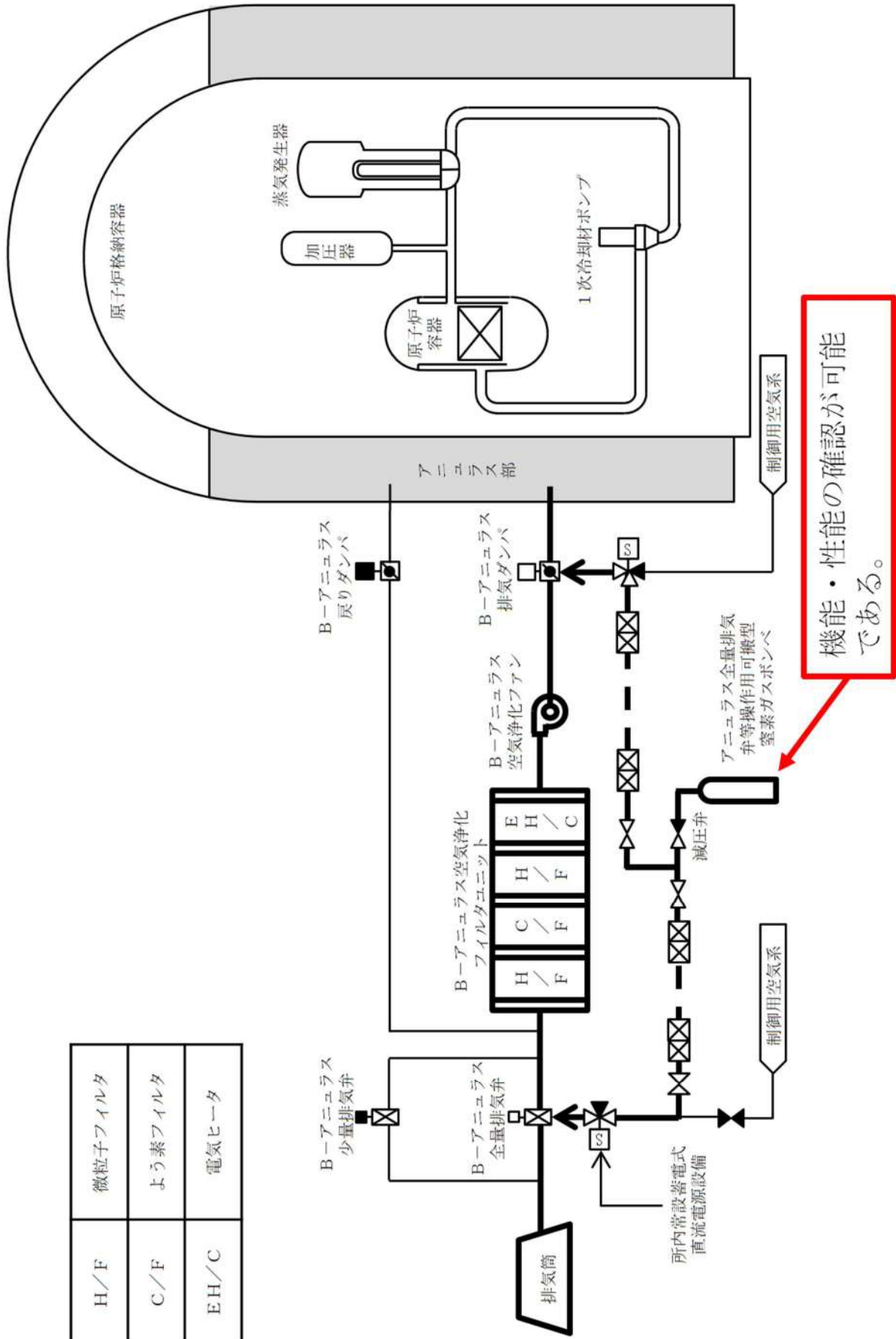
(注1) 重大事故等時における使用時の値
(注2) 公称値



(単位：mm)

工事計画認可申請	第4-4-13図
活寒 電話 研 3 号 機 計測制御系統施設の構造図 (アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ)	
北海道電力株式会社	

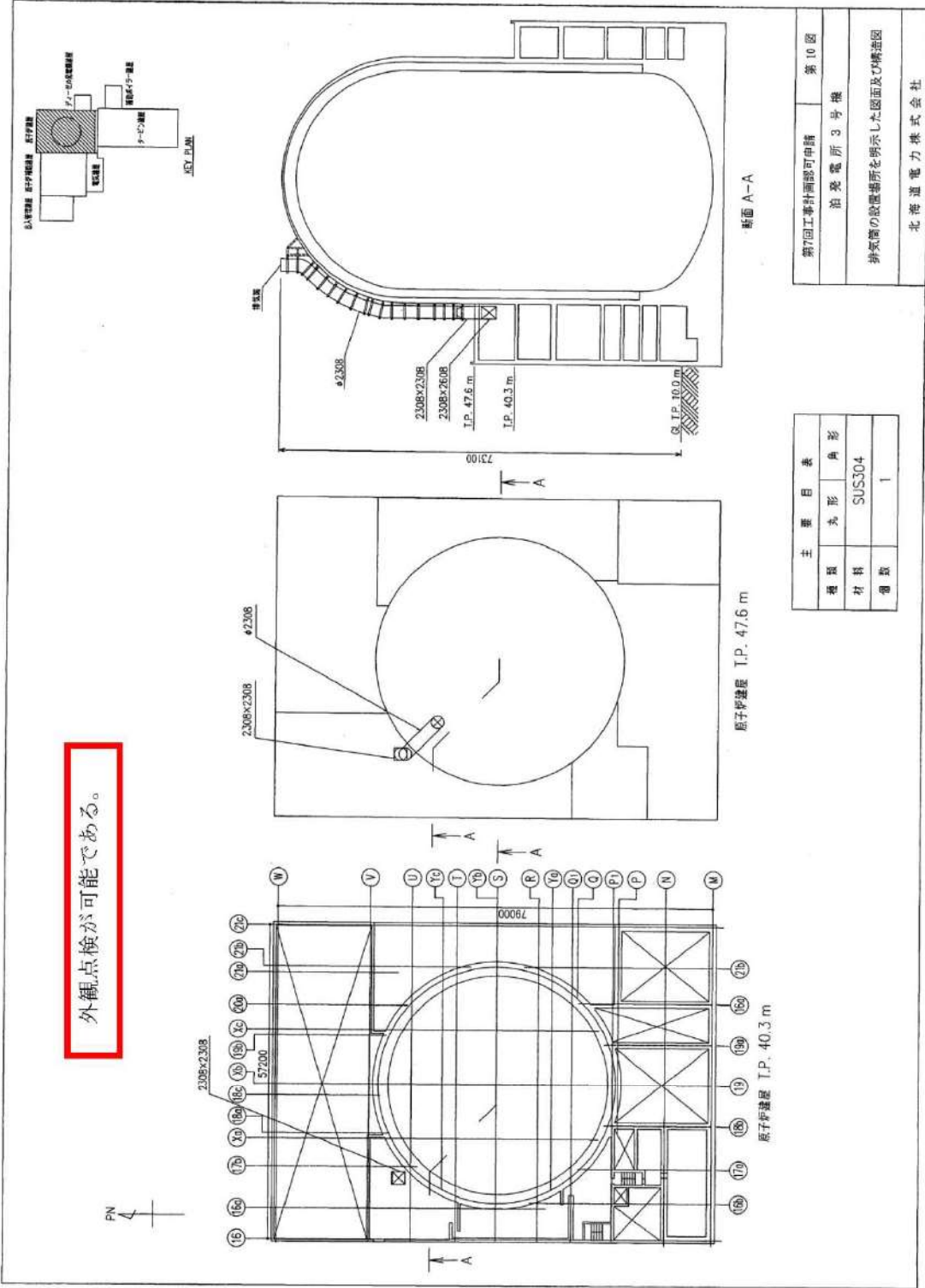
H/F	微粒子フィルタ
C/F	よう素フィルタ
EH/C	電気ヒータ



油気機器3号機 点検計画

機器又は装置名	集塵袋 (機器名)	保全の 重要度	点検及び点検の項目	検査方式 又は 装置	検査名	備考 (〇印は測定する設備の診断時期)	
燃料管理装置 [集塵設備]	3WS16 3-A-燃料系取塵装置ユニット	高	開封点検	1.0.4 M	93-1 一次燃焼空気調整設備検査 (集塵器調整の分解等)		
	3WS24A 3-A-燃料系取塵装置ファン	高	燃焼・性能試験 分検点検	7.8 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
	3WS24A/M 3-A-燃料系取塵装置ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分検点検	7.8 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査	(燃焼診断: 2 M (運転運転時))	
		高	燃焼・性能試験 分検点検	7.8 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査	(燃焼診断: 2 M (運転運転時))	
	3WS24B 3-B-燃料系取塵装置ファン	高	燃焼・性能試験 分検点検	7.8 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
	3WS24P/M 3-B-燃料系取塵装置ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分検点検	7.8 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
		高	燃焼・性能試験 分検点検	7.8 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
	3WS25A 3-A-燃料系取塵装置ファン	高	燃焼・性能試験 分検点検	5.2 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
		高	燃焼・性能試験 分検点検	5.2 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
	3WS25B/M 3-A-燃料系取塵装置ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分検点検	5.2 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
		高	燃焼・性能試験 分検点検	5.2 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
	3WS25E 3-B-燃料系取塵装置ファン	高	燃焼・性能試験 分検点検	5.2 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
		高	燃焼・性能試験 分検点検	5.2 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
	3WS25F/M 3-B-燃料系取塵装置ファン用電動機	高	燃焼・性能試験 分検点検	5.2 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
		高	燃焼・性能試験 分検点検	5.2 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
	3WS19 3-1 燃料系取塵装置排気ファンユニット	高	開封点検 (ファンコントロール交換)	1.3 M	77-1 一次燃焼空気調整設備検査		
	3WS22 3-1 中央制御室排気ファン	低	燃焼・性能試験 分検点検	5.2 M	40 中央制御室排気用燃焼系燃焼器検査		
		高	燃焼・性能試験 分検点検	1.3 M ~ 1.5, 6 M		燃焼診断: 2 M (運転運転時)	
	原子炉燃料装置 [原子炉燃料装置]	3D7-1 A層: 原子炉燃料装置	高	燃焼・性能試験	3-C	43 原子炉燃料装置全層燃焼系	
		B層: エアロロック、機器出入口、配管貫通部	高	燃焼・性能試験	1-C	44 原子炉燃料装置燃焼系燃焼系	3-Cで2回実施
C層: 原子炉燃料装置前面部		高	燃焼・性能試験	1-C	44 原子炉燃料装置燃焼系燃焼系	3-Cで2回実施	
3D7-3 3-1 エアロロック (通常用)		高	開封点検 外観点検 (情報品交換他)	5.2 M 1.3 M		5.2 Mで3回実施	
3D7-4 3-1 エアロロック (非常用)		高	開封点検	5.2 M		5.2 Mで3回実施	
3D7-2 3-1 燃料系取塵装置入口		高	開封点検 (情報品交換他)	1.3 M			
3D7E20 3-1 燃料系取塵装置		高	開封点検 (情報品交換他)	1.3 M			
3D7E21 3-1 ECT 燃焼器配管		高	開封点検 (情報品交換他)	1.3 M			
3D7M1E 3-1 Uマシンの燃焼器管・CV-LRT用用圧調整		高	開封点検	3.9 M			
3D7M17 3-1 Uマシンの燃焼器管・CV-LRT用用圧調整		高	開封点検	1.0 M			
3D7M41E 燃料系取塵装置燃焼系燃焼系燃焼系燃焼系		高	開封点検 (情報品交換他)	3.9 M 1.3 M			

外観点検が可能である。



HTN-3 第7回工事 添付図面 10 (1E) Rev. (2)

第7回工事計画認可申請	第10図
油 発 電 所 3 号 機	
排気筒の設置場所を明示した図面及び構造図	
北海道電力株式会社	

主 要 目 表	
種 類	角 形
材 料	SUS304
番 号	1

59-4 系統図

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	B-中央制御室給気ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	交流電源
②	B-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	交流電源
③	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	交流電源
④	中央制御室排気ファン	起動→停止	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	交流電源
⑤	A-中央制御室非常用循環ファン 入口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑥	A-中央制御室事故時外気取入風 量調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑦	A-中央制御室外気取入ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑧	A-中央制御室排気風量調節ダン パ	調整開→全閉	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑨	中央制御室排気第1隔離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	直流電源 制御用空気
⑩	中央制御室排気第2隔離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	直流電源 制御用空気

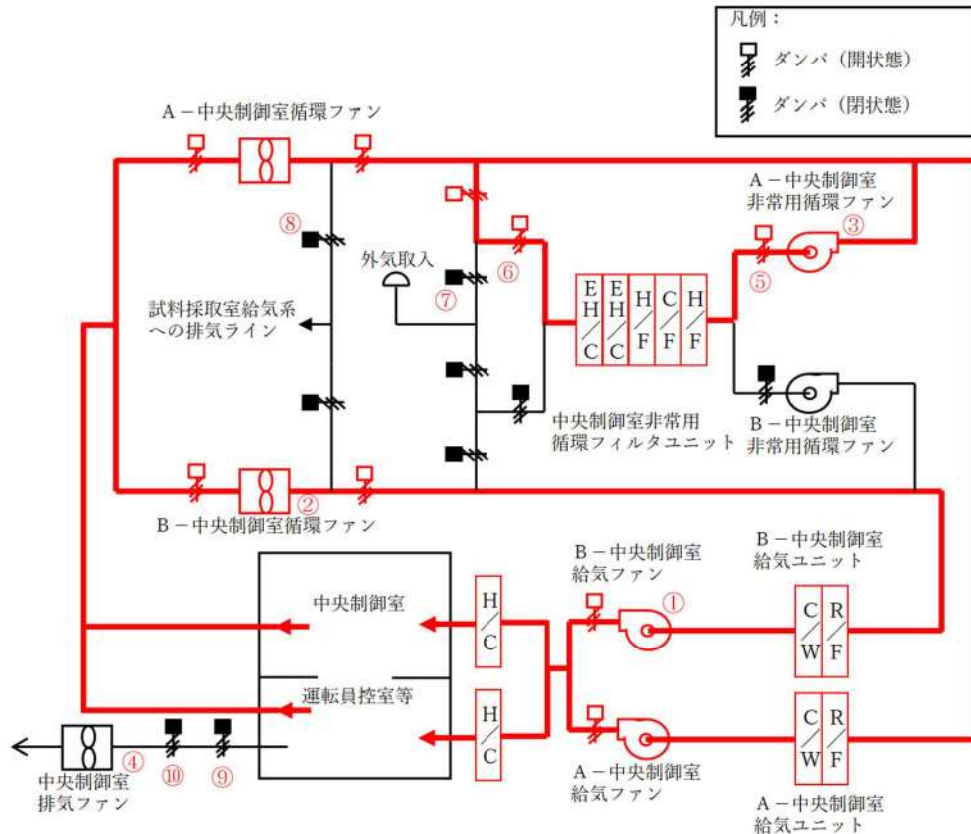


図 59-4-1 中央制御室空調装置 閉回路循環運転時

(A系列運転中・交流動力電源が正常な場合)

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	ダンパ駆動用制御用空気ミニチュア弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	手動操作	—
②	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	手動操作	—
③	A-中央制御室給気ファン出口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	手動操作	—
④	A-中央制御室循環ファン入口ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	手動操作	—
⑤	A-中央制御室外気取入風量調節ダンパ	全閉→調整開	原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	手動操作	—
⑥	A-中央制御室循環風量調節ダンパ	全閉→調整開	原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	手動操作	—
⑦	A-中央制御室事故時外気取入風量調節ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m	手動操作	—
⑧	A-中央制御室給気ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	操作器操作	交流電源
⑨	A-中央制御室循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	操作器操作	交流電源
⑩	A-中央制御室非常用循環ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	操作器操作	交流電源

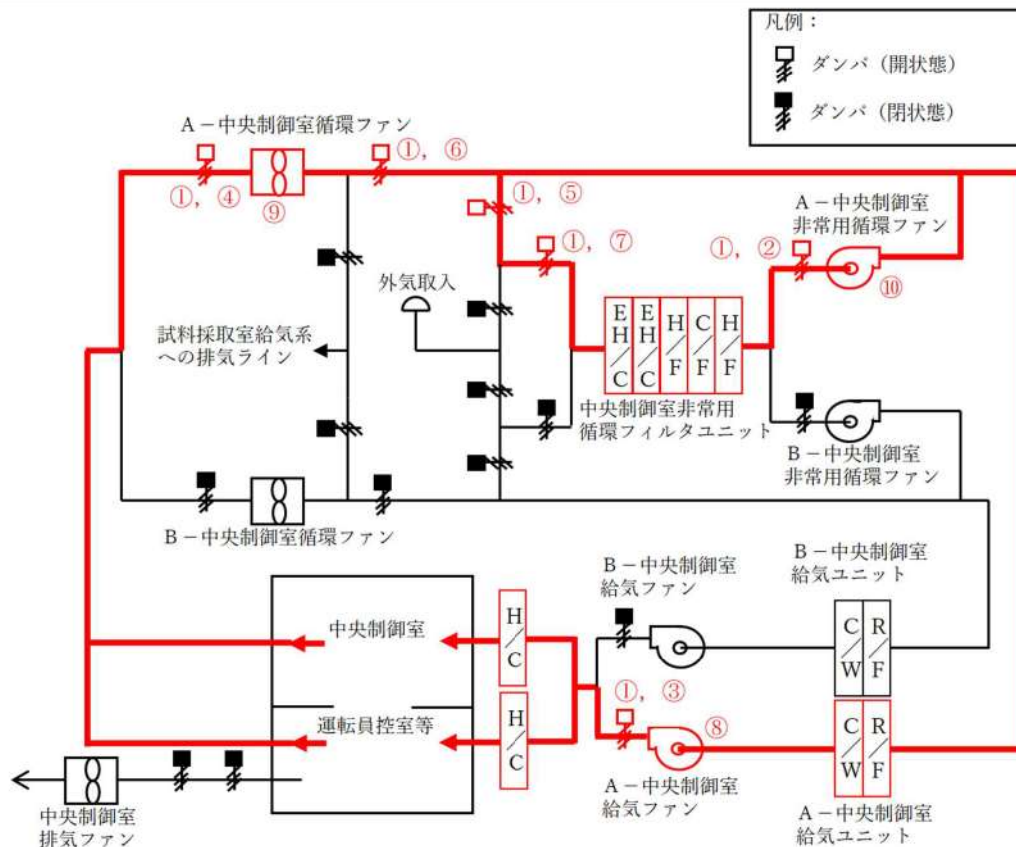


図 59-4-2 中央制御室空調装置 閉回路循環運転時
(A系列運転中・全交流動力電源が喪失した場合)

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	操作器操作	うち 1 台使用 交流電源
②	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	操作器操作	
③	A-アニュラス排気ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	A 系使用時 直流電源 制御用空気
④	B-アニュラス排気ダンパ	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	B 系使用時 直流電源 制御用空気
⑤	A-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	A 系使用時 直流電源 制御用空気
⑥	B-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	B 系使用時 直流電源 制御用空気
⑦	A-アニュラス戻りダンパ	全閉→調整開	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	A 系使用時 直流電源 制御用空気
⑧	B-アニュラス戻りダンパ	全閉→調整開	原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m 中央制御室	連動	B 系使用時 直流電源 制御用空気

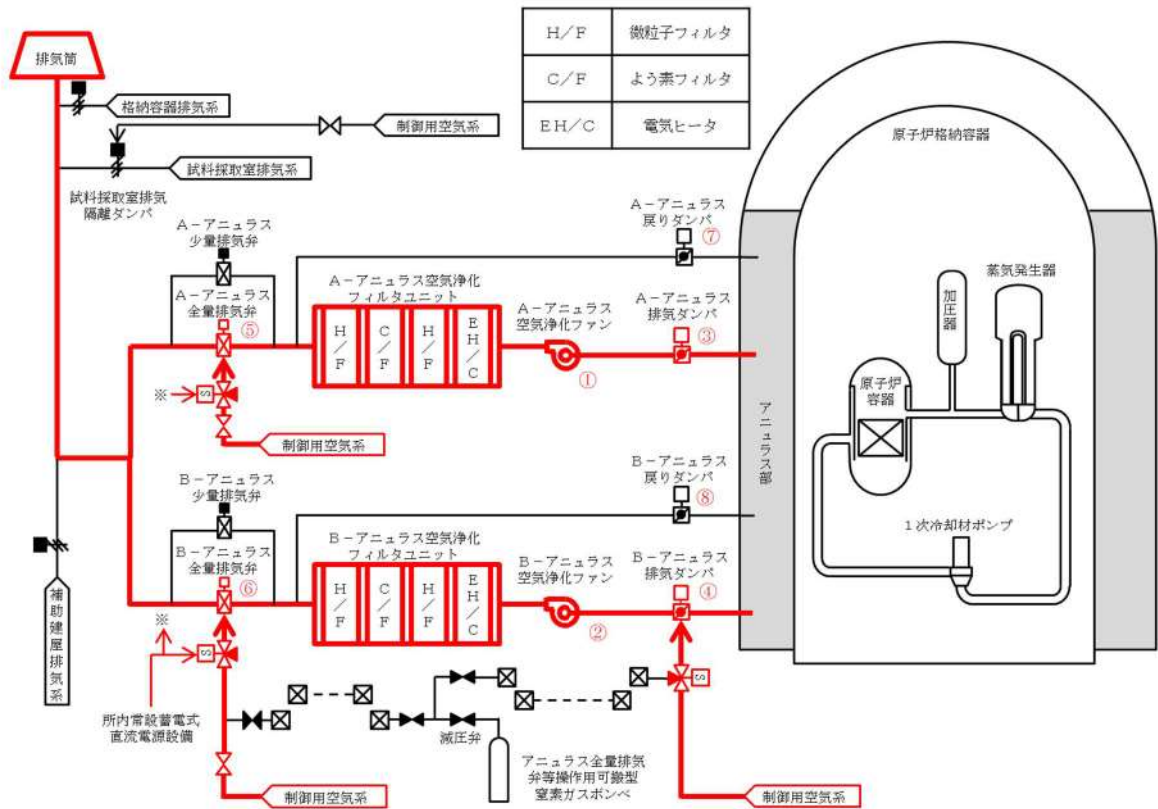


図 59-4-3 アニュラス空気浄化設備 系統概要図(全交流動力電源及び直流電源が健全である場合)

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	D-VS-653 制御用空気供給弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 T. P. 40. 3m	手動操作	—
②	試料採取室排気隔離ダンパ	全開→全閉	原子炉補助建屋 T. P. 40. 3m	手動操作	—
③	V-VS-102B 制御用空気供給弁	全開→全閉	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	手動操作	—
④	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	接続操作	—
⑤	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	接続操作	—
⑥	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁 1	全閉→全開	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	手動操作	1 系使用時
⑦	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル入口弁 1	全閉→全開	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	手動操作	
⑧	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口金弁 2	全閉→全開	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	手動操作	2 系使用時
⑨	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル入口弁 2	全閉→全開	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	手動操作	
⑩	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル減圧弁	全閉→調整開	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	手動操作	—
⑪	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル出口弁 2	全閉→全開	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	手動操作	—
⑫	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給パネル出口弁 1	全閉→全開	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	手動操作	—
⑬	V-VS-102B 窒素供給弁 (SA 対策)	全閉→全開	周辺補機棟 T. P. 40. 3m	手動操作	—
⑭	B-アニュラス空気浄化ファン	停止→起動	原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m 中央制御室	操作器操作	交流電源
⑮	B-アニュラス全量排気弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m 中央制御室	連動	直流電源 制御用空気

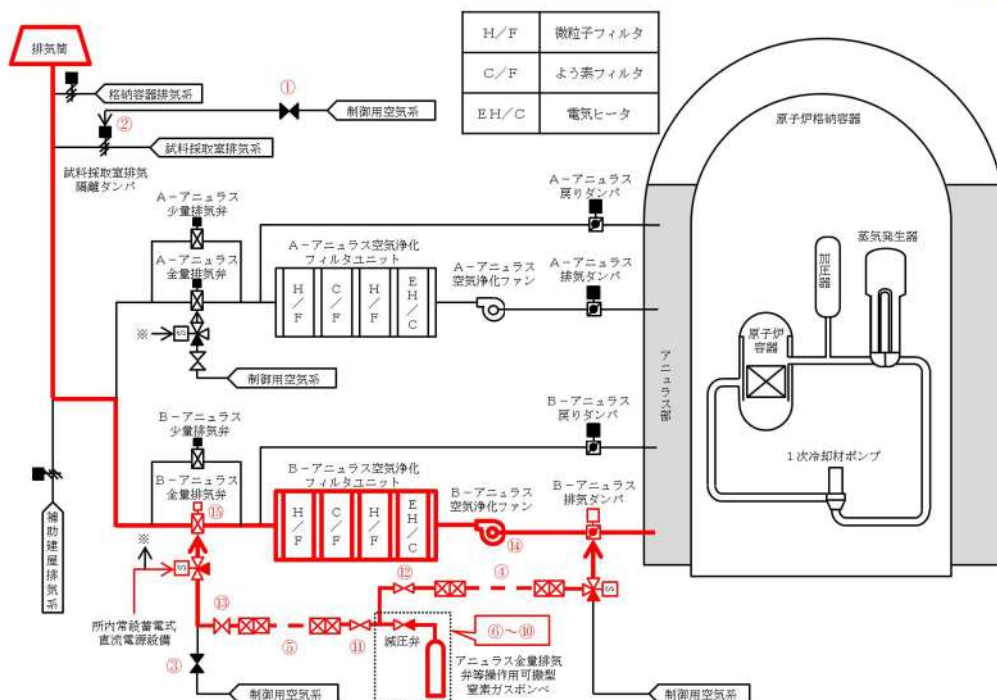


図 59-4-4 アニュラス空気浄化設備 系統概要図 (全交流動力電源及び直流電源喪失した場合)

5 9 - 5 容量設定根拠

本資料は、一部、詳細設計中のものも含まれているため、設計の進捗により変更する場合があります。

名 称			酸素濃度・二酸化炭素濃度計
検知	酸素	vol%	0 ~ 25.0
範囲	二酸化炭素	vol%	0 ~ 5.00

【設 定 根 拠】

酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、可搬型重大事故等対処設備として配置するものである。

酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、外気から中央制御室への空気の取り込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するためのものである。

保管数は、中央制御室に保管する1台に、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台を加えた合計3台を保管する設計とする。

1. 検知範囲

1. 1 酸素濃度

労働安全衛生法の酸素欠乏症等防止規則及び鉱山保安法に基づき、空気中の酸素濃度19%を十分に満足する範囲を検知できる設計とする。また、表示精度としては±0.7%の精度を有する設計とする。

1. 2 二酸化炭素濃度

鉱山保安法に基づき、炭酸ガス含有率が1%以下であることを管理するため、空気中の二酸化炭素濃度が1%以下であることを検知できる設計とする。

また、表示精度としては±0.25%の精度を有する設計とする。

名 称		アニュラス全量排気弁等操作用 可搬型窒素ガスポンペ
容 量	ℓ/個	46.7 以上 (46.7)
最高使用圧力	MPa	14.7
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1以上 (2 (予備1))
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>・重大事故等対処設備</p> <p>重大事故等時に使用するアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペは、以下の機能を有する。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペは、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器内に水素が発生した場合にアニュラスの水素濃度を低減することで水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するために設置する。</p> <p>系統構成は、アニュラスからの水素排出として、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第68条系統図」による。</p> <p>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペは、炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員が中央制御室にとどまるために、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減するために設置する。</p> <p>系統構成は、放射性物質の濃度低減として、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則 第74条系統図」による。</p>		

1. 容量

重大事故等時に使用するアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用型の窒素ガスポンベを使用する。このため、当該ポンベの容量は一般汎用型の窒素ガスポンベの標準容量46.7ℓ/個以上とする。

アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベは、アニュラス全量排気弁及びアニュラス排気ダンパの操作に必要な容量を満足する設計とする。

なお、アニュラス全量排気弁及びアニュラス排気ダンパへの空気供給ラインには、窒素がリークする箇所がないため連続加圧の必要はなく、1回の加圧作業でアニュラス全量排気弁及びアニュラス排気ダンパは、「開」状態を維持する。

想定操作	開保持1回
消費量	<ul style="list-style-type: none"> ・連続消費量： <input type="text"/> Nm³/h 供給先にある機器の消費量を含む継続的に消費される量 ・バッチ消費量(アニュラス全量排気弁1台分)：約 <input type="text"/> Nm³/回 アニュラス全量排気弁を全開にするための消費量 ・バッチ消費量(アニュラス排気ダンパ1台分)：約 <input type="text"/> Nm³/回 アニュラス排気ダンパを開放するための消費量 ・配管加圧消費量：約 <input type="text"/> Nm³/回 窒素供給ラインを重大事故等時の供給圧力まで加圧するための消費量 <p>窒素ガス消費総量： <input style="width: 100%;" type="text"/></p>
ポンベ必要個数	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンベ充てん圧力：14.801MPa[abs] ・ポンベ容量：6.84Nm³/個^(注1) ・制御弁動作圧力：<input type="text"/> MPa[abs] <p>窒素供給時は、制御弁動作圧力範囲内を維持する必要があることから、ポンベ1個当たりの供給可能量は、 <input style="width: 100%;" type="text"/></p> <p>必要個数：<input style="width: 100%;" type="text"/></p>

以上より、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベの必要個数は約 個となるため、設置個数は約 個を上回る1個とする。

公称値については、要求される容量と同じ46.7ℓ/個とする。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

2. 最高使用圧力

アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペを重大事故等時において使用する
場合の圧力は、高圧ガス保安法の適合品であるポンペにて実績を有する充てん圧力である
14.7MPaとする。

3. 最高使用温度

アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペを重大事故等時において使用する
場合の温度は、高圧ガス保安法に基づき40℃とする。

4. 個数

可搬型設備であるアニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペは、重大事故等
対処設備としてB-アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンパに窒素を供給し、B-
アニュラス全量排気弁及びB-アニュラス排気ダンパを開操作するために必要な個数であ
る、1セット1個及び本設備は保守点検中にも使用可能であるため、保守点検による待機除
外時のバックアップ用は考慮せずに、故障時のバックアップ用として予備1個を保管する。

(注1) アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンペ内の窒素量

$$Q = P \times V_1 / 0.101 = 14.801 \times 46.7 \times 10^{-3} / 0.101 = 6.84 \text{Nm}^3$$

Q : 窒素ポンペ内の窒素量 (Nm³)

V₁ : ポンペの容量 (m³) = 46.7 × 10⁻³

P : ポンペの充てん圧力 (MPa[abs]) = 14.7 + 0.101 = 14.801

59-6 原子炉制御室等（被ばく評価除く）について

<目次>

1. 概要

- 1.1 新規制基準への適合方針
- 1.2 設計における想定シナリオ

2. 設計方針

- 2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備について
 - 2.1.1 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要
 - 2.1.2 監視カメラについて
 - 2.1.3 監視カメラ映像イメージ
 - 2.1.4 中央制御室にて把握可能な自然現象等
 - 2.1.5 中央制御室にて把握可能なパラメータ
- 2.2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計について
 - 2.2.1 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の設備概要
 - 2.2.2 酸素濃度，二酸化炭素濃度の管理
- 2.3 汚染の持込み防止について
- 2.4 炉心の著しい損傷が発生した場合に運転員がとどまるための設備について
 - 2.4.1 概要
 - 2.4.2 中央制御室の居住性確保
- 2.5 重大事故等時の電源設備について

3. 添付資料

- 3.1 配備する資機材の数量について
- 3.2 チェンジングエリアについて
- 3.3 中央制御室への地震、火災等の影響
- 3.4 バス等の汚染確認方法について
- 3.5 全交流動力電源喪失時の中央制御室設備への給電について
- 3.6 酸素濃度，二酸化炭素濃度を踏まえた対応について
- 3.7 設置許可基準規則59条における可搬型照明の扱いについて

1. 概要

1.1 新規制基準への適合方針

(1) 設計基準事象への対処

原子炉制御室に関する設計基準事象への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下表 1.1-1 及び 1.1-2 のとおりである。

表 1.1-1 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」
第二十六条（原子炉制御室等）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> <p>一 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。</p> <p><u>二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。</u></p> <p>三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとする。</p>	<p>第 26 条（原子炉制御室等）</p> <p>1 第 1 項第 1 号に規定する「必要なパラメータを監視できる」とは、発電用原子炉及び主要な関連施設の運転状況並びに主要パラメータについて、計測制御系統施設で監視が要求されるパラメータのうち、連続的に監視する必要のあるものを原子炉制御室において監視できることをいう。</p> <p><u>2 第 1 項第 2 号に規定する「発電用原子炉施設の外の状況を把握する」とは、原子炉制御室から、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できることをいう。</u></p> <p>3 第 1 項第 3 号において「必要な操作を手動により行う」とは、急速な手動による発電用原子炉の停止及び停止後の発電用原子炉の冷却の確保のための操作をいう。</p>	<p>(追加要求事項への適合方針は以下の通り)</p> <p>・中央制御室には、発電用原子炉施設の外の状況を把握するために、3号炉原子炉建屋壁面他に設置した監視カメラの映像により、津波等の外部状況を昼夜にわたり監視できる設計とする。</p> <p>・気象観測設備等の情報を中央制御室で把握可能とする。</p> <p>・公的機関の警報（地震情報、大津波警報等）を中央制御室内のパソコン等にて受信可能とする。</p>

<p>2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。</p> <p>3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。</p> <p>一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置</p> <p>二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備</p>	<p>4 第2項に規定する「発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行」とは、直ちに発電用原子炉を停止し、残留熱を除去し及び高温停止状態を安全に維持することをいう。</p> <p>5 第3項に規定する「従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり」とは、事故発生後、事故対策操作をすべき従事者が原子炉制御室に接近できるよう通路が確保されていること、及び従事者が原子炉制御室に適切な期間滞在できること、並びに従事者の交替等のため接近する場合においては、放射線レベルの減衰及び時間経過とともに可能となる被ばく防護策が採り得ることをいう。「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが原子炉制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがないことを含む。</p> <p>6 第3項第1号に規定する「有毒ガスの発生源」とは、有毒ガスの発生時において、運転員の対処能力が損なわれるおそれがあるものをいう。「工場等内における有毒ガスの発生」とは、有毒ガスの発生源から有毒ガスが発生することをいう。</p>	<p>・万一事故が発生した際には、中央制御室内の運転員に対し、有毒ガスの発生に関して、有毒ガスが中央制御室の運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、運転員が中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な各種の操作を行うことができる設計とする。</p>
---	--	---

表 1.1-2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第三十八条（原子炉制御室等）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈	適合方針
<p>(原子炉制御室等)</p> <p>第三十八条 発電用原子炉施設には、原子炉制御室を施設しなければならない。</p> <p>2 原子炉制御室には、反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備を操作する装置、非常用炉心冷却設備その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、発電用原子炉及び一次冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を表示する装置、主要計測装置の計測結果を表示する装置その他の発電用原子炉を安全に運転するための主要な装置(第四十七条第一項に規定する装置を含む。)を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう施設しなければならない。</p> <p><u>3 原子炉制御室には、発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための装置を施設しなければならない。</u></p> <p>4 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる装置を施設しなければならない。</p>	<p>第38条（原子炉制御室等）</p> <p><u>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の外部の状況を把握するための装置」とは、発電用原子炉施設に迫る津波等の自然現象をカメラの映像等により昼夜にわたり監視できる装置をいう。</u></p> <p>9 第4項に規定する「原子炉制御室以外の場所」とは、原子炉制御室を構成する区画壁の外であって、原子炉制御室退避の原因となった居住性の悪化の影響が及ぶおそれがない程度に隔離された場所をいい、「安全な状態に維持することができる装置」とは、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止でき、引き続き低温停止できる機能を有した装置であること。</p>	<p>適合方針</p> <p>・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十六条第1項第2号に同じ。</p>

<p>5 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める防護措置を講じなければならない。</p>	<p>10 第5項に規定する「これに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入出入りするのための区域」とは、一次冷却系統に係る施設の故障、損壊等が生じた場合に原子炉制御室に直交替等のため入退域する通路及び区域をいう。</p> <p>11 第5項においては、原子炉制御室等には事故・異常時においても従事者が原子炉制御室に立ち入り、一定期間滞在できるように放射線に係る遮蔽壁、放射線量率の計測装置の設置等の「適切な放射線防護措置」が施されていること。この「放射線防護措置」としては必ずしも設備面の対策のみではなく防護具の配備、着用等運用面の対策も含まれる。「一定期間」とは、運転員が必要な交替も含め、一次冷却材喪失等の設計基準事故時に過度の被ばくなしにとどまり、必要な操作を行う期間をいう。</p> <p>12 第5項に規定する「遮蔽その他の適切な放射線防護措置」とは、一次冷却材喪失等の設計基準事故時に、原子炉制御室内にとどまり必要な操作、措置を行う運転員が過度の被ばくを受けないよう施設し、運転員が原子炉制御室に入り、とどまる間の被ばくを「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」第7条第1項における緊急時作業に係る線量限度100mSv以下にできるものであることをいう。</p> <p><u>この場合における運転員の被ばく評価は、判断基準の線量限度内であることを確認すること。被ばく評価手法は、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」(平成21・07・27原院第1号(平成21年8月12日原子力安全・保安院制定)) (以下「被ばく評価手法(内規)」という。)に基づくこと。チャコールフィルターを通らない空気の原子炉制御室への流入量については、被ばく評価手法(内規)に基づき、原子炉制御室換気設備の新設の際、原子炉制御室換気設備再循環モード時における再循環対象範囲境界部での空気の流入に影響を与える改造の際、及び、定期的に測定を行い、運転員の被ばく評価に用いている想定した空気量を下回っていることを確認すること。</u></p>	<p>・遮蔽その他の適切な放射線防護措置に関し、運転員の被ばく評価を「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」に基づき実施し、実効線量が100mSv以下となる設計とする。</p> <p>また、よう素フィルターを通らない空気の原子炉制御室への流入量については、被ばく評価により想定した空気量を下回る設計とする。</p>
--	---	--

<p>一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置の設置</p> <p>二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に入出入りするための区域遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置</p> <p><u>6 原子炉制御室には、酸素濃度計を施設しなければならない。</u></p>	<p>13 第5項に規定する「当該措置をとるための操作を行うことができる」には、有毒ガスの発生時において、原子炉制御室の運転員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることを含む。「防護措置」には、必ずしも設備面の対策のみではなく防護具の配備、着用等運用面の対策を含む。</p> <p>14 第5項第1号に規定する「工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原子炉制御室において自動的に警報するための装置の設置」については「有毒ガスの発生を検出し警報するための装置に関する要求事項(別記-9)」によること。</p> <p>15 第5項第2号に規定する「換気設備の隔離」とは、原子炉制御室外の火災により発生した燃焼ガスを原子炉制御室換気設備によって取り入れないように外気との連絡口を遮断することをいい、「換気設備」とは、隔離時の酸欠防止を考慮して外気取入れ等の再開が可能であるものをいう。</p> <p><u>16 第6項に規定する「酸素濃度計」は、設計基準事故時において、外気から原子炉制御室への空気を取り込みを、一時的に停止した場合に、事故対策のための活動に支障のない酸素濃度の範囲にあることが正確に把握できるものであること。また、所定の精度を保証するものであれば、常設設備、可搬型を問わない。</u></p>	<p>・「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第二十六条第3項第1号に同じ。</p> <p>・中央制御室には、酸素濃度・二酸化炭素濃度計を配備する設計とする。</p>
--	---	---

(2) 重大事故等への対処

原子炉制御室に関する重大事故等への対処のための追加要求事項と、その適合方針は以下、表 1.1-3 のとおりである。

表 1.1-3 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」

第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈	適合方針
<p><u>（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u></p> <p>第五十九条 発電用原子炉施設には、炉心の著しい損傷が発生した場合（重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合を除く。）においても運転員が第二十六条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備を設けなければならない。</p>	<p><u>第五十九条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）</u></p> <p>1 第五十九条に規定する「重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設構成するものを除く。）が有する原子炉格納容器の破損を防止するための機能が損なわれた場合」とは、第49条、第50条、第51条又は第52条の規定により設置されるいずれかの設備の原子炉格納容器の破損を防止するための機能が喪失した場合をいう。</p> <p>2 第五十九条に規定する「運転員が第26条第一項の規定により設置される原子炉制御室にとどまるために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。</p> <p>a) 原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉制御室の居住性について、次の要件を満たすものであること。</p> <p>① 本規程第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功し</p>	<p><u>（重大事故等に対処するために必要なパラメータについても監視できる設計とする。）</u></p> <p>・中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（中央制御室空調装置、アニュラス空気浄化設備及び可搬型照明（SA）等）を設置する設計とする。重大事故発生時において運転員がとどまるために必要な設備（中央制御室空調装置、アニュラス空気浄化設備及び可搬型照明（SA）等）は、代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>・炉心の著しい損傷が発生した場合においても、中央制御室にとどまる運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>・中央制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故シーケンスとして、炉心損傷が発生する、大破断LOCA時に低圧注</p>

	<p><u>た事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)を想定すること。</u></p> <p><u>② 運転員はマスクの着用を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</u></p> <p><u>③ 交代要員体制を考慮してもよい。ただしその場合は、実施のための体制を整備すること。</u></p> <p><u>④ 判断基準は、運転員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</u></p> <p><u>c) 原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</u></p> <p><u>d) 上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏れ出した空気中の放射性物質の濃度を低減する必要がある場合は、非常用ガス処理系等(BWRの場合)又はアニュラス空気再循環設備等(PWRの場合)を設置すること。</u></p> <p><u>e) BWRにあつては、上記b)の原子炉制御室の居住性を確保するために原子炉建屋に設置されたブローアウトパネルを閉止する必要がある場合は、容易かつ確実に閉止操作ができること。また、ブローアウトパネルは、現場において人力による操作が可能なものとする。</u></p>	<p><u>入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故シーケンスを選定し設計する。</u></p> <p><u>・運転員は、中央制御室滞在時及び交替のための入退域時ともにマスクの着用を考慮する。</u></p> <p><u>・運転員は5直3交代勤務を前提に評価を行なう。</u></p> <p><u>・中央制御室の外側が放射性物質により汚染した状況下で、モニタリング、作業服の着替え等により中央制御室への汚染の持ち込みを防止するための区画を、中央制御室出入口近傍に設ける設計とする。</u></p> <p><u>・中央制御室の居住性を確保するために原子炉格納容器から漏れ出す空気中の放射性物質の濃度を低減するため、アニュラス空気浄化設備を設置する設計とする。</u></p> <p>—</p>
--	---	--

※「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」第七十四条（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）も同様の記載のため、省略する。

中央制御室に設置する設備のうち、重大事故対処設備に関する概要を表 1.1-4 に示す。

表 1.1-4 重大事故対処設備に関する概要 (59 条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)

系統機能	設備 (注1)	代替する機能を有する設計基準対象施設		設備 種別	設備分類			
		設備	耐震重要度 分類		常設 可搬型	分類	機器 クラス	
居住性の確保	中央制御室	(中央制御室) —	(S) —	常設	(重大事故等対処施設)	—		
	中央制御室遮へい	(中央制御室遮へい) —	(S) —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—		
	中央制御室非常用循環ファン	(中央制御室空調装置)	(S) —	常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—		
	中央制御室給気ファン			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—		
	中央制御室循環ファン			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—		
	中央制御室非常用循環フィルタユニット			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—		
	中央制御室給気ユニット			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	—		
	中央制御室空調装置ダクト・ダンパ [流路]			常設	常設耐震重要重大事故防止設備 常設重大事故緩和設備	SA-2		
	可搬型照明 (SA)			無停電運転保安灯	—	可搬型	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
	酸素濃度・二酸化炭素濃度計 (注2)			—	—	可搬型	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—
汚染の持ち込み防止	可搬型照明 (SA)	無停電運転保安灯	—	可搬型	可搬型重大事故等対処設備 (防止でも緩和でもない設備)	—		
放射性物質の濃度低減 (交流動力電源及び直 流電源が健全である場 合)	アニュラス空気浄化ファン	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—		
	アニュラス空気浄化フィルタユニット			常設	常設重大事故緩和設備	—		
	アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ [流路]			常設	常設重大事故緩和設備	SA-2		
	排気筒 [流路]			常設	常設重大事故緩和設備	SA-2		
放射性物質の濃度低減 (全交流動力電源又は 直流電源が喪失した場 合)	B-アニュラス空気浄化ファン	—	—	常設	常設重大事故緩和設備	—		
	B-アニュラス空気浄化フィルタユニット			常設	常設重大事故緩和設備	—		
	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ			可搬型	可搬型重大事故緩和設備	SA-3		
	アニュラス空気浄化設備 配管・弁・ダンパ [流路]			常設	常設重大事故緩和設備	SA-2		
	排気筒 [流路]			常設	常設重大事故緩和設備	SA-2		
	ホース・弁 [流路]			可搬型	可搬型重大事故緩和設備	SA-3		

(注1) : 電源設備については「第57条 電源設備」、計装設備については「第58条 計装設備」に記載する。
(注2) : 計測機本体を示すため計器名を記載

1.2 設計における想定シナリオ

中央制御室の設計において想定するシナリオについて、以下に記す。

(1) 設計基準事故時の想定シナリオ

「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下、「技術基準」)の解釈第38条12に記載のとおり、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」(平成21・07・27 原院第1号(平成21年8月12日原子力安全・保安院制定))に基づき、仮想事故相当の原子炉冷却材喪失及び蒸気発生器伝熱管破損を想定する。

(2) 重大事故時の想定シナリオ

泊発電所3号炉においては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「設置許可基準規則」)の解釈第59条2b)及び技術基準の解釈第74条2b),並びに「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」(以下、「審査ガイド」)に基づき想定する「設置許可基準規則第37条の想定する格納容器破損モードのうち、原子炉制御室の運転員の被ばくの観点から結果が最も厳しくなる事故収束に成功した事故シーケンス(例えば、炉心の著しい損傷の後、格納容器圧力逃がし装置等の格納容器破損防止対策が有効に機能した場合)」として、「大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」シナリオを選定する。

2. 設計方針

2.1 中央制御室から外の状況を把握する設備について

2.1.1 中央制御室から外の状況を把握する設備の概要

以下の設備等を用いることで、中央制御室内にて発電用原子炉施設の外の状況の把握が可能な設計としている。概略を図 2.1-1 に、配置を図 2.1-2 及び図 2.1-3 に示す。

(1) 監視カメラ

発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等(地震、津波、風(台風)、竜巻、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、飛来物(航空機落下)、近隣工場等の火災及び船舶の衝突)及び発電所構内の状況を、3号炉原子炉建屋壁面、防潮堤上部3号炉取水路付近、防潮堤上部東側及び防潮堤上部西側に設置する津波監視カメラ、3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上、1号炉原子炉建屋壁面、1号及び2号炉背後法面、及び開閉所遮風建屋屋上に設置する構内監視カメラの映像により、昼夜にわたり監視できる設計とする。

(2) 取水ピット水位計及び潮位計

津波襲来時、高潮発生時及び生物学的事象による海水面水位変動を監視できる設計とする。

(3) 気象観測設備

発電所構内に設置している気象観測設備により、風向、風速等の気象状況を常時監視できる設計とする。

また、周辺モニタリング設備により、周辺監視区域境界付近の空間放射線量率を把握できる設計とする。

(4) 公的機関等の情報を入手するための設備

公的機関等からの地震、津波、竜巻情報等を入手するために、中央制御室に電話、FAX等を設置する。また、社内ネットワークに接続されたパソコンを使用することで、台風情報、竜巻注意情報のほか雷・降雨予報、天気図等の公的機関からの情報を入手することが可能な設計とする。

DB 条文関連

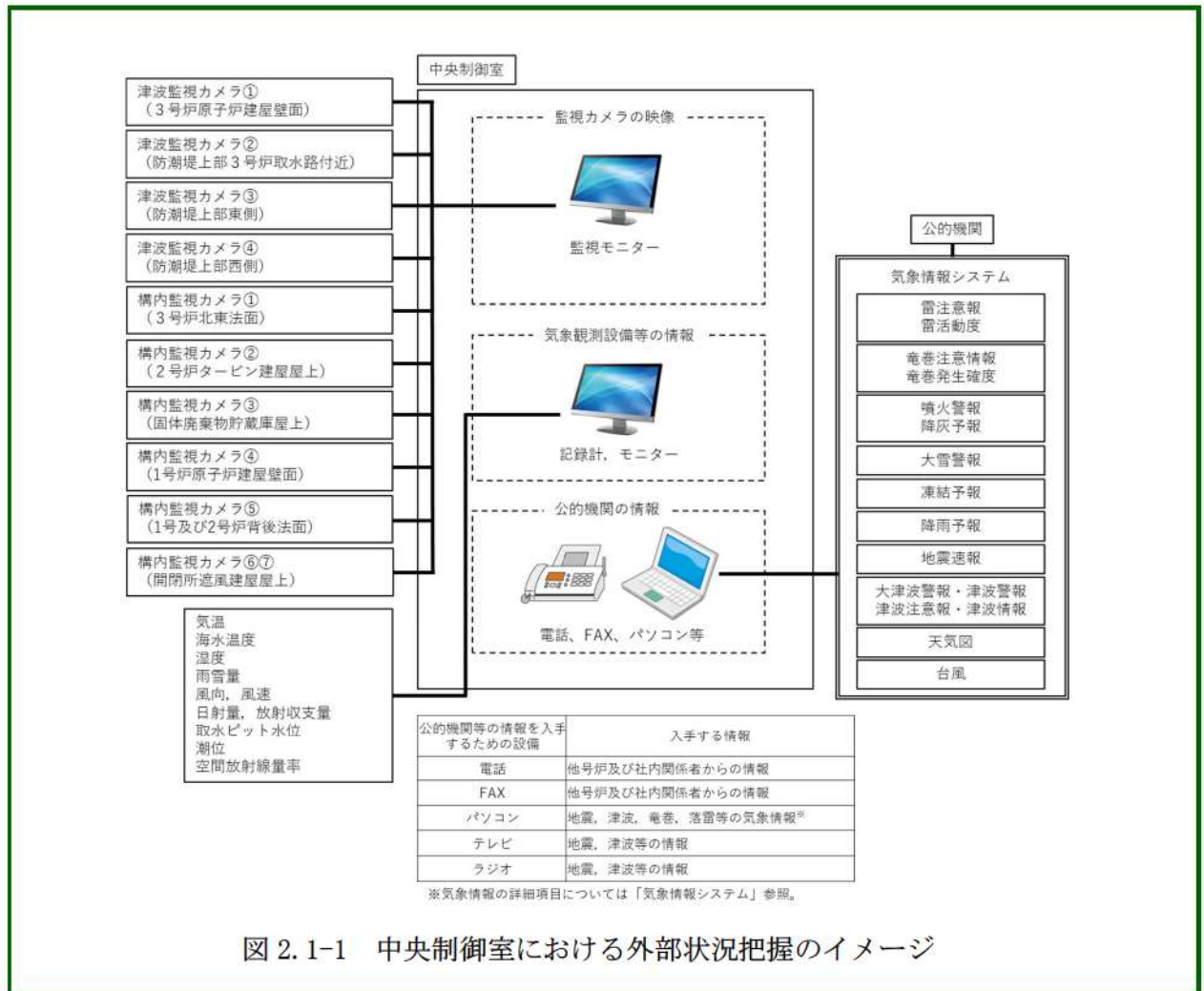


図 2.1-1 中央制御室における外部状況把握のイメージ

DB 条文関連

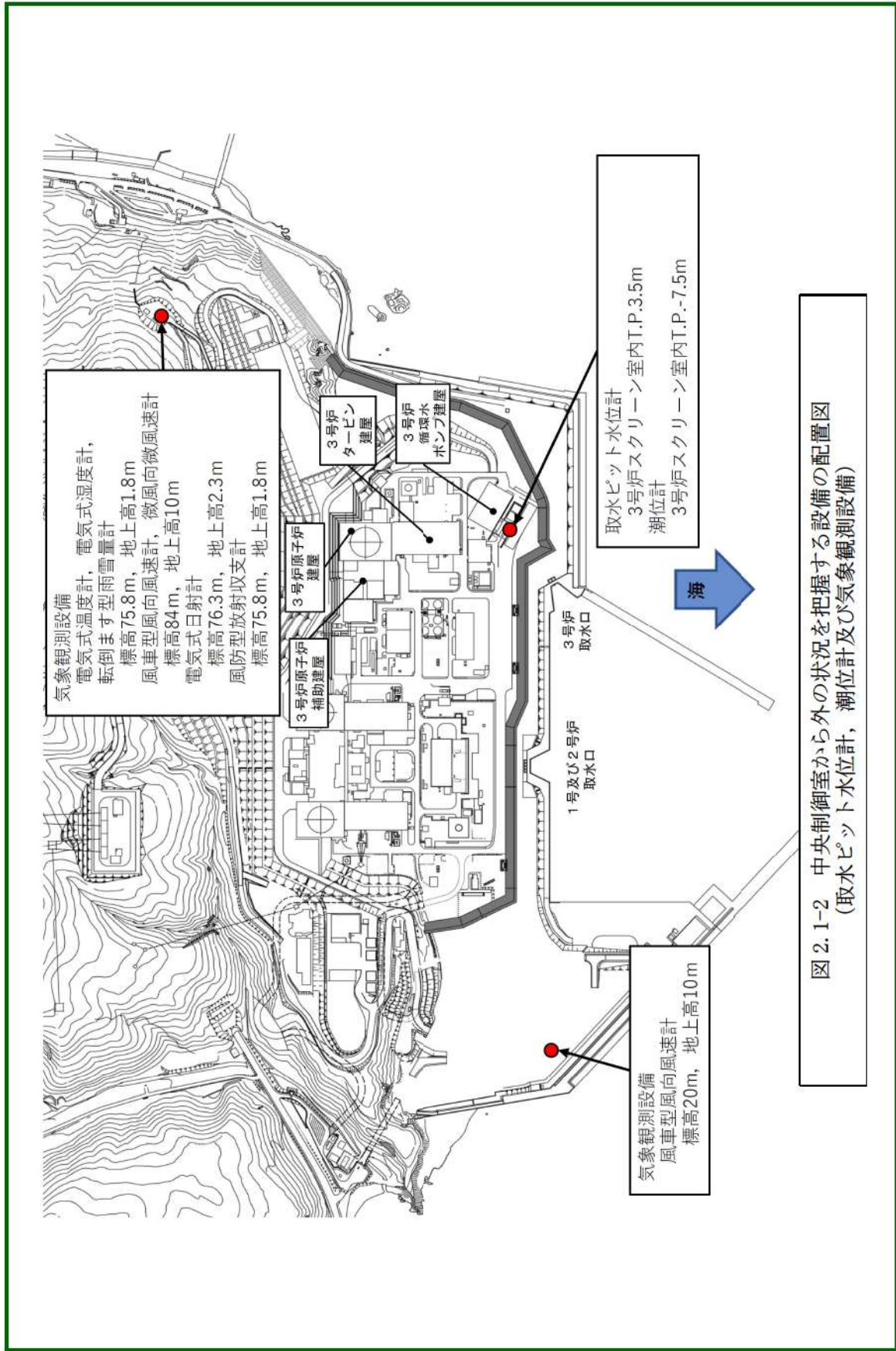


図 2.1-2 中央制御室から外の状況を把握する設備の配置図
 (取水ピット水位計, 潮位計及び気象観測設備)

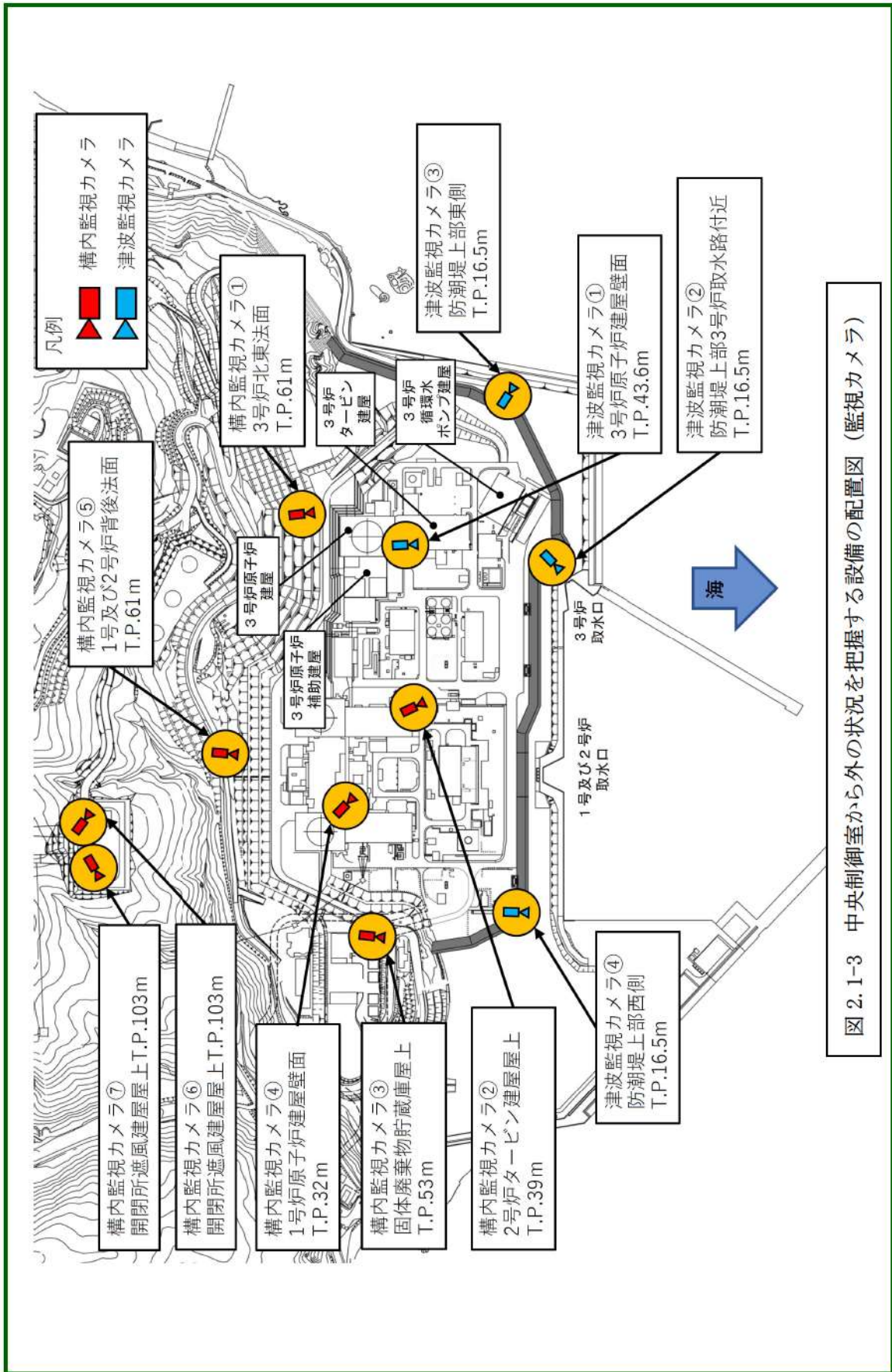


図 2.1-3 中央制御室から外の状態を把握する設備の配置図 (監視カメラ)

2.1.2 監視カメラについて

監視カメラは、津波監視カメラ及び構内監視カメラにて構成する。

津波監視カメラは、3号炉原子炉建屋壁面、防潮堤上部3号炉取水路付近、防潮堤上部東側及び防潮堤上部西側に4台設置し、水平360°、垂直上下90°の旋回が可能な設備とすることで、津波の襲来及び津波挙動の察知と、その影響の俯瞰的な把握が可能な設計とする。また、赤外線撮像機能を有したカメラを用い、かつ中央制御室から監視可能な設備とすることで、昼夜を問わない継続した監視を可能とする。表2.1-1に津波監視カメラの概要を示す。

また、構内監視カメラは、自然現象等の監視強化のため3号炉北東法面、2号炉タービン建屋屋上、固体廃棄物貯蔵庫屋上、1号炉原子炉建屋壁面、1号及び2号炉背後法面、及び開閉所遮風建屋屋上に7台設置し、津波監視カメラの監視可能範囲を補足する。監視カメラの配置を図2.1-3に、表2.1-2に構内監視カメラの概要を示す。

津波監視カメラ及び構内監視カメラは、取付け部材、周辺の建物、設備等で死角となるエリアをカバーすることができるよう配慮し配置している。ただし、一部死角となるエリアがあるが、その他の監視可能な領域の監視により、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を十分把握可能である。

なお、可視光カメラによる監視が期待できない夜間の濃霧発生時や強雨時においては、赤外線カメラによる監視機能についても期待できない状況となることが考えられる。その場合は監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータを監視することで外部状況の把握に努めつつ、気象等に関する公的機関からの情報も参考とし、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握することとする。

DB 条文関連

表 2.1-1 津波監視カメラの概要

外観	
カメラ構成	可視光と赤外線デュアルカメラ
ズーム	可視光カメラ：光学ズーム 30 倍 赤外線カメラ：デジタルズーム 4 倍
遠隔可動	上下左右可能 (垂直:±90° / 水平:360°)
暗視機能	あり (赤外線カメラ)
耐震性	S クラス
電源供給	非常用所内電源 (代替交流電源設備から給電可能)
風荷重	風速 (100 m/s) による荷重を考慮
積雪荷重	積雪 (189 cm) による荷重を考慮
台数	3 号炉原子炉建屋壁面 1 台 防潮堤上部 3 号炉取水路付近 1 台 防潮堤上部東側 1 台 防潮堤上部西側 1 台

※予備品を配備

表 2.1-2 構内監視カメラの概要

外観	
カメラ構成	可視光と赤外線デュアルカメラ
ズーム	可視光カメラ：光学ズーム 36 倍 赤外線カメラ：デジタルズーム 4 倍
遠隔可動	上下左右可能 (垂直:+25° ~-90° / 水平:360°)
暗視機能	あり (赤外線カメラ)
耐震性	C クラス
電源供給	常用所内電源
風荷重	風速 (100 m/s) による荷重を考慮
積雪荷重	積雪 (189 cm) による荷重を考慮
台数	3 号炉北東法面 1 台 2 号炉タービン建屋屋上 1 台 固体廃棄物貯蔵庫屋上 1 台 1 号炉原子炉建屋壁面 1 台 1 号及び 2 号炉背後法面 1 台 開閉所遮風建屋屋上 2 台

※予備品を配備

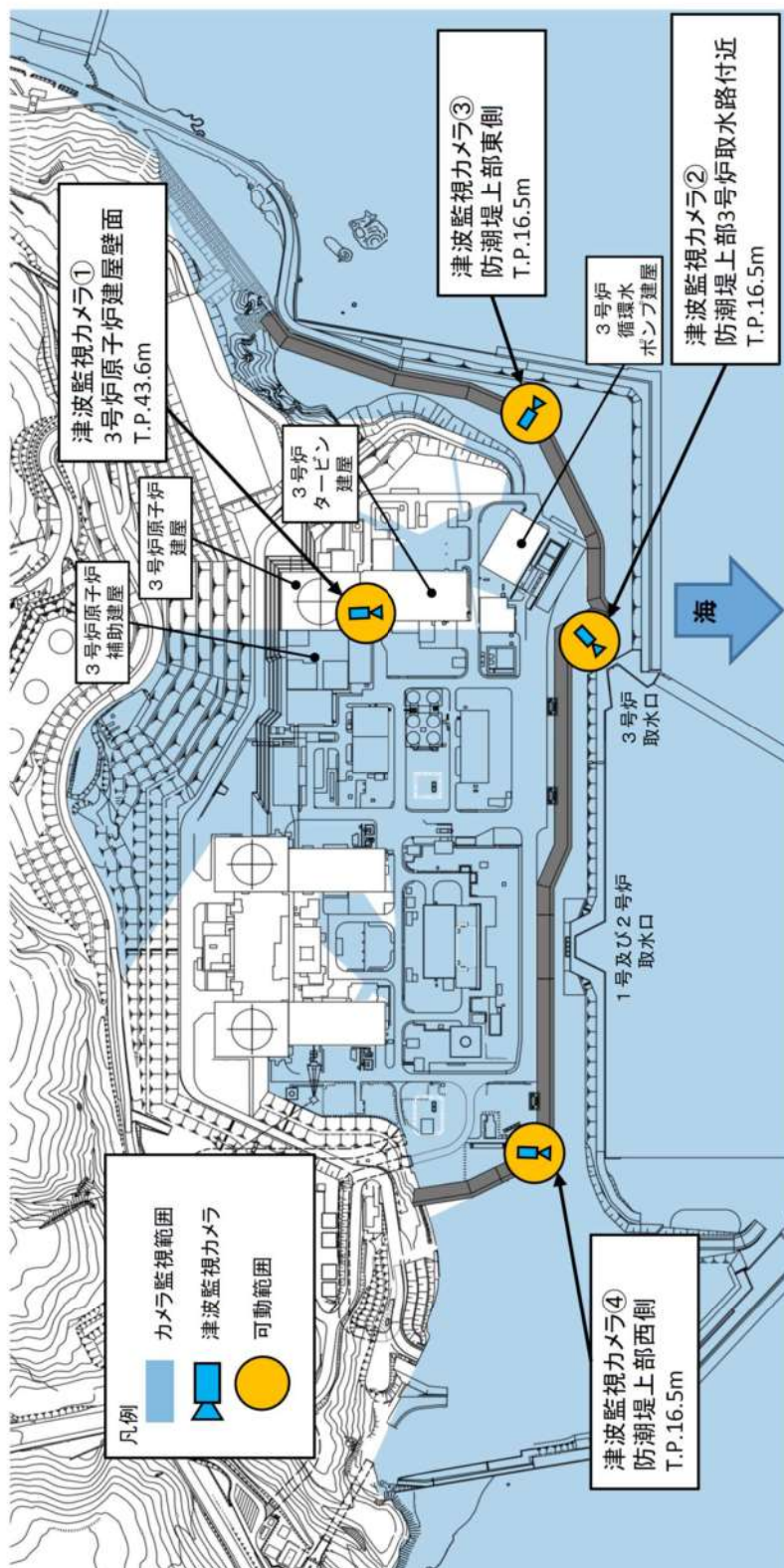


図 2.1-4 3号炉発電用原子炉施設と津波監視カメラの監視可能な画角範囲

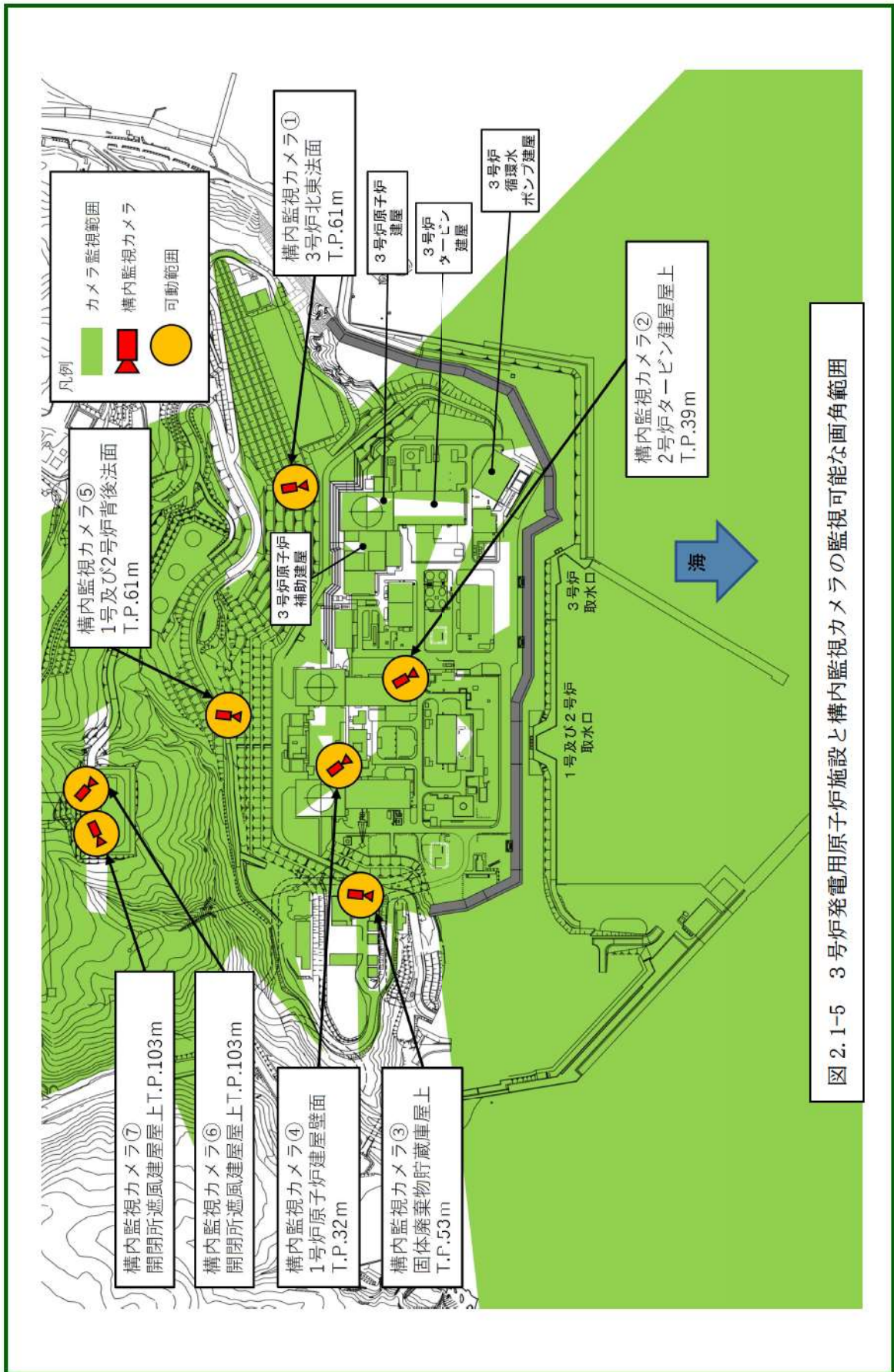


図 2.1-5 3号炉発電用原子炉施設と構内監視カメラの監視可能な画角範囲

泊発電所周辺の地滑り，土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲を図 2.1-6 に示す。

外部事象防護対象施設等は斜面からの離隔距離を確保し，地滑り，土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置することにより安全機能を損なわない設計としている。

また，外部事象防護対象施設等以外の安全施設は斜面からの離隔距離を確保し，地滑り，土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置すること若しくは地滑り，土石流及び急傾斜地の崩壊による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること，安全上支障のない期間での修復等を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより，安全機能を損なわない設計としている。

地滑り，土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を気象観測設備，公的機関等からの情報で把握する。

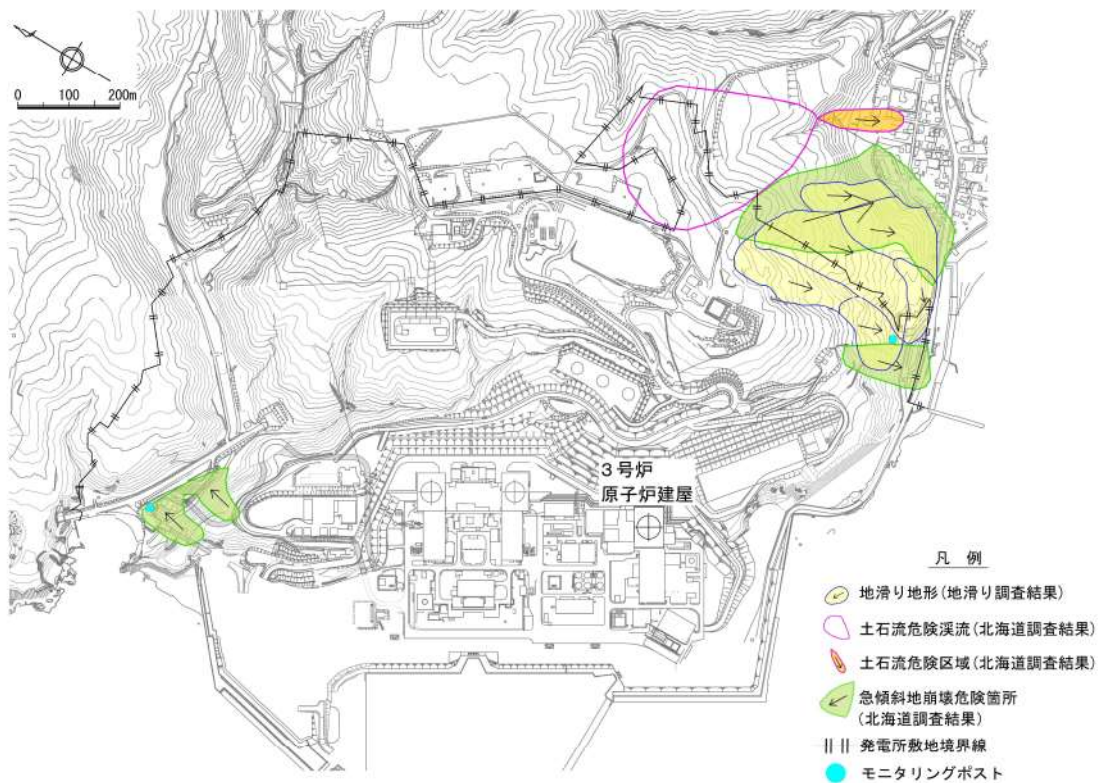


図 2.1-6 3号炉発電用原子炉施設と泊発電所周辺の地滑り，土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲

DB 条文関連

2.1.3 監視カメラ映像イメージ

中央制御室において、監視カメラにより監視できる映像のイメージを図 2.1-7 に示す。



3号炉原子炉建屋壁面

(1) 津波監視カメラの映像イメージ



2号炉タービン建屋屋上



3号炉北東法面

(2) 構内監視カメラの映像イメージ

図 2.1-7 中央制御室からの外部の状況把握イメージ

DB 条文関連

2.1.4 中央制御室にて把握可能な自然現象等

地震、津波、及び設置許可基準規則の解釈第6条に記載されている「想定される自然現象」、
「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」のうち、監視カメラにより把握可能な自然現象等を表2.1-3、監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象（表2.1-3の自然現象等を除く。）を表2.1-4に示す。

表 2.1-3 監視カメラにより把握可能な自然現象等

自然現象等	監視カメラにより把握できる 発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の 設備等による把握手段
地震	地震による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	公的機関（地震速報）
津波	津波の襲来状況や発電所構内の浸水状況	取水ピット水位計
		潮位計
		公的機関（津波警報・注意報）
風（台風）	風（台風）・竜巻（飛来物含む）による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	気象観測設備（風向、風速）
竜巻		公的機関（台風、竜巻注意情報）
降水	発電所構内の浸水状況	気象観測設備（雨雪量）
		公的機関（降雨予報）
積雪	発電所構内及び発電用原子炉施設の積雪状況	気象観測設備（雨雪量）
		公的機関（大雪警報）
落雷	発電所構内及び発電用原子炉施設周辺の落雷状況	公的機関（雷注意報）
火山の影響	発電所構内及び発電用原子炉施設の降下火砕物堆積状況	公的機関（噴火警報、降灰予報）
生物学的事象	発電所前方の海面における海生生物（クラゲ等）の襲来状況	取水ピット水位計 ^{※1}
		潮位計 ^{※2}
森林火災	火災状況、ばい煙の方向確認	気象観測設備（風向、風速）
飛来物 （航空機落下）	飛来物による発電所構内及び発電用原子炉施設の損壊状況	目視確認 ^{※3}
近隣工場等の火災	火災状況、ばい煙の方向確認	気象観測設備（風向、風速）
船舶の衝突	船舶の衝突による発電用原子炉施設の損壊状況	目視確認 ^{※3}

※1 取水口が閉塞した場合、取水ピットの水位が低下するため把握可能

※2 取水口が閉塞した場合、潮位と取水ピット水位に水位差が生じるため把握可能

※3 建屋外で状況確認

表 2.1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象

自然現象	監視カメラ以外の設備等により把握できる 発電用原子炉施設の外の状況	監視カメラ以外の 設備等による把握手段
凍結	発電所構内及び発電用原子炉施設の凍結状況	気象観測設備（気温）
		公的機関（凍結予報）
地滑り	降雨、地震を誘因とした発電所周辺の地滑り状況	気象観測設備（雨雪量）
		公的機関（地震速報）
高潮	高潮の発生状況	取水ピット水位計
		潮位計
		公的機関（高潮警報）

DB 条文関連

当該施設がない等により把握が不要な事象

洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることはないため把握不要。
ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないことから把握不要。
爆発	発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため把握不要。
有毒ガス	<p>発電用原子炉施設と近隣の施設や周辺道路との間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、中央制御室の居住性を損なうことはない。また、発電所周辺の主要航路を移動中の可動施設から有毒ガスの漏えいを想定した場合も同様に、離隔距離が確保されていることから、中央制御室の居住性を損なうことはない。</p> <p>また、中央制御室空調装置については、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転をすることにより中央制御室の居住性を損なうことはないため不要。</p>
電磁的障害	電磁的障害による擾乱に対して、制御盤へ入線する電源受電部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、外部からの信号入出力部へのラインフィルタや絶縁回路の設置、鋼製管体や金属シールド付ケーブルの適用等により、影響を受けない設計としているため把握不要。

設計基準対象施設の耐震設計において、構内監視カメラについては、耐震重要度分類上、基準地震動 Ss に対する耐震性の要求はないが、津波監視機能を有する施設（津波監視設備※）は、基準地震動 Ss による地震力に対して、要求される機能が保持できることの要求あり。

※津波監視設備：津波監視カメラ、取水ピット水位計、潮位計

DB 条文関連

2.1.5 中央制御室にて把握可能なパラメータ

監視カメラ以外に中央制御室内にて状況把握が可能なパラメータを表 2.1-5 に示す。

表 2.1-5 監視カメラ以外で中央制御室にて監視可能なパラメータ

パラメータ項目	測定レンジ		測定レンジの考え方
気温	-20.0℃～40.0℃ (標高 75.8m, 地上高 1.8m)		設計基準温度(低外気温)である-19℃が把握できる設計としている。
海水温度	0.0℃～50.0℃ T.P. -6.725m T.P. -5.225 m (T.P. 4.6m)		設計海水温度である 26℃が把握できる設計としている。
湿度	0.0%～100.0% (標高 75.8m, 地上高 1.8m)		設計基準湿度である 90RH が把握できる設計としている。
雨雪量	0.0 mm～500.0 mm (標高 75.8m, 地上高 1.8m)		最寄の気象観測所における一般気象観測結果の日最大降水量 206.3mm を考慮した設計としている。
風向	0.0°～540.0° (N～S) (標高 20m, 地上高 10m) 0.0°～540.0° (N～S) (標高 84m, 地上高 10m)		台風等の影響の接近と離散を把握できる設計としている。
瞬間風速	0.0 m/s～60.0 m/s (標高 20m, 地上高 10m) 0.0 m/s～60.0 m/s (標高 84m, 地上高 10m)		最寄の気象観測所における一般気象観測結果の最大瞬間風速 53.2m/s を考慮した設計としている。
平均風速 (10 分間平均値)	0.0 m/s～60.0 m/s (標高 20m, 地上高 10m) 0.0 m/s～60.0 m/s (標高 84m, 地上高 10m)		設計基準風速である 36m/s(地上高 10m, 10 分間平均風速) を把握できる設計としている。
日射量	0 kW/m ² ～1.4 kW/m ² (標高 76.3m, 地上高 2.3m)		「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める大気安定度を分類する上で必要な測定範囲としている。
放射収支量	0 kW/m ² ～-0.28 kW/m ² (標高 75.8m, 地上高 1.8m)		
取水ピット水位	T.P. -8.0 m～ 1.5 m (T.P. 3.5m)		水位計設置位置における下降側の津波高さを計測できるよう T.P. -8.0m (取水ピット底部)～T.P. 1.5m を測定範囲とした設計としている。
潮位	T.P. -7.5 m～ 52.5 m (T.P. -7.5m)		水位計設置位置における上昇側及び下降側の津波高さを計測できるよう T.P. -7.5m～T.P. 52.5m を測定範囲とした設計としている。
空間放射線量率 (モニタリングステーション, モニタリングポスト No. 1～7)	低レンジ	8.7×10 ⁻¹ nGy/h～ 1.0×10 ⁴ nGy/h	「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値 (10 ⁸ nGy/h) を満足する設計としている。
	高レンジ	1.0×10 ³ nGy/h～ 1.0×10 ⁸ nGy/h	

カッコ内は設備の設置レベルを示す。

DB 条文関連

2.2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計について

2.2.1 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の設備概要

外気から中央制御室への空気の取込みを停止した場合に、酸素濃度、二酸化炭素濃度が事故対策のための活動に支障がない範囲にあることを正確に把握するため、3号炉中央制御室には酸素濃度・二酸化炭素濃度計を1個配備している。

表 2.2-1 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の概要

機器名称及び外観	仕様等	
 <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p>	検知原理	酸素：定電位電解式 二酸化炭素：非分散型赤外線吸収法（NDIR）
	検知範囲	酸素：0～25.0vol% 二酸化炭素：0～5.00vol%
	表示精度	酸素：±0.7vol% 二酸化炭素：±0.25vol%
	電源	電源：乾電池（単四×2） 測定可能時間：7時間 （バッテリー切れの場合、乾電池交換を実施する。）
	個数	1個 （故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として予備2個を保有する。）

DB・SA 条文関連

2.2.2 酸素濃度、二酸化炭素濃度の管理

酸素濃度・二酸化炭素濃度計による室内酸素濃度、二酸化炭素濃度管理は、労働安全衛生法及び鉱山保安法に基づき、酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合、又は二酸化炭素濃度が1.0%を上回るおそれがある場合には、中央制御室空調装置を外気取入れ運転とし、外気をフィルタにて浄化しながら取り入れる運用としている。

中央制御室空調装置の外気取入れ運転は、外気を5,100m³/hの風量にて中央制御室内に取り込むとともに、室内の空気を5,100m³/hの風量にて排気することにより、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を改善することを目的としている。この場合において、室内の酸素及び二酸化炭素濃度を確実に改善できることについては、外気取入れ運転による酸素の供給量及び中央制御室内の運転員による酸素の消費量、並びに外気取入れ運転による二酸化炭素の排気量及び中央制御室内の運転員による二酸化炭素の吐出量を比較することにより、以下のとおり確認している。

なお、中央制御室は、中央制御室空調装置によりバウンダリ内全域が換気されており、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度は概ね一様であることから、運転員の監視性を考慮した場所において酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定する。

(1) 評価条件

- ・換気風量 5,100 m³/h
- ・外気の酸素濃度 20.95%
- ・室内の二酸化炭素濃度 1.0% (二酸化炭素濃度の管理値)
- ・酸素消費量 0.066 m³/h/人
(「空調調和・衛生工学便覧」における歩行時の呼吸量24L/minに基づき算出)
- ・二酸化炭素吐出量 0.046 m³/h/人
(「空調調和・衛生工学便覧」における中等作業時の二酸化炭素吐出量)
- ・在室人員 10名
- ・空気流入はないものとする

(2) 評価

a. 酸素濃度

外気取入れ運転による酸素供給量

$$5,100 \text{ [m}^3\text{/h]} \times 0.2095 = 1,068.45 \text{ [m}^3\text{/h]}$$

中央制御室内の運転員による酸素の消費量

$$0.066 \text{ [m}^3\text{/h]} \times 10 \text{ [名]} = 0.66 \text{ [m}^3\text{/h]}$$

酸素供給量 > 酸素消費量であることから外気取入れ運転により、室内の酸素濃度を改善することが可能。

b. 二酸化炭素濃度

外気取入れ運転による二酸化炭素排気量

$$5,100 \text{ [m}^3\text{/h]} \times 0.01 = 51 \text{ [m}^3\text{/h]}$$

中央制御室内の運転員による二酸化炭素吐出量

$$0.046 \text{ [m}^3\text{/h]} \times 10 \text{ [名]} = 0.46 \text{ [m}^3\text{/h]}$$

二酸化炭素排気量 > 二酸化炭素吐出量であることから外気取入れ運転により、室内の二酸化炭素濃度を改善することが可能。

酸素欠乏症等防止規則（一部抜粋）

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が十八パーセント未満である状態をいう。

（換気）

第五条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を十八パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を百万分の十以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。

酸素濃度	症状等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16%	頭痛、吐き気
12%	目まい、筋力低下
8%	失神昏倒、7～8分以内に死亡
6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡

（出典：厚生労働省リーフレット「なくそう！酸素欠乏症・硫化水素中毒」）

鉱山保安法施行規則（一部抜粋）

（通気の確保）

第十六条 法第五条第二項の規定に基づき、衛生に関する通気の確保について鉱業権者が講ずべき措置は、次の各号に掲げる基準を満たすための措置とする。

- 一 鉱山労働者が作業し、又は通行する坑内の空気中の酸素含有率は十九パーセント以上とし、炭酸ガス含有率は一パーセント以下とすること。

DB・SA 条文関連

2.3 汚染の持込み防止について

中央制御室には、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。

チェンジングエリアは、中央制御室に待機していた要員が、中央制御室外で作業を行った後、再度、中央制御室に入室する際等に利用する。

チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設営する。

また、チェンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し、可搬型照明（SA）を配備する。中央制御室のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図 2.3-1 に示す。

また、チェンジングエリアの設営は、放管班員 2 名で約 100 分を想定している。

チェンジングエリアの設営のタイムチャート図を図 2.3-2 に示す。

SA 条文関連

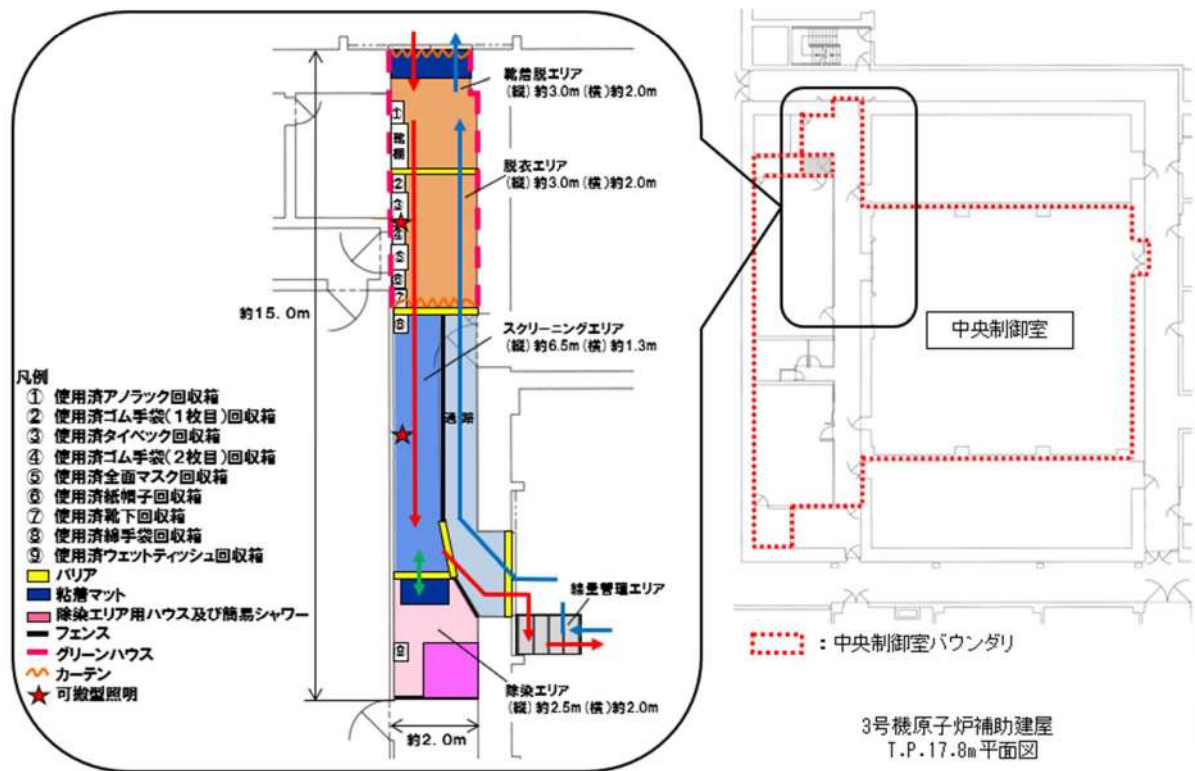
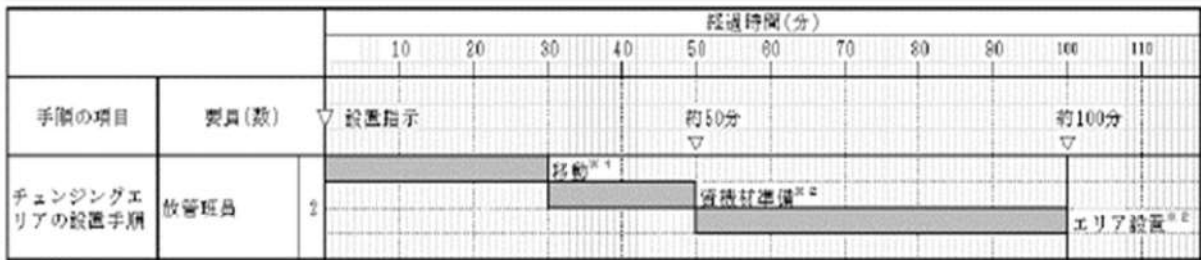


図 2.3-1 中央制御室チェンジングエリア設営場所及び概略図

□ : 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません

SA 条文関連



※1：緊急時対策所からチェンジングエリア設置場所までの移動時間

※2：設置時間に余裕を見込んだ時間

図 2.3-2 チェンジングエリアの設営のタイムチャート

SA 条文関連

2.4 炉心の著しい損傷が発生した場合に運転員がとどまるための設備について

2.4.1 概要

炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備として、遮蔽設備及び換気空調設備を備えた中央制御室を設置する。

中央制御室は、炉心の著しい損傷が発生した場合に中央制御室空調装置ダンパである中央制御室外気取入ダンパ、中央制御室排気風量調節ダンパ、中央制御室排気第1隔離ダンパ及び中央制御室排気第2隔離ダンパにより外気を遮断し、中央制御室非常用循環ファンにより微粒子フィルタ及びよう素フィルタを通した閉回路循環運転とし、放射線被ばくから防護する設計とする。

アニュラス空気浄化設備は、アニュラス内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器からアニュラス内に漏えいした放射性物質を含む気体を吸入し、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させて排気筒から排気することで、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。

中央制御室空調装置の系統概要を図 2.4-1 に、中央制御室空調装置バウンダリを図 2.4-2 に示す。

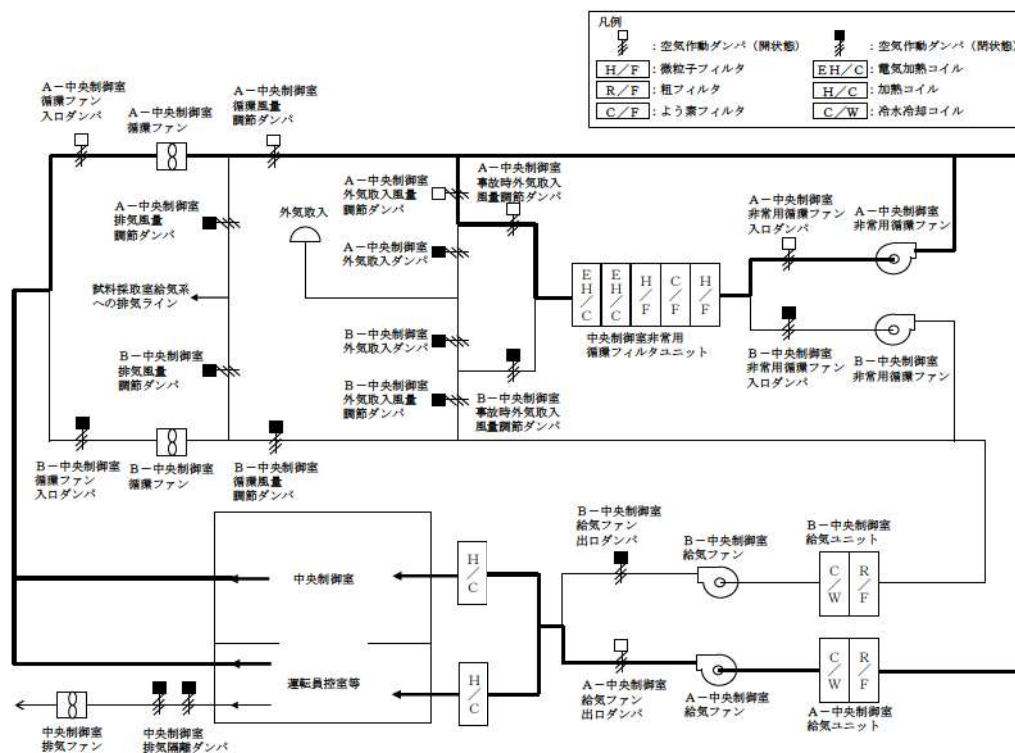



図 2.4-1 中央制御室空調装置 系統概要図

SA 条文関連



 : 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません

SA 条文関連

2.4.2 中央制御室の居住性確保

(1) 設計方針

中央制御室は、放射性物質による中央制御室外からの放射線を遮蔽するためコンクリート構造を有している。炉心の著しい損傷が発生した場合には外気を遮断し、中央制御室非常用循環ファンにより微粒子フィルタ及びよう素フィルタを通した閉回路循環運転とすることで、中央制御室内へのフィルタを介さない外気の流入を防止する設計とする。

なお、室内の居住環境が悪くなった場合には、中央制御室非常用循環フィルタユニットにより外気を浄化して取り入れることもできる。

また、アニュラス空気浄化設備によりアニュラス内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器からアニュラス内に漏えいした放射性物質を含む気体を吸入し、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させて排気筒から排気することで、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。

炉心の著しい損傷が発生した場合の中央制御室空調装置の系統概要を図 2.4-3 に示す。

SA 条文関連

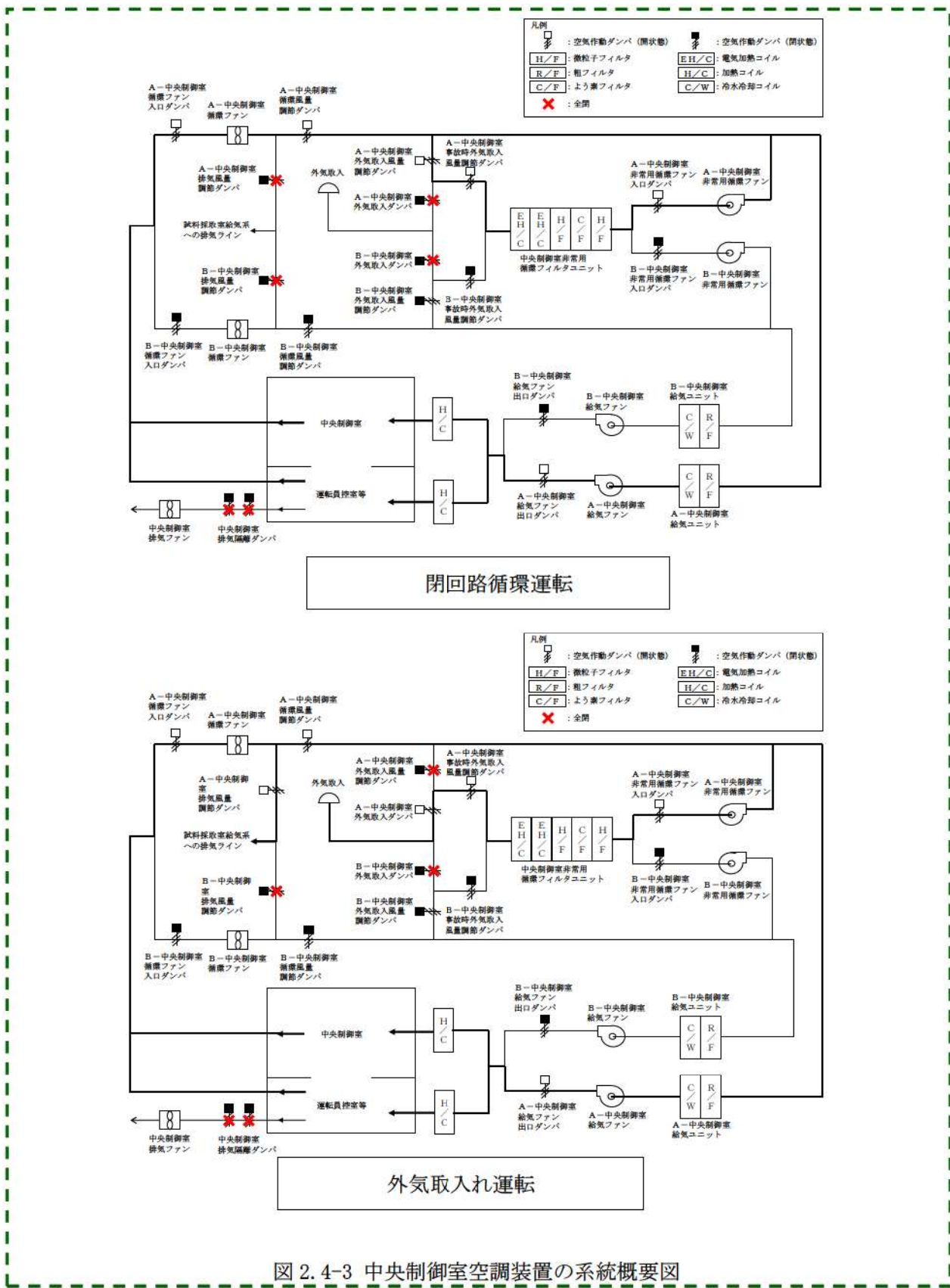


図 2.4-3 中央制御室空調装置の系統概要図

SA 条文関連

(2) 遮蔽設備

中央制御室の遮蔽設備はコンクリート厚さ 以上の建屋躯体と一体となった壁であり、放射性物質のガンマ線による外部被ばくを低減する設計としている。図 2.4-4 に中央制御室遮へいの概要を、また図 2.4-5 に中央制御室遮へいの配置図を示す。

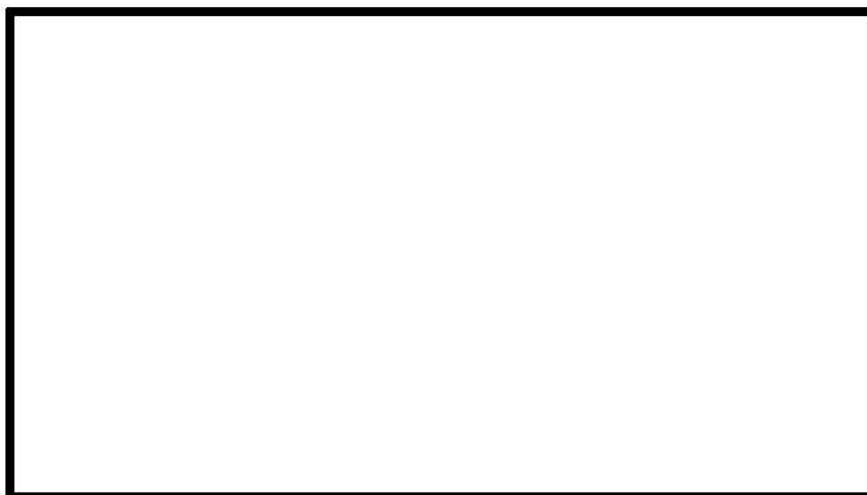


図 2.4-4 中央制御室遮へいの概要（断面図）

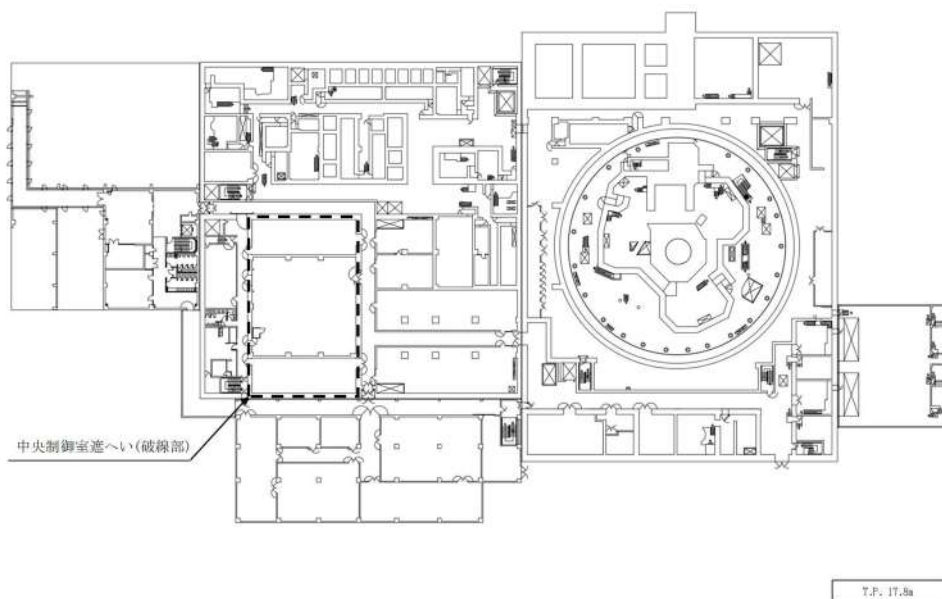


図 2.4-5 中央制御室遮へい 配置図

: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません

SA 条文関連

(3) 中央制御室空調装置

通常時は、中央制御室給気ファン、中央制御室循環ファン及び中央制御室給気ユニットにより、外気を一部取り入れる通常運転により中央制御室の空気調節を行う。

炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室空調装置は、微粒子フィルタ及びよう素フィルタを内蔵した中央制御室非常用循環フィルタユニット及び中央制御室非常用循環ファンからなる非常用ラインを設け、外気との連絡口を遮断し、中央制御室非常用循環フィルタユニットを通る閉回路循環運転とし、運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。なお、外気との遮断は、中央制御室空調装置の外気取入ダンパ2個、排気風量調節ダンパ2個及び排気隔離ダンパ2個の合計6個により行い、交流動力電源が健全な場合には中央制御室換気系隔離信号により自動でダンパの閉止が行われるほか、中央制御室の主盤からの操作でダンパの閉操作が可能な設計とし、全交流動力電源が喪失した場合には駆動源喪失により自動で閉動作する設計とする。

中央制御室空調装置は、外気との遮断が長期にわたり、室内環境が悪化した場合には、外気を中央制御室非常用循環フィルタユニットで浄化しながら取り入れることも可能な設計とする。

なお、中央制御室空調装置については、常設代替交流電源設備である代替非常用発電機から受電するまでの間起動しないが、居住性の被ばく評価においては全交流動力電源喪失発生後、300分後に起動することを条件として評価しており、必要な居住環境が確保されることを確認している。

中央制御室空調装置の配置を図2.4-6に示す。

【主要仕様】

- ・中央制御室給気ファン
台数：2
容量：約500m³/min（1台当たり）
- ・中央制御室循環ファン
台数：2
容量：約500m³/min（1台当たり）
- ・中央制御室非常用循環ファン
台数：2
容量：約85m³/min（1台当たり）

SA 条文関連

- ・中央制御室非常用循環フィルタユニット
 捕集効率 : 粒子除去効率 99%以上 (0.7 μ m粒子)
 : よう素除去効率 95%以上 (相対湿度95%において)
 基数 : 1
 容量 : 約85m³/min
- ・中央制御室給気ユニット
 基数 : 2
 容量 : 約500m³/min (1基当たり)

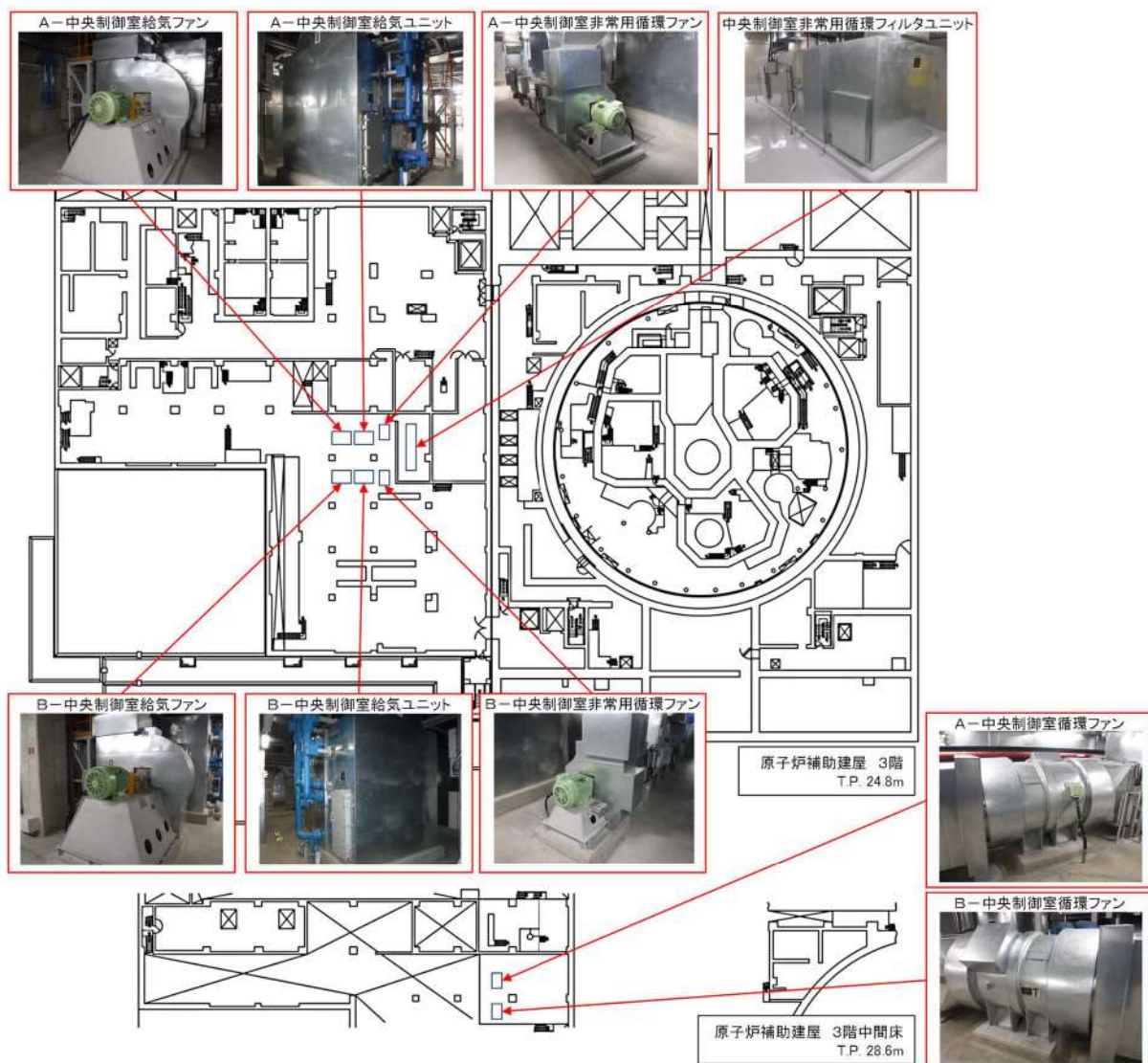


図2.4-6 中央制御室空調装置の設置エリア

(4) 中央制御室空調装置ダンパ

炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室を隔離するために閉操作又は自動で閉動作する中央制御室空調装置ダンパの系統概要を図 2.4-7 に示す。

a. 交流動力電源が健全な場合

操作対象のダンパは、給気側 2 個、排気側 4 個の合計 6 個あり、中央制御室換気系隔離信号により自動でダンパの閉止が行われるほか、中央制御室の主盤からの操作でダンパの閉操作が可能である。

b. 全交流動力電源が喪失した場合

中央制御室空調装置の空気作動ダンパはいずれもフェイル・クローズ設計であることから、全交流動力電源が喪失した場合には隔離のために必要なダンパは自動で閉動作する。

動作確認対象のダンパは、給気側 2 個、排気側 4 個の合計 6 個あり、全交流動力電源喪失時においては、駆動源喪失により自動で閉動作する。

中央制御室空調装置ダンパの配置図を図 2.4-8 に示す。

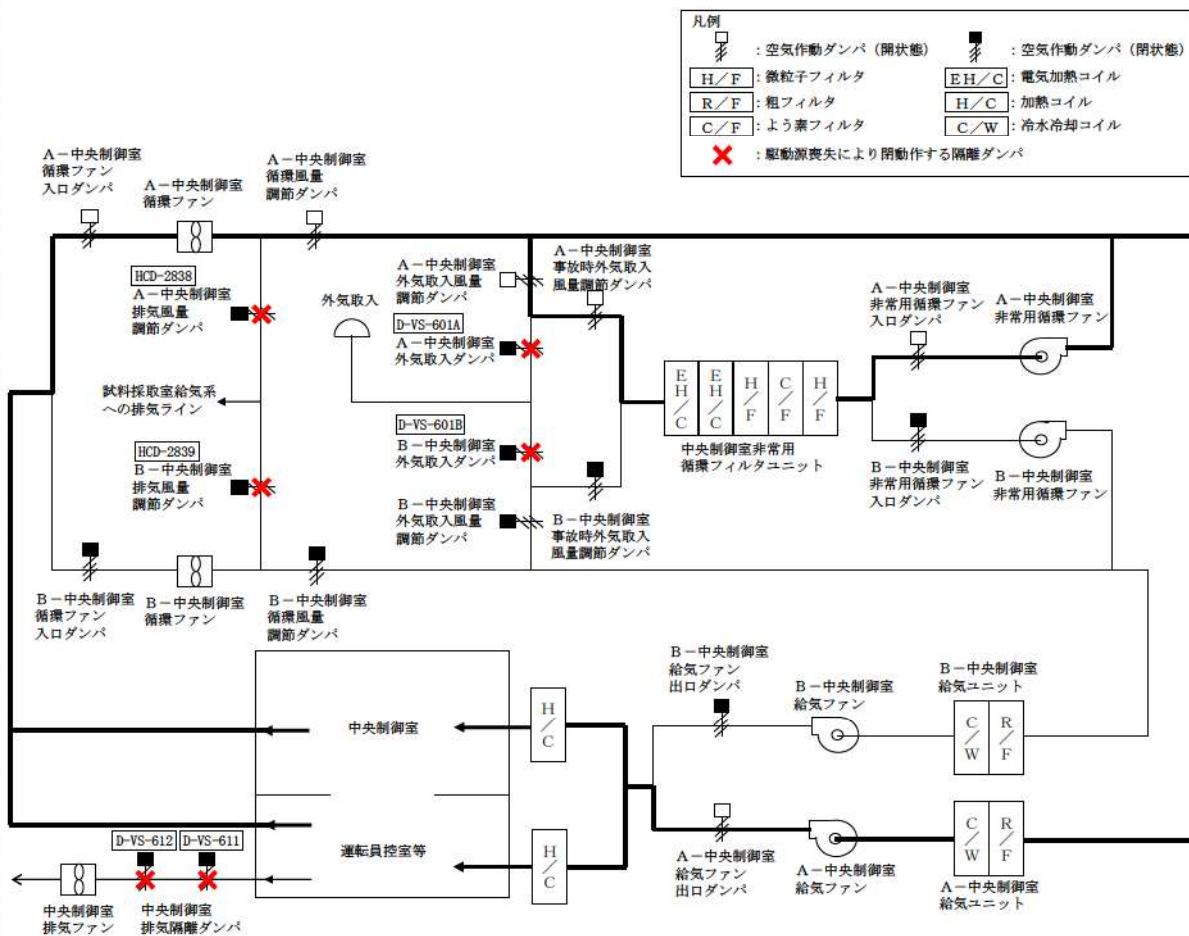


図2.4-7 中央制御室空調装置ダンパ 系統概要図

SA 条文関連

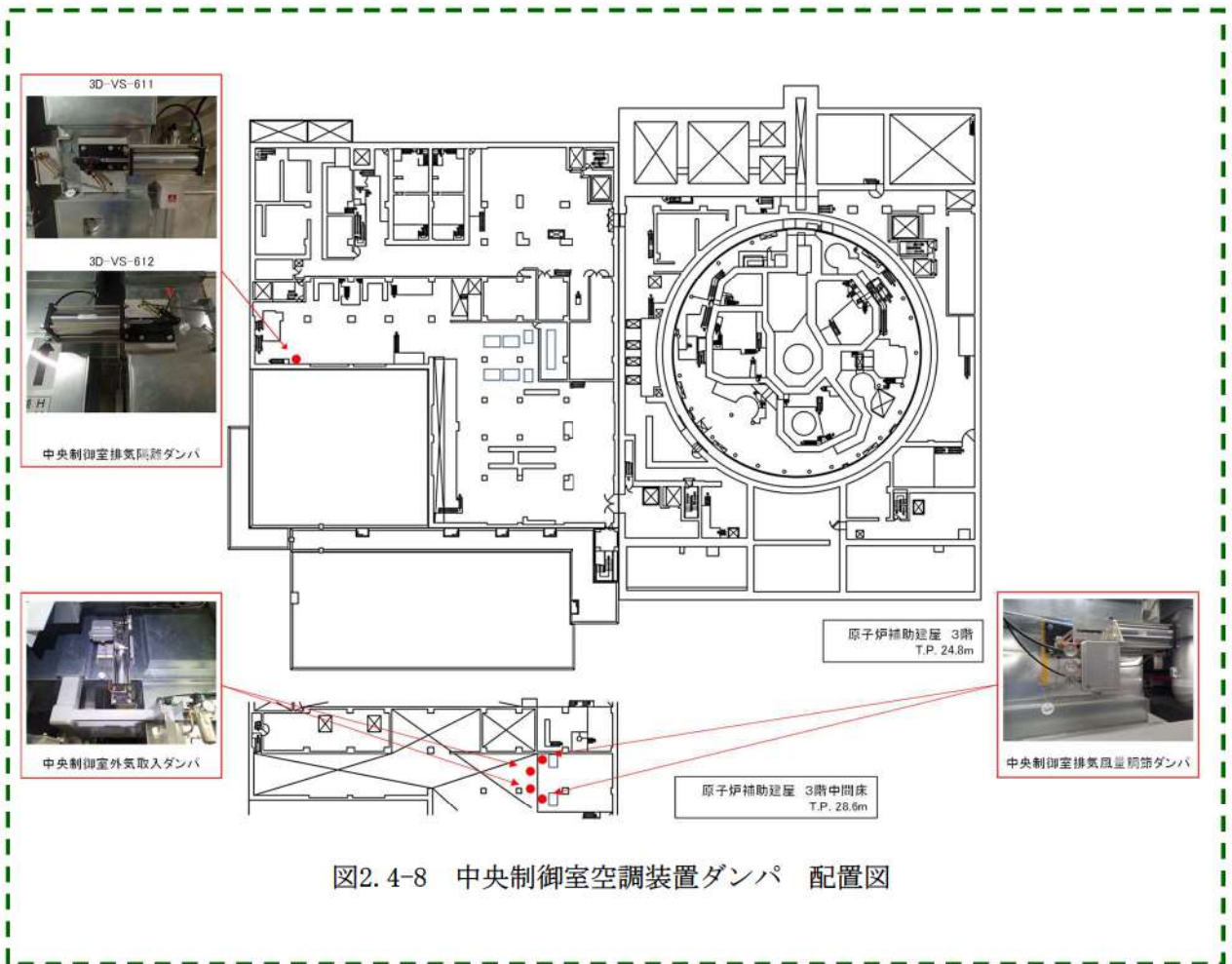


図2.4-8 中央制御室空調装置ダンパ 配置図

SA 条文関連

(5) 中央制御室給気系統ダクト内設置設備

中央制御室給気系統は、中央制御室への新鮮な外気の供給及び中央制御室の冷暖房をするための系統であり、冷水冷却コイルを内蔵した中央制御室給気ユニット、中央制御室給気ファン、加湿器及び蒸気加熱コイルを設ける。冷水冷却コイル、加湿器及び蒸気加熱コイルについては、中央制御室空調装置内の流路抵抗として設計段階より考慮していることから、通常運転、閉回路循環運転及び外気取入れ運転時において中央制御室空調装置の機能を阻害しない。

冷水冷却コイル、加湿器及び蒸気加熱コイルの概略図を図 2.4-9 に示す。

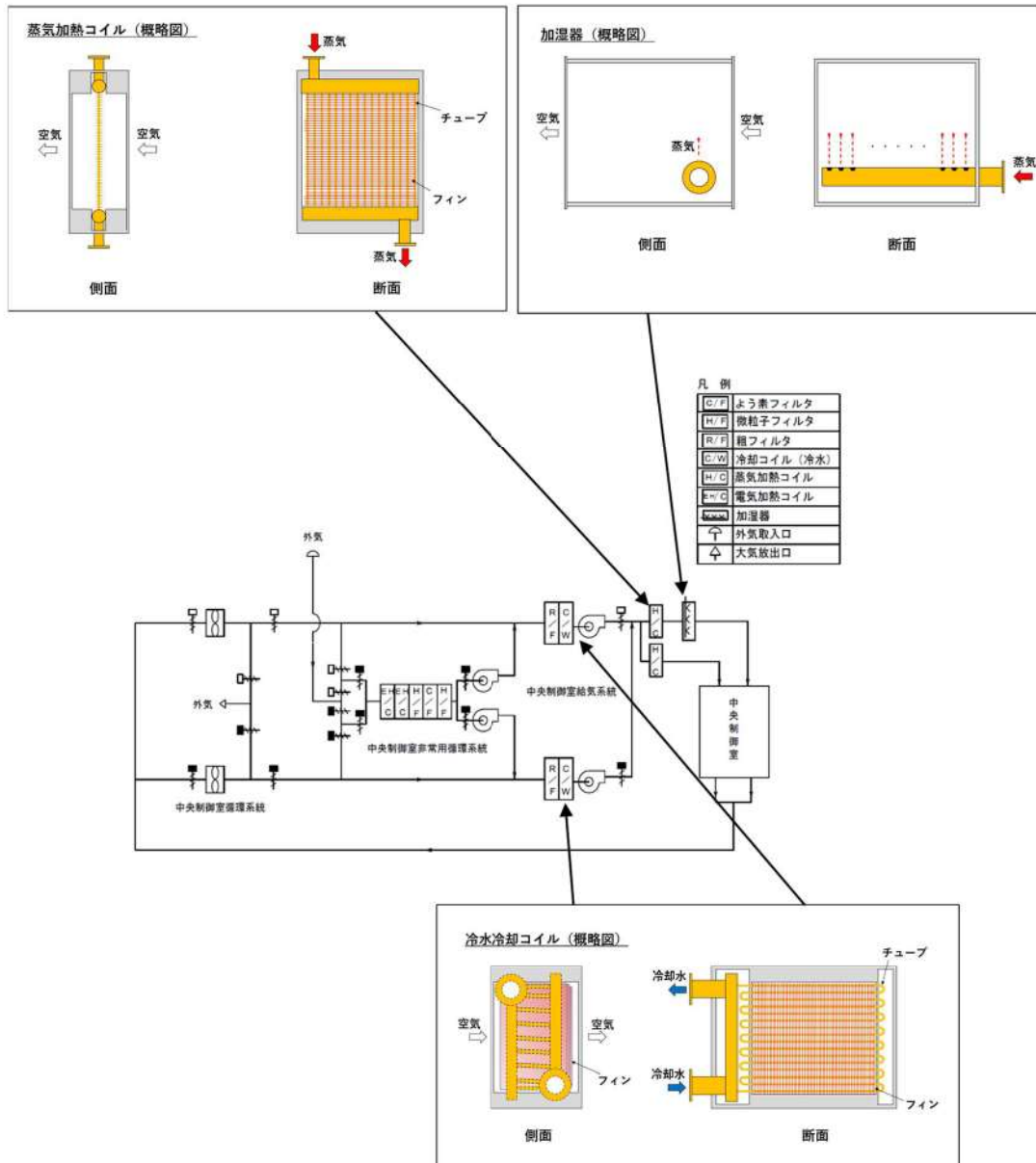


図 2.4-9 冷水冷却コイル、加湿器及び蒸気加熱コイルの概略図

(6) アニュラス空気浄化設備

炉心の著しい損傷が発生した場合において、運転員の被ばく線量を低減するための重大事故等対処設備として、アニュラス空気浄化設備を使用する。

アニュラス空気浄化設備は、アニュラス空気浄化ファン、アニュラス空気浄化フィルタユニット、配管・弁類、計測制御装置等で構成し、アニュラス空気浄化ファンにより原子炉格納容器からアニュラス内に漏えいした放射性物質を含むガスを吸入し、アニュラス空気浄化フィルタユニットを介して放射性物質を低減させて排気筒から排気することで、アニュラス内を負圧に維持するとともに、中央制御室の運転員の被ばく線量の低減が可能な設計とする。

なお、本システムを使用することにより災害対策要員の被ばく線量を低減することも可能である。

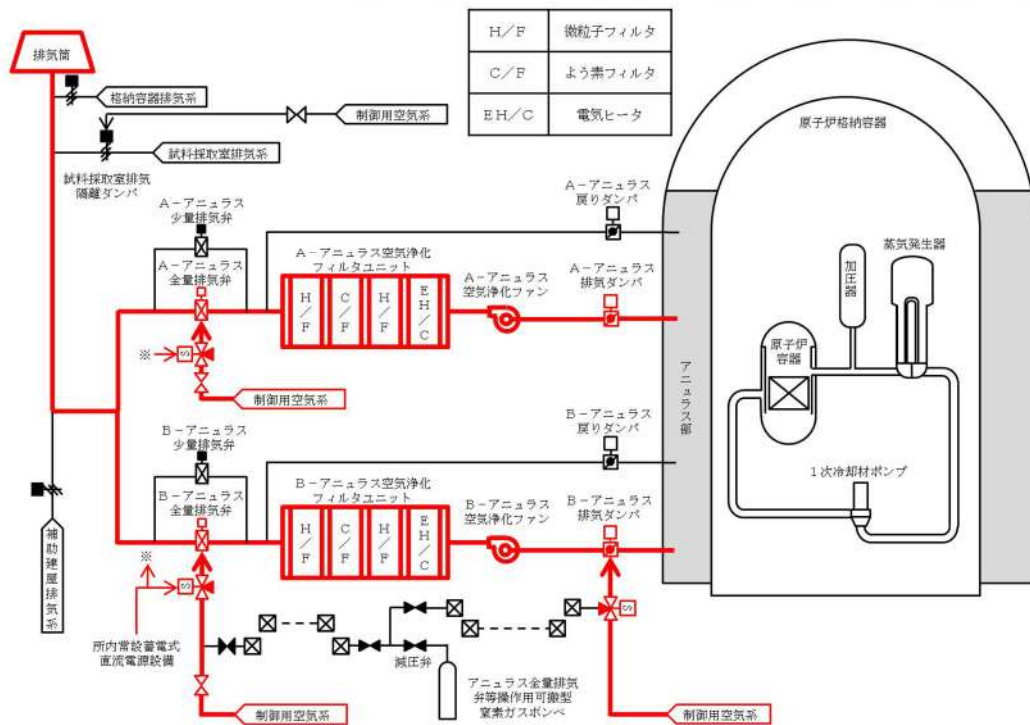
アニュラス空気浄化ファンは、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。加えて、B-アニュラス空気浄化ファンは、代替所内電気設備からも給電が可能な設計とする。また、B系アニュラス空気浄化設備の弁及びダンパは、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給すること又は、アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベにより代替空気を供給し、代替電源設備である常設代替交流電源設備若しくは可搬型代替交流電源設備から給電可能な所内常設蓄電式直流電源設備により電磁弁を開放することで開操作できる設計とする。

アニュラス空気浄化設備の系統概要を図2.4-10に示す。

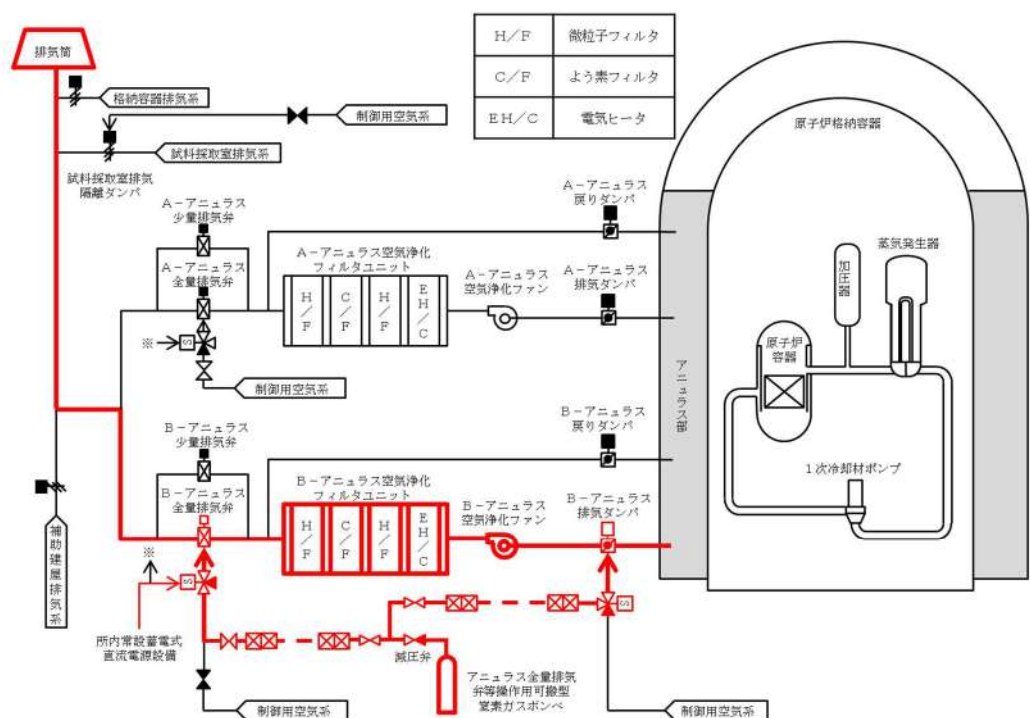
【主要仕様】

- ・アニュラス空気浄化ファン
 - 台数：2
 - 容量：約 310m³/min（1台当たり）
- ・アニュラス空気浄化フィルタユニット
 - 捕集効率：よう素除去効率 95%以上（相対湿度 95%において）
 - 粒子除去効率 99%以上（0.7μm 粒子）
 - 基数：2
 - 容量：約 310m³/min（1基当たり）
- ・排気筒
 - 本数：1
 - 地上高さ：約 73m
 - 標高：約 83m
- ・アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスポンベ
 - 種類：鋼製容器
 - 個数：1（予備1）

SA 条文関連



(交流動力電源及び直流電源が健全である場合)



(全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合)

図 2.4-10 アニュラス空気浄化設備の系統概要

SA 条文関連

2.5 重大事故等時の電源設備について

中央制御室には、炉心の著しい損傷が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備（図2.5-1に示す空調及び図2.5-2に示す照明）を設置している。これらの設備については、重大事故等が発生した場合にも、図2.5-3に示すとおり常設代替交流電源設備である代替非常用発電機又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替電源車からの給電が可能な設計とする。

代替非常用発電機の容量は、重大事故対策の有効性評価で考慮している事象のうち、最大負荷を要求される事象である、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」に対して、表2.5-1に示すとおり十分な電源供給容量を確保している。

照明については、全交流動力電源喪失発生から代替非常用発電機による給電が開始されるまでの間、図2.5-2に示す4時間以上無充電で点灯する無停電運転保安灯に加え、約2.5時間無充電で点灯する可搬型照明（SA）を配備しており、代替非常用発電機から給電を再開するまでの間（全交流動力電源喪失後25分以内）の照明は確保できる。

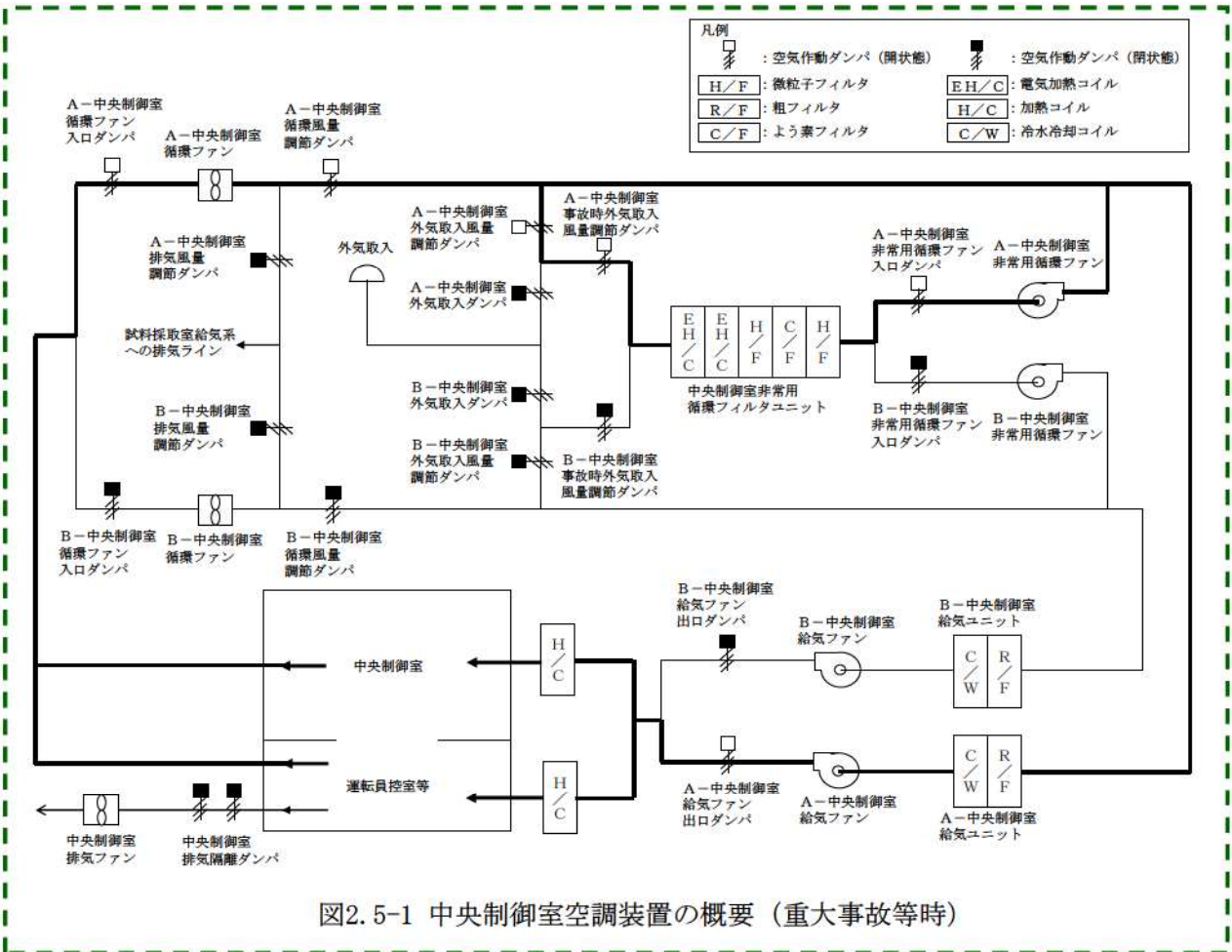
代替非常用発電機による給電が開始された後については、中央制御室内の作業用照明にて照明は確保できる。なお、中央制御室の全照明が消灯した場合には、可搬型照明（SA）等を用いて、必要な照度を確保可能な設計とする。

また、中央制御室内の作業用照明が使用できない場合にも必要な照度を確保できるように、可搬型照明（SA）を配備する。加えて、ヘッドライト等の可搬型照明を中央制御室に保管する。

なお、運転員のシミュレータ訓練において全交流動力電源喪失を想定した訓練により、無停電運転保安灯下で対応操作が実施できることも確認しているとともに、ヘッドライト等の資機材を中央制御室に備えており、それらも活用した訓練を実施している。

空調については、代替非常用発電機が起動するまでの間は起動しないが、居住性に係る被ばく評価において、保守的に、全交流動力電源喪失発生後、300分後に起動することを条件として評価しており、必要な居住性が確保されていることを確認している。

SA 条文関連



SA 条文関連

- 作業用照明照度 : 床面平均200ルクス (設計値)
(ディーゼル発電機から給電)
- 無停電運転保安灯照度 : 床面平均20ルクス以上 (設計値)
(内蔵蓄電池から給電)
- 中央制御室通常照明照度 : 床面平均1,000ルクス (設計値)

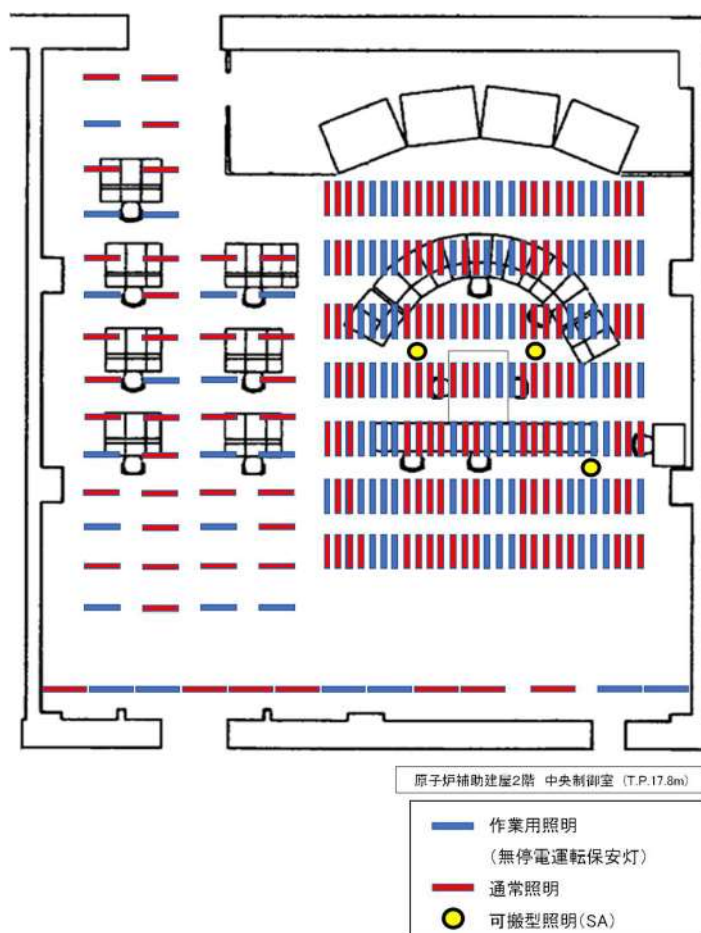


図2.5-2 中央制御室照明設備の概要図

DB 条文関連

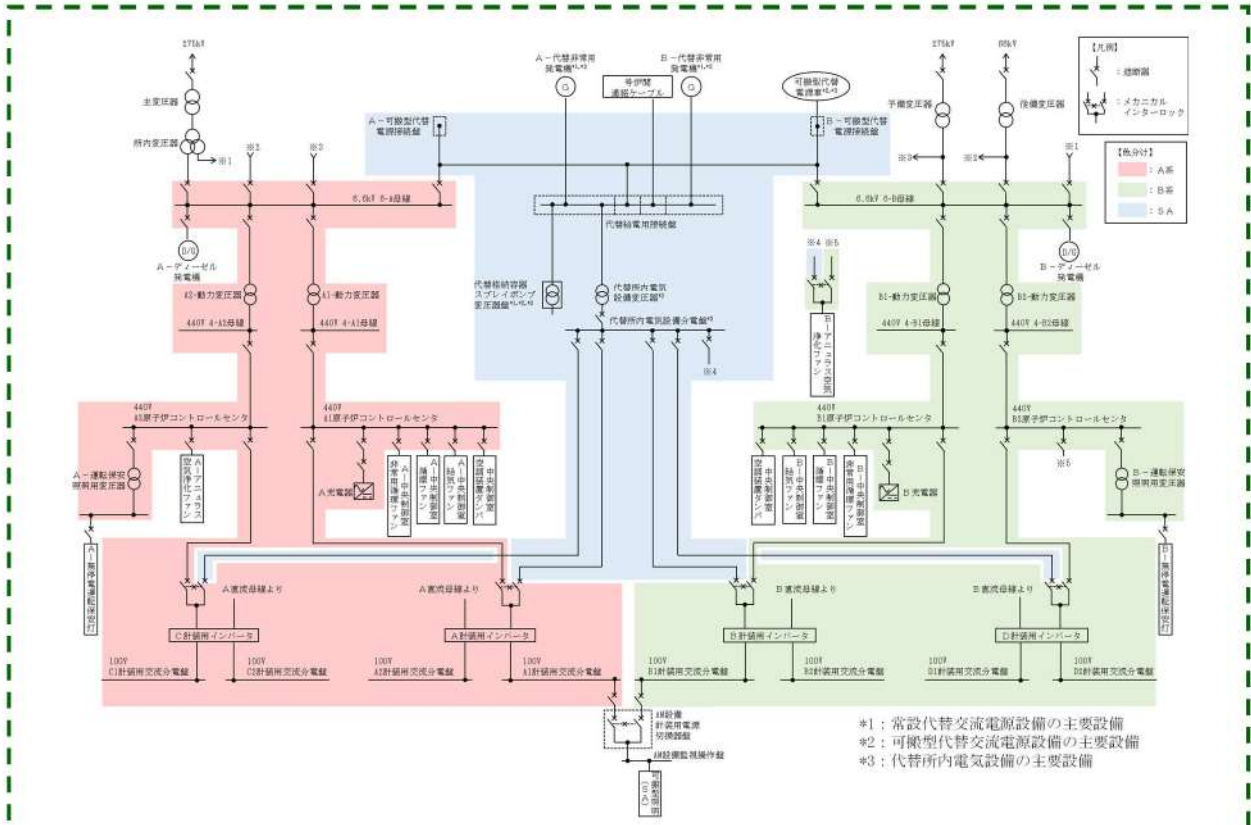


図 2.5-3(1/2) 中央制御室 給電系統概要図 (重大事故等時)

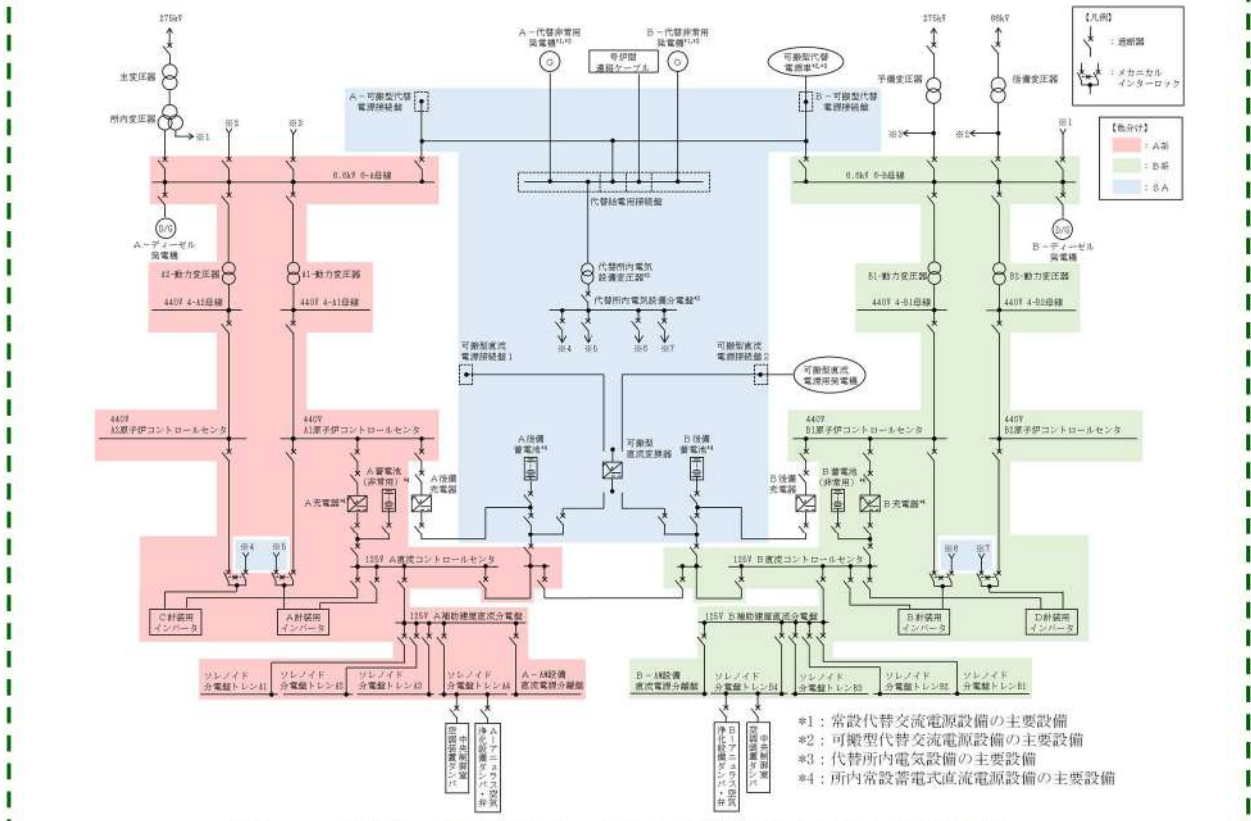


図 2.5-3(2/2) 中央制御室 給電系統概要図 (重大事故等時)

SA 条文関連

表 2.5-1 代替非常用発電機 (1, 380kW× 2台) の最大所要負荷

主要機器名称	容量 (kW)
高圧注入ポンプ	1,098
充電器 (A)	113
充電器 (B)	113
代替格納容器スプレイポンプ	200
アニュラス空気浄化ファン	39
中央制御室給気ファン	21
中央制御室循環ファン	13
中央制御室非常用循環ファン	5
中央制御室照明等	23
中央制御室非常用循環フィルタ用電気ヒータ	13
合計 (kW)	1,638

*津波監視カメラの電源は、充電器 (A) 又は (B) から供給する。



通常点灯時
(運転保安灯及び無停電運転保安灯)



無停電運転保安灯点灯時

図 2.5-4 作業用照明下での中央制御室の状況イメージ
(写真：シミュレータ施設)

SA 条文関連

(1) 可搬型照明 (SA) を用いた場合の監視操作について

中央制御室の照明がすべて消灯した場合に使用する可搬型照明 (SA) は、3 個使用する設計とする。数量はシミュレータ施設を用いて、監視操作に必要な照度を確保できることを確認している。操作箇所に応じて可搬型照明 (SA) の向きを変更することにより、さらに照度を確保できることを確認している。

仮に可搬型照明 (SA) が活用できない場合のため、可搬型照明 (懐中電灯、ヘッドライト及びワークライト) を中央制御室に保管する。

表2.5-2 に中央制御室に配備する可搬型照明の概要を示す。

表2.5-2 中央制御室に配備する可搬型照明の概要

名称	保管場所	数量	仕様
可搬型照明 (SA) 	中央制御室	3 個 (予備 1 個)	電源：AC100V 点灯時間：約 2.5 時間 (蓄電池による点灯時)
可搬型照明 (懐中電灯) 	中央制御室	12 個 (運転員 6 名分 + 予備 6 個)	電源：乾電池 (単四×3) 点灯時間：約 30 時間
可搬型照明 (ヘッドライト) 	中央制御室	12 個 (運転員 6 名分 + 予備 6 個)	電源：乾電池 (単四×3) 点灯時間：約 8 時間
可搬型照明 (ワークライト) 	中央制御室	10 個 (運転員 6 名分 + 予備 4 個)	電源：乾電池 (単三×4) 点灯時間：約 10 時間

※：表中の可搬型照明 (SA) は重大事故等対処設備として位置付け、そのほかの可搬型照明は資機材として備える。

SA 条文関連

可搬型照明（SA）は、図2.5-5に示すとおり主盤から約2mの位置に設置する。照度については、可搬型照明（ヘッドライト）及び可搬型照明（SA）を用いて、無停電運転保安灯の設計値である照度床面20ルクス以上に対し、操作を行う盤面で約180ルクスの照度を確認し、監視操作が可能なことを確認している。

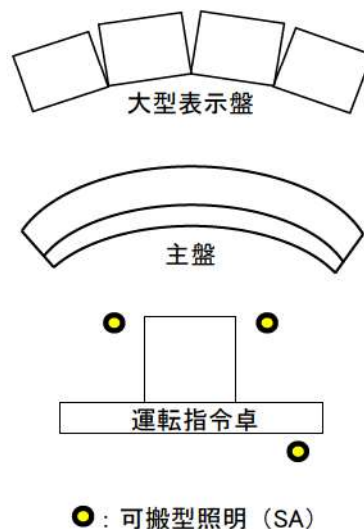


図2.5-5 シミュレータ施設における可搬型照明（SA）点灯状況

・無停電運転保安灯下での対応操作訓練について
運転員のシミュレータ訓練において全交流動力電源喪失を想定した訓練により、無停電運転保安灯下で対応操作が実施できることを確認している。

また、ヘッドライト等の資機材を中央制御室に備えており、それらも活用した訓練を実施している。



通常訓練



全交流動力電源喪失を想定した訓練

図2.5-6 無停電運転保安灯下で対応操作の確認（訓練）

SA 条文関連

中央制御室の照明がすべて消灯した場合，大型表示盤の裏に設置している盤についての監視操作は，可搬型照明（ヘッドライト）を運転員が装着して行う。（図2.5-7参照）

可搬型照明の照度は，主盤から約2mの位置に運転員を配置した場合に，操作を行う盤面で180ルクス以上の照度を確認し，監視操作が可能なことを確認している。



（シミュレータ施設におけるヘッドライト使用状況）

図2.5-7 可搬型照明（ヘッドライト）使用イメージ

SA 条文関連

3. 添付資料

3.1 配備する資機材の数量について

(1) 放射線管理用資機材

中央制御室に配備する放射線管理用資機材の内訳を表 3.1-1 及び表 3.1-2 に示す。

なお、放射線管理用資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。

表 3.1-1 防護具

品名	配備数 ^{※17} ／保管場所					
タイベック	1,050着 ^{※1}	緊急時 対策所 指揮所 ， 緊急時 対策所 待機所	50着 ^{※10}	3号炉 中央 制御室	約2,400着	構内 ^{※18} (参考)
下着（上下セット）	—		—		約400着	
帽子	1,050個 ^{※1}		50個 ^{※10}		約15,000個	
靴下	1,050足 ^{※1}		50足 ^{※10}		約7,000足	
綿手袋	1,050双 ^{※1}		50双 ^{※10}		約33,000双	
ゴム手袋	2,100双 ^{※2}		100双 ^{※11}		約73,000双	
全面マスク	1,050個 ^{※1}		100個 ^{※12}		約800個	
電動ファン付きマスク	8個 ^{※3}		10個 ^{※13}		約90個	
全面マスク用チャコール フィルタ（2個／セット）	2,100個 ^{※4}		200個 ^{※14}		約270個	
電動ファン付きマスク用チャコ ールフィルタ（1個／セット）	8個 ^{※3}		10個 ^{※13}		約90個	
アノラック	830着 ^{※5}		50着 ^{※10}		約1,800着	
長靴	610足 ^{※6}		30足 ^{※15}		約1,000足	
オーバーシューズ（靴カバー）	1,050足 ^{※1}		50足 ^{※10}		約620足	
自給式呼吸器	8台 ^{※7}		15台 ^{※16}		約72台	
圧縮酸素形循環式呼吸器	8台 ^{※8}		—		—	
タングステンベスト	20着 ^{※9}		—		—	

※1：100名（本部要員50名＋現場要員39名＋3号炉運転員6名＋余裕）×1.5倍×7日

※2：100名（本部要員50名＋現場要員39名＋3号炉運転員6名＋余裕）×2重×1.5倍×7日

※3：6名（事務局員2名＋放管班員4名）＋余裕

※4：100名（本部要員50名＋現場要員39名＋3号炉運転員6名＋余裕）×2個×1.5倍×7日

※5：79名（緊急時対策所の最大収容人数120名－本部要員41名）×1.5倍×7日

※6：79名（緊急時対策所の最大収容人数120名－本部要員41名）×1.1倍×7日

※7：8名（災害対策要員（支援）6名＋参集要員2名）

※8：79名（緊急時対策所の最大収容人数120名－本部要員41名）の10%分

※9：8名（現場指揮者1名＋放管班員1名＋作業要員3名×2班）×2セット＋余裕

※10：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）×1.5倍＋余裕

※11：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）×1.5倍×2重＋余裕

※12：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）×2回分（中央制御室内での着用分）×1.5倍＋余裕

※13：8名（運転員6名＋放管班員2名）＋余裕

※14：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）×2個×2回分（中央制御室内での着用分）×1.5倍＋余裕

SA 条文関連

※15：21名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名＋運転員（交替要員）6名）＋余裕

※16：15名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）2名）

※17：防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補充する

※18：発電所構内に保管又は配備している数量

表 3.1-2 計測器（被ばく管理，汚染管理）

品名		配備台数／保管場所			
個人線量計	ポケット線量計	140 台 ^{※1}	緊急時対策所 指揮所	50台 ^{※5}	3号炉 中央制御室
	ガラスバッジ	140 台 ^{※1}		50台 ^{※5}	
GM汚染サーベイメータ		10 台 ^{※2}	緊急時対策所 待機所	3 台 ^{※6}	
電離箱サーベイメータ		10 台 ^{※3}		3 台 ^{※7}	
可搬型エアモニタ		4 台 ^{※4}		—	

※1：60名×2箇所（指揮所，待機所）×1.1倍＋余裕

※2：チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所，待機所）＋余裕）＋緊急時対策所内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名＋余裕）

※3：チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所，待機所））＋緊急時対策所内及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名＋余裕）

※4：緊急時対策所指揮所2台（1台＋余裕）＋緊急時対策所待機所2台（1台＋余裕）

※5：31名×1.5倍

※6：チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放管班員1名分）＋中央制御室内用1台（中央制御室内の汚染検査用1台）＋余裕

※7：チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）＋中央制御室内用1台（中央制御室内のモニタリング用1台）＋余裕

(2) 食料等

中央制御室に配備する食料等の内訳を表3.1-3に示す。なお、食料等は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。

表3.1-3 食料等

品名		配備数 ^{※4}
		中央制御室
食料等	・食料	126 食 ^{※1}
	・飲料水（0.5L）	168 本＝84L ^{※2}
よう素剤		1000 錠 ^{※3}

※1：6名（運転員）×7日×3食

※2：6名（運転員）×7日×4本（0.5L／本）

※3：6名（運転員）×（2錠×7日＋余裕分）

※4：今後，訓練等で見直しを行う

SA 条文関連

3.2 チェンジングエリアについて

(1) チェンジングエリアの基本的な考え方

チェンジングエリアの設営に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第59条第2項（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第74条第2項（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）に基づき、原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。

(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈第74条第2項（運転員が原子炉制御室にとどまるための設備）抜粋)

原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。

SA 条文関連

(2) チェンジングエリアの概要

チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア及び除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設営する。概要は表 3.2-1 のとおり。

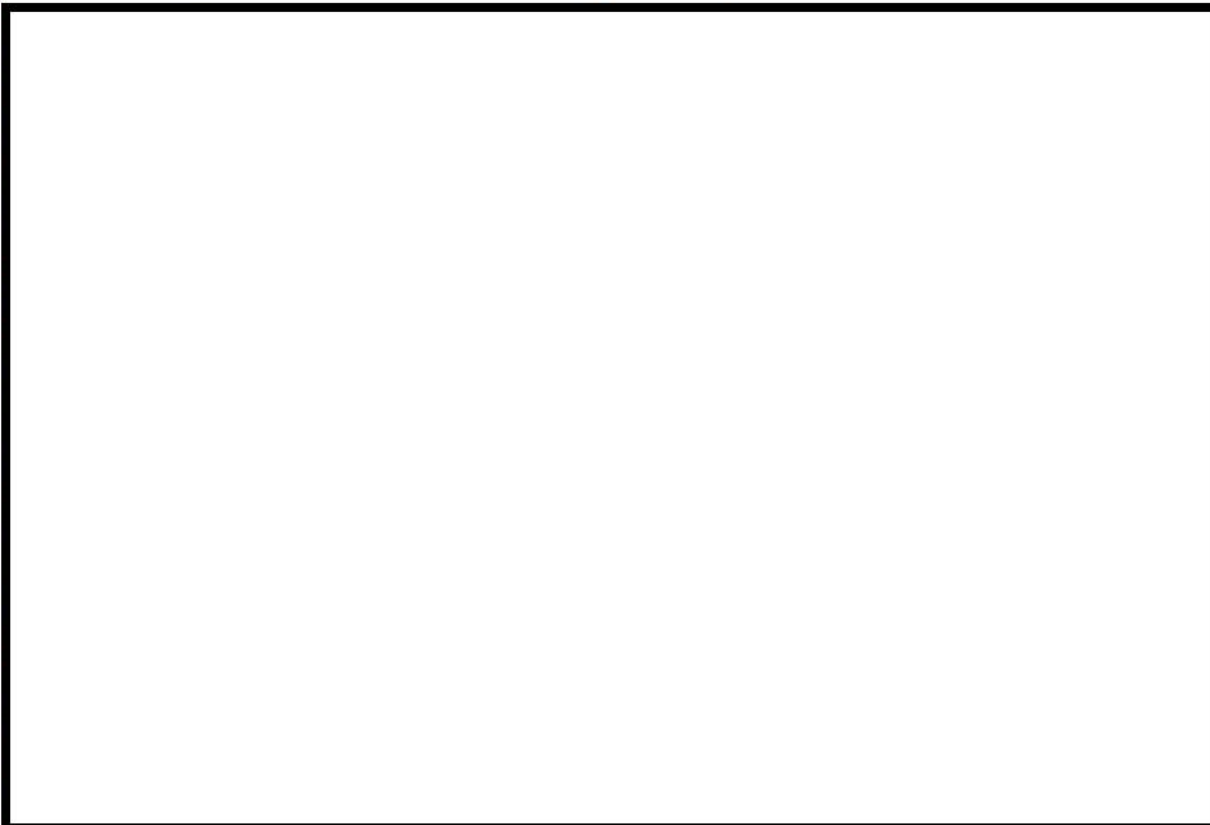
表 3.2-1 チェンジングエリアの概要

項目		概要
設営場所	原子炉補助建屋 中央制御室横通路	中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、中央制御室への汚染の持込みを防止するため、モニタリング、作業服の着替え等を行うための区画を設ける。
設営形式	通路区画化	中央制御室横通路を活用し、通路を区画化する。
手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第 10 条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリア設営を行うと判断した場合。	中央制御室の外側が放射性物質により汚染するようなおそれが発生した場合、チェンジングエリアの設営を行う。
実施者	放管班	チェンジングエリアを速やかに設営できるように定期的に訓練を行っている放管班が設営を行う。

SA 条文関連

(3) チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート

チェンジングエリアは、中央制御室バウンダリ内に設置する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、図 3.2-1 のとおり。



3号炉中央制御室に移動




3号炉中央制御室横通路へ



チェンジングエリア

図 3.2-1 中央制御室チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート

: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません

SA 条文関連

(4) チェンジングエリアの設営 (考え方, 資機材)

a. 考え方

中央制御室への放射性物質の持込みを防止するため, 図3.2-2 の設営フローに従い, 図3.2-3のとおりチェンジングエリアを設営する。

チェンジングエリアの設営は, 放管班員2名で, 約100分を想定している。

なお, チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い, 設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。

チェンジングエリアの設営は, 夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) の場合は, 参集要員 (12時間後までに参集) のうち, チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。設営の着手は, 放管班長が, 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後, 事象進展の状況 (格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等), 参集済みの要員数及び放管班が実施する作業の優先順位を考慮して判断し, 速やかに実施する。

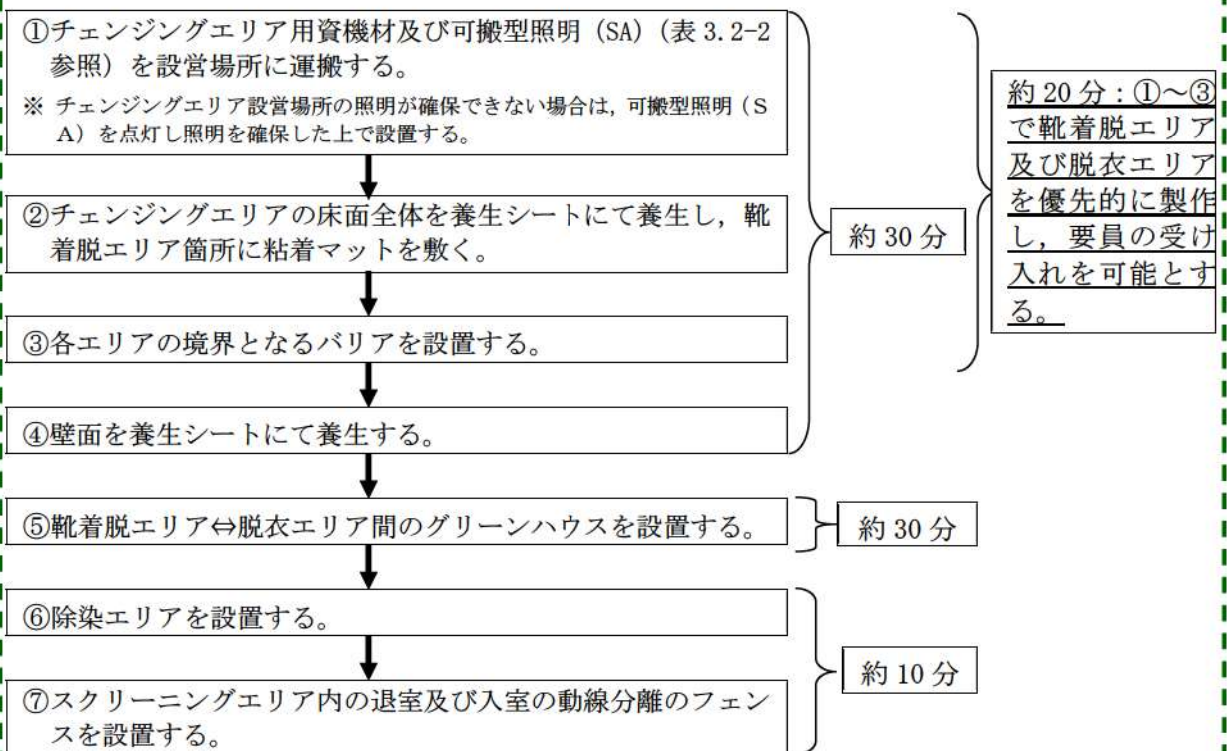


図 3.2-2 チェンジングエリア設営フロー

SA 条文関連

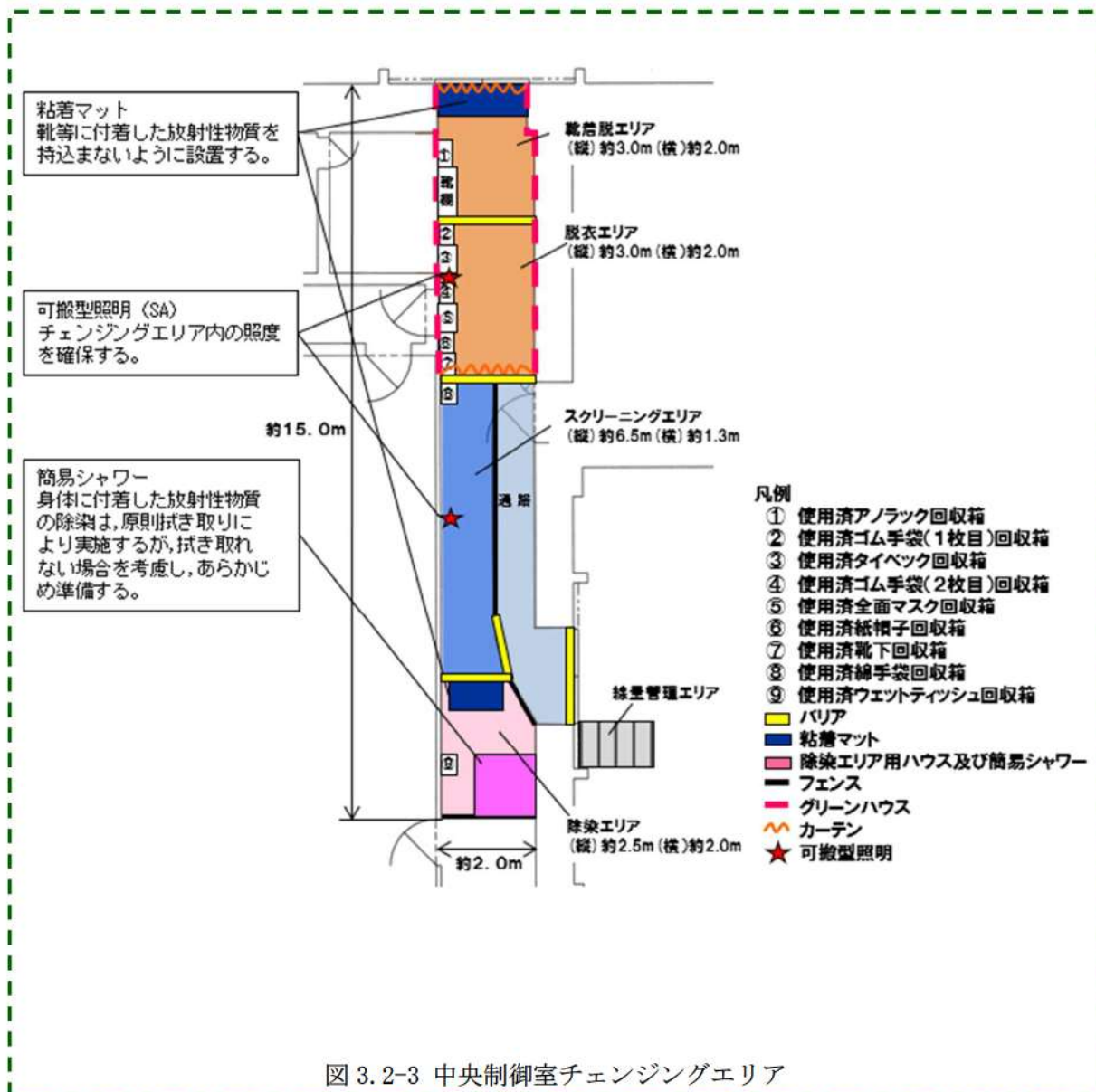


図 3.2-3 中央制御室チェンジングエリア

SA 条文関連

b. チェンジングエリア用資機材

チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修、汚染による養生シートの張替え等も考慮して、表 3.2-2、図 3.2-4 のとおりとする。チェンジングエリア用資機材は、チェンジングエリア付近に保管する。

表 3.2-2 中央制御室チェンジングエリア用資機材

名称	数量	根拠
グリーンハウス	2 個	チェンジングエリア設営及び保修に必要な数量
グリーンハウス専用フレーム	1 式	
養生シート	9 巻 ^{※1}	
バリア	9 個 ^{※2}	
養生テープ	20 巻	
作業用テープ	5 巻	
透明ロール袋 (大)	10 巻	
粘着マット	10 枚	
ウエス	1 箱	
ウェットティッシュ	62 個	
回収箱	9 個	
はさみ	2 丁	
カッター	2 本	
マジック	2 本	
フェンス	10 枚 ^{※3}	
除染エリア用ハウス	1 式 ^{※4}	
簡易シャワー	1 台 ^{※5}	
ポリタンク	1 台 ^{※6}	
トレイ	1 個	
バケツ	1 個	
可搬型照明 (SA)	2 台 (予備 1 台)	

※1 : 仕様 1,800mm×30m/巻 (透明・ピンク・黄)

※2 : 仕様 600mm (750mm, 900mm) /個

※3 : 仕様 600mm (1,200mm) ×900mm/枚 (アルミ製)

※4 : 仕様 1,200mm×1,200mm×1,900mm/式 (折りたたみ式, ポリエステル製)

※5 : 仕様 タンク容量 7.5 リットル (手動ポンプ式)

※6 : 仕様 タンク容量 20 リットル (ポリタンク)

SA 条文関連



養生シート (床・壁用)
<仕様>
1,800mm×30m/巻
(透明・ピンク・黄)



バリア
<仕様>
・900mm/個
・750mm/個
・600mm/個
(アルミ製)



フェンス
<仕様>
600mm×900mm /個
1,200mm×900mm /個
(アルミ製)



ポリタンク
<仕様>
タンク容量20リットル
(ポリタンク)



除染エリア用ハウス
<仕様>
1,200mm×1,200mm×1,900m
(折りたたみ式, ポリアステル製)



簡易シャワー
<仕様>
タンク容量7.5リットル
(手動ポンプ式)

図 3.2-4 中央制御室チェンジングエリア用資機材

SA 条文関連

(5) チェンジングエリアの運用

(出入管理, 脱衣, 汚染検査, 除染, 着衣, 汚染管理, 廃棄物管理, 環境管理)

a. 出入管理

チェンジングエリアは, 中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において, 中央制御室に待機していた要員が, 中央制御室外で作業を行った後, 再度, 中央制御室に入室する際等に利用する。中央制御室外は, 放射性物質により汚染しているおそれがあることから, 中央制御室外で活動する要員は防護具を着用し活動する。

チェンジングエリアのレイアウトは, 図 3.2-3 のとおりであり, チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで中央制御室内への放射性物質の持込みを防止する。

① 靴着脱エリア

靴等を着脱するエリア。

② 脱衣エリア

防護具及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。

③ スクリーニングエリア

防護具を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。

汚染が確認されなければ中央制御室内へ移動する。

④ 除染エリア

スクリーニングエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。

チェンジングエリアの各エリアにおける具体的運用は, 図 3.2-5 のとおり。

チェンジングエリアでは, 事故対応を円滑に実施するため, 放管班員のうち2名が汚染検査, 除染, 汚染管理を行う。また, チェンジングエリアの運用が適切に実施できるよう放管班員は定期的な教育・訓練を行い入域時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。

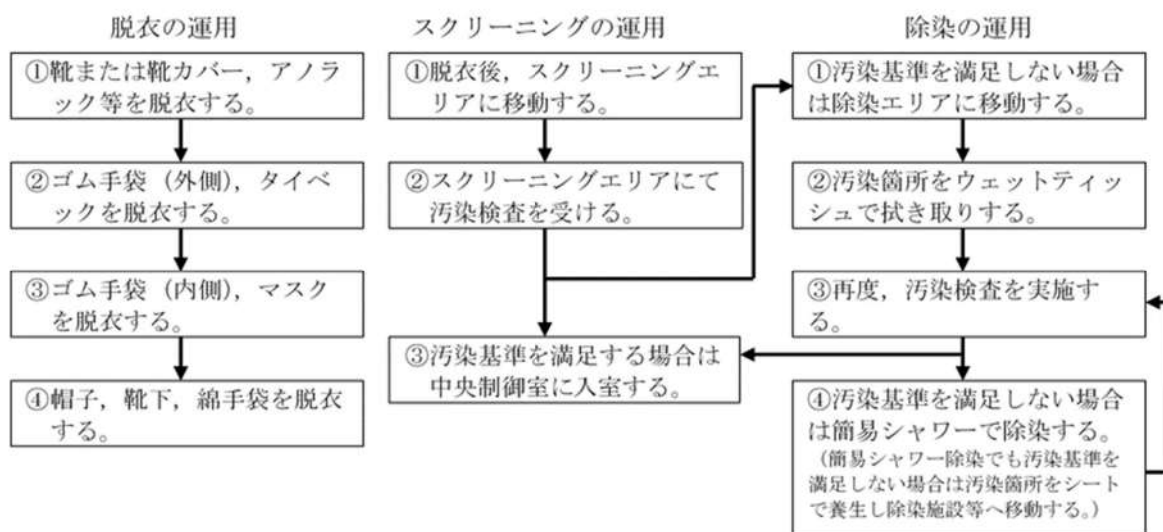


図 3.2-5 チェンジングエリア運用基本フロー図

SA 条文関連

b. 脱衣

チェンジングエリアにおける防護具の脱衣手順は以下のとおり。

- ① 靴着脱エリアで、靴、ゴム手袋外側、アノラック等を脱衣する。
- ② 脱衣エリアで、タイベック、ヘルメット、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。
- ③ なお、チェンジングエリアでは、放管班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具の脱衣の補助を行う。

c. 汚染検査

チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。

- ① 脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。
- ② スクリーニングエリアにおいて汚染検査を受ける。
- ③ 汚染基準を満足する場合は中央制御室へ入室する。汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。

なお、放管班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。
また、放管班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。

d. 除染

チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。

- ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。
- ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。
- ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。
- ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。）

e. 着衣

防護具の着衣手順は以下のとおり。

- ① 中央制御室内で、綿手袋、靴下、帽子、ヘルメット、タイベック、ゴム手袋内側、マスク、ゴム手袋外側を着衣する。
- ② 靴着脱エリアで、靴を着用する。
放管班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。

SA 条文関連

f. 汚染管理

スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。

要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。

簡易シャワーで発生した汚染水は、図 3.2-6 のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。

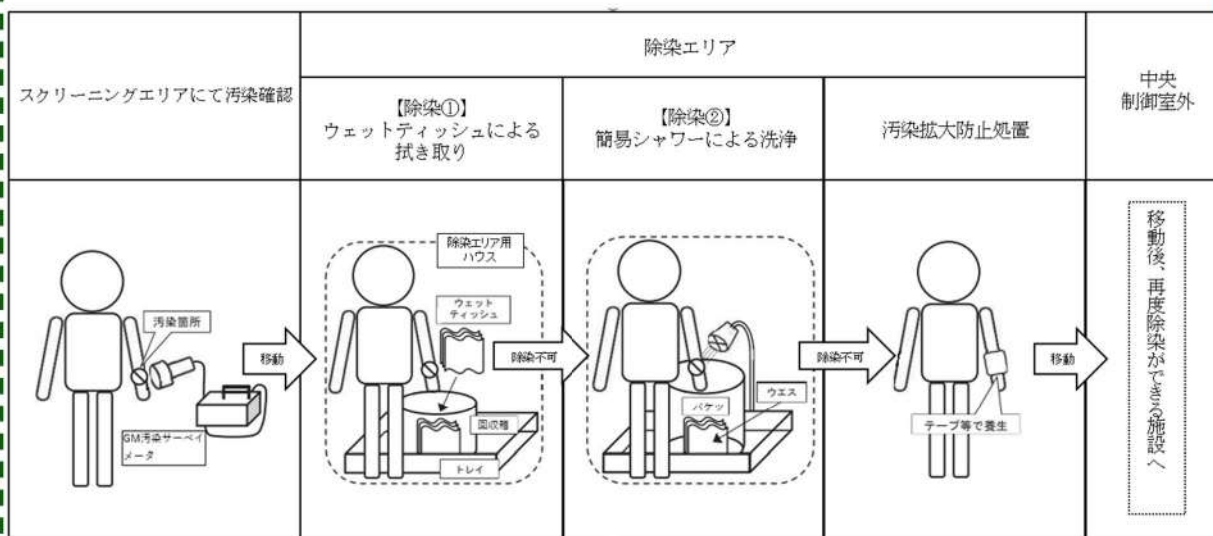


図 3.2-6 除染及び汚染水処理イメージ図

g. 廃棄物管理

中央制御室外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。

h. 環境管理

放管班員は、チェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。

ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェン징ングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。

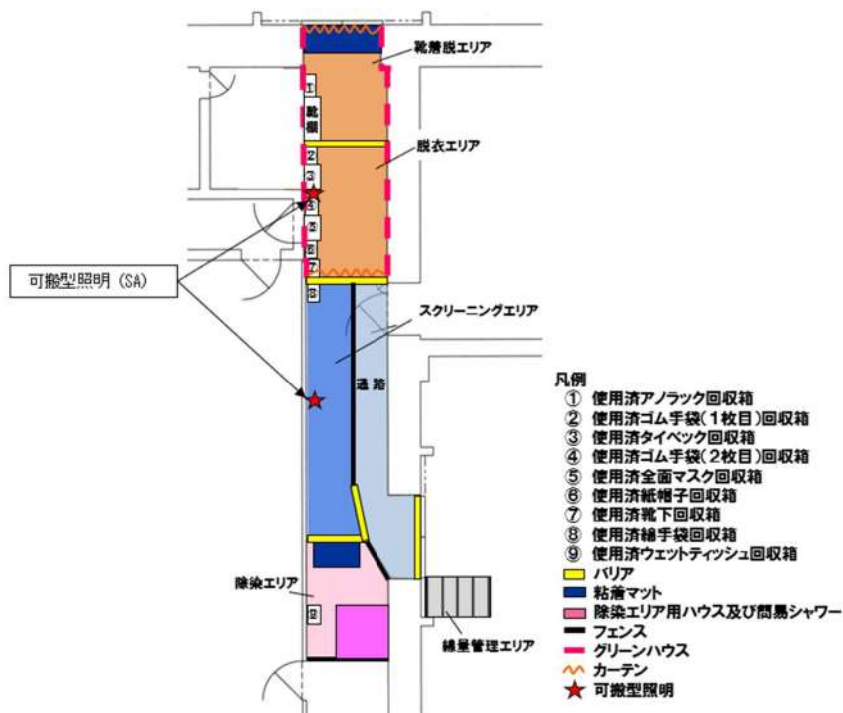
SA 条文関連

(6) チェンジングエリアの可搬型照明 (SA)

チェンジングエリア設営場所付近の全照明が消灯した場合に使用する可搬型照明 (SA) は、2個を使用する。個数はチェンジングエリア設営、身体サーベイ及び除染時に必要な照度を確保できるように配置する。

可搬型照明 (SA) の照度は、図 3.2-7 のとおりチェンジングエリア内に2個設置した場合で、身体サーベイ等を行う床面において「JIS Z 9125 (2007) 屋内作業場の照明基準」の照度段階の最低値である 20 ルクス以上の照度になるように配置する。

なお、それぞれのエリアの代表点の床面に設置した状態で、20 ルクス以上の照度が確保できていることを実測により確認している。



可搬型照明①



可搬型照明②

図 3.2-7 可搬型照明 (SA) 確認状況

【主要仕様】

●可搬型照明 (SA)

個数：2個 (予備1個)

SA 条文関連

(7) チェンジングエリアに係る補足事項

a. チェンジングエリアの設営状況

チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図 3.2-8 のとおりである。チェンジングエリア内面は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。

また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。

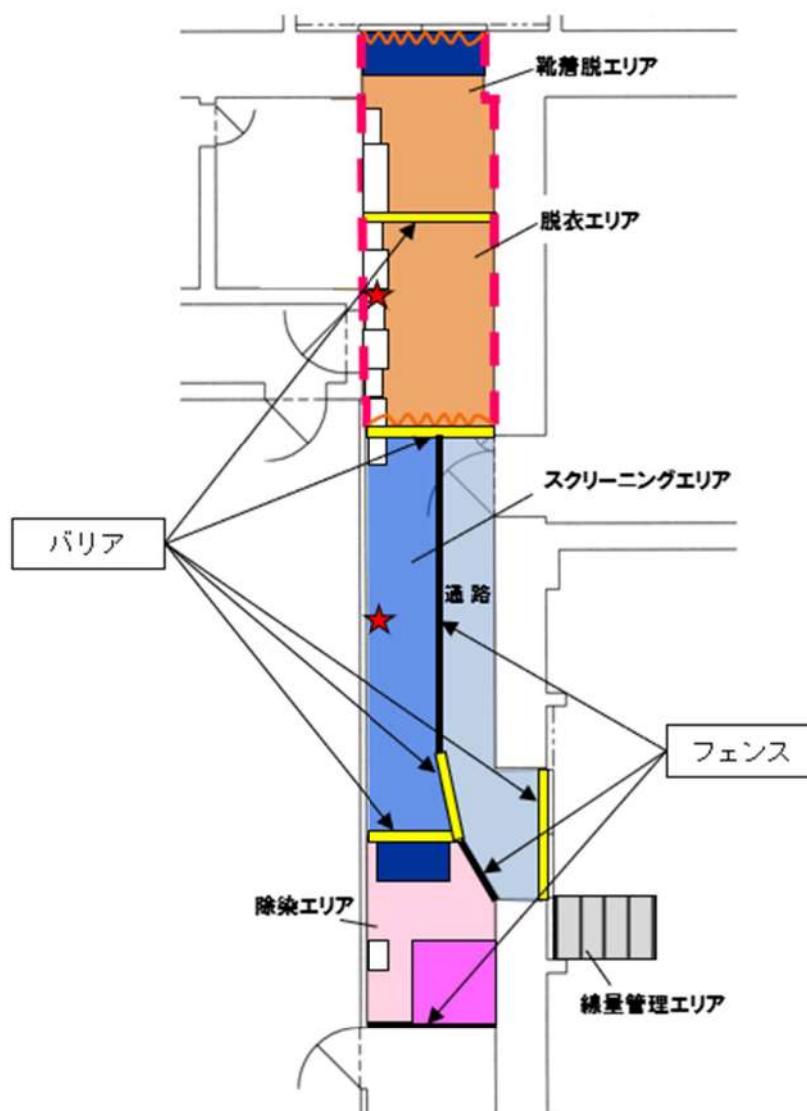


図 3.2-8 チェンジングエリア設営状況

SA 条文関連

b. チェンジングエリアへの空気の流れ

(a) 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ

中央制御室チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された原子炉補助建屋の中央制御室バウンダリ内に設置し、図 3.2-9 のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。

また、更なる被ばく低減のため、中央制御室を中央制御室空調装置の運転による換気を行うことにより、チェンジングエリアに図 3.2-9 のように空気の流れをつくるとともに、靴着脱エリア及び脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。

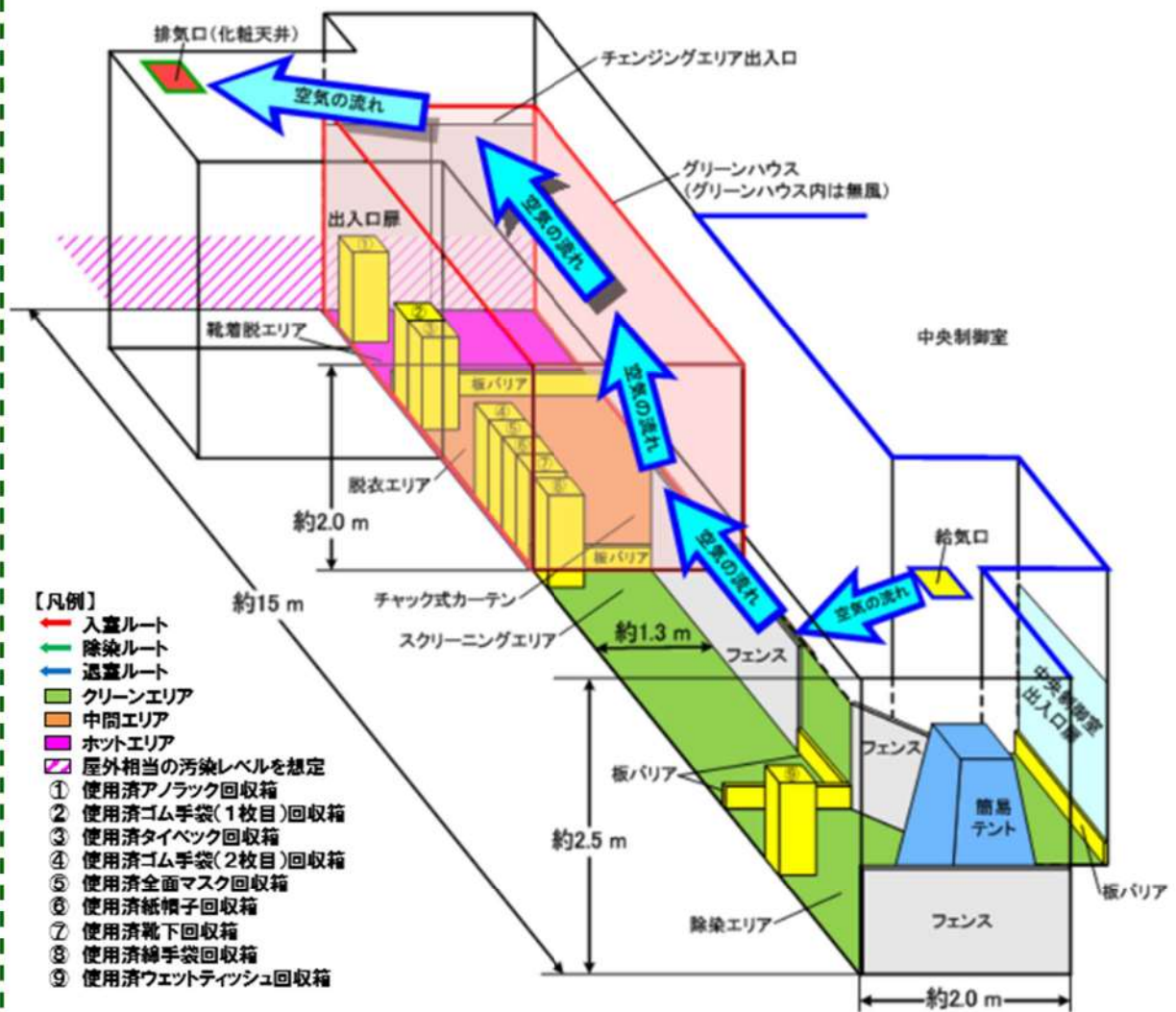


図 3.2-9 中央制御室チェンジングエリアの空気の流れ

SA 条文関連

(b) 中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れ

中央制御室空調装置の運転による中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れについては、図 3.2-10 のとおりである。

チェンジングエリアを設営する通路の空気は、中央制御室出入口扉近傍の給気口からチェンジングエリア出入口近傍の排気口（化粧天井）に向かって流れる。（⇒①に示す）

中央制御室内については、原子炉補助建屋 2 階（T.P. 17.8m）と原子炉補助建屋 2 階中間床（T.P. 21.2m）が吹き抜け構造となっており、原子炉補助建屋 2 階中間床（T.P. 21.2m）の複数の給気口から空気が出て 2 箇所の排気口へ流れるが微正圧であるため、中央制御室出入口扉を開放すると中央制御室内からチェンジングエリアを設営する通路に向かって空気が流れる。（⇒②に示す）

また、チェンジングエリアを設営する通路に隣接した部屋（定検班作業室、運転員控室）の扉を開放した場合は、各部屋から通路に向かって空気が流れる。（⇒③に示す）各部屋から通路に合流した空気は、チェンジングエリア出入口近傍の排気口（化粧天井）に向かって流れる。



図 3.2-10 中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れ

: 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません

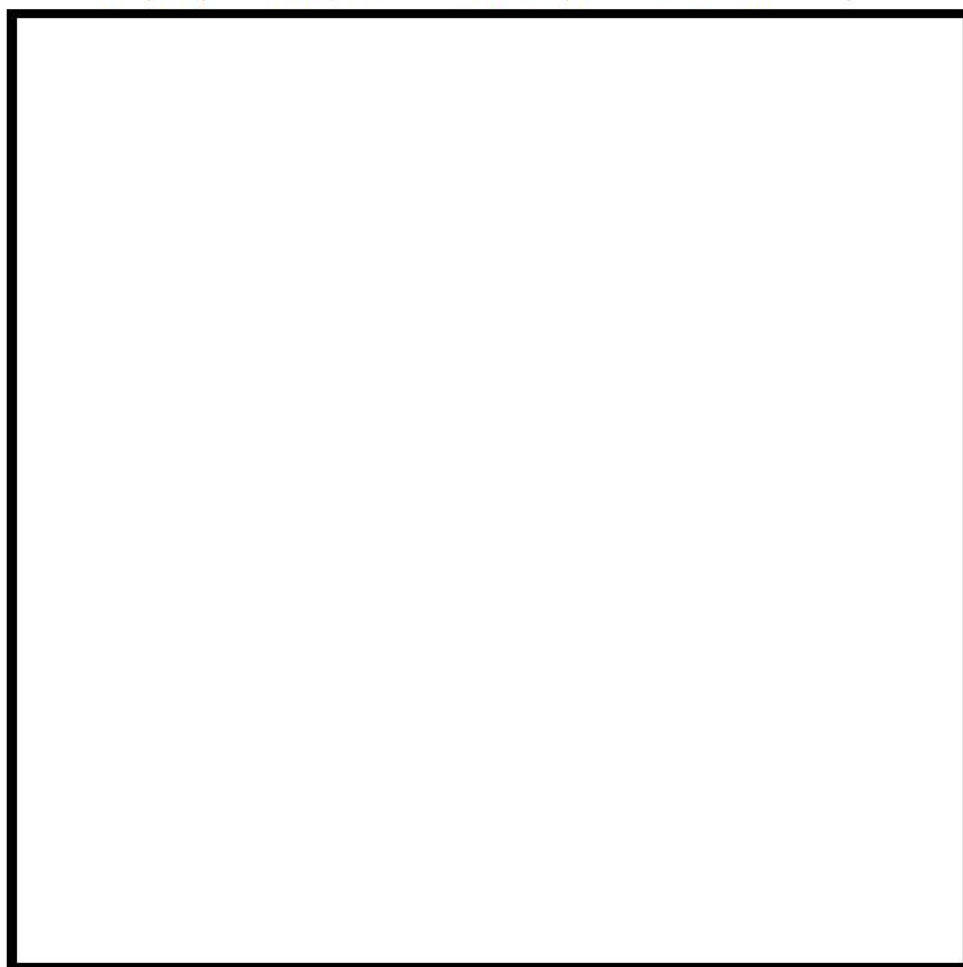
SA 条文関連

c. 中央制御室への放射性物質の流入防止

(a) 出入口扉以外の扉の施錠による放射性物質の流入防止

中央制御室のエリアには複数の扉が設置されているが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室の境界にある扉はすべて気密扉であるとともに、図 3.2-11 のとおり出入口となる扉は1箇所のみとし、その他の扉については施錠管理により開放ができない運用とすることで、中央制御室内への放射性物質の持ち込みを防止する運用としている。

出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の現場作業要員の身体等に放射性物質が付着していないことを確認するためのスクリーニングエリアを設置し、中央制御室内への放射性物質の持込みを防止する。



○凡例

□ : 中央制御室バウンダリ

← : 気密扉

← : 気密扉及び扉施錠箇所

■ : チェンジングエリア

図 3.2-11 中央制御室出入口扉施錠箇所

□ : 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません

SA 条文関連

- (b) グリーンハウスにおける放射性物質の閉じ込めによる中央制御室への流入防止
中央制御室へ放射性物質の流入を防止するため、グリーンハウスの汚染管理方法を以下のとおりとする。

①表面汚染密度及び空气中放射性物質濃度の管理方法

汚染レベルが高くなると予想される靴着脱エリア及び脱衣エリアをグリーンハウス化することで、靴着脱エリアでの靴の履き替え及び脱衣エリアでの防護具類の脱衣により、防護具類の表面から剥がれ落ちた放射性物質をグリーンハウス内に閉じ込め、中央制御室内への汚染の持ち込みを防止する。

また、グリーンハウスの両端に取り付けるカーテンは、気密性を向上させるためにチャック式のカーテンとし、放射性物質の閉じ込めに万全を期す。

②定期的な測定

グリーンハウス内には靴の履き替え等により放射性物質が持ち込まれることになるが定期的（1回/日以上）な測定により汚染の有無を確認し、汚染が確認された場合は、チェンジングエリアに滞在する放管班員が速やかに除染を行う。

- (c) 中央制御室内への放射性物質の流入を防止するための運用方法

①グリーンハウスの設営及び要員の入退域の運用

中央制御室内への放射性物質の流入の防止に万全を期すため風向と合わせて、グリーンハウスの設営方法及びチェンジングエリアの要員の入退域の運用に関して以下のとおりとすることとしている。

○グリーンハウス内は無風状態を維持するため、グリーンハウス自体の気密性を高くする必要があることから、出入口に取り付けるカーテンについてはチャック式のカーテンとする。

○要員は出入口扉から入退域することになるが、中央制御室内への放射性物質の流入を防止するため、中央制御室バウンダリの境界側の出入口扉のカーテン及び中央制御室側のカーテンの同時開放は禁止することとし、カーテン部に注意喚起の標識を掲示する。

また、チャック式カーテン通過後には完全にチャックを閉止することとし、上記の標識の他に注意喚起の標識を合わせて掲示する。なお、同時開放させないための出入口扉、カーテンの状態の監視は、スクリーニングエリアに常駐する放管班員が行うこととし、必要に応じ放管班員から入退域しようとする要員に対して指示・指導するものとする。

②チャック式のカーテンの開閉運用手順

チャック式のカーテンが同時開放される可能性があるのは、グリーンハウス両端から要員が同時に入退域する場合であり、同時開放を防止するため運用方法を以下のとおりとする。

SA 条文関連

- チェンジングエリア内のスクリーニングエリアに常駐している放管班員は、グリーンハウス両端の2箇所を設置されているチャック式のカーテンから入退城しようとする要員がいる場合、要員に対して指示・指導する必要があるため、入退城状況を常時監視する。
 - 放管班員は2箇所同時にチャック式のカーテンから要員が入退城しようとしている場合、両方の要員に対して待機を指示する。
 - 放管班員は、待機を指示した要員に対してチャック式のカーテンは同時開放が禁止であること及び通過後にはチャックを完全に閉止することを告知する。
 - 告知後、放管班員はどちらか一方の要員に通過を指示し、もう一方の要員に対しては待機の継続を指示する。
 - 先に指示した要員がチャック式のカーテンの通過後、放管班員は待機している要員に通過を指示する。
 - 待機を指示されたにもかかわらず、同時にチャック式のカーテンを通過しようとする要員がいた場合、放管班員は当該要員に対して適切に指導する。
 - 放管班員は、グリーンハウス内の使用済み防護具類の回収等に合わせて、適宜チャック式カーテンのチャックが完全に閉止しているかを確認する。
- (d) 中央制御室空調装置による放射性物質の中央制御室への流入防止
- 仮にグリーンハウスから放射性物質が漏えいした場合においても、放射性物質を中央制御室へ流入させないようにするため、中央制御室空調装置による空気の流れにより、放射性物質の中央制御室への流入を防止する。中央制御室に放射性物質を流入させない風向として、グリーンハウス内については放射性物質をグリーンハウス内に留めておくため無風とし、グリーンハウス外については、中央制御室出入口扉近傍の給気口からチェンジングエリア出入口近傍の排気口への風向とする。
- 以上から、検証のためチェンジングエリアを設営し風向確認試験を行ったが、実際の空気の流れは、図 3.2-9 に示す風向であることを確認した。試験の概要を以下に示す。
- チェンジングエリアに設置するすべての資機材を配置した。
 - グリーンハウスの両端に設置するカーテンはチャック式とする。
 - 中央制御室空調装置は、重大事故時の運転状態である閉回路循環運転にて、試験を行った。
 - グリーンハウスから中央制御室内への放射性物質の流入する経路となるようにグリーンハウスのスクリーニングエリア側に取り付けたカーテン、中央制御室出入口扉を開放し、中央制御室バウンダリの境界となる出入口扉及びカーテンについては閉止状態とした。
 - 確認高さは、中央制御室内、スクリーニングエリア内及びグリーンハウス内は、要員を模擬し床上高さ+1500mm とし、その他にグリーンハウス上、排気ダクト付近については、床上高さ+2000mm で確認を行った。

SA 条文関連

放射性物質をグリーンハウス内に閉じ込めること及び中央制御室空調装置により、中央制御室へ放射性物質が流入することはないことから、チェンジングエリアへの可搬型空気浄化装置は設置しない設計とする。

(e) 中央制御室バウンダリ内に設営することによる外部被ばく等の低減

チェンジングエリアを中央制御室バウンダリ内に設営することにより、外部被ばく、衣服汚染及び身体汚染を低減できる。具体的には以下のとおり。

①外部被ばくの低減

グリーンハウスを中央制御室バウンダリ外に設営した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、要員が防護具類を脱衣する際に外部被ばくの増加が懸念される。

このため、中央制御室バウンダリ内にチェンジングエリアを設営することで、環境の線量当量率は低くなり、要員の外部被ばくを低減できる。

②衣服汚染及び身体汚染の低減

グリーンハウスを中央制御室バウンダリ外に設営した場合、チェンジングエリア周辺の汚染レベルが高く、中央制御室への要員の入退室時に外部の放射性物質が流入することから、グリーンハウス内に汚染が付着しやすくなり要員の衣服汚染及び身体汚染の発生が増加する懸念がある。

一方、チェンジングエリアを中央制御室バウンダリ内に設営した場合は、中央制御室内の環境の汚染レベルは低いため、衣服汚染及び身体汚染の発生を抑制することができる。

d. チェンジングエリアの設営と中央制御室空調装置の閉回路循環運転の開始タイミングの関係について

チェンジングエリアの設営は「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合に、放管班長が事象進展の状況（炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアを設営すると判断した場合に着手する。設営着手の判断後、緊急時対策所から3号炉中央制御室へ要員が移動を開始し、資機材準備及び最低限の養生を行いチェンジングエリアの運用を開始するまでに約50分を見込んでいる。また、チェンジングエリアの全ての設営は設営着手の判断から約100分を見込んでいる。

中央制御室が設置されている原子炉補助建屋の補助建屋空調装置及び中央制御室空調装置は全交流動力電源喪失時には停止するが、事象発生から約115分後には中央制御室空調装置による閉回路循環運転が開始される。ただし、炉心損傷タイミングは事故事象により異なるため、チェンジングエリアの設営開始タイミングと閉回路循環運転の開始タイミングが前後する場合がある。

例として、図3.2-12及び図3.2-13で原子炉格納容器の過圧破損事象と過温破損事象時のタイムチャートを比較する。

チェンジングエリアについては、補助建屋空調装置及び中央制御室空調装置が停止中は設営箇所が無風状態のため設営に支障はなく、閉回路循環運転中であっても設営箇所では風を感じる程ではないため設営に支障はない。また、このような空調状態においてチェンジングエリアの運用を開始しても無風状態又は適切な風の流れを確保できることから、防護具の脱衣、身体サーベイ等を実施することにより、中央制御室への汚染の持込みを防止することが可能である。

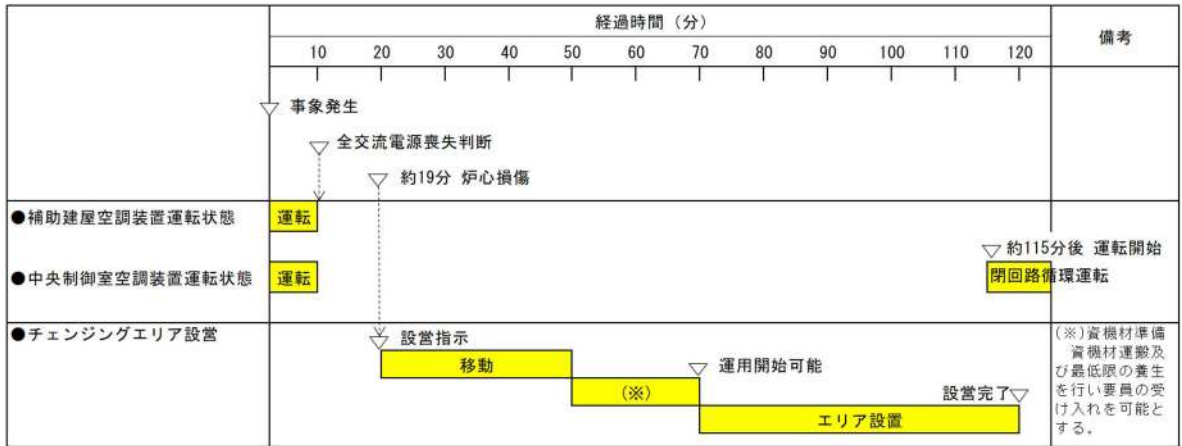


図 3.2-12 原子炉格納容器の過圧破損時のタイムチャート

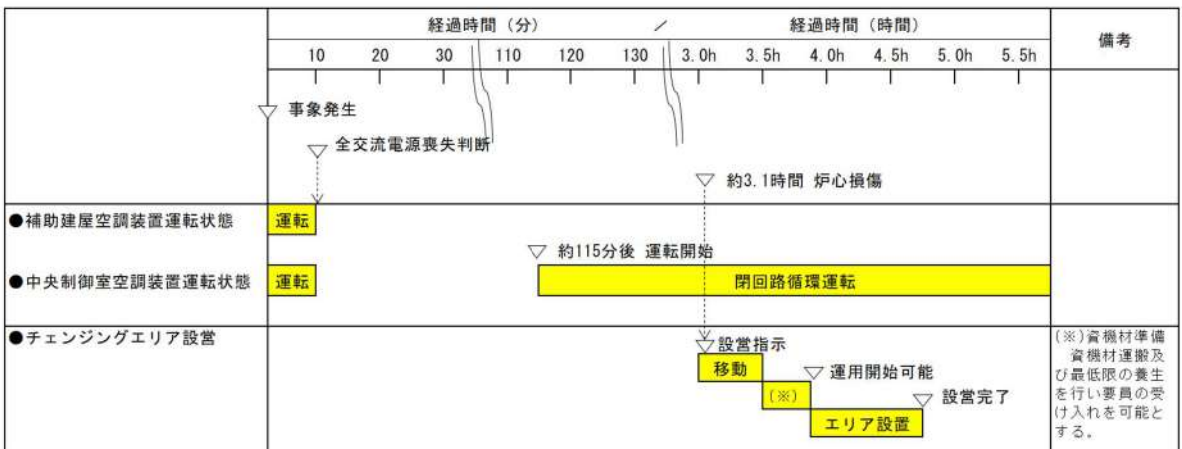


図 3.2-13 原子炉格納容器の過温破損時のタイムチャート

e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について

中央制御室に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようスクリーニングエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、スクリーニングエリア内に汚染が移行していないことを確認する。

スクリーニングエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響は与えないようにする。ただし、中央制御室から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、退室する要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。

また、中央制御室への入室の動線と退室の動線を分離することで、スクリーニングエリアで汚染が確認された要員との接触を防止する。なお、中央制御室から退室する要員は、防護具を着用しているため、中央制御室に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。

(8) 汚染の管理基準

表 3.2-3 のとおり、状況に応じた汚染の管理基準を運用する。

ただし、スクリーニングエリアのバックグラウンドに応じて、表 3.2-3 の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。

表 3.2-3 汚染の管理基準

	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等
状況①	屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300 cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40 Bq/cm ² ）の 1/10
状況②	大規模プルームが放出されるような原子力災害時	40,000 cpm ^{※3}	原子力災害対策指針における O I L 4 に準拠
		13,000 cpm ^{※4}	原子力災害対策指針における O I L 4 【1ヶ月後の値】に準拠

※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。

また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。

※2：4Bq/cm² 相当。

※3：120Bq/cm² 相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。

※4：40Bq/cm² 相当（放射性ヨウ素の吸入により小児の甲状腺等価線量が 100mSv に相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度）。

SA 条文関連

上記汚染の管理基準の設定に当たり、中央制御室滞在における内部被ばく線量を試算した。評価条件は表 3.2-4 のとおりとし、中央制御室に入室する運転員等の衣類には、 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ の放射性物質が付着しているものと仮定し、付着した放射性物質 ($40\text{Bq}/\text{cm}^2$) がすべて中央制御室内に持ち込まれ、浮遊するものとして評価した。

表 3.2-4 中央制御室における線量評価条件

項目	使用値	設定理由
運転員等の衣類に付着して中央制御室に持ち込まれる放射性物質の量	$2.096\text{E}+07 \text{ Bq}/31 \text{ 名}$	<ul style="list-style-type: none"> • $40 \text{ Bq}/\text{cm}^2 \times 16900 \text{ cm}^2$ (体表面積) $\times 31$ 名 (衣類に付着した放射性物質が 0~60 s の短時間で中央制御室内へ全量浮遊するものと仮定) • Cs-137 と I-131 を想定
中央制御室の空調バウンダリ体積	4000 m^3	空調機器の体積を含む中央制御室バウンダリ体積として設定
中央制御室非常用循環系統フィルタ容量	$85 \text{ m}^3/\text{min}$	設計値
中央制御室非常用循環系統起動時間	60 s	0~60 s に中央制御室操作員の着衣の放射性物質が全て中央制御室内に浮遊するものと仮定。安全側に放射性物質が全量浮遊するまでの中央制御室非常用循環系統のフィルタ効果は期待しないものとした
中央制御室非常用循環系統よう素フィルタによる除去効率	0~60 s : 0 % 60 s ~ : 95 %	設計上期待できる値として設定
中央制御室非常用循環系統微粒子フィルタによる除去効率	0~60 s : 0 % 60 s ~ : 99 %	同上
空気流入率	$2000 \text{ m}^3/\text{h}$ (0.5 回/h)	空気流入率測定試験結果 (0.15 回/h) を基に余裕を見込んだ値として設定
マスクの着用	考慮しない	被ばく評価上、安全側にマスクの着用を考慮しないものとする
交替回数	20 回	7 日間の直交替回数に余裕をみた値
中央制御室滞在時間	49 時間	運転員の勤務形態として 5 直 2.5 交替とし、評価期間中、最大となる班の滞在時間を設定
評価期間	7 日	審査ガイド*1に基づく

* 1 : 「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」

SA 条文関連

被ばく評価結果を表 3.2-5 に示す。衣類の付着物として全量 Cs-137 を仮定した場合は、約 0.8 mSv/7 日、全量 I-131 を仮定した場合は約 0.4 mSv/7 日であり、持ち込まれた放射性物質が全量浮遊したものと仮定しても被ばく線量は小さいものであり、現実的には全量浮遊することはないため、実際の被ばく影響は十分に小さいものとする。

なお、中央制御室の居住性に係る被ばく評価については、別途「原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について」において審査ガイドに基づき評価しており、本評価は中央制御室入室の汚染管理基準の評価のため試算したものである。

表 3.2-5 衣類に付着した放射性物質による中央制御室での被ばく評価結果

	Cs-137 の衣類への 付着を仮定	I-131 の衣類への 付着を仮定
吸入摂取による 実効線量結果 (mSv/7 日)	約 0.8	約 0.4

また、さらなる被ばく低減の観点からもより低い管理基準で運用していくことも視野に入れて改善を図っていく。

SA 条文関連

(9) 中央制御室におけるマスク着用の要否について

中央制御室におけるマスクの着用の判断基準は表 3.2-6 のとおりとする。

事故直後の運転員操作の輻輳を鑑みるとマスク着用の判断に迷わないことが最優先であることから、重大事故等が発生し炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合は、運転員等の内部被ばくを低減するために全面マスクを着用する。

表 3.2-6 マスクの着用の判断基準


判断情報	判断方法	判断主体
重大事故等が発生し、炉心出口温度等により炉心損傷が予想される事態となった場合又は炉心損傷の兆候が見られた場合	炉心出口温度が 350℃を超えて上昇が継続する場合、又は格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）の指示値が 1×10^5 mSv/h 以上	中央制御室 発電課長（当直）

(10) 可搬型照明（SA）

チェンジングエリア設営場所付近の全照明が消灯した場合に可搬型照明（SA）を使用する。

可搬型照明（SA）は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表 3.2-7 に示す数量及び仕様とする。

表 3.2-7 チェンジングエリアの可搬型照明（SA）

	保管場所	数量	仕様
可搬型照明（SA） 	中央制御室付近	2 個 (予備 1 個)	電源：AC100V 点灯時間：約 2.5 時間 (蓄電池による点灯時)

(11) チェンジングエリアのスペースについて

中央制御室における現場作業を行う運転員は、2名1組で2組を想定し、同時に4名の運転員がチェンジングエリア内に収容できる設計とする。チェンジングエリアに同時に4名の要員が来た場合、すべての要員が中央制御室に入りきるまで約9分であり、すべての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を3名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を1名と想定）でも約28分であることを確認している。

また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリアに来た場合でも、チェンジングエリアは建屋内に設置しており、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。

SA 条文関連

(12) 放管班の緊急時対応のケーススタディ

放管班は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（約 190 分）、可搬型モニタリングポスト（海側用及び緊急時対策所付近用）の設置（約 120 分）、可搬型気象観測設備（気象観測設備代替測定用）の設置（約 100 分）、可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近用）の設置（約 80 分）を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。以下にタイムチャートの例を示す。

例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合（ケース①）には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第 10 条 特定事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合（ケース②）は、参集に 12 時間かかるとして、参集要員の放管班 6 名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。

・ケース①（平日の勤務時間帯に事故が発生した場合）

対応項目	単位	標準時間[時間]		日																							
		作業員	作業機	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
新規設営（モニタリングポスト含む）	放管班	2(A)		事故発生 ▼ 参集要員 ▼ 11時																							
可搬型モニタリングポストの設置	放管班	2(A)																									
可搬型気象観測設備の設置	放管班	2(A)																									
中央監視室チェンジングエリアの設営	放管班	2(B)																									
緊急時対策所付近用チェンジングエリアの設営	放管班	2(C)																									
緊急時対策所付近用チェンジングエリアの設営	放管班	2(C)																									
可搬型モニタリングポスト（TSC）の設置	放管班	2(C)																									
可搬型気象観測設備（代替）の設置	放管班	2(C)																									
可搬型モニタリングポスト（海側）の設置	放管班	2(A)																									

・ケース②（夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合）

対応項目	単位	標準時間[時間]		日																		
		作業員	作業機	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
新規設営（モニタリングポスト含む）	放管班	2(A)		事故発生 ▼ 参集要員 ▼ 11時																		
可搬型モニタリングポストの設置	放管班	2(A)																				
可搬型気象観測設備の設置	放管班	2(A)																				
中央監視室チェンジングエリアの設営	放管班	2(B)																				
緊急時対策所付近用チェンジングエリアの設営	放管班	2(C)																				
緊急時対策所付近用チェンジングエリアの設営	放管班	2(C)																				
可搬型モニタリングポスト（TSC）の設置	放管班	2(C)																				
可搬型気象観測設備（代替）の設置	放管班	2(C)																				
可搬型モニタリングポスト（海側）の設置	放管班	2(A)																				

SA 条文関連

3.3 中央制御室への地震、火災等の影響

地震、自然災害（竜巻等）、火災及び溢水について、中央制御室に影響を与える事象を抽出し、対応について整理した。

中央制御室に影響を与える可能性のある事象として、表 3.3-1 に示す起因事象（内部火災、内部溢水、地震等）と同時にもたらされる環境条件が考えられるが、いずれの場合でも中央制御室での運転操作に影響を与えることはない。

中央制御室における主な対応を以下に示す。

○地震

3号炉中央制御室の中央制御盤付近で被災した場合、運転員は中央制御盤への誤接触、運転員自身の転倒を防止するため、運転員机又は中央制御盤の手摺にて安全を確保するとともに警報発信状況等の把握に努める。また、地震時においても運転員が必要な監視操作を行うことができるよう、中央制御室は基準地震動に対し耐震性を有する原子炉補助建屋地上2階に設置するとともに、中央制御盤は必要な耐震性を有する設計とする。

○火災

中央制御室にて火災が発生した場合は、運転員が火災状況を確認できる設計とし、初期消火を行うことができるよう消火器を設置している。

また、中央制御室外で発生した火災に対しても、中央制御室の機能に影響を与えることがない設計とする。

○溢水

中央制御室には溢水源は存在しないことを確認している。万一、火災が発生したとしても、運転員が火災状況を確認し、消火器にて初期消火を行うこととしているため、消火活動に伴う内部溢水による影響はない。

また、中央制御室外で発生した溢水に対しても、中央制御室の機能に影響を与えることがない設計とする。

DB 条文関連

表 3.3-1 中央制御室に同時にもたらされる環境条件への対応 (1/2)

起回事象	同時にもたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での操作性 (操作の容易性)を確保するための対応
内部火災 (地震起因含む)	火災に伴う炎、煙の発生及び温度上昇による中央制御室内設備操作性への影響	中央制御室は、常駐する運転員によって火災感知器による早期の火災感知、並びに二酸化炭素消火器または粉末消火器による消火活動が可能であり、中央制御室床下のフロアケーブルダクトには、火災感知器及び自動消火設備であるイナートガス消火設備を設置することにより、中央制御室の機能を維持する。 また、中央制御室内で火災が発生した場合には、盤内の煙感知器により火災を感知し、常駐する運転員が二酸化炭素消火器による消火を行うことで中央制御室の機能を維持する。 (詳細については、設置許可基準規則第8条「火災による損傷の防止」に関する適合状況説明資料を参照)
内部溢水 (地震起因含む)	溢水に伴う水位、温度、線量上昇、化学薬品、照明喪失、感電、漂流物による中央制御室内設備操作性への影響	中央制御室には溢水源がない設計とする。火災が発生したとしても、「運転員が火災状況を確認し、二酸化炭素消火器または粉末消火器にて初期消火を行う」ことを社内規程類に定めることとし、消火水による溢水の影響がない設計とする。蒸気配管破断が発生した場合も、漏えいした蒸気の影響がない設計とする。 (詳細については、設置許可基準規則第9条「溢水による損傷の防止等」に関する適合状況説明資料を参照)
地震	余震による中央制御室内設備操作性への影響	「運転員は地震の揺れを感じた場合、操作を中止し運転員机又は中央制御盤の手摺にて安全を確保するとともに、主盤上の操作器への誤接触の防止を図り、警報発生状況等の把握に努める」ことを社内規程類(運転要領)に定める。なお、地震発生の際候として以下の項目を社内規程類(運転要領)に記載している。 ・体感等による揺れ ・「原子炉トリップパーシャル作動」警報発信 ・地震加速度大による原子炉トリップ ・地震による2次的警報発信
竜巻	外部電源喪失による照明等の所内電源の喪失	外部電源喪失においても、中央制御室の照明は、ディーゼル発電機から給電され [※] 、機能が喪失しない設計とする。また、無停電運転保安灯及び可搬型照明を備えており、全交流動力電源喪失時に重大事故等に対処するために必要な電源の供給が代替非常用発電機から開始されるまでの間においても照明は確保される。(詳細については、設置許可基準規則第11条「安全避難通路等」に関する適合状況説明資料を参照) ※ ディーゼル発電機は各自然現象に対して健全性が確保される設計とする。 地 震 : 設計基準地震動に対して、耐震Sクラス設計とする。 竜 巻 : 設計基準の竜巻風速による複合荷重(風圧、気圧差、飛来物衝撃力)に対して、外殻による防護で健全性を確保する。 風 (台 風) : 設計基準の風速による風圧に対して、外殻による防護で健全性を確保する。 積 雪 : 設計基準の積雪による堆積荷重に対して、外殻による防護で健全性を確保する。 落 雷 : 設計基準の雷撃電流値に対して、避雷針や避雷器等による防護で健全性を確保する。
風(台風)		
積雪		
落雷		
外部火災		
火山の影響		
降水(豪雨(降雨))		
生物学的事象		

DB 条文関連

表 3.3-1 中央制御室に同時にもたらされる環境条件への対応 (2/2)

起回事象	同時にもたらされる中央制御室の環境条件	中央制御室での操作性（操作の容易性）を確保するための対応
(前頁から続き)	(前頁から続き)	<p>外部火災：防火帯の内側に設置することにより延焼を防止し、熱影響に対して健全性を確保する。また、ばい煙に対してもフィルタにより健全性を確保する。</p> <p>火山の影響：設計基準の火山灰の堆積荷重に対して、外殻による防護で健全性を確保する。また、給気系はフィルタ交換等により閉塞せず健全性を確保する。</p> <p>降水(豪雨(降雨))：構内排水設備による排水による防護で健全性を確保する。</p> <p>生物学的事象：原子炉補機冷却海水設備等に影響を与える海生物等をトラベリングスクリーン等で除去することにより健全性を確保する。</p>
外部火災 (森林火災)	ばい煙や有毒ガスの発生による中央制御室内環境への影響	中央制御室空調装置の外気取入ダンパを閉止し、閉回路循環運転とすることで外気を遮断することから、中央制御室内環境への影響はない。 (詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)」，設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(火山の影響)」，設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(近隣工場等の火災)」に関する適合状況説明資料を参照)
外部火災 (近隣工場等の火災)		
火山の影響	降下火砕物による中央制御室内環境への影響	
凍結	凍結による中央制御室内環境への影響	中央制御室空調装置により環境温度が維持されるため、中央制御室内環境への影響はない。 (詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(凍結)」に関する適合状況説明資料を参照)
電磁的障害*	サージ・ノイズによる計測制御回路への影響	計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としており、中央制御室内環境への影響はない。 (詳細については、設置許可基準規則第6条「外部からの衝撃による損傷の防止(電磁的障害)」に関する適合状況説明資料を参照)

*電磁的障害による影響は、指示・制御機能への影響となるため、操作性に直接影響を与えるものではない。

DB 条文関連

3.4 バス等の汚染確認方法について

中央制御室居住性に係る被ばく評価に用いている敷地外から発電所内事務所までの動線は、バスによる移動を想定している。

バス等の車両や人の出入り制限と汚染防護のための入退域管理、汚染サーベイ等をおこなう拠点は、通常、UPZ付近等で設定され、バス等の車両もそこで汚染管理を実施することとなる。

バス等の車両の汚染管理としては、当該車両をUPZ内専用の車両として管理するとともに汚染検査等により必要に応じて除染を行うこととする。

除染方法としては、内部被ばくの防止の観点から、マスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し使用済の防護具類は適切に除染又は処分する。また、汚染の除去は放射性物質の飛散防止の観点から、基本的に拭取りによる除去とし、汚染の除去が困難な部品等については新品と交換する等の措置を取る。

乗車員の被ばく管理については、UPZ付近に設定される入退域管理・汚染サーベイの拠点により行い、被ばく低減の観点から、乗車する車両の運行場所の汚染状況により、必要に応じてマスク、ゴム手袋等の防護具類を着用し内部被ばくの低減に努めるとともに上記車両の除染により外部被ばくの低減も行うこととする。

また、中央制御室の居住性に係る被ばく評価においては、表 3.4-1 のとおり、入退域時の運転員の被ばくを考慮している。入退域時の被ばく評価において、実際にはバスで移動をするために外気濃度そのものを吸入摂取することはないが外気濃度条件で内部被ばくを評価している等の保守性を有しており、バスに若干の汚染があったとしても、中央制御室の居住性に係る被ばく評価全体に影響を与えることはない。

表 3.4-1 中央制御室の居住性（重大事故）に係る被ばく評価

被ばく経路		7日間の実効線量 (mSv) ※1※2※3		
		外部被ばくによる 実効線量	内部被ばくによる 実効線量	実効線量の合計
室内 作業時	①原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 3.3×10^{-2}	—	約 3.3×10^{-2}
	②大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 2.1×10^{-2}	—	約 2.1×10^{-2}
	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 1.7×10^0	約 6.2×10^0	約 7.9×10^0
	小計 (①+②+③)	約 1.8×10^0	約 6.2×10^0	約 8.0×10^0
入退 域時	④原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 1.2×10^1	—	約 1.2×10^1
	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 7.3×10^{-1}	約 3.0×10^{-2}	約 7.6×10^{-1}
	小計 (④+⑤)	約 1.2×10^1	約 3.0×10^{-2}	約 1.2×10^1
合計 (①+②+③+④+⑤)		約 14	約 6.2	約 21※4

※1 中央制御室内でマスク (DF=50) の着用を考慮。1日目は6時間当たり18分間、2日以降は6時間当たり1時間外すものとして評価

※2 入退域時においてマスク (DF=50) の着用を考慮

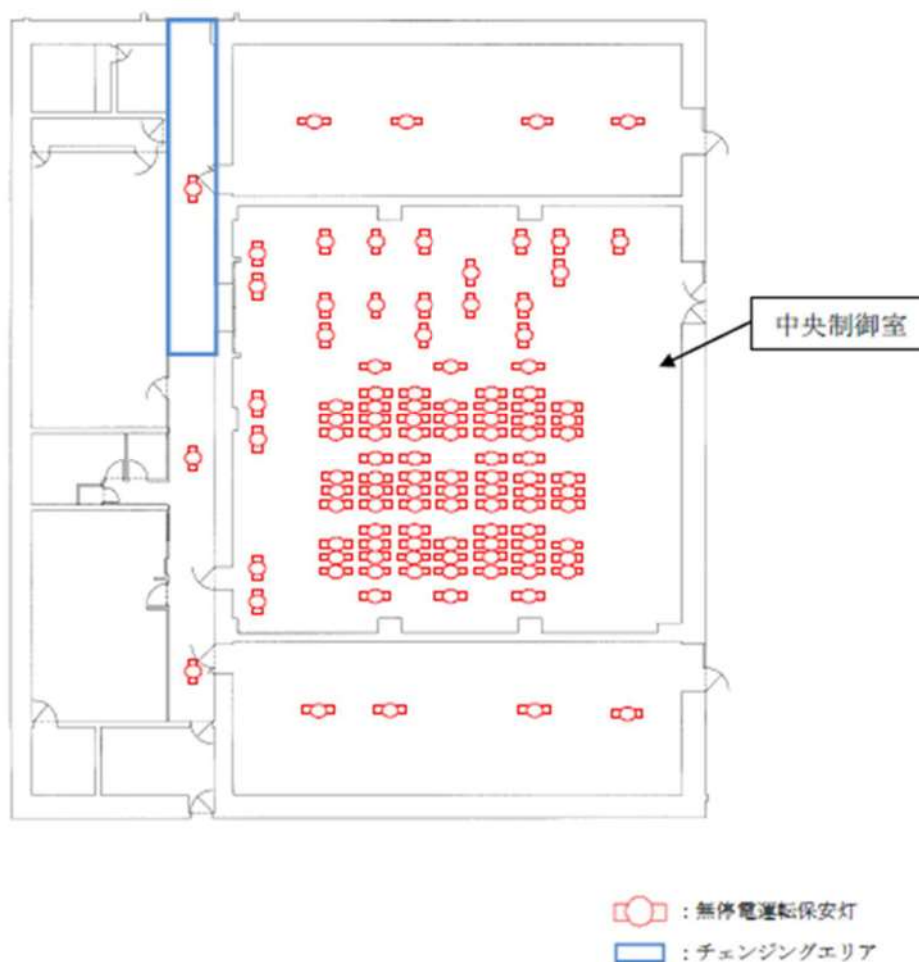
※3 表における「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」以外の数値は、有効数値3桁目を四捨五入し2桁に丸めた値

※4 「実効線量の合計 (①+②+③+④+⑤)」の数値は、有効数値3桁目を切り上げて2桁に丸めた値

3.5 全交流動力電源喪失時の中央制御室設備への給電について

全交流動力電源喪失発生時から4時間以上無充電で点灯する無停電運転保安灯を中央制御室内に以下のとおり配備しており、代替非常用発電機が起動するまでの間（事故発生後25分以内）の照明は確保されている。

無停電運転保安灯により、運転員の操作・監視に支障のない程度の照度を確保しているとともに、全交流動力電源喪失を想定した対応操作訓練を実施している。また、仮に無停電運転保安灯が使用できない場合にも必要な照度を確保できるよう、代替非常用発電機から給電できる可搬型照明（SA）を配備する。



なお、空調については代替非常用発電機が起動するまでの間起動しないが、居住性に係る被ばく評価においては、保守的に全交流動力電源喪失発生から300分後に起動することを条件としている。

また、チェンジングエリア内の照明についても、中央制御室内の照明と同様である。

SA 条文関連

3.6 酸素濃度、二酸化炭素濃度を踏まえた対応について

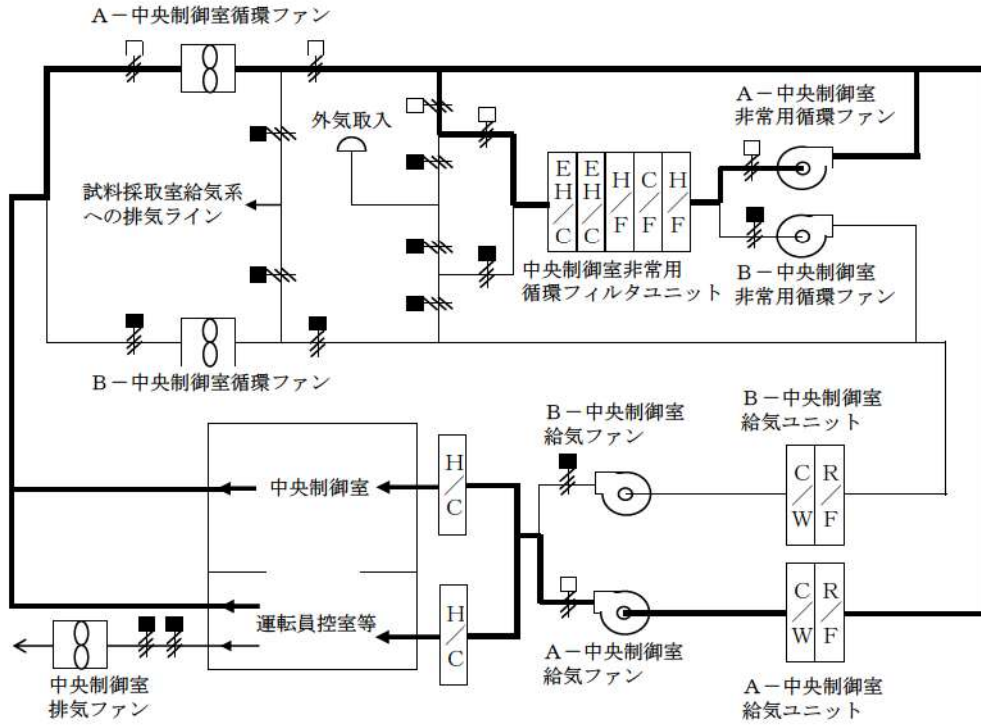
非常用炉心冷却装置が動作する等の事故時においては、中央制御室空調装置について、通常開いている外気取り込みダンパを閉止し、再循環させて放射性物質をフィルタにより低減する系統構成（閉回路循環運転）となる。

閉回路循環運転中には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を定期的に測定し、酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を超えるおそれがある場合は、外気をフィルタで浄化しながら取り入れることとし、その内容を手順に反映する。系統構成概要を添付1に示す。

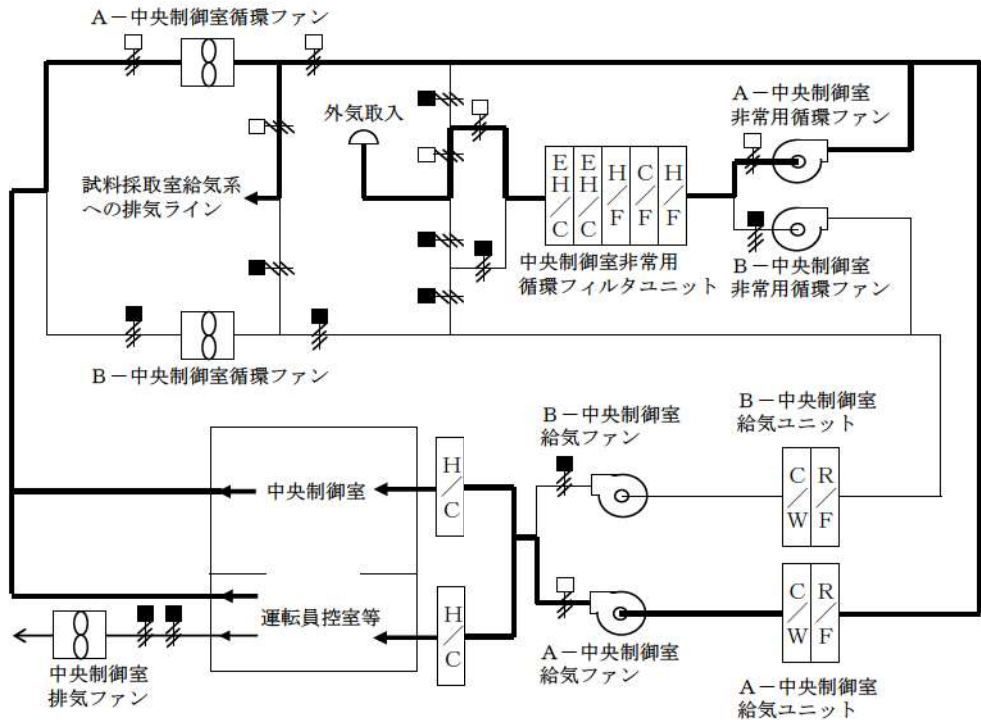
フィルタで浄化しながらの外気取入れであるため、添付2のとおり、中央制御室の居住性に係る被ばく評価への影響は無視できる程度である。

なお、外気取入れを閉止した際において、中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を評価した結果は添付3のとおりであり、中央制御室の居住性に係る被ばく評価の評価期間中、中央制御室に滞在する運転員の操作環境に影響を与えることは考えられない。

DB・SA 条文関連



中央制御室空調装置の系統構成概要（閉回路循環運転）



中央制御室空調装置の系統構成概要（外気取入れ運転）

外気取入れ時の被ばく影響について

重大事故時の中央制御室外気取入れ遮断（閉回路循環運転）中において酸素濃度及び二酸化炭素濃度に係る環境が悪化し、外気を取り入れた場合の居住性に係る被ばく評価への影響を確認する。

外気取入れを考慮した影響確認の評価結果と外気取入れを考慮していない評価結果は表 3.6-1 のとおりであり、フィルタで浄化しながらの外気取入れであるため、中央制御室の居住性に係る被ばく評価への影響は無視できる程度である。評価条件を表 3.6-2 に示す。

なお、本評価においては、7日間の評価期間において最も中央制御室の滞在時間が長く入退域回数が多し運転員を対象として、7日間の積算線量を滞在期間及び入退域に要する時間の割合で配分することで、実効線量を評価した。

また、本評価結果は、原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対する DF を 1 とした場合の結果であるが、原子炉格納容器貫通部のエアロゾル粒子に対する DF を 10 とした場合においては被ばく評価への影響はより軽減される。

表 3.6-1 中央制御室被ばく評価結果比較表（3号炉）

被ばく経路		7日間の実効線量 (mSv)	
		ベース評価 (外気取入を考慮なし)	影響確認 (外気取入を考慮)
室内作業時	①建屋からのガンマ線による中央制御室内での被ばく	約 1.7×10^{-2}	同左
	②大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による被ばく	約 1.2×10^{-2}	同左
	③室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく	約 2.2×10^0	約 2.2×10^0 (約 3.1×10^{-4})*2
	小計 (①+②+③)	約 2.2×10^0	約 2.2×10^0
入退域時	④建屋からのガンマ線による被ばく	約 1.0×10^1	同左
	⑤大気中へ放出された放射性物質による被ばく	約 1.4×10^0	同左
	小計 (④+⑤)	約 1.2×10^1	同左
合計 (①+②+③+④+⑤)		約 15^{*1}	約 15^{*1}

* 1 : 詳細値を有効数字 2 桁に切り上げた値

* 2 : カッコ内は現行評価からの被ばく線量の増加分を記載

SA 条文関連

表 3.6-2 評価条件比較表（中央制御室空調装置条件）

項目	ベース評価での使用値 (外気取入を考慮なし)	影響確認での使用値 (外気取入を考慮)	影響確認での使用値の 設定理由
事故時における外気取り込み	0～168 h：外気取入れなし	0～96 h：外気取入れなし 96～99 h：5.1×10 ³ m ³ /h 外気をフィルタを介して取り込む 99 h～168 h：外気取入れなし	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素及び二酸化炭素濃度を初期値近くまで戻すために必要な外気取入れ時間として3時間^{※1}を想定。 ・7日（168時間）以内に環境悪化をすることは想定できないため、仮に96時間後の取入れを想定。
中央制御室バウンダリ体積(容積)	4.0×10 ³ m ³	同左	条件変更なし
外部ガンマ線による全身に対する線量評価時の自由体積	3.8×10 ³ m ³	同左	条件変更なし
空気流入量	2.00×10 ³ m ³ /h (0.5回/h)	同左	条件変更なし
中央制御室非常用循環フィルタユニットよう素フィルタによる除去効率	0～300分：0% 300分～7日：95%	同左	条件変更なし
中央制御室非常用循環フィルタユニット微粒子フィルタによる除去効率	0～300分：0% 300分～7日：99%	同左	条件変更なし
中央制御室非常用循環フィルタユニットフィルタによる除去効率遅れ時間	300分	同左	条件変更なし
中央制御室非常用循環ファン流量	5.1×10 ³ m ³ /h (ただし、300分後に起動)	同左	条件変更なし

※1：酸素濃度19%、二酸化炭素濃度1.0%（運用上の許容濃度を設定）の環境から、3時間外気取入れを実施した場合、酸素濃度20.89%、二酸化炭素濃度0.063%となる。（初期酸素濃度：20.95%、初期二酸化炭素濃度：0.03%）

SA 条文関連

外気隔離時の中央制御室の酸素及び二酸化炭素濃度の評価について
(設計基準事故及び重大事故時)

1. 設計基準事故時の中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価

(1) 概要

「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の解釈」第38条第13項に規定する「換気設備の隔離その他の適切な防護措置」として、中央制御室空調装置は、隔離ダンパを閉操作することにより外気から遮断し閉回路循環運転とすることができる。

設計基準事故発生時において、隔離ダンパを閉操作し、外気から隔離した場合の中央制御室内の居住性について、以下のとおり評価した。

(2) 評価

外気隔離時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の悪化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。

a. 酸素濃度

「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。

(a) 評価条件

- ・在室人数 10名
- ・中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m³
- ・空気流入率 0.05回/h※（閉回路循環運転）
※空気流入率測定試験結果（約0.12回/h）を基に保守的に設定。
- ・初期酸素濃度 20.95%
- ・1人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/minとする。
- ・1人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/hとする。
- ・許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）

(b) 評価結果

上記評価条件から求めた酸素濃度は、表 3.6-3 のとおりであり、720 時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。

表 3.6-3 外気隔離時の酸素濃度（設計基準事故時）

時間	12 時間	24 時間	36 時間	96 時間	168 時間	720 時間
酸素濃度	20.78 %	20.69 %	20.64 %	20.58 %	20.58 %	20.58 %

b. 二酸化炭素濃度

「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。

(a) 評価条件

- ・ 在室人数 10 名
- ・ 中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m³
- ・ 空気流入率 0.05 回/h※（閉回路循環運転）
※空気流入率測定試験結果（約 0.12 回/h）を基に保守的に設定。
- ・ 初期二酸化炭素濃度 0.03%
- ・ 1 人当たりの二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して、0.046m³/h とする。
- ・ 許容二酸化炭素濃度 1.0%以下（鉱山保安法施行規則から）

なお、米国での研究レポート（U.S. Naval Medical Research Lab. Report No.228）には、1.5%環境下に 42 日間滞在しても、生理学的な機能や精神運動機能の明らかな低下はないとされている。

また、消防庁が発行している通知文書「二酸化炭素消火設備の安全対策について（通知）」（平成 8 年 9 月 20 日）には、2%未満において、はっきりした影響は認められないとされている。（表 3.6-4 参照）

表 3.6-4 二酸化酸素の濃度と人体への影響
 (「二酸化炭素消火設備の安全対策について(通知)」より抜粋)

二酸化炭素の濃度 (%)	症状発現までの暴露時間	人体への影響
2%未満		はっきりした影響は認められない
2~3%	5~10分	呼吸深度の増加, 呼吸数の増加
3~4%	10~30分	頭痛, めまい, 悪心, 知覚低下
4~6%	5~10分	上記症状, 過呼吸による不快感
6~8%	10~60分	意識レベルの低下, その後意識喪失へ進む, ふるえ, けいれんなどの不随意運動を伴うこともある
8~10%	1~10分	同上
10%以上	数分以内	意識喪失, その後短時間で生命の危機あり
30%	8~12呼吸	同上

(b) 評価結果

上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は, 表 3.6-5 のとおりであり, 720 時間外気取入れを遮断したままでも, 中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。

表 3.6-5 外気隔離時の二酸化炭素濃度 (設計基準事故時)

時間	12 時間	24 時間	36 時間	96 時間	168 時間	720 時間
二酸化炭素濃度	0.149 %	0.214 %	0.249 %	0.291 %	0.293 %	0.293 %

2. 重大事故時の中央制御室内の酸素及び二酸化炭素濃度の評価

(1) 概要

「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則の解釈」第 74 条に規定する「運転員がとどまるために必要な措置」として, 中央制御室空調装置は, 外気から遮断する閉回路循環運転とすることができる。

重大事故が発生した際の閉回路循環運転により, 外気の取り込みを一時的に停止した場合の中央制御室内の居住性について, 以下のとおり評価した。

DB・SA 条文関連

(2) 評価

外気隔離時の中央制御室内に滞在する運転員の操作環境の悪化防止のため、酸素濃度及び二酸化炭素濃度について評価を行った。

a. 酸素濃度

「空気調和・衛生工学便覧 空調設備篇」に基づき、酸素濃度について評価した。

(a) 評価条件

- ・ 在室人数 13 名
- ・ 中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m³
- ・ 空気流入率
0～5h 0 回/h（SBO 想定によるファン停止）
5～168h 0.05 回/h※（閉回路循環運転）
※空気流入率測定試験結果（約 0.12 回/h）を基に保守的に設定。
- ・ 初期酸素濃度 20.95%
- ・ 1 人当たりの呼吸量は、事故時の運転操作を想定し、歩行時の呼吸量を適用して、24L/min とする。
- ・ 1 人当たりの酸素消費量は、呼気の酸素濃度：16.40%として、65.52L/h とする。
- ・ 許容酸素濃度 19%以上（鉱山保安法施行規則から）

(b) 評価結果

上記評価条件から求めた酸素濃度は、表 3.6-6 のとおりであり、168 時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。

表 3.6-6 外気隔離時の酸素濃度（重大事故時）

時間	12 時間	24 時間	36 時間	96 時間	168 時間
酸素濃度	20.72 %	20.60 %	20.54 %	20.47 %	20.46 %

b. 二酸化炭素濃度

「空気調和・衛生工学便覧空調設備篇」に基づき、二酸化炭素濃度について評価した。

(a) 評価条件

- ・ 在室人数 13 人
- ・ 中央制御室バウンダリ内体積から空調システム（ダクト等）を除いた保守的な体積 3,500m³
- ・ 空気流入率
0～5h 0 回/h（SBO 想定によるファン停止）
5～168h 0.05 回/h※（閉回路循環運転）
※空気流入率測定試験結果（約 0.12 回/h）を基に保守的に設定。
- ・ 初期二酸化炭素濃度 0.03%
- ・ 1 人当たりの二酸化炭素吐出量は、事故時の運転操作を想定し、中等作業時の吐出量を適用して、0.046 m³/h とする。
- ・ 許容二酸化炭素濃度 1.0%以下（鉱山保安法施行規則から）

(b) 評価結果

上記評価条件から求めた二酸化炭素濃度は、表 3.6-7 のとおりであり、168 時間外気取入れを遮断したままでも、中央制御室内に滞在する運転員の操作環境に影響を与えない。

表 3.6-7 外気隔離時の二酸化炭素濃度（重大事故時）

時間	12 時間	24 時間	36 時間	96 時間	168 時間
二酸化炭素濃度	0.191 %	0.273 %	0.317 %	0.369 %	0.372 %

DB・SA 条文関連

中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価における人員について

泊発電所 3 号炉の中央制御室における酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価において想定する人員の設定については、評価のベースとなる人数として中央制御室の標準人員である 6 人を想定している。その上で、中央制御室に立入る可能性のある人員を考慮して、本評価においては以下のとおり設定している。

すなわち、設計基準事故時については 4 人、重大事故等時については 7 人を、評価のベースとなる人数に加えることで、各々 10 人及び 13 人が外気隔離の期間中（設計基準事故時：30 日、重大事故等時：7 日間）に中央制御室に滞在するものとして評価を行っている。（表 3.6-8）

なお、(1)(2)項に設定の考え方を示す。

表 3.6-8 中央制御室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の評価における人員の設定

	在室人員	評価条件の設定
設計基準事故時	10 人	当直員 6 人 ^{※1} に加えて 4 人 ^{※2} を考慮
重大事故等時	13 人	当直員 6 人 ^{※1} に加えて 7 人 ^{※3} を考慮

※1：標準人員（表 2）

※2：研修員等を想定

※3：重大事故等時に当直指揮下となる可能性のある災害対策要員（運転班員）を想定

(1) 評価のベースとなる人数

評価のベースとなる人数（評価期間中は中央制御室内に滞在）としては、標準人員である 6 人を考慮している（表 3.6-9）。「標準人員」は、発電課長（当直）、副長、運転員 I 及び運転員 II から成り、通常運転時の対応、停止時の対応、事故等時の事象収束対応等の中央制御室内の操作状況によらず変わるものではない。

一方、保安規定では確保する運転員の人数が発電用原子炉の運転モードに応じて定められており、最も多くなる発電用原子炉運転中の場合では「6 名以上」と定めている。ここで、保安規定で定める運転員の人数に対しては、欠員が生じないように補充することも規定されており、当直体制としての人数が確保されることを前提としている。この人数が標準人員の 6 人であり、評価のベースとしてこの標準人員を用いることは妥当と考える。

表 3.6-9 標準人員の内訳

	在室人員
発電課長（当直）	1 人
副長	1 人
運転員 I、運転員 II	4 人

(2) 評価条件の設定の考え方

本評価においては中央制御室に在室する要員として、(1)で設定したベースの人数に加えて、立入る可能性のある人員を追加し、この人員が評価期間中、中央制御室に常駐しているものと想定した。

ここで、(1)で設定した運転員についても、評価条件を設定するに当たって運転員に加える人員についても、設計基準事故時及び重大事故等時の評価で想定する評価期間（30日間及び7日間）中、常に中央制御室に在室するわけではないが、これらの合計人数が評価期間中は常に在室するものと想定した。

なお、運転員に対して設定している(1)の標準人員に対し、研修員等が中央制御室に在室することもある。また、重大事故等時においては災害対策要員（運転班員）7人が当直指揮下に入るため中央制御室に立入る可能性がある。

一方、事故発生時には中央制御室への立入りを制限が定められている。これらを踏まえて、今回の評価では設計基準事故時の評価では4人、重大事故等時の評価では7人を(1)の標準人員に加えて評価することとした。

なお、中央制御室の平均的な在室人員及び中央制御室の在室人員の推移を表 3.6-10、表 3.6-11 及び図 3.6-1、図 3.6-2 にそれぞれ示す。

表3.6-10 設計基準事故時における中央制御室の在室人員

	1日目	2日目	3日目	・・・	29日目	30日目	30日間 平均
事象発生時 点で1, 2, 3直	8.65	8.44	8.65	・・・	8.65	8.44	8.55
事象発生時 点で1, 連 直	8.44	8.65	8.44	・・・	8.44	8.65	8.55

(単位：人)

表3.6-11 重大事故等時（過圧破損シナリオの場合）における中央制御室の在室人員

	1日目			2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	7日間 平均
	2時間 (初動)	2～24 時間	平均							
事象発生時 点で1, 2, 3直	8.31	8.86	8.81	5.25	5.38	5.25	5.38	5.25	5.38	5.82
事象発生時 点で1, 連 直	8.31	8.73	8.69	5.38	5.25	5.38	5.25	5.38	5.25	5.80

(単位：人)

DB・SA 条文関連

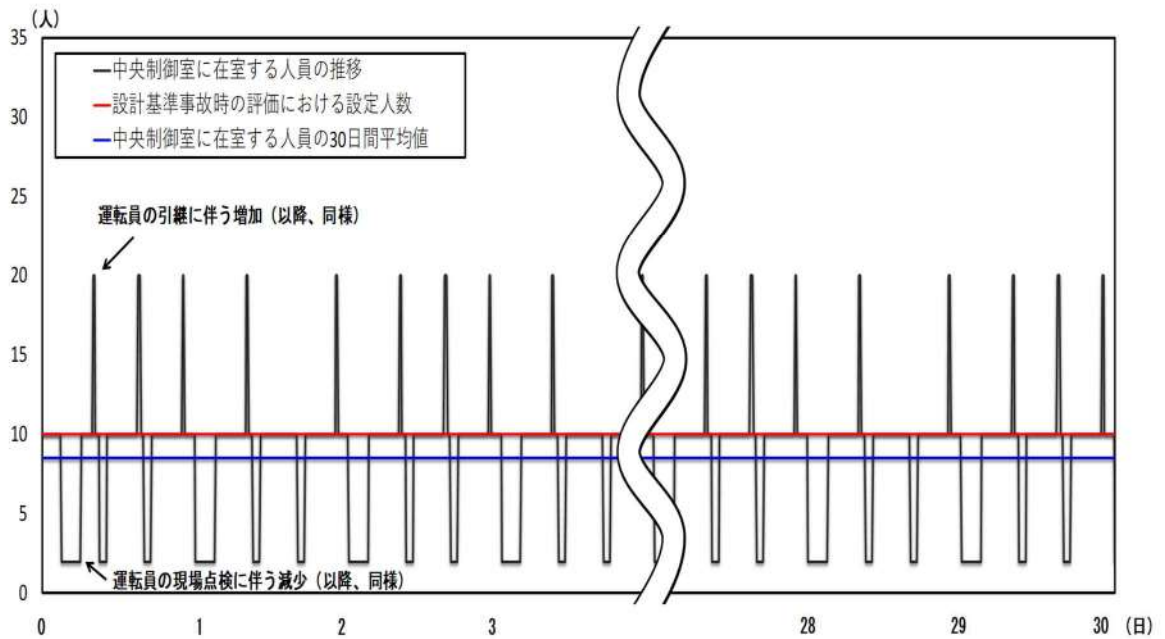


図 3.6-1 設計基準事故時における中央制御室の在室人員の推移のイメージ

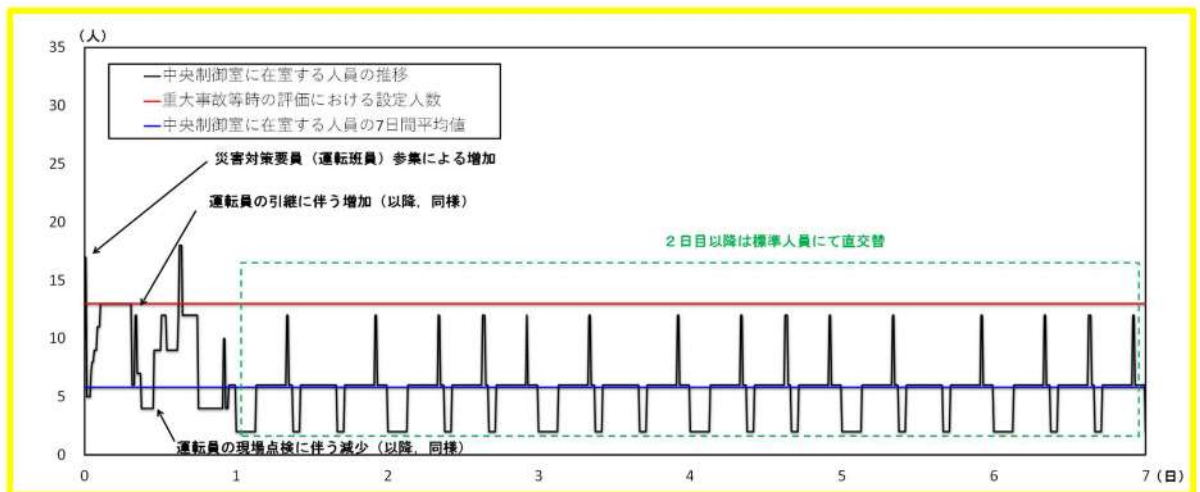


図3.6-2 重大事故等時（過圧破損シナリオの場合）における中央制御室の在室人員の推移のイメージ

DB・SA 条文関連

3.7 設置許可基準規則 59 条における可搬型照明の扱いについて

(1) 中央制御室用の可搬型照明の扱い

中央制御室用の照明に関しては、設置許可基準規則 59 条解釈において、「原子炉制御室用の電源（空調及び照明等）は、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。」とされている。この条文要求は、照明へ給電する代替交流電源設備の設置が要求事項であり、照明自体を重大事故等対処設備とすることが要求事項ではないと考える。

したがって、中央制御室用の照明は条文要求上は重大事故等対処設備とすることが必須とは考えていないが、運転員による中央制御室内でのパラメータ監視や操作のために安定的に制御盤等の照度を確保することの重要性に鑑み、重大事故等対処設備として整理する。具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、中央制御室の常設照明は耐震性を有していないため自主対策設備として整理する。

(2) チェンジングエリア用の可搬型照明の扱い

チェンジングエリアに関しては、設置許可基準規則 59 条解釈において、「原子炉制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、原子炉制御室への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。」とされており、照明設置に関する要求事項はない。

したがって、チェンジングエリア用の照明については、条文要求上は重大事故等対処設備とすることが必須とは考えていないが、チェンジングエリアの運用のために照明確保は必要であり、また、59 条における照明の扱いの整合性を図るために、チェンジングエリア用の照明についても重大事故等対処設備として扱うこととする。具体的には、可搬型照明を重大事故等対処設備として整理し、チェンジングエリアの常設照明は耐震性を有していないため自主対策設備として整理する。

59-7

原子炉制御室の居住性に係る被ばく評価について

目 次

26 条別添 2 参照

本資料

1. 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価について・・・	26 条-別添 2-1-1
1.1 大気中への放出量の評価・・・	26 条-別添 2-1-1
1.2 大気拡散の評価・・・	26 条-別添 2-1-1
1.3 建屋内の放射性物質からのガンマ線の評価・・・	26 条-別添 2-1-1
1.4 中央制御室の居住性に係る被ばく評価・・・	26 条-別添 2-1-1
1.4.1 中央制御室内での被ばく・・・	26 条-別添 2-1-2
1.4.1.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路①）・・・	26 条-別添 2-1-2
1.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質のガンマ線による中央制御室内での被ばく（経路②）・・・	26 条-別添 2-1-2
1.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による中央制御室内での被ばく（経路③）・・・	26 条-別添 2-1-2
1.4.2 入退域時の被ばく・・・	26 条-別添 2-1-4
1.4.2.1 建屋内の放射性物質からのガンマ線による入退域時の被ばく（経路④）・・・	26 条-別添 2-1-4
1.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による入退域時の被ばく（経路⑤）・・・	26 条-別添 2-1-4
1.5 評価結果のまとめ・・・	26 条-別添 2-1-6

2. 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価について・・・	59-7-2-1
2.1 評価事象・・・	59-7-2-1
2.2 大気中への放出量の評価・・・	59-7-2-1
2.3 大気拡散の評価・・・	59-7-2-2
2.4 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価・・・	59-7-2-3
2.4.1 中央制御室内での被ばく・・・	59-7-2-3
2.4.1.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路①）・・・	59-7-2-3
2.4.1.2 大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路②）・・・	59-7-2-3
2.4.1.3 室内に外気から取り込まれた放射性物質による被ばく（経路③）・・・	59-7-2-4
2.4.2 入退域時の被ばく・・・	59-7-2-4

2.4.2.1 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく（経路④）	59-7-2-4
2.4.2.2 大気中へ放出された放射性物質による被ばく（経路⑤）	59-7-2-4
2.5 評価結果のまとめ	59-7-2-4

添付資料 1 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価につい

て	26 条-別添 2-添 1-1-1
1-1 中央制御室の居住性（設計基準事故）に係る被ばく評価条件表	26 条-別添 2-添 1-1-1
1-2 原子炉冷却材喪失時における再循環開始時間について	26 条-別添 2-添 1-2-1
1-3 居住性に係る被ばく評価に用いた気象資料の代表性について	26 条-別添 2-添 1-3-1
1-4 線量評価に用いる大気拡散の評価について	26 条-別添 2-添 1-4-1
1-5 空気流入率試験結果について	26 条-別添 2-添 1-5-1
1-6 直交替の考え方について	26 条-別添 2-添 1-6-1
1-7 中央制御室（設計基準事故）居住性に係る被ばく評価との適合状況	26 条-別添 2-添 1-7-1

添付資料 2 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価に

ついて	59-7-添 2-1-1
2-1 中央制御室の居住性（炉心の著しい損傷）に係る被ばく評価条件表	59-7-添 2-1-1
2-2 事象の選定の考え方について	59-7-添 2-2-1
2-3 居住性評価に用いる炉心選定の考え方について	59-7-添 2-3-1
2-4 核分裂生成物の放出割合について	59-7-添 2-4-1
2-5 放射性物質の大気放出過程について	59-7-添 2-5-1
2-6 よう素の化学形態の設定について	59-7-添 2-6-1
2-7 原子炉格納容器等への無機よう素の沈着効果について	59-7-添 2-7-1
2-8 原子炉格納容器等へのエアロゾルの沈着効果について	59-7-添 2-8-1
2-9 スprayによるエアロゾルの除去速度の設定について	59-7-添 2-9-1
2-10 アニュラス空気浄化設備 空気作動弁の開放手順の成立性につい て	59-7-添 2-10-1
2-11 アニュラス部の負圧達成時間について	59-7-添 2-11-1
2-12 フィルタ除去効率の設定について	59-7-添 2-12-1
2-13 被ばく評価に用いた気象資料の代表性について	59-7-添 2-13-1
2-14 被ばく評価に用いる大気拡散評価について	59-7-添 2-14-1
2-15 地表面への沈着速度の設定について	59-7-添 2-15-1
2-16 乾性沈着速度の設定について	59-7-添 2-16-1
2-17 マスクによる防護係数について	59-7-添 2-17-1